

第151回国会概観

第151回国会（常会）は1月31日に召集され、6月29日に150日間の会期を終了した。

開会式は召集日の午後1時から、参議院議場で行われた。

約半世紀ぶりに行政機構の抜本的見直しが実施され、1月6日、中央省庁が1府22省庁から1府12省庁に再編された。

これを踏まえ、召集日に、衆参両院において常任委員会の再編が行われ、参議院本会議において、内閣委員長外16常任委員長の選挙が行われ、井上裕参議院議長は17常任委員長を指名した。衆議院本会議においても、議院運営委員長外16常任委員長の選挙が行われた。

同日、両院本会議において、森喜朗内閣総理大臣の施政方針演説を始め外交・財政・経済の政府4演説が行われ、これに対する代表質問は、2月5日、6日、7日に行われた。

会期の前半においては、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団（KSD）事件、外務省元要人外国訪問支援室長による内閣官房報償費（機密費）の流用事件及び愛媛県立宇和島水産高校のまぐろはえ縄実習船「えひめ丸」と米海軍の原子力潜水艦「グリーンビル号」の衝突事故等が焦点となった。

KSD問題では、同事業団に有利な国会質問をした見返りに資金提供を受けたとされる疑惑で、1月29日、小山孝雄参議院議員が、また2月26日、村上正邦参議院議員が議員をそれぞれ辞職した。2月28日、参議院予算委員会において村上正邦前参議院議員の証人喚問を行った。東京地検特捜部は、小山、村上の両前議員を受託収賄容疑で逮捕した。この結果、同事件の解明は司法に委ねられることになった。

外務省元要人外国訪問支援室長による内閣官房報償費（機密費）の流用事件では、両院の予算委員会及び国家基本政策委員会合同審査会等において、外務省報償の在り方、使途、内閣官房報償費の減額等について質疑が行われた。6月6日、外務省は同事件を踏まえ外務省改革要綱を発表した。

日本時間の2月10日朝、愛媛県立宇和島水産高校のまぐろはえ縄実習船「えひめ丸」と米海軍の原子力潜水艦「グリーンビル号」の衝突事故がハワイ沖で発生、実習船は沈没し、実習していた生徒4名を含む9名の行方不明者を出し、大きな問題となった。両院の予算委員会等において、事故報告をめぐる森総理の対応等について質疑が行われ、また3月23日、参議院本会議において米国訪問及びえひめ丸衝突事故に関する報告が森総理から行われた後、危機管理対応策等について質疑が行われた。

重要法案のうち、政府提出法案では衆議院で継続審査となっていた確定拠出年金法案（第150回国会閣法第21号）が、衆議院では6月8日、厚生労働委員会において修正議決され、同12日、本会議で修正議決され、参議院では21日、厚生労働委員会において可決、22日、本会議で可決され、成立した。また、学校教育法の一部を改正する法律案等教育改革関連3法案等が成立した。議員提出法案では、衆議院議員提出法案で衆議院で継続審査となっていた特殊法人等改革基本法案（第150回国会衆第16号）が成立した。

3月5日、衆議院本会議において、森内閣不信任決議案（鳩山由紀夫君外10名提出）が

否決され、同14日、参議院本会議において、内閣総理大臣森喜朗君問責決議案（久保亘君外7名発議）が否決された。

平成13年度予算3案は、1月31日、国会に提出され、衆議院では3月2日、予算委員会及び本会議においてそれぞれ可決され、参議院においては、26日、予算委員会及び本会議において可決され、成立した。

4月6日、森総理（自民党総裁）は辞意表明した。自由民主党は党员・党友による総裁予備選挙を行ったが、小泉純一郎衆議院議員が圧勝した。これを受けて、24日、衆参両院議員と地方代表による本選挙が行われ、小泉衆議院議員が第20代総裁に選出された。25日、自由民主党、公明党及び保守党は連立政権を継続していくことで合意した。

4月26日、森内閣は総辞職した。同日、内閣総理大臣の指名が行われ、参議院、衆議院本会議において、それぞれ記名投票の結果、小泉自民党総裁が第87代、56人目の内閣総理大臣に指名された。同日夜、皇居での総理親任式、閣僚の認証式を経て、自由民主党、公明党、保守党の3党による小泉内閣が発足した。7閣僚が再任され、現憲法下で歴代最多となる女性5人、また民間人3人が入閣した。5月1日、政府は閣議で22人の副大臣を決定し、同日、皇居での認証式を経て副大臣会議が開かれた。

5月7日、両院本会議において、小泉純一郎内閣総理大臣が就任後初の所信表明演説を行った。これに対する代表質問は、9日から11日の3日間行われた。

会期の後半では、ハンセン病問題に対する対応が焦点となった。

5月11日、熊本地裁は、ハンセン病国家賠償訴訟（「らい予防法」違憲国家賠償請求事件）で、立法の不作为責任を含む国の責任を認め、総額約18億円の支払いを命じる原告側勝訴の判決を下した。政府は、23日、控訴を行わない旨の決定をし、25日には「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」を発表するとともに、判決に対する法律上の問題点について政府声明を発表した。

6月7日、衆議院本会議において、ハンセン病問題に関する決議案（藤井孝男君外14名提出）を、また8日、参議院本会議において、ハンセン病問題に関する決議案（山崎正昭君外8名発議）をそれぞれ可決した。決議は、ハンセン病患者と元患者に謝罪するとともに、隔離政策の継続を許してきた責任を認め、すみやかに患者、元患者に対する名誉回復と救済等の立法措置を講ずることを決意するとしている。

この決議を受け、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図ること等を内容とするハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案（衆議院厚生労働委員長提出）が、6月12日、衆議院本会議で可決され、参議院では、14日、厚生労働委員会で可決され、15日、本会議で可決、成立した。

5月28日、最高裁第3小法廷はオレンジ共済組合事件で詐欺罪に問われた参議院議員の友部達夫被告の上告棄却を決定した。友部被告は異議申立てを行ったが、最高裁はこれを棄却、6月7日、懲役10年の実刑判決が確定し、失職した。

6月22日、参議院本会議において3調査会長から最終報告が行われた。

6月29日、参議院本会議において、学校教育法の一部を改正する法律案外8法案を可決

した後、請願審議及び継続調査の会期末手続を行った。また、衆議院において、漁船法の一部を改正する法律案を可決した後、請願審議及び閉会中審査の会期末手続を行い、閉幕した。

議院の構成

召集日当日、井上裕参議院議長は、議席を指定、今国会から新しい編成となった内閣委員長外16常任委員長の選挙が行われ、議長は17常任委員長を指名した。また、災害対策特別委員会外4特別委員会が設置された。

同日、災害対策特別委員会等5特別委員会においてそれぞれ特別委員長を選任した。また、憲法調査会も会長を選任した。

衆議院においては、召集日当日、議院運営委員長外16常任委員長の選挙が行われ、また災害対策特別委員会外4特別委員会が設置された。

森総理大臣の施政方針演説等

召集日に、衆参本会議において、森総理が施政方針演説、河野洋平外務大臣が外交演説、宮澤喜一財務大臣が財政演説、麻生太郎経済財政政策担当大臣が経済演説を行った。

施政方針演説の概要は次のとおりである。

KSD問題で議員が逮捕されたことは残念の極みである。信頼回復に全力を尽くす。外務省職員による業務上横領容疑は極めて遺憾であり、原因解明と再発防止に万全を期す。

明治維新、戦後改革に次ぐ第3の抜本的改革を実行することが必要である。この国会を日本新生のための改革国会と位置付け、全力を尽くす。

我が国経済は依然として厳しい状況にある。引き続き景気に軸足を置き、経済を本格的な回復軌道に乗せることが最重要課題である。不良債権問題を抜本的に解決し、金融の再構築を図るなど、一層の努力をしてまいる。IT革命は我が国発展の鍵であり、e-Japan戦略を決定したが、具体的な重点計画を3月末を目途に策定する。併せて、通信・放送融合サービスの発展を促す政策を展開していく。

一連の教育改革関連法案を提出する。教育基本法の見直しは、中央教育審議会等で国民的な議論を深めてまいる。社会保障制度改革は、社会保険方式を基本に効率的な制度を構築する。また、男女共同参画会議において仕事と子育ての両立支援策をとりまとめ、安心して子育てができる社会を築いていく。

公務員制度改革は、秋以降、法制化を含む具体的な作業に入る。特殊法人、公益法人改革については、早期に改革の方向性を明らかにしていく。規制改革については、3月末までに具体的成案を得てまいる。

我が国外交は、アジア太平洋地域の平和と繁栄を確保することを優先課題とする。日米安保体制の信頼性を向上させ、日米両国がともに繁栄する新しい経済関係を探求していきたい。北朝鮮との人道的及び安全保障上の問題については、対話を進める中で、解決に向け全力を傾けてまいる。ロシアとの間では、北方四島の帰属問題を解決する平和条約の締結に向け、双方の努力が必要である。

新中期防衛力整備計画に従い、節度ある防衛力の整備に努める。有事法制は、文民統制

の下で国家、国民の安全を確保するために必要である。

政府4演説に対し、衆議院本会議で2月5日、6日、参議院本会議で6日、7日、それぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、KSD問題、在日米軍問題を含む日米関係、日ロ関係、有事法制、雇用対策、財政構造改革、地方分権推進、教育改革、COP6など環境対策、少子化対策等であった。

(政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの2を参照されたい。)

平成13年度総予算

一般会計予算規模82兆6,524億円の平成13年度総予算は、1月31日、閣議決定され、国会に提出された。同日、宮澤財務大臣の財政演説が両院の本会議で行われた。

衆議院では、予算委員会において、2月7日、趣旨説明を聴取し、8日、9日に基本的質疑を行った。2月13日、15日にKSD・報償費問題等に関する集中審議を行った。公聴会は2月27日、28日、分科会は3月1日、2日に行われ、2日、締めくくり質疑の後、可決された。この間、森総理は、基本的質疑、締めくくり質疑のほか、2月19日、3月1日の質疑に出席した。3月2日、本会議において記名投票をもって採決の結果、賛成285、反対190で可決された。

参議院では、予算委員会において、2月23日、趣旨説明を聴取した。28日、KSD問題について前参議院議員・村上正邦君を証人として出席を求め、証言を聴いた。衆議院からの送付を受け、3月6日、7日、総括質疑方式により基本的質疑を行った。8日から23日にかけて一般的質疑を行ったが、このうち12日は森総理が出席した。15日に公聴会を開き、6人の公述人から意見を聴き質疑を行った。16日にKSD・報償費問題等に関する集中審議を行った。委嘱審査は22日、23日に行われた。23日に、千葉景子君外2名から、内閣官房報償費を4分の1に、外務省報償費を2分の1にそれぞれ削減することを主な内容とする修正案が提出された。以後、政府原案とあわせて質疑が行われた。26日、締めくくり質疑を行い、質疑を終局、討論の後、修正案は否決、原案は可決された。

同日、本会議に上程され、委員長報告、千葉景子君外2名提出の修正案趣旨説明、討論の後、記名投票をもって採決の結果、修正案は賛成104、反対135にて否決、原案は賛成135、反対106にて可決され、平成13年度予算3案は成立した。

参議院予算委員会の質疑の主な点は、森総理の辞意表明報道、KSD問題、財政の現状認識、平成13年度予算の重点、デフレの様相を呈している景気の現状、日銀の金利政策、報償費横領事件などであった。

小泉総理大臣の所信表明演説

5月7日、両院本会議において、小泉総理が就任後初の所信表明演説を行った。

演説の概要は次のとおりである。

私は、構造改革なくして日本の再生と発展はないという信念のもとで、新世紀維新ともいべき改革を断行したいと思う。痛みを恐れず、既得権益の壁にひるまず、過去の経験にとらわれず、21世紀にふさわしい経済・社会システムを確立していきたい。

国民の政治参加の道を広げることが極めて重要である。首相公選制について、早急に懇談会を立ち上げ、国民に具体案を提示する。

緊急経済対策を速やかに実行に移す。従来の需要追加型の政策から、不良債権処理や資本市場の構造改革を重視する政策へとかじ取りを行う。

小泉内閣は、以下の3つの経済、財政の構造改革を断行する。

第1に、2年から3年以内に不良債権の最終処理を目指す。

第2は、新規産業や雇用の創出を促進するとともに、徹底的な規制改革を推進する。さらに、公正取引委員会の体制を強化し、21世紀にふさわしい競争政策を確立する。IT革命の推進に関しては、中間目標を設定するIT2002プログラムを作成したい。

第3は、財政構造の改革である。21世紀にふさわしい、簡素で効率的な政府をつくることが財政構造改革の目的である。

私は、構造改革を2段階で実施する。まず、平成14年度予算では、国債発行を30兆円以下に抑えることを目標とし、歳出の徹底した見直しに努める。その後、持続可能な財政バランスを実現するため、新たな借金に頼らないことを次の目標とするなど、本格的な財政再建に取り組んでまいらる。

特殊法人等について見直し、財政支出の大胆な削減を目指す。郵政3事業については、予定どおり平成15年の公社化を実現し、民営化問題を含めた検討を進め、国民に具体案を提示する。司法制度改革についても、司法制度改革審議会から提出される最終意見を踏まえ、新しい時代にふさわしい制度を目指した改革を進める。

内政、外交の円滑な遂行に役立てるという報償費の原点に立って抜本的に見直し、減額も含め平成13年度予算を厳正に執行する。

年金、医療、介護については、自助と自律の精神を基本とし、世代間の給付と負担の均衡を図り、持続可能な、安心できる制度を再構築する決意である。仕事と子育ての両立を積極的に支援するため、保育所の待機児童ゼロ作戦を推進する。

環境問題については、政府は、原則としてすべての公用車を低公害車に切りかえてまいらる。2002年までの京都議定書発効を目指して最大限努力する。

多発する凶悪犯罪への対策や入国管理の体制を強化し、「世界一安全な国、日本」に対する国民の信頼を取り戻す。

日米同盟関係を基礎にして、中国、韓国、ロシア等の近隣諸国との友好関係を維持発展させていくことが大切である。国連改革の実現や世界貿易機関を中心とする自由貿易体制の強化、さらには地球環境問題などに主体的に取り組む。日米安保体制がより有効に機能するよう努める。また、普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄県民の負担を軽減する努力をしてまいらる。

有事法制について、昨年の与党の考え方を十分に受けとめ、検討を進めてまいらる。

関係閣僚などが出席するタウンミーティングをすべての都道府県において半年以内に実施し、また、「小泉内閣メールマガジン」を発刊する。こうした対話を通じ、国民が政策形成に参加する機運を盛り上げていきたい。

この内閣において、聖域なき構造改革に取り組む。私は、みずからを律し、一身を投げ

出し、日本国総理大臣の職責を果たすべく、全力を尽くす覚悟である。

この所信表明演説に対し、衆議院本会議で5月9日、10日、参議院本会議で10日、11日、それぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、首相公選制、財政構造改革、不良債権処理、集団的自衛権、社会保障制度、少子化対策、教育改革、地球温暖化問題、報償費、ハンセン病国家賠償訴訟、歴史教科書問題等であった。

(所信表明演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの2を参照されたい。)

決算の審査

平成10年度決算は、決算委員会において、6月25日、締めくくり総括的質疑を行い、是認すべきものと議決した。27日、本会議で、是認することに決した。また、内閣に対し、3項目にわたる警告決議を行った。

教育改革関連法案

学校教育、社会教育での体験活動の充実、「飛び入学」の促進などを盛り込んだ教育改革関連3法案が成立した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、教育委員会の活性化を図るとともに、指導が不適切な教員について教員以外の職に転職させることができることとし、あわせて、公立高等学校の通学区域に係る規定を削除しようとするものである。

学校教育法の一部を改正する法律案は、小学校等における社会奉仕体験活動等の体験活動を促進するほか、大学における飛び入学の促進を図るとともに、出席停止制度の改善を行おうとするものである。

社会教育法の一部を改正する法律案は、家庭教育に関する講座の開設及び青少年に対する体験活動の機会の提供を教育委員会の事務として規定しようとするものである。

衆議院では、5月29日、本会議で趣旨説明を聴取して審議入りし、6月13日、文部科学委員会、地教行法改正案について可決、学教法改正案について、社会奉仕体験活動の例としてボランティア活動を明記すること、「飛び入学」をさせることのできる大学を一定の大学に限定すること、社教法改正案について、社会奉仕体験活動の例としてボランティア活動を明記することを内容とする修正議決が行われ、14日の本会議で委員会の決定どおり議決された。

参議院では、15日、本会議で趣旨説明を聴取し、文教科学委員会で3案一括して審議が行われ、28日に可決、会期最終日の29日に本会議で可決され、成立した。

企業年金等改革関連法案

少子高齢化の進展、産業構造の変化、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化に対応し、公的年金に上乘せして給付を行う年金制度として、新企業年金(規約型、基金型)及び確定拠出年金を導入することを目的とした、確定給付企業年金法案及び確定拠出年金法案が成立した。

確定給付企業年金法案は、事業主が従業員と給付の内容を約する確定給付企業年金につ

いて、規約型及び基金型を設け、積立基準の設定、行為準則の明確化、情報開示等により受給権保護を図り、もって国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援しようとするものである。

本法案は、衆議院においては、厚生労働委員会で、5月25日、確定給付企業年金を実施する事業主等及び厚生年金基金は、加入者等に対して行う業務の概況についての情報提供を受給者に対しても行うように努める旨の規定を追加する修正を加え、修正議決され、同日、本会議で修正議決された。参議院では、28日、本会議で趣旨説明が行われ、6月7日、厚生労働委員会で可決、8日、本会議で可決され、成立した。

確定拠出年金法案は、個人または事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与しようとするものである。

本法案は、第150回国会に提出され、衆議院で継続審査となっていた。衆議院では、6月8日、厚生労働委員会で、施行期日を平成13年10月1日に改める等の修正を加えて修正議決、12日、本会議で修正議決された。参議院では、13日、本会議で趣旨説明が行われ、21日、厚生労働委員会で可決、22日、本会議で可決され、成立した。

特殊法人等改革基本法案

第150回国会に衆議院において議員提案された本法案は、今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、集中改革期間における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進しようとするものである。

衆議院では、6月8日、内閣委員会で可決、同日本会議で可決された。参議院では、19日、内閣委員会で可決、20日、本会議で可決され、成立した。

高齢者の居住環境改善関連法案

高齢者の居住の安定確保に関する法律案は、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、あわせて、高齢者に適した良好な居住環境が確保され、高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、特別割増貸付制度の適用期限を5年間延長するとともに、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する建築物の建替えに係る貸付金の償還方法について高齢者に対する特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

衆議院においては、高齢者の居住の安定確保に関する法律案について本会議で趣旨説明が行われ、両案を議題として国土交通委員会で審議が行われ、3月16日、委員会で可決、

22日、本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、同23日、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について本会議で趣旨説明が行われ、同案は23日、高齢者の居住の安定確保に関する法律案は26日、国土交通委員会に付託され、両案を一括して審議が行われた。29日、委員会で可決、30日、本会議で可決され、成立した。

調査会報告等

国際問題に関する調査会から「21世紀における世界と日本—我が国の果たすべき役割—」、国民生活・経済に関する調査会から「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」、共生社会に関する調査会から「男女等共生社会の構築に向けて」として、調査報告がそれぞれ提出され、6月22日の本会議において各調査会長から報告があった。

また、「少子化対策推進に関する決議案」が国民生活・経済に関する調査会委員の発議により提出され、可決された。

4月2日、共生社会に関する調査会から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案」(DV防止法)が提出され、4日、本会議で可決された。

これは、「女性に対する暴力」について、各会派の調査会メンバーを主たる構成員とするプロジェクトチームで立法化に向けて協議を重ねた結果を踏まえ、ドメスティック・バイオレンスの状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するための施策を講じようとするものである。

衆議院においては、法務委員会で審議され、4月6日、委員会で可決、同日、本会議で可決され、成立した。

国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)

今国会では、国家の基本政策に関する件について、鳩山由紀夫君、志位和夫君、土井たか子君及び小沢一郎君が、森総理と2回(2月14日、4月4日)、小泉総理と3回(6月6日、13日、20日)、討議を行った。なお、4月4日、小沢一郎君は討議を行わなかった。

憲法調査会

参議院憲法調査会は、「国民主権と国の機構」について、7回にわたり参考人から意見を聴き、質疑を行った。

衆議院憲法調査会は、「21世紀の日本のあるべき姿」として、参考人から意見を聴いた。また、地方公聴会を行った。

法律案等の成立件数等

内閣提出法律案は100件(継続1件を含む)であり、このうち93件が成立、7件は衆議院で継続審査となった。

参議院議員提出法律案は22件、うち1件が成立、1件が撤回、残りは未了となった。

衆議院議員提出法律案は70件(継続6件を含む)で、うち18件が成立し、衆議院で3件が否決、36件が継続審査となり、2件が撤回、11件が未了となった。

平成13年度総予算は、成立した。

条約は、11件提出され、8件が承認、3件は衆議院で継続審査となった。

決算は、平成10年度決算外2件が議決され、平成11年度決算外2件が提出された。

国政調査等

報償費横領疑惑に関する件、えひめ丸衝突事故に関する件等について、2月27日、外交防衛委員会において質疑が行われた。

3月24日に瀬戸内海安芸灘沖で発生した強い地震（平成13年芸予地震）について、同28日、災害対策特別委員会において、政府から報告を聴取し、質疑を行った。

4月10日、環境委員会において、地球温暖化防止京都議定書への対応、有明海のノリの不作の問題等について質疑が行われた。

ハンセン病問題に関する件について、厚生労働委員会において、5月31日に厚生労働大臣等に対し質疑を行った。また、6月14日、ハンセン病訴訟の原告団、療養所入所者の代表ら5名の参考人から意見を聴いた。

1 参議院役員等一覧

(会期終了日 13.6.29 現在)

役員名		召集日(13.1.31)	会期中選任
議長		井上 裕 (無)	
副議長		菅野 久光 (無)	
常任委員 長	内閣	江本 孟紀 (民主)*	
	総務	溝手 顕正 (自保)*	
	法務	日笠 勝之 (公明)*	
	外交防衛	服部 三男雄 (自保)*	
	財政金融	伊藤 基隆 (民主)*	
	文教科学	市川 一朗 (自保)*	
	厚生労働	中島 真人 (自保)*	
	農林水産	太田 豊秋 (自保)*	
	経済産業	加藤 紀文 (自保)*	
	国土交通	今泉 昭 (民主)*	
	環境	吉川 春子 (共産)*	
	国家基本政策	本岡 昭次 (民主)*	
	予算	岡野 裕 (自保)*	
	決算	谷川 秀善 (自保)*	
	行政監視	統 訓弘 (公明)*	
	議院運営	山崎 正昭 (自保)*	
	懲罰	橋本 敦 (共産)*	
特別委員 長	災害対策	白浜 一良 (公明)*	
	沖縄・北方	笠井 亮 (共産)*	
	国会移転	角田 義一 (民主)*	
	金融経済	真鍋 賢二 (自保)*	
	倫理選挙	倉田 寛之 (自保)*	
調査会 長	国際問題	関谷 勝嗣 (自保)	
	国民生活	久保 亘 (民主)	
	共生社会	石井 道子 (自保)	
憲法調査会 会長	上杉 光弘 (自保)*		
政治倫理審 査会会長	岩崎 純三 (自保)		
事務総長	堀川 久士		

*印は召集日(13.1.31)選任

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 13.6.29 現在)

会 派	議員数	① 13.7.22 任期満了			② 16.7.25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・保守党	114 (10)	20 (5)	44 (3)	64 (8)	17 (2)	33	50 (2)
民主党・新緑風会	58 (9)	10 (1)	14 (3)	24 (4)	12 (3)	22 (2)	34 (5)
公 明 党	24 (5)	7 (2)	6 (1)	13 (3)	7 (1)	4 (1)	11 (2)
日 本 共 産 党	23 (10)	5 (2)	3 (1)	8 (3)	8 (2)	7 (5)	15 (7)
社会民主党・護憲連合	13 (6)	4 (2)	4 (1)	8 (3)	4 (2)	1 (1)	5 (3)
無 所 属 の 会	6 (1)	1	0	1	0	5 (1)	5 (1)
自 由 党	5	2	1	3	2	0	2
二院クラブ・自由連合	3	0	1	1	0	2	2
さきがけ環境会議	2 (1)	1 (1)	0	1 (1)	0	1	1
各派に属しない議員	3 (1)	0	2 (1)	2 (1)	0	1	1
合 計	251 (43)	50 (13)	75 (10)	125 (23)	50 (10)	76 (10)	126 (20)
欠 員	1	0	1	1	0	0	0
定 数	252	50	76	126	50	76	126

() 内は女性議員数

3 会派別所属議員一覧

(召集日 13.1.31 現在)

無印の議員は平成13年7月22日任期満了、○印の議員は平成16年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党・保守党】

(112名)

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| ○阿南 一成 (比 例) | 阿部 正俊 (山 形) | ○青木 幹雄 (島 根) |
| ○有馬 朗人 (比 例) | ○井上 吉夫 (鹿 児 島) | 石井 道子 (比 例) |
| 石渡 清元 (神 奈 川) | ○泉 信也 (比 例) | ○市川 一朗 (宮 城) |
| ○入澤 肇 (比 例) | 岩井 國臣 (比 例) | ○岩城 光英 (福 島) |
| 岩崎 純三 (栃 木) | 岩瀬 良三 (千 葉) | ○岩永 浩美 (佐 賀) |
| ○上杉 光弘 (宮 崎) | ○上野 公成 (群 馬) | 魚住 汎英 (熊 本) |
| 海老原 義彦 (比 例) | 尾辻 秀久 (比 例) | ○大島 慶久 (比 例) |
| 大野 つや子 (岐 阜) | 太田 豊秋 (福 島) | 扇 千景 (比 例) |
| 岡野 裕 (比 例) | ○加藤 紀文 (岡 山) | ○加納 時男 (比 例) |
| 狩野 安 (茨 城) | 鹿熊 安正 (富 山) | 景山 俊太郎 (島 根) |
| 片山 虎之助 (岡 山) | 金田 勝年 (秋 田) | 釜本 邦茂 (比 例) |
| 鎌田 要人 (鹿 児 島) | ○亀井 郁夫 (広 島) | 亀谷 博昭 (宮 城) |
| ○河本 英典 (滋 賀) | ○木村 仁 (熊 本) | ○岸 宏一 (山 形) |
| 北岡 秀二 (徳 島) | ○久世 公堯 (比 例) | ○久野 恒一 (茨 城) |
| 杳掛 哲男 (石 川) | 国井 正幸 (栃 木) | 倉田 寛之 (千 葉) |
| 鴻池 祥肇 (兵 庫) | ○佐々木 知子 (比 例) | ○佐藤 昭郎 (比 例) |
| 佐藤 泰三 (埼 玉) | ○斉藤 滋宣 (秋 田) | ○坂野 重信 (鳥 取) |
| 清水 嘉与子 (比 例) | ○清水 達雄 (比 例) | 陣内 孝雄 (佐 賀) |
| 須藤 良太郎 (比 例) | 末広 まきこ (愛 知) | 鈴木 政二 (愛 知) |
| 鈴木 正孝 (静 岡) | 世耕 弘成 (和 歌 山) | 関谷 勝嗣 (愛 媛) |
| 田浦 直 (長 崎) | ○田中 直紀 (新 潟) | 田村 公平 (高 知) |
| 竹山 裕 (静 岡) | 武見 敬三 (比 例) | 谷川 秀善 (大 阪) |
| ○月原 茂皓 (比 例) | 常田 享詳 (鳥 取) | ○鶴保 庸介 (和 歌 山) |
| ○中川 義雄 (北 海 道) | 中島 啓雄 (比 例) | 中島 真人 (山 梨) |
| ○中曾根 弘文 (群 馬) | 中原 爽 (比 例) | ○仲道 俊哉 (大 分) |
| 長峯 基 (宮 崎) | 成瀬 守重 (比 例) | 西田 吉宏 (京 都) |
| ○野沢 太三 (比 例) | ○野間 赳 (愛 媛) | ○南野 知恵子 (比 例) |
| 長谷川 道郎 (新 潟) | 橋本 聖子 (比 例) | 畑 恵 (比 例) |
| ○服部 三男雄 (奈 良) | 林 芳正 (山 口) | ○日出 英輔 (比 例) |
| 保坂 三蔵 (東 京) | 星野 朋市 (比 例) | 真鍋 賢二 (香 川) |
| ○松谷 蒼一郎 (長 崎) | ○松田 岩夫 (岐 阜) | 松村 龍二 (福 井) |
| 三浦 一水 (熊 本) | 水島 裕 (比 例) | 溝手 顕正 (広 島) |
| ○村上 正邦 (比 例) | ○森下 博之 (高 知) | ○森田 次夫 (比 例) |
| ○森山 裕 (鹿 児 島) | ○矢野 哲朗 (栃 木) | ○山内 俊夫 (香 川) |
| 山崎 力 (青 森) | ○山崎 正昭 (福 井) | 山下 英利 (滋 賀) |
| ○山下 善彦 (静 岡) | 山本 一太 (群 馬) | 依田 智治 (比 例) |
| 吉川 芳男 (新 潟) | ○吉村 剛太郎 (福 岡) | ○若林 正俊 (長 野) |
| ○脇 雅史 (比 例) | | |

【 民主党 ・ 新緑風会 】

(58名)

足立 良平 (比 例)	○浅尾 慶一郎 (神奈川)	朝日 俊弘 (比 例)
伊藤 基隆 (比 例)	石田 美栄 (岡 山)	○今井 澄 (比 例)
今泉 昭 (比 例)	○海野 徹 (静 岡)	○江田 五月 (岡 山)
○江本 孟紀 (比 例)	小川 勝也 (北海道)	○小川 敏夫 (東 京)
岡崎 トミ子 (宮 城)	○勝木 健司 (比 例)	○川橋 幸子 (比 例)
○木俣 佳丈 (愛 知)	○北澤 俊美 (長 野)	久保 亘 (鹿児島)
○郡司 彰 (茨 城)	小林 元 (茨 城)	○小宮山 洋子 (比 例)
小山 峰男 (長 野)	○輿石 東 (山 梨)	○佐藤 泰介 (愛 知)
○佐藤 雄平 (福 島)	齋藤 勁 (神奈川)	○櫻井 充 (宮 城)
笹野 貞子 (京 都)	菅川 健二 (広 島)	○高嶋 良充 (比 例)
高橋 千秋 (三 重)	竹村 泰子 (比 例)	○谷林 正昭 (富 山)
○千葉 景子 (神奈川)	角田 義一 (群 馬)	寺崎 昭久 (比 例)
○内藤 正光 (比 例)	○直嶋 正行 (比 例)	羽田 雄一郎 (長 野)
○長谷川 清 (比 例)	平田 健二 (岐 阜)	○広中 和歌子 (千 葉)
○福山 哲郎 (京 都)	○藤井 俊男 (埼 玉)	○堀 利和 (比 例)
○本田 良一 (熊 本)	前川 忠夫 (比 例)	松崎 俊久 (比 例)
松前 達郎 (比 例)	○円 より子 (比 例)	○峰崎 直樹 (北海道)
○本岡 昭次 (兵 庫)	○築瀬 進 (栃 木)	○柳田 稔 (広 島)
○山下 八洲夫 (岐 阜)	吉田 之久 (奈 良)	和田 洋子 (福 島)
○藁科 満治 (比 例)		

【 公 明 党 】

(24名)

○荒木 清寛 (比 例)	魚住 裕一郎 (東 京)	海野 義孝 (比 例)
大森 礼子 (比 例)	加藤 修一 (比 例)	○風間 昶 (比 例)
木庭 健太郎 (福 岡)	○沢 たまき (比 例)	白浜 一良 (大 阪)
高野 博師 (埼 玉)	但馬 久美 (比 例)	○続 訓弘 (比 例)
○鶴岡 洋 (比 例)	○浜田 卓二郎 (埼 玉)	○浜四津 敏子 (東 京)
○日笠 勝之 (比 例)	○弘友 和夫 (福 岡)	福本 潤一 (比 例)
益田 洋介 (比 例)	松 あきら (神奈川)	○森本 晃司 (比 例)
○山下 栄一 (大 阪)	山本 保 (愛 知)	渡辺 孝男 (比 例)

【 日 本 共 産 党 】

(23名)

阿部 幸代 (埼 玉)	○井上 美代 (東 京)	○池田 幹幸 (比 例)
○市田 忠義 (比 例)	○岩佐 恵美 (比 例)	緒方 靖夫 (東 京)
○大沢 辰美 (兵 庫)	笠井 亮 (比 例)	○小池 晃 (比 例)
○小泉 親司 (比 例)	須藤 美也子 (比 例)	○大門 実紀史 (比 例)
○富樫 練三 (埼 玉)	○西山 登紀子 (京 都)	橋本 敦 (比 例)
○畑野 君枝 (神奈川)	○八田 ひろ子 (愛 知)	○林 紀子 (比 例)
筆坂 秀世 (比 例)	○宮本 岳志 (大 阪)	山下 芳生 (大 阪)
○吉岡 吉典 (比 例)	吉川 春子 (比 例)	

【社会民主党・護憲連合】

(13名)

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| ○大淵 絹子 (新潟) | ○大脇 雅子 (比例) | 梶原 敬義 (大分) |
| 菅野 壽 (比例) | 日下部 禧代子 (比例) | 清水 澄子 (比例) |
| 谷本 巍 (比例) | 照屋 寛徳 (沖縄) | 田 英夫 (東京) |
| ○福島 瑞穂 (比例) | ○淵上 貞雄 (比例) | 三重野 栄子 (福岡) |
| ○山本 正和 (比例) | | |

【無所属の会】

(7名)

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| ○岩本 荘太 (石川) | ○椎名 素夫 (岩手) | ○田名部 匡省 (青森) |
| ○高橋 紀世子 (徳島) | 堂本 暁子 (比例) | ○松岡 満寿男 (山口) |
| 水野 誠一 (比例) | | |

【自由党】

(5名)

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 田村 秀昭 (比例) | 高橋 令則 (岩手) | 戸田 邦司 (比例) |
| ○平野 貞夫 (比例) | ○渡辺 秀央 (比例) | |

【二院クラブ・自由連合】

(4名)

- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| 石井 一二 (兵庫) | 佐藤 道夫 (比例) | ○島袋 宗康 (沖縄) |
| ○西川 きよし (大阪) | | |

【各派に属しない議員】

(5名)

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| ○井上 裕 (千葉) | ○斎藤 十朗 (三重) | 菅野 久光 (北海道) |
| 友部 達夫 (比例) | ○中村 敦夫 (東京) | |

4 議員の異動

第150回国会終了日(12.12.1)以降における議員の異動

○辞職

立木	洋君(共産・比例)	12.12.25	辞職
小山	孝雄君(無・比例)	13.1.29	辞職
村上	正邦君(無・比例)	13.2.26	辞職
岩瀬	良三君(自保・千葉)	13.3.7	辞職

○公職選挙法第90条による退職

堂本	暁子君(無会・比例)	13.3.8	退職
----	------------	--------	----

○国会法第109条による退職

友部	達夫君(無・比例)	13.6.7	退職
----	-----------	--------	----

○繰上補充当選

大門	実紀史君(共産・比例)	13.1.5	当選(立木洋君辞職による)
柳川	覺治君(自保・比例)	13.2.6	当選(小山孝雄君辞職による)
宮崎	秀樹君(自保・比例)	13.3.6	当選(村上正邦君辞職による)
黒岩	秩子君(さき・比例)	13.3.16	当選(堂本暁子君退職による)
金石	清禅君(無・比例)	13.6.13	当選(友部達夫君退職による)

○所属会派異動・会派所属

魚住	汎英君	13.1.10	自由民主党・保守党に入会
小山	孝雄君	13.1.17	自由民主党・保守党を退会
村上	正邦君	13.2.22	自由民主党・保守党を退会
斎藤	十朗君	13.4.2	自由民主党・保守党に入会
笹野	貞子君	13.4.3	民主党・新緑風会を退会
佐藤	道夫君	13.6.6	二院クラブ・自由連合を退会
		同日	民主党・新緑風会に入会
金石	清禅君	13.6.19	自由民主党・保守党に入会

○会派結成

「さきがけ環境会議」	13.3.16	結成
中村 敦夫君(代表)	黒岩 秩子君	

5 委員会及び調査会等委員一覧

(初回開会日現在)

【内閣委員会】

(21名)

委員長	江本	孟紀 (民主)	海老原	義彦 (自保)	大森	礼子 (公明)
理事	仲道	俊哉 (自保)	鹿熊	安正 (自保)	白浜	一良 (公明)
理事	長峯	基 (自保)	中原	爽 (自保)	市田	忠義 (共産)
理事	森田	次夫 (自保)	山崎	力 (自保)	大沢	辰美 (共産)
理事	小宮山	洋子 (民主)	山崎	正昭 (自保)	菅野	壽 (社民)
理事	築瀬	進 (民主)	小山	峰男 (民主)	照屋	寛徳 (社民)
	上野	公成 (自保)	円	より子 (民主)	椎名	素夫 (無会)

(13.2.8 現在)

【総務委員会】

(25名)

委員長	溝手	顕正 (自保)	木村	仁 (自保)	弘友	和夫 (公明)
理事	入澤	肇 (自保)	久世	公堯 (自保)	富樫	練三 (共産)
理事	北岡	秀二 (自保)	世耕	弘成 (自保)	八田	ひろ子 (共産)
理事	常田	享詳 (自保)	関谷	勝嗣 (自保)	山本	正和 (社民)
理事	浅尾	慶一郎 (民主)	輿石	東 (民主)	松岡	満壽男 (無会)
理事	宮本	岳志 (共産)	菅川	健二 (民主)	高橋	令則 (自由)
	岩城	光英 (自保)	高嶋	良充 (民主)	石井	一二 (二連)
	景山	俊太郎 (自保)	高橋	千秋 (民主)		
	鎌田	要人 (自保)	鶴岡	洋 (公明)		

(13.2.8 現在)

【法務委員会】

(22名)

委員長	日笠	勝之 (公明)	尾辻	秀久 (自保)	千葉	景子 (民主)
理事	石渡	清元 (自保)	大野	つや子 (自保)	角田	義一 (民主)
理事	久野	恒一 (自保)	岡野	裕 (自保)	橋本	敦 (共産)
理事	江田	五月 (民主)	佐々木	知子 (自保)	林	紀子 (共産)
理事	魚住	裕一郎 (公明)	竹山	裕 (自保)	平野	貞夫 (自由)
理事	福島	瑞穂 (社民)	吉川	芳男 (自保)	斎藤	十朗 (無)
	青木	幹雄 (自保)	小川	敏夫 (民主)		
	岩崎	純三 (自保)	竹村	泰子 (民主)		

(13.2.6 現在)

【外交防衛委員会】

(22名)

委員長	服部	三男雄 (自保)	村上	正邦 (自保)	吉田	之久 (民主)
理事	佐藤	昭郎 (自保)	森山	裕 (自保)	高野	博師 (公明)
理事	鈴木	正孝 (自保)	矢野	哲朗 (自保)	吉岡	吉典 (共産)
理事	海野	徹 (民主)	山本	一太 (自保)	田	英夫 (社民)
理事	益田	洋介 (公明)	依田	智治 (自保)	田村	秀昭 (自由)
理事	小泉	親司 (共産)	今井	澄 (民主)	佐藤	道夫 (二連)
	須藤	良太郎 (自保)	木俣	佳丈 (民主)		
	月原	茂皓 (自保)	広中	和歌子 (民主)		

(13.2.8 現在)

【財政金融委員会】

(25名)

委員長	伊藤	基隆 (民主)	清水	達雄 (自保)	峰崎	直樹 (民主)
理事	林	芳正 (自保)	谷川	秀善 (自保)	木庭	健太郎 (公明)
理事	日出	英輔 (自保)	野間	赳 (自保)	大門	実紀史 (共産)
理事	勝木	健司 (民主)	星野	朋市 (自保)	大淵	絹子 (社民)
理事	浜田	卓二郎 (公明)	山下	英利 (自保)	井上	裕 (無)
理事	池田	幹幸 (共産)	若林	正俊 (自保)	友部	達夫 (無)
	上杉	光弘 (自保)	久保	亘 (民主)		— 欠員 1名 —
	河本	英典 (自保)	櫻井	充 (民主)		
	鴻池	祥肇 (自保)	笹野	貞子 (民主)		(13. 2. 6 現在)

【文教科学委員会】

(22名)

委員長	市川	一朗 (自保)	岩瀬	良三 (自保)	松	あきら (公明)
理事	亀井	郁夫 (自保)	扇	千景 (自保)	阿部	幸代 (共産)
理事	松村	龍二 (自保)	佐藤	泰三 (自保)	畑野	君枝 (共産)
理事	佐藤	泰介 (民主)	中曾根	弘文 (自保)	日下部	禧代子 (社民)
理事	内藤	正光 (民主)	水島	裕 (自保)	三重野	栄子 (社民)
理事	山下	栄一 (公明)	石田	美栄 (民主)	高橋	紀世子 (無会)
	阿南	一成 (自保)	川橋	幸子 (民主)		(13. 2. 15 現在)
	有馬	朗人 (自保)	本岡	昭次 (民主)		

【厚生労働委員会】

(25名)

委員長	中島	真人 (自保)	釜本	邦茂 (自保)	松崎	俊久 (民主)
理事	亀谷	博昭 (自保)	田浦	直 (自保)	浜四津	敏子 (公明)
理事	斉藤	滋宣 (自保)	武見	敬三 (自保)	山本	保 (公明)
理事	柳田	稔 (民主)	鶴保	庸介 (自保)	小池	晃 (共産)
理事	沢	たまき (公明)	南野	知恵子 (自保)	大脇	雅子 (社民)
理事	井上	美代 (共産)	朝日	俊弘 (民主)	堂本	暁子 (無会)
	阿部	正俊 (自保)	川橋	幸子 (民主)	西川	きよし (二連)
	大島	慶久 (自保)	木俣	佳丈 (民主)		(13. 2. 6 現在)
	狩野	安 (自保)	長谷川	清 (民主)		

【農林水産委員会】

(22名)

委員長	太田	豊秋 (自保)	国井	正幸 (自保)	渡辺	孝男 (公明)
理事	金田	勝年 (自保)	田中	直紀 (自保)	笠井	亮 (共産)
理事	岸	宏一 (自保)	中川	義雄 (自保)	須藤	美也子 (共産)
理事	三浦	一水 (自保)	森下	博之 (自保)	谷本	巍 (社民)
理事	郡司	彰 (民主)	高橋	千秋 (民主)	岩本	荘太 (無会)
理事	谷林	正昭 (民主)	羽田	雄一郎 (民主)	菅野	久光 (無)
	井上	吉夫 (自保)	和田	洋子 (民主)		(13. 2. 6 現在)
	岩永	浩美 (自保)	風間	昶 (公明)		

【經濟産業委員会】

(22名)

委員長	加藤	紀文 (自保)	倉田	寛之 (自保)	荒木	清寛 (公明)
理事	畑	恵 (自保)	陣内	孝雄 (自保)	海野	義孝 (公明)
理事	保坂	三蔵 (自保)	松田	岩夫 (自保)	山下	芳生 (共産)
理事	山下	善彦 (自保)	吉村	剛太郎 (自保)	梶原	敬義 (社民)
理事	足立	良平 (民主)	直嶋	正行 (民主)	水野	誠一 (無会)
理事	西山	登紀子 (共産)	平田	健二 (民主)	渡辺	秀央 (自由)
	魚住	汎英 (自保)	本田	良一 (民主)		
	加納	時男 (自保)	藁科	満治 (民主)		(13.2.6 現在)

【国土交通委員会】

(25名)

委員長	今泉	昭 (民主)	中島	啓雄 (自保)	山下	八洲夫 (民主)
理事	鈴木	政二 (自保)	野沢	太三 (自保)	続	訓弘 (公明)
理事	田村	公平 (自保)	長谷川	道郎 (自保)	筆坂	秀世 (共産)
理事	寺崎	昭久 (民主)	松谷	蒼一郎 (自保)	淵上	貞雄 (社民)
理事	森本	晃司 (公明)	山内	俊夫 (自保)	田名部	匡省 (無会)
理事	緒方	靖夫 (共産)	脇	雅史 (自保)	戸田	邦司 (自由)
	泉	信也 (自保)	北澤	俊美 (民主)	島袋	宗康 (二連)
	岩井	國臣 (自保)	佐藤	雄平 (民主)		
	坂野	重信 (自保)	前川	忠夫 (民主)		(13.2.6 現在)

【環境委員会】

(21名)

委員長	吉川	春子 (共産)	片山	虎之助 (自保)	藤井	俊男 (民主)
理事	清水	嘉与子 (自保)	杓掛	哲男 (自保)	堀	利和 (民主)
理事	末広	まきこ (自保)	成瀬	守重 (自保)	松前	達郎 (民主)
理事	福山	哲郎 (民主)	西田	吉宏 (自保)	加藤	修一 (公明)
理事	岩佐	恵美 (共産)	橋本	聖子 (自保)	但馬	久美 (公明)
理事	清水	澄子 (社民)	真鍋	賢二 (自保)	福本	潤一 (公明)
	石井	道子 (自保)	岡崎	トミ子 (民主)	中村	敦夫 (無)
						(13.2.8 現在)

【国家基本政策委員会】

(20名)

委員長	本岡	昭次 (民主)	北岡	秀二 (自保)	直嶋	正行 (民主)
理事	河本	英典 (自保)	佐藤	泰三 (自保)	森本	晃司 (公明)
理事	矢野	哲朗 (自保)	鈴木	政二 (自保)	筆坂	秀世 (共産)
理事	藁科	満治 (民主)	西田	吉宏 (自保)	山下	芳生 (共産)
理事	木庭	健太郎 (公明)	三浦	一水 (自保)	日下部	禧代子 (社民)
	金田	勝年 (自保)	勝木	健司 (民主)	水野	誠一 (無会)
	亀井	郁夫 (自保)	北澤	俊美 (民主)		(13.2.7 現在)

【 予 算 委 員 会 】

(4 5 名)

委員長	岡野	裕 (自保)	佐々木	知子 (自保)	内藤	正光 (民主)
理事	岩城	光英 (自保)	佐藤	昭郎 (自保)	堀	利和 (民主)
理事	木村	仁 (自保)	斉藤	滋宣 (自保)	峰崎	直樹 (民主)
理事	須藤	良太郎 (自保)	陣内	孝雄 (自保)	築瀬	進 (民主)
理事	吉村	剛太郎 (自保)	常田	享詳 (自保)	柳田	稔 (民主)
理事	高嶋	良充 (民主)	野沢	太三 (自保)	大森	礼子 (公明)
理事	円	より子 (民主)	南野	知恵子 (自保)	浜田	卓二郎 (公明)
理事	弘友	和夫 (公明)	日出	英輔 (自保)	益田	洋介 (公明)
理事	小池	晃 (共産)	保坂	三蔵 (自保)	大沢	辰美 (共産)
理事	照屋	寛徳 (社民)	松谷	蒼一郎 (自保)	西山	登紀子 (共産)
	有馬	朗人 (自保)	松村	龍二 (自保)	宮本	岳志 (共産)
	石渡	清元 (自保)	江田	五月 (民主)	清水	澄子 (社民)
	入澤	肇 (自保)	小川	敏夫 (民主)	堂本	暁子 (無会)
	鎌田	要人 (自保)	木俣	佳丈 (民主)	高橋	令則 (自由)
	岸	宏一 (自保)	櫻井	充 (民主)	石井	一二 (二連)

(13. 2. 7 現在)

【 決 算 委 員 会 】

(3 0 名)

委員長	谷川	秀善 (自保)	世耕	弘成 (自保)	佐藤	雄平 (民主)
理事	大島	慶久 (自保)	月原	茂皓 (自保)	櫻井	充 (民主)
理事	加納	時男 (自保)	中島	啓雄 (自保)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	狩野	安 (自保)	成瀬	守重 (自保)	海野	義孝 (公明)
理事	鹿熊	安正 (自保)	林	芳正 (自保)	福本	潤一 (公明)
理事	川橋	幸子 (民主)	依田	智治 (自保)	阿部	幸代 (共産)
理事	淵上	貞雄 (社民)	朝日	俊弘 (民主)	緒方	靖夫 (共産)
	久野	恒一 (自保)	海野	徹 (民主)	八田	ひろ子 (共産)
	鴻池	祥肇 (自保)	小山	峰男 (民主)	岩本	莊太 (無会)
	清水	嘉与子 (自保)	佐藤	泰介 (民主)	平野	貞夫 (自由)

(13. 2. 6 現在)

【 行 政 監 視 委 員 会 】

(3 0 名)

委員長	続	訓弘 (公明)	釜本	邦茂 (自保)	内藤	正光 (民主)
理事	阿南	一成 (自保)	鈴木	正孝 (自保)	山下	八洲夫 (民主)
理事	星野	朋市 (自保)	田村	公平 (自保)	荒木	清寛 (公明)
理事	脇	雅史 (自保)	武見	敬三 (自保)	山下	栄一 (公明)
理事	千葉	景子 (民主)	長峯	基 (自保)	池田	幹幸 (共産)
理事	本田	良一 (民主)	畑	恵 (自保)	大門	実紀史 (共産)
理事	大脇	雅子 (社民)	山内	俊夫 (自保)	吉川	春子 (共産)
	阿部	正俊 (自保)	足立	良平 (民主)	福島	瑞穂 (社民)
	岩瀬	良三 (自保)	浅尾	慶一郎 (民主)	田名部	匡省 (無会)
	海老原	義彦 (自保)	小宮山	洋子 (民主)	渡辺	秀央 (自由)

(13. 2. 19 現在)

【議院運営委員会】

(25名)

委員長	山崎 正昭 (自保)	鶴保 庸介 (自保)	谷林 正昭 (民主)
理事	岩永 浩美 (自保)	中川 義雄 (自保)	長谷川 清 (民主)
理事	清水 達雄 (自保)	仲道 俊哉 (自保)	福山 哲郎 (民主)
理事	森山 裕 (自保)	野間 赳 (自保)	沢 たまき (公明)
理事	奥石 東 (民主)	森下 博之 (自保)	但馬 久美 (公明)
理事	藤井 俊男 (民主)	森田 次夫 (自保)	池田 幹幸 (共産)
理事	風間 昶 (公明)	山下 英利 (自保)	畑野 君枝 (共産)
理事	富樫 練三 (共産)	山下 善彦 (自保)	
理事	大淵 絹子 (社民)	笹野 貞子 (民主)	

(13. 1. 31 現在)

〔庶務関係小委員会〕

(15名)

小委員長	野間 赳 (自保)	仲道 俊哉 (自保)	風間 昶 (公明)
	岩永 浩美 (自保)	森山 裕 (自保)	沢 たまき (公明)
	清水 達雄 (自保)	奥石 東 (民主)	富樫 練三 (共産)
	鶴保 庸介 (自保)	福山 哲郎 (民主)	畑野 君枝 (共産)
	中川 義雄 (自保)	藤井 俊男 (民主)	大淵 絹子 (社民)

(13. 3. 28 現在)

〔図書館運営小委員会〕

(15名)

小委員長	笹野 貞子 (民主)	森山 裕 (自保)	風間 昶 (公明)
	岩永 浩美 (自保)	山下 英利 (自保)	但馬 久美 (公明)
	清水 達雄 (自保)	山下 善彦 (自保)	富樫 練三 (共産)
	鶴保 庸介 (自保)	奥石 東 (民主)	畑野 君枝 (共産)
	森田 次夫 (自保)	藤井 俊男 (民主)	大淵 絹子 (社民)

(13. 3. 22 現在)

※13. 4. 4 小委員長に長谷川清君(民主)が選任された。

【懲罰委員会】

(10名)

委員長	橋本 敦 (共産)	扇 千景 (自保)	谷本 巍 (社民)
理事	岩崎 純三 (自保)	真鍋 賢二 (自保)	西川 きよし (二連)
理事	吉田 之久 (民主)	久保 亘 (民主)	
	青木 幹雄 (自保)	白浜 一良 (公明)	

(13. 2. 6 現在)

【災害対策特別委員会】

(20名)

委員長	白浜 一良 (公明)	岸 宏一 (自保)	堀 利和 (民主)
理事	松谷 蒼一郎 (自保)	常田 享詳 (自保)	本岡 昭次 (民主)
理事	森下 博之 (自保)	鶴保 庸介 (自保)	大沢 辰美 (共産)
理事	木俣 佳丈 (民主)	長峯 基 (自保)	山下 芳生 (共産)
理事	加藤 修一 (公明)	三浦 一水 (自保)	梶原 敬義 (社民)
	加納 時男 (自保)	齋藤 勁 (民主)	岩本 莊太 (無会)
	金田 勝年 (自保)	谷林 正昭 (民主)	

(13. 1. 31 現在)

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(20名)

委員長	笠井	亮 (共産)	末広	まきこ (自保)	松崎	俊久 (民主)
理事	鎌田	要人 (自保)	月原	茂皓 (自保)	風間	昶 (公明)
理事	中川	義雄 (自保)	西田	吉宏 (自保)	小泉	親司 (共産)
理事	広中	和歌子 (民主)	橋本	聖子 (自保)	照屋	寛徳 (社民)
理事	福本	潤一 (公明)	森田	次夫 (自保)	堂本	暁子 (無会)
	石井	道子 (自保)	郡司	彰 (民主)	田村	秀昭 (自由)
	亀谷	博昭 (自保)	佐藤	泰介 (民主)		(13. 1. 31 現在)

【国会等の移転に関する特別委員会】

(20名)

委員長	角田	義一 (民主)	国井	正幸 (自保)	福山	哲郎 (民主)
理事	有馬	朗人 (自保)	鈴木	政二 (自保)	弘友	和夫 (公明)
理事	鹿熊	安正 (自保)	保坂	三蔵 (自保)	緒方	靖夫 (共産)
理事	長谷川	清 (民主)	山下	英利 (自保)	筆坂	秀世 (共産)
理事	渡辺	孝男 (公明)	山下	善彦 (自保)	三重野	栄子 (社民)
	尾辻	秀久 (自保)	江本	孟紀 (民主)	石井	一二 (二連)
	久野	恒一 (自保)	平田	健二 (民主)		(13. 1. 31 現在)

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(25名)

委員長	真鍋	賢二 (自保)	佐藤	昭郎 (自保)	本田	良一 (民主)
理事	河本	英典 (自保)	中曽根	弘文 (自保)	峰崎	直樹 (民主)
理事	山内	俊夫 (自保)	野沢	太三 (自保)	日笠	勝之 (公明)
理事	櫻井	充 (民主)	畑	恵 (自保)	益田	洋介 (公明)
理事	海野	義孝 (公明)	日出	英輔 (自保)	池田	幹幸 (共産)
理事	小池	晃 (共産)	星野	朋市 (自保)	山本	正和 (社民)
	石渡	清元 (自保)	浅尾	慶一郎 (民主)	渡辺	秀央 (自由)
	岩城	光英 (自保)	海野	徹 (民主)		
	狩野	安 (自保)	千葉	景子 (民主)		(13. 1. 31 現在)

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(35名)

委員長	倉田	寛之 (自保)	亀井	郁夫 (自保)	羽田	雄一郎 (民主)
理事	野間	赳 (自保)	木村	仁 (自保)	柳田	稔 (民主)
理事	長谷川	道郎 (自保)	佐々木	知子 (自保)	弘友	和夫 (公明)
理事	矢野	哲朗 (自保)	斉藤	滋宣 (自保)	益田	洋介 (公明)
理事	佐藤	雄平 (民主)	仲道	俊哉 (自保)	富樫	練三 (共産)
理事	山下	八洲夫 (民主)	林	芳正 (自保)	畑野	君枝 (共産)
理事	森本	晃司 (公明)	吉村	剛太郎 (自保)	大脇	雅子 (社民)
理事	池田	幹幸 (共産)	脇	雅史 (自保)	福島	瑞穂 (社民)
	阿南	一成 (自保)	足立	良平 (民主)	松岡	満壽男 (無会)
	泉	信也 (自保)	小山	峰男 (民主)	平野	貞夫 (自由)
	入澤	肇 (自保)	高嶋	良充 (民主)	佐藤	道夫 (二連)
	岩瀬	良三 (自保)	寺崎	昭久 (民主)		(13. 1. 31 現在)

【国際問題に関する調査会】

(25名)

会 長	関谷	勝嗣 (自保)	亀井	郁夫 (自保)	広中	和歌子 (民主)
理 事	佐々木	知子 (自保)	須藤	良太郎 (自保)	本田	良一 (民主)
理 事	山本	一太 (自保)	田中	直紀 (自保)	柳田	稔 (民主)
理 事	今井	澄 (民主)	畑	恵 (自保)	松	あきら (公明)
理 事	高野	博師 (公明)	松谷	蒼一郎 (自保)	緒方	靖夫 (共産)
理 事	井上	美代 (共産)	山内	俊夫 (自保)	高橋	令則 (自由)
理 事	田	英夫 (社民)	山下	善彦 (自保)	島袋	宗康 (二連)
	泉	信也 (自保)	木俣	佳丈 (民主)		
	入澤	肇 (自保)	佐藤	雄平 (民主)		

(13. 2. 14 現在)

【国民生活・経済に関する調査会】

(25名)

会 長	久保	亘 (民主)	岸	宏一 (自保)	藁科	満治 (民主)
理 事	久世	公堯 (自保)	久野	恒一 (自保)	沢	たまき (公明)
理 事	中原	爽 (自保)	佐藤	昭郎 (自保)	山本	保 (公明)
理 事	内藤	正光 (民主)	斉藤	滋宣 (自保)	西山	登紀子 (共産)
理 事	但馬	久美 (公明)	日出	英輔 (自保)	大淵	絹子 (社民)
理 事	畑野	君枝 (共産)	吉村	剛太郎 (自保)	松岡	満壽男 (無会)
理 事	日下部	禧代子 (社民)	勝木	健司 (民主)	戸田	邦司 (自由)
	魚住	汎英 (自保)	佐藤	泰介 (民主)		
	加納	時男 (自保)	竹村	泰子 (民主)		

(13. 2. 14 現在)

【共生社会に関する調査会】

(25名)

会 長	石井	道子 (自保)	岩崎	純三 (自保)	高橋	千秋 (民主)
理 事	南野	知恵子 (自保)	大島	慶久 (自保)	谷林	正昭 (民主)
理 事	橋本	聖子 (自保)	末広	まきこ (自保)	千葉	景子 (民主)
理 事	小宮山	洋子 (民主)	竹山	裕 (自保)	渡辺	孝男 (公明)
理 事	大森	礼子 (公明)	鶴保	庸介 (自保)	小池	晃 (共産)
理 事	林	紀子 (共産)	仲道	俊哉 (自保)	八田	ひろ子 (共産)
理 事	清水	澄子 (社民)	森下	博之 (自保)	堂本	暁子 (無会)
	阿部	正俊 (自保)	岡崎	トミ子 (民主)		
	有馬	朗人 (自保)	郡司	彰 (民主)		

(13. 1. 31 現在)

【憲法調査会】

(45名)

会 長	上杉	光弘 (自保)	久世	公堯 (自保)	寺崎	昭久 (民主)
幹 事	海老原	義彦 (自保)	陣内	孝雄 (自保)	直嶋	正行 (民主)
幹 事	武見	敬三 (自保)	世耕	弘成 (自保)	松前	達郎 (民主)
幹 事	野沢	太三 (自保)	中川	義雄 (自保)	築瀬	進 (民主)
幹 事	野間	赳 (自保)	中島	啓雄 (自保)	吉田	之久 (民主)
幹 事	江田	五月 (民主)	中曾根	弘文 (自保)	魚住	裕一郎 (公明)
幹 事	堀	利和 (民主)	服部	三男雄 (自保)	大森	礼子 (公明)
幹 事	山下	栄一 (公明)	松村	龍二 (自保)	高野	博師 (公明)
幹 事	小泉	親司 (共産)	森田	次夫 (自保)	橋本	敦 (共産)
幹 事	大脇	雅子 (社民)	吉川	芳男 (自保)	吉岡	吉典 (共産)
	阿南	一成 (自保)	脇	雅史 (自保)	吉川	春子 (共産)
	岩城	光英 (自保)	小川	敏夫 (民主)	福島	瑞穂 (社民)
	扇	千景 (自保)	川橋	幸子 (民主)	水野	誠一 (無会)
	木村	仁 (自保)	北澤	俊美 (民主)	平野	貞夫 (自由)
	北岡	秀二 (自保)	久保	亘 (民主)	佐藤	道夫 (二連)

(13.1.31 現在)

【政治倫理審査会】

(15名)

会 長	岩崎	純三 (自保)	野沢	太三 (自保)	角田	義一 (民主)
幹 事	上杉	光弘 (自保)	吉村	剛太郎 (自保)	鶴岡	洋 (公明)
	大島	慶久 (自保)	小川	勝也 (民主)	浜四津	敏子 (公明)
	鴻池	祥肇 (自保)	北澤	俊美 (民主)	橋本	敦 (共産)
	竹山	裕 (自保)	興石	東 (民主)	山本	正和 (社民)

(召集日 現在)

1 本会議審議経過

○平成13年1月31日（水）

開会 午前10時2分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員大門実紀史君を議院に紹介した。

日程第2 常任委員の選任

議長は、内閣委員、総務委員、法務委員、外交防衛委員、財政金融委員、文教科学委員、厚生労働委員、農林水産委員、経済産業委員、国土交通委員、環境委員、国家基本政策委員、予算委員、決算委員、行政監視委員、議院運営委員及び懲罰委員を指名した。

日程第3 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	江本	孟紀君
総務委員長	溝手	顕正君
法務委員長	日笠	勝之君
外交防衛委員長	服部	三男雄君
財政金融委員長	伊藤	基隆君
文教科学委員長	市川	一朗君
厚生労働委員長	中島	真人君
農林水産委員長	太田	豊秋君
経済産業委員長	加藤	紀文君
国土交通委員長	今泉	昭君
環境委員長	吉川	春子君
国家基本政策委員長	本岡	昭次君
予算委員長	岡野	裕君
決算委員長	谷川	秀善君
行政監視委員長	統	訓弘君
議院運営委員長	山崎	正昭君
懲罰委員長	橋本	敦君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、

金融問題及び経済活性化に関する調査のため委員25名から成る金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時10分

再開 午後4時1分

日程第4 国務大臣の演説に関する件

森内閣総理大臣は施政方針に関し、河野外務大臣は外交に関し、宮澤財務大臣は財政に関し、麻生国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後5時25分

○平成13年2月6日（火）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

久保亘君、竹山裕君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後0時34分

○平成13年2月7日（水）

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した柳川覺治君を議院に紹介した後、財政金融委員に指名した。

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員上杉光弘君、竹山裕君、橋本敦君、同予備員大脇雅子君、裁判官訴追委員吉川春子君、照屋寛徳君、同予備員鈴木政二君、山崎力君、阿部幸代君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、

裁判官弾劾裁判所裁判員に清水嘉与子君、陣内孝雄君、池田幹幸君、

同予備員に林紀子君（第4順位）、

裁判官訴追委員に畑野君枝君、山本正和君、

同予備員に小泉親司君（第3順位）、大沢辰美君（第4順位）、大脇雅子君（第5順位）、

皇室会議予備議員に竹山裕君（第1順位）、

皇室経済会議予備議員に谷本巍君（第2順位）、

検察官適格審査会委員に吉村剛太郎君、藁科満治君、

同予備委員に山下善彦君（吉村剛太郎君の予備委員）、宮本岳志君（藁科満治君の予備委員）、

日本ユネスコ国内委員会委員に狩野安君、
国土審議会委員に大島慶久君、陣内孝雄君、小山峰男君、風間昶君、
国土開発幹線自動車道建設会議委員に鴻池祥肇君、吉村剛太郎君、佐藤雄平君、木庭健太郎君を指名した。

また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第3順位の月原茂皓君を第1順位とし、第4順位の大森礼子君を第2順位とした。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

木庭健太郎君、市田忠義君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、梶原敬義君、石田美栄君、星野朋市君、堂本暁子君、田村秀昭君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時49分

○平成13年2月14日（水）

開会 午後0時31分

日程第1 平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対1にて可決された。

散会 午後0時35分

○平成13年2月21日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

国家公安委員会委員に安崎暁君、

航空事故調査委員会委員に勝野良平君、加藤晋君を任命することに賛成123、反対75にて同意することに決し、

労働保険審査会委員に小川英明君、千葉省三君を任命することに賛成199、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

航空事故調査委員会委員長に佐藤淳造君、同委員に垣本由紀子君、山根皓三郎君を任命することに賛成152、反対45にて同意することに決した。

散会 午前10時5分

○平成13年2月26日（月）

開会 午前10時1分

日程第1 議員辞職の件

本件は、村上正邦君の辞職を許可することに決した。

散会 午前10時3分

○平成13年3月7日（水）

開会 午後0時31分

議長は、新たに当選した議員宮崎秀樹君を議院に紹介した後、財政金融委員に指名した。

日程第1 議員辞職の件

本件は、岩瀬良三君の辞職を許可することに決した。

散会 午後0時33分

○平成13年3月9日（金）

開会 午後0時1分

日程第1 平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、宮澤財務大臣から趣旨説明があった後、櫻井充君、大門実紀史君、大淵絹子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後1時27分

○平成13年3月14日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 内閣総理大臣森喜朗君問責決議案（久保亘君外7名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、直嶋正行君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成105、反対138にて否決された。

散会 午前11時17分

○平成13年3月16日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、

中央選挙管理委員会委員に浅野大三郎君、石原輝君、田中昭一君、浅井美幸君、鷲野忠雄君、

同予備委員に元宿仁君、金井和夫君、西川洋君、鳥居一雄君、松井繁明君を指名した。

国務大臣の報告に関する件（平成13年度地方財政計画について）

地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、日程に追加し、片山総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、高橋千秋君、八田ひろ子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時4分

○平成13年3月23日（金）

開会 午後0時2分

議長は、新たに当選した議員黒岩秩子君を議院に紹介した後、厚生労働委員に指名した。

日程第1 国務大臣の報告に関する件（米国訪問及びえひめ丸衝突事故に関する報告について）

本件は、森内閣総理大臣から報告があった後、齋藤勁君、緒方靖夫君、三重野栄子君がそれぞれ質疑をした。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、扇国土交通大臣から趣旨説明があった後、寺崎昭久君が質疑をした。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成178、反対0にて全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会 午後1時52分

○平成13年3月26日（月）

開会 午後0時1分

日程第1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（参第15号）（趣旨説明）

本件は、町村文部科学大臣、本院議員本岡昭次君から順次趣旨説明があった後、石田美栄君、畑野君枝君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後1時19分

再開 午後4時6分

平成13年度一般会計予算

平成13年度特別会計予算

平成13年度政府関係機関予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、千葉景子君から第1の議案及び第2の議案に対する千葉景子君外2名提出の修正案の趣旨説明があつて、討論の後、修正案を本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成104、反対135にて否決、次いで原案は本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成135、反対106にて可決された。

散会 午後5時39分

○平成13年3月28日（水）

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
人事官に小澤治文君、
会計検査院情報公開審査会委員に碓井光明君、五代利矢子君、隅田一豊君、
原子力安全委員会委員に飛岡利明君、
情報公開審査会委員に饗庭孝典君、秋山幹男君、小早川光郎君、戸松秀典君、
中央更生保護審査会委員に山上皓君、
日本銀行政策委員会審議委員に須田美矢子君、
中央労働委員会委員に上村直子君、林紀子君を任命することに、賛成214、反対0に
て全会一致をもって同意することに決し、
原子力安全委員会委員に鈴木篤之君、
情報公開審査会委員に櫻井龍子君を任命することに、賛成178、反対36にて同意する
ことに決し、
情報公開審査会委員に清水湛君を任命することに、賛成125、反対89にて同意するこ
とに決し、
情報公開審査会委員に住田裕子君を任命することに、賛成179、反対35にて同意する
ことに決し、
情報公開審査会委員に藤田宙靖君を任命することに、賛成190、反対22にて同意する
ことに決し、
情報公開審査会委員に吉村徳則君を任命することに、賛成130、反対84にて同意する
ことに決し、
中央社会保険医療協議会委員に星野進保君を任命することに、賛成200、反対11にて
同意することに決した。

日程第1 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送

付)

日程第8 法人税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第9 租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第7及び第9は賛成122、反対91にて可決、日程第8は賛成180、反対34にて可決された。

日程第10 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第11 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第12 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第10及び第11は賛成123、反対91にて可決、日程第12は賛成214、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時36分

○平成13年3月30日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4は賛成209、反対0にて全会一致をもって可決、日程第5は賛成210、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第6 関税込率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成188、反対23にて可決された。

日程第7 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第8 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第9 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対23にて可決された。

日程第10 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成121、反対88にて可決された。

日程第11 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第12 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第13 高齢者の居住の安定確保に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第12は賛成158、反対51にて可決、日程第13は賛成211、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時37分

○平成13年4月2日（月）

開会 午後0時1分

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、伊吹国務大臣から趣旨説明があった後、江田五月君が質疑をした。

日程第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成188、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時40分

○平成13年4月4日（水）

開会 午前10時1分

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、川口環境大臣から趣旨説明があった後、福山哲郎君、岩佐恵美君、清水澄子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案（共生社会に関する調査会長提出）

本案は、共生社会に関する調査会長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対9にて可決された。

日程第3 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成178、反対22にて可決された。

散会 午前11時31分

○平成13年4月6日（金）

開会 午前10時1分

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、長谷川清君、大脇雅子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 環境省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成185、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成184、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

散会 午前11時16分

○平成13年4月11日（水）

開会 午前10時1分

農業者年金基金法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、谷津農林水産大臣から趣旨説明があった後、郡司彰君、須藤美也子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 宮内庁法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 税理士法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対23にて可決された。

日程第3 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時7分

○平成13年4月18日（水）

開会 午前10時1分

京都議定書発効のための国際合意の実現に関する決議案（山崎正昭君外8名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることにし、山崎正昭君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成190、反対0にて全会一致をもって可決された。

川口環境大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）及び国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成174、反対18にて可決された。

散会 午前10時19分

○平成13年4月26日（木）

開会 午後1時31分

日程第1 内閣総理大臣の指名

本件は、記名投票の結果（投票総数246、過半数124）、衆議院議員小泉純一郎君が138票をもって指名された。

散会 午後1時59分

○平成13年5月7日（月）

開会 午後2時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

小泉内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後2時23分

○平成13年5月10日（木）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

勝木健司君、竹山裕君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後0時4分

○平成13年5月11日（金）

開会 午前10時1分

裁判官訴追委員辞任の件

本件は、南野知恵子君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、

裁判官訴追委員に佐々木知子君、

国土審議会委員に山下栄一君を指名した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

浜四津敏子君、市田忠義君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、谷本巍君、小林元君、月原茂皓君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時4分

○平成13年5月16日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式

投票をもって採決の結果、賛成181、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 農住組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第3 都市緑地保全法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時8分

○平成13年5月25日（金）

開会 午前10時1分

石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、平沼経済産業大臣から趣旨説明があった後、平田健二君が質疑をした。

日程第1 計量法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成181、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時39分

○平成13年5月28日（月）

開会 午後0時1分

日程第1 確定給付企業年金法案（趣旨説明）

本件は、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、木俣佳丈君が質疑をした。

散会 午後0時38分

○平成13年5月30日（水）

開会 午後0時38分

道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、村井国務大臣から趣旨説明があった後、谷林正昭君が質疑をした。

日程第1 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 刑法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

本件は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成169、反対35にて可決された。

日程第5 電気通信役務利用放送法案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成176、反対24にて可決された。

日程第6 水道法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成125、反対79にて可決された。

散会 午後1時37分

○平成13年6月1日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成150、反対23にて可決された。

日程第3 弁護士法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成177、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成175、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案（内閣提出）

日程第6 不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成172、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 倉庫業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成142、反対31にて可決された。

日程第8 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成173、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第9 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成140、反対33にて可決された。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、扇国土交通大臣から趣旨説明があった後、山下八洲夫君が質疑をした。

散会 午前11時3分

○平成13年6月6日（水）

開会 午前10時6分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、証券取引等監視委員会委員長に高橋武生君、同委員に野田晃子君、預金保険機構監事に中嶋敬雄君、公害等調整委員会委員に磯部力君、日本放送協会経営委員会委員に大下龍介君、北島哲夫君、小林緑君、佐々木涼子君、鳥井信一郎君、宇宙開発委員会委員に川崎雅弘君、労働保険審査会委員に氣賀澤克己君、佐藤歳二君、中央社会保険医療協議会委員に飯野靖四君、村田幸子君、社会保険審査会委員に大槻玄太郎君、航空・鉄道事故調査委員会委員に佐藤泰生君、中川聡子君、松浦純雄君、宮本昌幸君、山口浩一君を任命することに賛成179、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、証券取引等監視委員会委員に川岸近衛君を任命することに賛成138、反対44にて同意することに決し、預金保険機構理事に篠原興君、松田京司君、日本銀行政策委員会審議委員に中原眞君を任命することに賛成159、反対22にて同意することに決し、預金保険機構理事に廣瀬権君を任命することに賛成148、反対32にて同意することに決し、公害等調整委員会委員に田辺淳也君を任命することに賛成149、反対34にて同意することに決した。

水産基本法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、武部農林水産大臣から趣旨説明があった後、和田洋子君が質疑をした。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、片山総務大臣から趣旨説明があった後、内藤正光君が質疑をした。

日程第1 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件は外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成180、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対45にて可決された。

日程第5 気象業務法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 水防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時23分

○平成13年6月8日（金）

開会 午前10時1分

ハンセン病問題に関する決議案（山崎正昭君外8名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、山崎正昭君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成175、反対0にて全会一致をもって可決された。

坂口厚生労働大臣は、本決議について所信を述べた。

短期社債等の振替に関する法律案、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、柳澤金融担当大臣、片山総務大臣、塩川財務大臣から順次趣旨説明があった後、前川忠夫君、笠井亮君、福島瑞穂君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 農業協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第2 農林中央金庫法案（内閣提出）

日程第3 漁船法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上3案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成150、反対21にて委員長報告のとおり修正議決、日程第2は賛成149、反対21にて可決、日程第3は賛成170、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成149、反対21にて可決された。

日程第5 中間法人法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成171、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 確定給付企業年金法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成150、反対21にて可決された。

散会 午前11時37分

○平成13年6月13日（水）

開会 午前10時1分

行政機関が行う政策の評価に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、片山総務大臣から趣旨説明があった後、浅尾慶一郎君が質疑をした。

確定拠出年金法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、朝日俊弘君、井上美代君、大脇雅子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 2001年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成178、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成180、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成148、反対32にて可決された。

日程第7 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成155、反対22にて可決された。

散会 午前11時51分

○平成13年6月15日（金）

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員金石清禅君を議院に紹介した後、同君を財政金融委員に指名した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、遠山文部科学大臣から趣旨説明があった後、佐藤泰介君、山下栄一君、阿部幸代君、三重野栄子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成175、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 環境事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案（衆議院提出）

以上3案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2及び日程第4は賛成178、反対0にて全会一致をもって可決、日程第3は賛成112、反対65にて可決された。

日程第5 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成163、反対14にて可決された。

日程第6 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成164、反対14にて可決された。

日程第7 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成164、反対14にて可決された。

日程第8 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案（衆議院提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成179、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 正午

○平成13年6月20日（水）

開会 午前10時1分

土地収用法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、扇国土交通大臣から趣旨説明があった後、寺崎昭久君、緒方靖夫君がそれぞれ質疑をした。

林業基本法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、武部農林水産大臣から趣旨説明があった後、広中和歌子君が質疑をした。

日程第1 温泉法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 浄化槽法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成196、反対1にて可決された。

日程第3 商工会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成117、反対78にて可決された。

日程第5 特殊法人等改革基本法案（衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成163、反対34にて可決された。

日程第6 短期社債等の振替に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第8 租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第9 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上4案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第6、第7及び第9は賛成175、反対22にて可決、日程第8は賛成118、反対78にて可決された。

散会 午前11時39分

○平成13年6月22日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成166、反対19にて可決された。

日程第2 水産基本法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 漁業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 漁港法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上4案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2、第3及び第5は賛成189、反対0にて全会一致をもって可決、日程第4は賛成168、反対19にて可決された。

日程第6 行政機関が行う政策の評価に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第6は賛成189、反対0にて全会一致をもって可決、日程第7は賛成178、反対8にて可決された。

日程第8 確定拠出年金法案（第150回国会内閣提出、第151回国会衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成157、反対31にて可決された。

日程第9 商法等の一部を改正する等の法律案（衆議院提出）

日程第10 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成116、反対73にて可決された。

日程第11 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成169、反対20にて可決された。

国際問題に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

共生社会に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、共生社会に関する調査会長から報告があった。

少子化対策推進に関する決議案（久保亘君外8名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、久保亘君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成178、反対0にて全会一致をもって可決された。

坂口厚生労働大臣は、本決議について所信を述べた。

散会 午前10時59分

○平成13年6月27日（水）

開会 午前10時1分

元議員小平芳平君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第1 平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第150回国会内閣提出、第151回国会衆議院送付）

日程第2 平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第150回国会内閣提出、第151回国会衆議院送付）

日程第3 平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所

管経費増額調書（第150回国会内閣提出、第151回国会衆議院送付）

日程第4 平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第150回国会内閣提出、第151回国会衆議院送付）

日程第5 平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第150回国会内閣提出、第151回国会衆議院送付）

日程第6 平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第150回国会内閣提出、第151回国会衆議院送付）

日程第7 平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第150回国会内閣提出、第151回国会衆議院送付）

日程第8 平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書

日程第9 平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第10 平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上10件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第3は賛成124、反対82にて承諾することに決し、日程第2は賛成147、反対59にて承諾することに決し、日程第4、第6及び第7は賛成127、反対79にて承諾することに決し、日程第5は賛成149、反対57にて承諾することに決し、日程第8はまず賛成123、反対82にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成206、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第9は賛成171、反対34にて是認することに決し、日程第10は賛成191、反対12にて是認することに決した。

小泉内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第11 小型船舶の登録等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第12 民事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成175、反対31にて可決された。

日程第13 消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第14 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第13は賛成181、反対22にて可決、日程第14は賛成203、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第15 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時38分

○平成13年6月29日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 林業基本法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 森林法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 土地収用法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対37にて可決された。

日程第7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第8 学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第9 社会教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対43にて可決された。

日程第10乃至第21の請願

本請願は、環境委員長外4委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

- 一、国会等の移転に関する調査

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

- 一、金融問題及び経済活性化に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

議長は、来る7月22日議員の半数が任期満了となるので挨拶をした。

副議長菅野久光君は、挨拶をした。

鎌田要人君は、謝辞を述べた。

休憩 午前10時48分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要

(1) 施政方針演説

内閣総理大臣 森 喜朗 君

平成13年1月31日

〔はじめに〕

第151回国会の開会に当たり、世紀の変わり目に国政を預かる内閣総理大臣として、歴史のめぐり合わせに改めてその重責をかみしめつつ、所信を申し述べたいと思います。

このような重要な国会の冒頭に、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団をめぐり、受託収賄容疑により議員が逮捕されたことから申し上げなければならないのは、まことに残念のきわみであります。また、本件に関連して、閣僚が辞任いたしました。政治倫理の確立については、政治家一人一人が厳しく身を律していくことが何より重要です。こうしたことが再び起きないように、改めて気を引き締め、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

また、歴代内閣総理大臣の外国出張経費に関して、外務省職員による業務上横領容疑により、告発がなされたことは、極めて遺憾であります。この事態を厳粛に受けとめ、国民の皆様深くおわびを申し上げますとともに、今後、捜査当局による真相解明の進展を見ながら、政府として原因の解明と再発防止に万全を期してまいります。

昨年は大規模な災害が相次ぎましたが、それらの災害により、新しい年を迎えてもなお不安を抱え、不自由な生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。被災者の方々の生活支援に万全を期するとともに、中央防災会議を活用し、政府一体となって災害に強い国づくりを目指してまいります。

21世紀の幕あけの新年、国民の皆様への年頭のごあいさつの中で、20世紀は世界にとって栄光と悔恨の100年であったと申し上げました。科学技術の発達によって得られた繁栄の陰で、2度の世界大戦やさまざまな紛争によって払われた大きな犠牲を決して忘れてはならないと考えたからであります。美しい自然や環境の破壊という高い代償も忘れてはなりません。

我が国は、こうした20世紀の経験の中から、自由と民主主義のとうとさを学び、平和を手に入れました。これらの国民的な合意は、国づくりを進める上での基本であります。私たちは、日本固有の伝統や文化、美しい自然を我が国の子や孫たちにしっかりと引き継ぐとともに、この合意を一層確かなものとして、21世紀こそ豊かな環境に恵まれた平和な日本、そして世界を築いていかなければなりません。

〔21世紀の展望〕

私は、我が国の総理大臣として、初めてサハラ以南のアフリカ諸国を訪問いたしました。

アフリカは、自然の豊かさ、活力ある人々に恵まれた大陸である一方、今もなお、貧困、紛争、感染症といった課題に直面しています。5人に1人が紛争の被害を受け、難民、避難民は625万人に達するとの報告もあります。しかし、そこで出会った難民の子供たちは、

自分たちの未来に大きな希望を持ち、その目は屈託なく生き生きと輝いており、私は強く胸を打たれました。

アフリカが直面する課題は、いずれも人間の存在それ自体に対する脅威であります。こうした脅威からすべての人々を解放する人間の安全保障を確立し、21世紀を世界じゅうの人々にとって輝かしい時代にしなければならないとの思いを強くいたしました。そして、そのために、日本が責任とリーダーシップを果たしていくとの決意を新たにいたします。

私は、日本の活力を創出していく原動力は人であると考えております。

先般、ギリシャを訪れましたが、ギリシャ文明の根幹にあるものは、人間の尊重であり、人間の躍動であります。イタリアのルネサンスがギリシャに戻れと訴えたように、21世紀の今日もまた人間のルネサンスが重要であると私は考えております。

これからの社会では、個人の嗜好や価値観の多様化が進み、さまざまな生き方が認知され、無数の可能性が生まれる一方で、自分の生き方に対する責任が従来以上に求められることが予想されます。そこでは、豊かな個性と創造性を持ち、さまざまな可能性に果敢に挑戦していく人を育てていくことが極めて重要となります。そして、こうした人が存分にその力を発揮し、自己実現を図ることができる環境を整備することによって、日本の新生に向けた歩みを大きく進めていきたいと考えております。

人を育てるに当たっては、心の面を忘れてはなりません。私たちは、物質的な豊かさを享受できるようになった一方で、心の豊かさを失いがちであると感じています。今、改めて心の問題について真剣に考え、豊かな心を見失わない人を育てていかなければなりません。学校や家庭のみならず、社会全体でこの問題に取り組んでいかなければならないと考えております。

我が国の発展を支えてきた経済社会システムは、経済のグローバル化、世界規模で生じているIT革命、少子高齢化など内外の激しい情勢変化により、従来のような役割を果たせなくなってきております。時代の新たな変化を、日本の発展システムに対する危機としてではなく、新たなチャンスととらえ、改革によって日本らしさを生かした新たな発展の道筋をつくり、世界じゅうの人々が日本で夢を実現したいと思える国家をつくっていききたいと考えております。

21世紀をこのような時代にしていくためには、既存の施策の発想を超えて、過去との決別による改革を避けて通ることはできません。今こそ、新たな国づくりに向け、この国に何が必要なのかという原点に立ち返って、明治維新、戦後改革に次ぐ第3の抜本的改革を実行し、日本の新生を図っていくことが必要であります。私は、この国会を日本新生のための改革国会と位置づけ、先人たちが国づくりにかけた情熱を受け継ぎ、新たな時代の知恵を生かしつつ、改革の実行に向けて全力を尽くしてまいりたい決意であります。

こうした改革を断行することによって、私は、21世紀を、「希望の世紀」、「人間の世紀」、「信頼の世紀」、「地球の世紀」とすべく、第一歩を踏み出してまいります。

〔希望の世紀〕

20世紀の終わりにかけて、我が国は、経済活動が停滞し、社会全体が将来に対する不安の中で自信を喪失し、国民の間には閉塞感が充満していました。しかし、21世紀は、こう

した状況からいち早く脱却し、国民一人一人が夢と希望を持って生きられる「希望の世紀」にしなければなりません。そのためには、個人も企業も多様な選択肢のもとで自由闊達に活動できる社会を実現するとともに、先導的、創造的な研究開発を推進することによって、輝かしい未来を切り開かなければなりません。

健全で活気にあふれた経済は、「希望の世紀」実現のためには不可欠であります。このため、経済の新生に向けて全力を注いでまいります。

我が国の経済は、緩やかな改善を続けておりますが、依然として厳しい状況にあり、また、米国経済の減速など懸念すべき点も見られております。こうした中で、引き続き、景気に軸足を置いて、経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せることが最重要課題であると考えており、まずは、昨年10月に決定した日本新生のための新発展政策を着実に実行に移し、今年度の補正予算の迅速、的確な執行に努めてまいります。

さらに、平成13年度予算編成に当たっては、公需から民需へのバトンタッチを円滑に行うとの観点から、公共事業等に十分な対応を行うとともに、総額7,000億円の日本新生特別枠を初め、IT革命の推進など21世紀の新たな発展基盤の構築に必要とされる分野に重点的、効率的に資金を配分することとし、新世紀のスタートにふさわしい予算といたしました。税制面では、企業組織再編成に係る税制を整備するほか、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進などを図ることといたしております。

こうした我が国経済を新たな発展へと飛躍させる取り組みとともに、主要先進国の中でとりわけ厳しい状況にある我が国の財政について、将来にわたって持続可能な仕組みをつくり上げる準備として、平成13年度予算においては、公共事業の抜本的見直しや中央省庁再編による施策の融合化と効率化を図る等、財政の効率化と質的改善を図りつつ、国債の新規発行額を減少させたところであります。さらに、我が国経済を自律的回復軌道に乗せつつ、財政構造改革について、その実現に向けて議論を進めてまいります。その際には、新世紀における我が国の経済・社会のあり方を展望し、望ましい税制の構築や社会保障制度改革、中央と地方との関係まで幅広く視野に入れる必要があると考えております。

今般の中央省庁再編において、有識者の参加を得て、内閣府に経済財政諮問会議を設置いたしました。景気を着実な自律的回復軌道に乗せるための経済財政運営とともに、財政を含む我が国の経済社会全体の構造改革に向けた諸課題について、具体的な政策を主導するとの決意を持って、実質的かつ包括的な検討を行うこととしております。会議では、マクロ経済モデル等も活用し、中長期的な経済社会全体の姿を展望しつつ議論を行い、国民が安心と希望を持てる処方せんを示してまいります。

私は、我が国には大きな潜在力があると考えております。企業の創造的な経済活動を促進し、新規産業を創出することなどにより、停滞と閉塞を打破し、日本経済の新たな成長と発展を実現するため、経済構造改革に果敢に取り組んでまいります。産業新生会議での議論を通じて策定した行動計画にのっとり、株主総会のIT化などに向けた会社法制の抜本的な見直し、雇用システム改革など、我が国の産業競争力を向上させるために不可欠な措置について強力に推進し、力強い成長と活力にあふれる経済社会を現実のものとしていく考えであります。

雇用システム改革については、円滑な労働移動を実現し、個人の主体的な能力開発を促

進する観点から、現行の雇用対策の総合的な見直しを行い、今国会に、離職を余儀なくされる労働者に対する在職中からの計画的な再就職支援の促進、職業能力評価制度の整備等を図るための法案を提出いたします。

日本経済がその潜在力を発揮するためには、金融システムの一層の安定化と金融仲介機能の強化を図り、我が国金融システムに対する内外の信頼をより強固なものとするのが不可欠であります。各金融機関においては、不良債権に対する適切な手当てを行っており、金融機関の健全性について、かつてのような問題があるわけではありません。政府としては、平成14年4月のペイオフ解禁を控え、引き続き、金融機関に対する検査、監督等金融システムの安定化に万全を期するとともに、借り手である産業の構造改革等を同時に進めるための環境整備を図ることにより、不良債権問題を抜本的に解決し、健全な中小企業や次代を担う新規産業等に対する円滑な資金供給を可能とする金融の再構築を図るなど、一層の努力をしてまいります。

IT革命の推進は、21世紀における我が国の発展、そして「希望の世紀」実現のかぎとなるものであります。先般、IT基本法に基づいて設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、我が国の官民が総力を挙げて取り組むべき国家戦略であるe-Japan戦略を決定したところであります。今後は、具体的なアクションプランである重点計画を3月末を目途に策定し、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指し、全力で取り組んでまいります。

ITの利便性を向上させるため、世界最高水準のインターネット網をだれもが必要なときに低廉な料金で利用できるよう、光ファイバー網を初めとする超高速ネットワークインフラの整備を推進するとともに、競争による通信料金の一層の低廉化等のため、支配的事業者制度の導入を初めとする電気通信分野の新たな政策を樹立してまいります。あわせて、放送のデジタル化を推進するとともに、通信・放送融合サービスの健全な発展を促す政策を展開してまいります。

だれもが安心して参加できる制度基盤と市場ルールを整備するため、電子商取引の特質に応じた新たなルールを定めるとともに、個人情報取り扱いに関する基本原則、取扱事業者の義務等を定める個人情報の保護のための法律案を提出いたします。さらに、セキュリティ確保のための技術開発や安全性・信頼性確保策を推進し、ハイテク犯罪への対応を含め、情報セキュリティ対策を強力に推進してまいります。

電子政府については、国民との間の約1万件の行政手続を原則として平成15年度までのできるだけ早期にインターネットで行えるようにするなど、積極的に取り組んでまいります。

科学技術は尽きることのない知的資源であり、その振興は、「希望の世紀」実現に向けた未来への先行投資と言えるものであります。このため、内閣府に総合科学技術会議を設置したところであり、有識者の意見を伺いつつ、21世紀における我が国の科学技術振興の基本となる総合戦略を策定してまいります。3月までに科学技術基本計画を策定し、科学技術創造立国の実現に向け、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料等、我が国の新生に貢献する研究開発を重点的に推進いたします。同時に、研究開発システムの改革や科学技術振興のための基盤の整備を進めてまいります。

〔人間の世紀〕

21世紀の我が国の力強い発展は、豊かな個性と創造性を持ち、さまざまな可能性に果敢に挑戦していく人が存分にその力を発揮できるかどうかにかかっていると言っても過言ではありません。21世紀はまさに「人間の世紀」と言えます。

「人間の世紀」実現のためには、教育の新生を推進し、人間性、創造性に富んだ人づくりに取り組むとともに、社会保障の新生を着実に進め、だれもが生活に対する不安を持つことなく、さまざまな活動に取り組むことができる社会を実現していかなければなりません。

教育にとっても20世紀は2つの側面を持っていました。成績を重視した教育制度は、国全体の平均レベルを向上させ、経済の発展、物質的豊かさの実現に大きく貢献しました。他方、最近、青少年による不幸な事件が相次いでおりますが、自分で考える力を身につけ、善悪をわきまえる心や命の大切さなどを学ぶという点では、教育は必ずしも十分な役割を果たすことができませんでした。私は、心の豊かな美しい国家を築くため、その礎となる教育の新生に全力で取り組んでまいります。

教育改革国民会議の最終報告では、人間性豊かな日本人の育成、一人一人の才能を伸ばし、創造性に富む人間の育成、新しい学校づくり、教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画の策定、新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しなど、教育各般にわたる御提言をいただきました。

私は、この国会において、まず、子供一人一人、国民一人一人が、学校がよくなる、教育が変わるといった実感を持てるような本格的な教育改革に取り組んでまいります。具体的には、基礎学力の向上ときめ細かな指導のための少人数指導等の実施、教員として十分な適格性を有しない者の教員以外の職への円滑な異動、授業妨害やいじめへのきちんとした対応、家庭教育の充実、奉仕活動や体験活動の促進、教育委員会の活性化、子供たちの体験活動や読書などを振興する子どもゆめ基金の創設、大学改革の推進など、直ちに取り組むべき改革を実行するため、学校教育法や公立学校の学級編制、教職員定数の標準などに関する法律の改正など、一連の教育改革関連法案を提出してまいります。

教育基本法の見直しについては、教育改革国民会議の最終報告において、新しい時代の教育基本法を考える際の観点として、新しい時代を生きる日本人の育成、伝統、文化など次代に継承すべきものの尊重、教育振興基本計画の策定等を規定することの3点が示されたところであります。これを踏まえ、中央教育審議会等で幅広く国民的な議論を深め、しっかりと取り組んで成果を得てまいります。

社会保障制度は、老齢期を迎え、また、疾病、失業などの人生の困難に直面したときに、社会全体で支え合う仕組みとして、国民の安心や社会経済の安定に欠かせないものとなっております。今世紀、我が国は世界でも類を見ない急速な少子高齢化に直面し、経済の伸びを大きく上回って社会保障の給付と負担が増大することが見込まれておりますが、このような中であって、持続可能な社会保障制度を再構築し、後代に継承していくことは、我々に課せられた重要な務めであると考えております。

昨年10月には、社会保障構造の在り方について考える有識者会議から、21世紀の持続可能な社会保障を形づくるための貴重な御提言をいただきました。これを受けて、今般、政

府・与党社会保障改革協議会を発足させたところであり、政府・与党連携のもとで、関連する諸制度の検討を含め、総合的、包括的な改革に取り組むことといたしました。今後、本協議会において、改革の理念や基本的な考え方を明らかにする大綱を3月末を目途に取りまとめるとともに、これに基づく具体的推進方策を協議してまいります。そして、国民的な議論のもとで着実に改革を推し進め、自己責任の原則に立った社会保険方式を基本に、将来にわたり持続可能で安定的、効率的な社会保障制度を構築してまいります。

年金制度につきましては、少子高齢化の進展、高齢期の生活需要の多様化、労働移動の増加など社会経済情勢が大きく変化しており、公的年金を土台としつつ、国民の自助努力を支援する仕組みを整備することが必要であります。このため、国会で継続審査中の確定拠出年金法案の一日も早い成立をお願いするとともに、企業年金において受給権保護を図るための統一的制度を創設する法案を今国会に提出してまいります。

近年の急速な少子化の進行は、我が国の経済社会に広く影響を与えることが懸念されており、21世紀の我が国が家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会となるよう、政府が一体となって総合的な取り組みを行うことが重要であります。このため、少子化対策推進基本方針等に基づき、育児・介護休業法の改正法案を今国会に提出し、働きながら子供を産み育てやすい雇用環境の整備を進めるとともに、保育所における低年齢児の受け入れ枠の拡大等により保育サービスの充実を図るなど、福祉、雇用、教育、住宅などの幅広い分野にわたる総合的な少子化対策を推進してまいります。

男女共同参画社会の実現は、我が国社会のあり方を決定する重要課題の1つであり、昨年12月に決定された男女共同参画基本計画を着実に推進し、一層の努力を継続してまいります。また、新たに設置された男女共同参画会議において、仕事と子育ての両立支援策について早急に取りまとめ、子供を産むというとうとい役割を果たす女性が社会で活躍できる可能性を広げ、女性にとっても男性にとっても、家庭と仕事が両立し、安心して子育てができる社会を築いてまいります。

「人間の世紀」を支えるためには、便利で暮らしに楽しさがある都市づくりを目指すことは極めて重要であります。国境を越えた都市間競争の時代を迎えた今、世界に誇れる都市づくりを国家的課題として明確に位置づけ、官民の力を結集して、生き生きとした都市生活や経済活動を支える都市基盤を整備してまいります。特に、大規模な工場跡地を活用した拠点づくりや、町の中心となるターミナル駅などの交通結節点の総合的整備など、魅力的な都市拠点の創造に努めてまいります。また、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律案を提出するとともに、生活空間、公共交通機関のバリアフリー化を推進してまいります。

食料の安定供給の機能や国土・自然環境の保全等の多面的な機能を有している我が国農林水産業と農山漁村について、食料自給率の向上等を目指し、その健全な発展に取り組んでまいります。また、今国会に、森林の多様な機能の持続的な発揮を図ることを基本理念とする林業基本法改正案と、水産資源の適切な保存管理と持続的利用を基本とした新たな水産政策を構築していくための水産基本法案を提出することといたしております。

〔信頼の世紀〕

21世紀の幕あけに当たり、我が国経済社会の展望を開き、国民本位の行政を確立していく上で、政府の新生を初めとする行政改革は何としても果たさなければならない重要課題であります。国民から信頼される行政を実現し、「信頼の世紀」とできるよう最大限の努力をまいります。

中央省庁改革については、橋本内閣以来、内閣の最重要課題の1つと位置づけ、精力的に取り組んでまいりましたが、1月6日、いよいよ新たな府省体制が発足いたしました。この改革は、国民の立場に立った総合的、機動的かつ透明な行政を目指し、21世紀の我が国にふさわしい行政を構築する歴史的な改革であり、改革のメリットを国民にとって確かなものとするよう、全力を挙げて新たな体制に魂を吹き込んでまいります。

昨年12月に決定した行政改革大綱は、まさに21世紀の行政のあり方を示す指針であり、平成17年までを集中改革期間として、特殊法人、公務員を初めとする行政制度や組織の改革のみならず、規制改革や地方分権の推進など、我が国の行政の構造に踏み込んだ本格的な改革を進めてまいります。このため、先般、新たな行政改革推進本部を設置するとともに、行政改革担当大臣のもと、内閣官房に事務局を発足させたところであります。

公務員制度改革については、3月末までに大枠を示し、6月中には基本設計について成案を得て、秋以降、法制化を含む具体的な作業に入るというスケジュールで進めてまいります。特殊法人等改革及び公益法人改革については、平成13年度中に整理合理化計画を策定することを目指して、できるだけ見直しのスピードを速め、早期に改革の方向性を明らかにしてまいります。

規制改革については、IT、医療・福祉、雇用・労働、教育、環境などの各分野に積極的に取り組むとともに、競争政策の積極的展開を図るため、平成13年度を初年度とする新たな規制改革推進3カ年計画を3月末までに策定いたします。また、この計画の実施状況を監視するとともに、経済社会の構造改革の視点も含めて幅広く規制改革を推進していくため、民間人を主体とする新たな審議機関を内閣府に設置することについて検討し、3月末までに具体的成案を得てまいります。

国民本位の効率的で質の高い行政の実現のために、全府省において政策評価制度を着実に実施するとともに、その実効性を高め、これに対する国民の信頼を一層向上させるため、所要の法律案を今国会に提出いたします。

地方分権の推進につきましては、今後とも、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保や、国庫補助負担金の整理合理化等、さらなる推進に強い決意で取り組むとともに、市町村合併の推進など新たな役割を担うにふさわしい行政体制のあり方の問題について真正面から取り組んでまいります。

司法制度改革については、我が国が透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り、大いなる発展を遂げていくために不可欠であり、国民的議論の動向や司法制度改革審議会における調査審議の状況を踏まえつつ推進してまいります。また、民事、刑事の基本法制の集中的整備についても、直ちに所要の体制を整えるなどして、断固たる決意で取り組んでまいります。

〔地球の世紀〕

21世紀は、あらゆる活動のボーダーレス化が進展し、ますますグローバルな視点が要求される「地球の世紀」になると予想されます。「地球の世紀」を迎え、外交の新生を図り、我が国の主体性を発揮し、国際的に貢献していかなければなりません。

21世紀を迎えた今、日本外交に求められているものは、日本が平和と繁栄という恩恵を最大限に享受してきた国際的システムを、みずから支えていこうとする責任感とリーダーシップであります。

20世紀後半、我が国は、先進民主主義国家として、また、世界第2位の経済大国として生まれ変わりました。軍事大国たることを放棄し、資源に恵まれない我が国が、21世紀にさらなる発展を実現するためには、国連憲章や多角的自由貿易体制を基礎とする国際的なシステムが効果的に機能することが必要であります。我が国は、新世紀の国際協調の波頭に立って、安保理改革を初めとする国連システムの強化や、WTO新ラウンドの本年中の立ち上げに全力を尽くし、普遍的な価値観やルールの創設、強化に努めなければなりません。

私は、国際的な協調行動を導く日本外交の理念として、人間の安全保障を掲げました。人間の安全保障は、この地球とともに住む人間一人一人の生存、安寧、尊厳の確保を目的とするものであります。貿易、開発、環境など、さまざまな分野で地球的規模の取り組みが必要であります。

私は、また、九州・沖縄サミットの議長として、他の首脳とともに英知を絞った具体的諸施策を着実に実施してまいります。ITが人類を繁栄と貧困の間で分断してしまわないように、ITに関する包括的協力策を着実に実施するとともに、人間の安全保障に対する直接の脅威となっている感染症問題に対し、国際的な取り組みの一層の強化に努めてまいります。さらに、グローバル化による繁栄の果実をより多くの人々とともに分かち合い、市場経済や多角的自由貿易体制に対する信頼を堅持するため、我が国の重要な外交手段である政府開発援助をさらに効果的、効率的に活用してまいります。

我が国の外交は、自由、民主主義、人権、市場経済という普遍的な価値観のもとで、アジア太平洋地域の平和と繁栄を確保することを引き続き優先課題としなければなりません。21世紀前半のアジア太平洋地域における日本外交の基本戦略は、日米同盟関係を基軸として、隣国韓国と堅固な友好のきずなを強化し、中国及びロシアとの間に信頼に基づく協調関係を構築することによって、アジア太平洋地域における安定の枠組みを堅持することにあります。その中で、北東アジア地域の平和と安定に資するよう、韓米両国と密接に協調して、対北朝鮮政策に取り組んでいかなければなりません。また、APEC、ARF、ASEANプラス3などの重層的な地域の対話と協力を推進し、自由で、民主的で、安定し、繁栄する、強靱なアジア太平洋圏の創出を目指さなければなりません。

同盟国たる米国との関係については、ブッシュ新政権との間で、早期に確固たる信頼関係を構築してまいります。そのためにも、日米間の戦略対話を強化し、日米安保体制の信頼性を向上させていくとともに、日米両国がともに繁栄を享受し得るような新しい経済関係の枠組みを探求していきたいと考えます。また、今後とも、沖縄の特性を生かした振興開発の推進に努めていくとともに、沖縄県民の負担を軽減すべく、引き続きSACO最終

報告の着実な実施に全力で取り組みます。特に、普天間飛行場の移設、返還については、沖縄県及び地元地方公共団体との間の代替施設協議会等において、できるだけ早く成案を得るべく努力してまいります。

21世紀のアジア太平洋地域の平和と繁栄のため、中国との間で相互に協力し合う安定的な協調関係を構築していかなければなりません。このため、私は、平和と発展のための友好協力パートナーシップを基礎に、新しい世代のために、地域及び世界における日中両国の協力関係の深化と拡大に邁進してまいります。

朝鮮半島では、昨年、金大中大統領の英断のもとで、緊張緩和に向けて一連の動きがありました。私は、我が国にとって最も近く、かつ、重要な地域である朝鮮半島に真の平和と和解がもたらされるように、積極的に努力してまいります。そのため、まず、韓国との緊密で強力な関係を堅持し、韓米両国と密接に連携して、日朝国交正常化交渉の新たなページをめくりたいと考えるものであります。北朝鮮との人道的問題及び安全保障上の問題については、対話を進める中で、解決に向けて全力を傾けてまいります。

最後に、ロシアとの間では、戦略的・地政学的提携、幅広い経済的協力、平和条約の締結という3つの課題を同時に前進させることが重要であります。平和条約交渉については、プーチン大統領との信頼関係に立ちつつ、北方四島の帰属の問題を解決する平和条約の締結に向け、日ロ双方が全力を尽くして努力することが必要であると考えております。

国民の生命、財産を守るのは、政治の崇高な使命であります。我が国の防衛については、防衛計画の大綱のもと、昨年末に策定された新中期防衛力整備計画に従い、節度ある防衛力の整備に努めます。特に、IT革命への対応、災害派遣能力の充実強化等に留意してまいります。有事法制は、自衛隊が文民統制のもとで、国家、国民の安全を確保するために必要であります。昨年の与党の考え方を十分に受けとめ、検討を開始してまいります。

「地球の世紀」たる21世紀において、国民が真に豊かで安心できる暮らしを実現していく上で、その基盤となる恵み豊かな環境を守り、我々の子孫に引き継いでいくことは、我が国のみならず世界においても最も重要な課題の1つであります。地球温暖化問題については、2002年までの京都議定書発効を目指し、本年開催が予定されているCOP6再開会合に向け、最大限努力するとともに、国際交渉の進捗状況も踏まえつつ、国民の理解と協力を得て、温室効果ガスの6%削減目標を達成するための国内制度に総力で取り組んでまいります。さらに、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会のあり方から脱却するため、循環型社会の構築に向け、関連する法律の施行を通じ、具体的な取り組みを進めてまいります。これらの課題を着実に解決し、21世紀において地球との共生を実現してまいります。

〔むすび〕

新世紀を迎えた今、国政のかじ取りを担う責任の重さを痛切に感じております。

新しい世紀を希望に満ちあふれたものにするためには、最初の10年が極めて重要であると考えております。古い殻を突き破り、大きく羽ばたくためには、乗り越えなければならない痛みや苦しみがあります。安住してきた古い慣習を断ち切り、未知なる未来へと飛び出すには、強い勇気が必要であります。

しかし、もうちゅうちよしたり、先送りすることは、許されません。

私は、自由民主党、公明党、保守党の3党結束のもとで、協力して政治の安定を図り、確固たる意志と強い情熱を持って、21世紀最初の10年を、今後100年の大計を律する10年と位置づけ、その最初の年となる本年、より一層気を引き締めて、この国の改革に臨んでいく決意であります。

私たちは ひとつの海の いくつかのしずく
私たちは ひとつの大洋の いくつかの波
ともに探そう 協調への道
それが あなたと私の生きる道

厳しく悲惨な生活を強いられているケニアの難民キャンプに住む子供たちが、私のために歌ってくれた詩であります。この平和への願いと、子供たちの希望に輝いた目は、世界のどの国でも同じです。厳しい改革の先にある、豊かな環境に恵まれた平和な日本、そして世界をしっかりと見据え、国民の皆様の声に耳を傾け、国民の皆様とともにこの国をつくっていきたいと考えております。

国民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げて、私の施政に関する演説を終わります。

(2) 外交演説

外務大臣 河野 洋平 君

平成13年1月31日

第151回国会の開会に当たり、我が国外交の基本方針について所信を申し述べます。

冒頭、まず最初に申し上げなければならないのは、今回の外務省内における公金横領問題であります。

本件については、先般、省内で調査を行った結果、松尾克俊前要人外国訪問支援室長が公金を横領し、私的目的に使用した明白な疑いがあることが判明したため、同人を警視庁に対し告発をいたしました。問題となっている公金の管理を6年近くの長きにわたり一人の人間に任せ、組織としてチェック体制に不備があったため、問題の発生を未然に防げなかったことにつきましては、外務省の責任を痛感いたしております。ここに改めて、国民の皆様の信頼を傷つけたことに心からおわびを申し上げます。

今後は、こうしたことが二度と起こらないよう、既に要人外国訪問支援室を廃止し、同業務を大臣官房総務課長の責任のもとで行うといった再発防止のための抜本的改善策を講じつつあるところであります。さらに、この関連での金銭の出納に関しましては、二重、三重の監査体制を導入することを検討いたしております。今後は、事件の捜査に対しまして外務省として全面的に協力するとともに、外務省の調査委員会に対し、継続して必要な内部調査を行うよう指示する考えであります。

私としては、今回の事件に対する厳しい反省に立ち、襟を正して真相究明と抜本的な再発防止に取り組むことによって、外交に対する国民の信頼を回復するよう全力を尽くす所存であります。

〔序〕

新世紀の初めに当たることしは、サンフランシスコ講和会議からちょうど50周年目の節目に当たっています。

戦後、我が国は、日本国憲法のもと、アメリカとの協力関係を基軸にし、国際協調路線を歩んでまいりました。また、我が国は、自由、民主主義、基本的人権の尊重といった人類が歴史の中でかち取ってきた価値を国の基本に据えてまいりました。このような方針のもと、国づくりに努めた結果、経済面では欧米先進国に肩を並べる繁栄を実現し、国際政治においては主要国首脳会議のメンバーとして、世界の政治、経済に大きな責任を担うこととなりました。

私は、今日の我が国のこのような国際的地位の基礎を築かれた先輩世代の御努力、特に額に汗して必死に頑張ってくられた勤勉な市井の方々、あるいは戦場において犠牲を払われた方々に心から敬意を表したいと存じます。私は、戦後の残された問題の解決も含め、全力を挙げて日本国民の利益と名誉を守っていく決意を改めて表明したいと存じます。

また、我が国は平和外交を掲げる経済大国として経済協力を重視し、さらに欧米ではない先進民主主義国家として途上国に対し民主主義的価値を訴えかけるとともに、同時に異なった民族・宗教間で文明間の対話を推進すべき位置を占めていると思っております。

〔近隣諸国との友好関係の促進〕

今日の我が国の平和と繁栄は、近隣諸国との強い信頼の上にこそ築かれるものであり、これら諸国との友好関係を一層強固なものとするのが我が国外交の第1の柱であります。

自由、民主主義といった価値を共有する日米の緊密な関係は、アジア太平洋地域の平和と安定に大きな役割を果たしてきました。我が国としては、日米同盟関係の強化に積極的なアメリカ新政権との間であらゆる問題について十分な政策対話を行ってまいります。そのためにも、先般、私はアメリカを訪問し、パウエル国務長官、ライス大統領補佐官と会談をし、日米同盟関係の重要性を確認するとともに、政治、安全保障、経済の分野、さらにはグローバルな課題につき、日米両国が緊密な対話を行い、密接に協力していくことで意見が一致いたしました。また、沖縄の米軍施設・区域の問題につきましても、パウエル国務長官と話し合いましたが、引き続き普天間飛行場の移設、返還を初めとするSACO最終報告の着実な実施に取り組むなど、沖縄県の方々が我が国全体の平和と安全のために背負っておられる多大な御負担を軽減していくため、誠心誠意努力してまいります。

21世紀の東アジアで、中国の存在はますます注目を集めることになると思われまます。日中両国が安定した友好協力関係を構築、発展させることは、それ自体、アジア太平洋地域、ひいては世界の平和と発展への大きな貢献につながります。このため、お互いに歴史を踏まえつつ、主張すべきは主張し、相互理解と相互信頼を一層発展させていきたいと考えます。また、中国がさらなる改革を進め、中国国民の生活が向上し社会が安定することは、この地域の平和と繁栄にとり不可欠な要素であります。このような観点から、我が国は、過去20年余り、中国に対する政府開発援助を実施してまいりました。今後も、両国をめぐり経済・社会状況などの変化を踏まえて、国民の理解と支持を得て、重要課題、分野をより明確にした支援を実施していく考えであります。

日韓の友好協力関係は近年一段と強化され、今や日本外交の重要な財産となっております。今後とも、政府間の協力を強化し、幅広く両国民の交流を促進し、決して歴史を忘れず、日韓両国間の信頼のきずなを強固なものとするよう不断の努力を傾けてまいります。

また、日本外交には、戦後の半世紀、積み残されてきた課題として、日朝国交正常化交渉及び日ロ平和条約交渉があります。私は、これらの問題に取り組むことが自分自身の重大な責務であると考えております。

北朝鮮は、最近になって国際社会との接触を急速に深めており、昨年の南北首脳会談の実現など、朝鮮半島をめぐって、これまでになかった大きな動きが見られました。我が国としても、第2次世界大戦後の正常でない日朝関係を正すことが極めて重要であると考えております。今後とも、韓米両国と緊密に連携し、北東アジアの平和と安定に資する形で、日朝国交正常化交渉に粘り強く取り組んでまいります。また、そのような対話を通じて、日朝間に存在するさまざまな人道問題や安全保障問題についても、解決に向け進展が見られるよう全力を傾ける考えであります。

ロシアとの間では、私は、最近、イワノフ外相との間で平和条約締結問題を中心に率直な意見交換を行いました。今後とも、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するとの一貫した方針のもと、交渉を進めてまいりたいと思っております。

我が国としては、さらに、ASEAN地域フォーラム、アジア太平洋経済協力、ASEAN

プラス3、日中韓などの枠組みを重層的に発展させ、21世紀における東アジアの平和と繁栄を確固たるものにしていく決意であります。

〔軍縮・不拡散を中心とするグローバルな平和への取り組み〕

第2に、軍縮・不拡散を中心とするグローバルな平和への取り組みであります。軍縮・不拡散こそは日本が国際社会の協調を主導すべき分野であり、この問題に果敢に取り組むことが私の使命と考えております。

21世紀に入っても、広島と長崎の惨禍の記憶を風化させてはなりません。我が国は、核兵器及びミサイルの拡散に歯どめをかけ、これを削減するため、積極的にイニシアチブを発揮していく考えであります。特に、核のない世界の実現のため、昨年秋に我が国が国連総会に提出し、圧倒的多数をもって採択された核兵器の全面的廃絶への道程決議で示されている、核軍縮・不拡散に関する現実的措置の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

21世紀の国際社会の平和と安定の実現のためには、紛争予防が重要な課題であります。昨年の宮崎G8外相会合を取り組みの第一歩とし、今後とも地道な努力を積み重ねていくことが肝要であります。特に、多くの地域紛争において主要武器として使用されている小型武器については、その回収、廃棄及び非合法取引の防止を含む対策がとられるよう、本年7月の国連会議に向けて努力をしていくべきであります。また、紛争の当事国のみならず、紛争により多大な影響を受ける周辺国に対しても十分な支援と協力を行っていくことが重要だと考えます。

紛争予防との関連で申し上げます、中東和平については、当事者双方が和平実現に向けて取り組みを強めることが重要であります。我が国としても、アメリカを初めとする国際社会と協調しつつ、積極的に関係国への働きかけなどの和平支援を行っていく考えであります。

このような国際社会にあって、唯一の普遍的・包括的機関である国連がますます多様化、複雑化する国際社会の課題に対応できるよう、安保理改革を含む国連の体制強化が必要です。我が国は、安保理において我が国の能力と経験を生かすために、常任理事国となって一層の責任を果たしたいと考えております。

〔世界の繁栄に向けた取り組み〕

第3に、世界の繁栄に向けた取り組みであります。多角的な自由貿易体制の強化のために、WTOにおいて各国の幅広い関心に対応する新ラウンドを本年開始すべく、アメリカ、EUなどの先進国のみならず、途上国とともに最大限努力をいたします。

地球温暖化問題については、先般の第6回締約国会議では合意に至りませんでした。建設的な形で早期に国際的合意が形成されるよう引き続き努力を続けてまいります。

次に、経済協力について申し上げます。

途上国に対する支援は、まず第1に、貧困や飢餓に見舞われている人々に手を差し伸べるという人道的な目的があります。また、冷戦終えん後も多発する民族・宗教紛争も、その背後には貧困や経済格差の問題がある場合が多く、途上国支援は国際平和を実現するための最も現実的な方策であります。同時に、途上国の経済発展は市場を育てるという側面があり、長い目で見れば日本企業、日本国民にとっても利益になる政策であります。事実、

我が国の援助の多くが向けられた東アジアは安定と繁栄を享受し、我が国の努力に対しては高い評価が与えられております。

政府としては、極めて厳しい経済・財政状況のもとで、ODAの実施に当たっては、国際社会で我が国が果たすべき役割とともに、我が国の国益という観点をも忘れることなく、国民の皆様の一層の御理解と御支持を得て、引き続き効果的、効率的な実施に努めていく考えであります。

アフリカなどの開発途上国に見られるように、貧困や情報格差、感染症などの問題は21世紀の国際社会の直面する重要な課題であります。我が国としては、人間の安全保障の視点からも、九州・沖縄サミットにおいて表明したIT、感染症対策の支援策などを着実に実施してまいります。

〔文明間の対話、文化外交面での取り組み〕

長期的視野に立った人と人、国と国との間の信頼関係の構築には、他国の人々が築き上げてきた文化や歴史への深い敬意とお互いの差異を積極的に受けとめ尊重する心を持ちながら、共通の価値を見出し、国民の間での相互理解への道を切り開く努力が必要であります。世界の平和を考える上でも、例えば異なる宗教や民族間の対話を深めることは、貧困の克服と並んで極めて重要な課題であると考えます。

私は、第4の取り組みとして、文化外交を展開し、異なる文明の間の対話を促進してまいります。とりわけ、本年は文明間の対話国連年でもあり、私は文明間の対話のための新たな施策を展開して、この問題にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

2002年の日韓国民交流年、日中国交正常化30周年あるいは南西アジア諸国との外交関係樹立50周年などの記念交流事業は、私たち一人一人がより深くアジアを知ろうとするときに極めて意義深いと思います。豊かな文化的接触は、平和で活力ある人類社会の構築に向けた推進力であり、我が国としてもそのための場を積極的に提供してまいります。中でも、私は、世界のあすを担う青年層の交流や草の根の交流に一層力を注いでまいりたいと思います。

〔結語〕

先般、私は湾岸諸国を訪問し、文明間の対話の促進などを訴え、ともすれば原油の輸出入に関係の重点が置かれがちであった湾岸諸国との間で重層的な関係を築いていく必要性を強調してまいりました。また、引き続き訪問したスウェーデンにおきましては、本年からの日欧協力の10年開始に当たり、EUとの政治対話・協力の強化を含む関係強化のための具体策などにつきまして、ことしの議長国スウェーデンの外相、そしてEUの共通外交・安全保障政策上級代表等と忌憚のない意見交換を行ってまいりました。

我々は、21世紀に生まれてくる子供たちに、平和で安定し、豊かな世界を引き継ぐという重大な責務を背負っております。そのため、戦後の外交路線をしっかりと継承するとともに、新しい時代に対応した外交を力強く展開してまいりたいと存じます。また、重要性を増している市民社会の自発的な行動とも引き続き建設的な連携関係を築いてまいりたいと思います。新世紀の日本外交に、国民の皆様と御臨席の議員各位の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

(3) 財政演説

財務大臣 宮澤 喜一 君

平成13年1月31日

平成13年度予算の御審議に当たりまして、今後の財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明申し上げます。

〔はじめに〕

我が国は、戦後半世紀の間に敗戦の荒涼からの復興と高度成長をなし遂げ、世界経済におけるその地位を築き上げましたが、20世紀末に至りまして、内外情勢の大きな変化に直面することとなりました。すなわち、バブル経済の崩壊及びその後の景気の長期的低迷によりまして、それまでの右肩上がりの経済は変容を余儀なくされ、また少子高齢化の進展、経済のグローバル化やソフト化、情報化といった構造変化も急速に進んでおります。

このような状況のもと、我が国経済社会が新しく迎えた21世紀において安定的に発展するためには、まず我が国経済を自律的回復軌道に乗せることが重要であります。同時に、我が国経済社会の抱える構造的諸課題に対処していくことが求められております。

このような努力を通じ、我々は21世紀における我が国の繁栄を築いていかなければならないと考えておりまして、今後の財政政策の運営に当たりましては、以下に申し上げます諸課題に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

〔自律的な景気回復の実現〕

第1の課題は、21世紀の新たな発展基盤を構築しつつ、景気を自律的回復軌道に乗せることであります。

我が国経済の現状を見ますと、企業部門を中心に自律的回復に向けた動きが継続し、全体としては緩やかな改善が続いております。しかしながら、依然として雇用情勢は厳しく、個人消費もおおむね横ばいの状態が続いております。公需から民需への円滑なバトンタッチに万全を尽くす必要がございます。

こうした認識のもと、まずは、さきの国会において成立した平成12年度補正予算の円滑かつ着実な執行に努めております。

また、平成13年度予算においては、総額7,000億円の日本新生特別枠を活用し、IT革命の推進、環境問題への対応、高齢化対応、都市基盤整備の4分野を中心に、我が国の新たな発展基盤の構築に資する施策に重点的な予算配分を行いつつ、公共事業につきましては、平成11年度以降3年連続となる高水準の公共事業関係費を確保するとともに、公共事業等予備費3,000億円を計上するなど、自律的な景気回復の実現に向けて十分な対応を行うことといたしました。

税制については、我が国企業の経営環境の変化を踏まえ、企業組織再編成にかかわる税制を整備するほか、景気回復に配慮して、新たな住宅ローン減税制度を創設するとともに、中小企業投資促進税制を継続するなどの措置を講じております。また、株式等譲渡益についての申告分離課税への一本化を2年延期するほか、電子計算機の耐用年数の見直しや特定非営利活動法人を支援するための措置等を講ずることといたしております。

なお、一昨年から実施しております個人所得課税及び法人課税の減税は、景気の改善に寄与していると考えております。

〔財政の効率化・質的改善〕

第2の課題は、財政の効率化と質的改善を進めることでもあります。

平成13年度予算におきましては、厳しさを増している財政状況にかんがみ、財政の効率化と質的改善を図るため、次のような措置を講じたところであります。まず、公共事業につきまして、個々の事業の徹底した見直しにより、投資効率の乏しい事業を中止いたしました。また、地方財政対策において、新たに特例地方債を発行し、あわせて交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額を増額する等の制度改革を行うことにより、国、地方を通ずる財政のさらなる透明化を推進することといたしました。さらに、中央省庁等改革を機に、施策の融合化と連携を図る等の取り組みを行ったところであります。

また、公債発行額につきましては、一方で金融破綻への備えのための国債の償還費の手当てを行う必要がなくなったという減要因があり、他方でただいま申し上げました地方財政対策に伴う増要因がございますが、このような状況のもと、可能な限りの縮減を図ることといたしました。これらの結果、平成13年度の公債発行額は前年度当初予算より4兆2,920億円減額し、また、公債依存度は4.1ポイント減少して34.3%となる見込みでございます。

しかしながら、平成13年度末の国、地方の長期債務残高が666兆円に達する見込みであるなど、我が国財政は依然として極めて厳しい状況にあり、今後、我が国が安定的に発展するためには、財政構造改革は必ずなし遂げなければならない課題であります。

財政構造改革に当たりましては、あるべき経済社会の姿を展望しつつ、望ましい税制の構築や社会保障制度改革、中央と地方との関係まで幅広く視野に入れて議論していく必要があると考えております。今後、経済財政諮問会議などの場において、ただいま申し述べました問題意識も念頭に置いて、経済、財政の構造改革に向けた諸課題について検討を行ってまいります。

〔世界経済発展への貢献〕

第3の課題は、世界経済の安定的発展に貢献することでもあります。

経済のグローバル化が進む中で、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向けて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められていることは論をまちません。アジア通貨危機の経験から、我が国がアジア地域との連携を強化し、その経済安定に積極的に寄与していく必要性も一層高まっております。このような認識のもと、国際通貨システムの安定に取り組むとともに、昨年5月にASEAN諸国及び日本、中国、韓国の財務大臣間で合意されましたチェンマイ・イニシアチブの推進等、アジアにおける地域協力の一層の強化に努力してまいります。

また、多角的自由貿易体制の維持強化の観点から、我が国はWTOにおける新ラウンドの早期立ち上げのために引き続き努力してまいり所存であります。あわせて、これを補完する観点から、2国間の自由貿易協定にも取り組むこととし、現在、シンガポールとの間で、本年末までの終了を目指して協定交渉を進めております。さらに、平成13年度関税改正におきまして、発展途上国からの輸入品に対し低い関税率を適用する特惠関税制度の改善等を行うことといたしております。

〔平成13年度予算の概要〕

次に、今国会に提出しております平成13年度予算の概要について御説明いたします。

まず、歳出面については、一般歳出の規模は48兆6,589億円となり、前年度当初予算に対して1.2%の増加となっております。

国家公務員の定員につきましては、5,988人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。補助金についても、その整理合理化を積極的に推進しております。

一般会計の予算規模は82兆6,524億円、前年度当初予算に対して2.7%の減少となっております。

次に、歳入面について申し上げます。

租税等については、さきに申し述べました税制改正を織り込み50兆7,270億円を見込んでおります。

公債発行額は、前年度当初予算より4兆2,920億円減額し、28兆3,180億円となっております。特例公債の発行につきましては、別途所要の法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。

財政投融资計画につきましては、財政投融资改革の趣旨にのっとり、資金の重点的、効率的な配分を図ることとしたところであり、その規模は32兆5,472億円となり、前年度当初計画に対して15%の減少となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費については、将来にわたり持続可能で安定的、効率的な社会保障制度の構築に向けた取り組みを行いつつ、メディカル・フロンティア戦略の推進等を図ることとしております。

公共事業関係費については、効率化と質的改善を進めることとし、具体的には、再評価制度の厳格な適用により272件の事業を中止するとともに、IT革命の推進等我が国経済社会の新生に資する施策に対し最大限の重点化を行っております。

文教及び科学振興費については、創造的で活力に富んだ国家を目指して、少人数指導の実施等教育改革の推進のための環境整備、高等教育、学術研究の充実、競争的資金の拡充等による科学技術の振興等の施策の推進に努めております。

防衛関係費については、新たな中期防衛力整備計画の初年度予算といたしまして、効率的で節度ある防衛力整備を行うこととしております。

農林水産関係予算については、新たな基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の着実な推進や、林野・水産分野における担い手の確保、育成等に重点を置いた施策の推進等に努めております。

経済協力費については、さらなる効率化、重点化を促進しつつ、国際社会の安定と発展に貢献するための諸施策を推進しております。

エネルギー対策費については、地球温暖化問題への対応等総合的なエネルギー対策を着実に進めております。

中小企業対策費については、IT革命への対応を初め、中小企業者のニーズにきめ細かくこたえる経営支援体制の充実、創業、経営革新等への重点化を図っております。

地方財政につきましては、財政のさらなる透明化を図る等の観点から、従来の方式にか

え、平成13年度から3年間新たに特例地方債を発行する等の制度改正を地方財政対策において行うことといたしました。地方公共団体におかれましても、歳出全般にわたる見直し、合理化、効率化に積極的に取り組まれるよう要請するものでございます。

【結び】

以上、平成13年度予算の大要について御説明いたしました。

国民の皆様の御理解と御協力をいただき、自律的な景気回復の実現に向けて経済運営を行いつつ、新たな時代を迎えた我が国の経済、財政の諸課題に対処していく所存であります。

関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

(4) 経済演説

経済財政政策担当大臣 麻生 太郎 君

平成13年 1月31日

経済財政政策担当大臣として、我が国経済の課題と政策運営の基本的考え方について所信を申し述べさせていただきます。

〔経済財政諮問会議について〕

まず初めに、去る1月6日、今回の中央省庁再編の眼目の1つである経済財政諮問会議が発足したことを御報告申し上げます。この諮問会議は、経済財政政策にかかわる各閣僚に加え、経済の現場の実態や経済に対する深い洞察力を有する有識者を構成員とし、内閣総理大臣を議長として、日本経済全般の運営基本方針、予算編成の基本方針及び財政運営の基本を初めとする経済財政政策に関する重要事項について調査審議し、具体的な建議を行うことなどを主な任務といたしております。

政治が責任を持って政策決定をリードし、国民に明確なメッセージを伝え、的確な政策運営を通じて国民の期待にこたえるためには、諮問会議において包括的かつ実質的な検討を行い、その成果を上げていくことが重要であります。私は、この目的のために全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

諮問会議にとっての第1の課題は、経済を着実な自律的回復軌道に乗せることでもあります。このため、現状及び今後の見通しを含めた的確な景気判断が必要であり、これを前提に財政金融政策など経済財政運営のあり方について検討を行っていかねばなりません。また、予算編成に当たっては、歳出の重点分野、景気との関連など、経済運営の基本的考え方について検討を行い、もって効果的な経済財政政策の実施に寄与することが重要であります。

第2の課題は、財政も含め経済社会全体をどのような理念に基づきどのような形に構築していくのか、すなわち経済社会の構造改革をどのように進めていくかということであると考えております。その際、重要なことは、日本経済の潜在的な発展可能性を十分に開花させるための施策と、国民が将来に対し安心を持てる経済社会の実現を目指した制度の確立であります。

その検討に当たっては、国、地方の役割分担、社会保障制度、社会資本整備や税制など、さまざまな制度的諸課題について中長期的な経済社会全体の姿を描いた上で、マクロ経済のバランスを観点に加え、整合的に検討を進めていくことが必要であります。

当面、具体的には、中長期的な経済財政の運営方針に関する議論を進めていく中で、経済や財政に与える影響が大きい社会保障制度の問題など、制度的諸課題に関する改革の方向性について取りまとめていきたいと考えております。

〔これまでの経済運営と景気の現状認識〕

これまでの経済運営を振り返ると、我が国経済は、御承知のとおり、平成10年秋にはデフレスパイラルに陥りかねない危機的な状況にありました。幸い、同年11月に決定した緊急経済対策により危機的状況からの脱却に成功し、その後、平成11年11月に決定した経済新生対策の推進を通じ、景気回復の一段の推進と経済社会構造の改革の実現に努めてきた

ところであります。

さらに、昨年10月、急激な公需の落ち込みを回避し、我が国経済を自律的回復軌道に確実に乗せるとともに、21世紀にふさわしい経済社会の構築を目指し、日本新生のための新発展政策を決定し、現在これを強力に推進しているところであります。

現在、景気は企業収益や設備投資など企業部門を中心に緩やかな改善を続けております。しかしながら、雇用情勢は改善がおくれており、個人消費もおおむね横ばいで推移するなど厳しい状況は今なお脱しておりません。また、米国経済の減速、株価の下落など景気の先行きに警戒すべき要素が出てきております。

〔平成13年度の経済運営の基本的態度〕

政府としては、このような景気の現状認識に立ち、引き続き景気回復に軸足を置いた経済財政運営を行い、日本経済の自律的回復を軌道に乗せていくことを第一の重要課題として取り組んでまいります。また同時に、21世紀を迎え、情報化、高齢化、グローバル化などが急速に進展する中で、情報通信技術による産業・社会構造の変革、いわゆるIT革命の推進を初めとして、我が国経済を新しい時代にふさわしい構造に改革し、新たなる発展へと飛躍させる取り組みが急務であると認識をいたしております。

以上のような基本的考え方を踏まえ、政府としては、平成13年度において、以下に申し上げる3項目を重点項目として経済運営を行ってまいります。

〈自律的な景気回復の実現〉

まず第1は、自律的な景気回復の実現であります。

日本経済を自律的回復軌道に確実に乗せるため、日本新生のための新発展政策の着実かつ円滑な実施を図るとともに、平成13年度予算におきましては、公共事業は前年度当初予算と同程度の規模を確保し、地方財政にも配慮して、その適切な執行を図ります。また、税制面においては、住宅減税などの措置を講じます。

また、日本銀行に対しましても、経済の自律的回復を確実なものとするため、金融・為替市場の動向も注視しつつ、豊富で弾力的な資金供給を行うなど、適切かつ機動的に金融政策を運営されるよう要請をいたします。

〈時代を先取りした経済構造改革の推進〉

第2は、時代を先取りした経済構造改革を推進し、中長期的な経済成長力の向上を目指すことであります。

景気を自律的な回復軌道に乗せ、再び力強い日本経済を創出するためには、短期的な対策のみならず、我が国経済社会の構造改革を大胆に推進していかなければなりません。

その際、IT革命の飛躍的推進、環境問題への対応、少子高齢化対策、都市基盤、生活基盤の整備、産業新生のための事業環境整備などに重点を置いてまいります。

IT革命の飛躍的推進については、光ファイバーなど超高速ネットワーク網の整備及びその競争政策、電子商取引ルールへの新たな環境整備、電子政府の実現、人材の育成強化、以上4つを重点分野として集中的に取り組みます。

環境問題への対応につきましては、循環型社会形成の推進、地球温暖化対策、有害化学物質対策などに取り組むとともに、地球環境との調和を促進いたします。

少子高齢化対策については、総合的、包括的に社会保障制度改革に取り組むとともに、公共空間などのバリアフリー化、高齢者雇用の促進や仕事と子育ての両立を可能にするための就労環境整備、預かり保育サービスの充実などに取り組みます。

都市基盤、生活基盤の整備につきましては、交通渋滞の解消や快適かつ活力ある都市空間の創出を図るとともに、生活基盤充実、防災対策などに取り組みます。

産業新生のための事業環境整備につきましては、企業法制などの整備、企業組織再編に係る税制の整備、創造的技術革新のための基盤整備、中小企業対策、金融システムの安定化、金融市場の活性化、債権流動化などの促進に取り組みます。

〈世界経済の持続的発展への貢献〉

平成13年度経済運営の基本的態度の第3は、世界経済の持続的発展への貢献であります。

世界経済の持続的発展のためには、多角的貿易体制の維持強化は不可欠であります。この観点から、本年中に各国の幅広い関心にこたえる形でWTO新ラウンドを立ち上げるべく、我が国としても引き続き努力をいたしてまいります。また、APEC、ASEANプラス3などのアジア太平洋地域における地域協力の枠組みの構築を一層図ってまいります。さらに、現在、日本とシンガポールの間で経済連携協定交渉が進められておりますが、WTO協定に整合的な地域貿易協定は、多角的貿易体制の枠組みの中での世界的自由化やルールづくりを加速させる触媒として、その役割を果たし得るものと考えております。

なお、先般発足いたしました米国のブッシュ新政権との間では、アジア太平洋地域のみならず、世界の平和と繁栄を確保していくための経済面における協力のあり方について、緊密な対話を通じ、協力を行っていききたいと考えております。

〈平成13年度の経済の見通し〉

以上3つの重点項目を達成することにより、平成13年度につきましては、個人消費、設備投資など、民需を中心とした経済成長を続ける姿が定着し、自律的回復軌道をたどるものと考えております。

この結果、平成13年度の実質経済成長率は1.7%程度になると見通しております。

〔構造改革を推進する起爆剤としてのIT革命〕

さて、日本経済の潜在可能性を開花させる施策として、また、経済の構造改革を推進する起爆剤として、IT革命の持つ意味は極めて大きいと考えております。IT革命の推進は、森内閣発足当初から、日本新生の最も重要な柱として位置づけられてまいりました。今回の景気回復局面においても、ITは実際に極めて大きな役割を果たしております。現在、インターネットの国民全般への普及、利用の促進などを目的とし、インターネット博覧会、インパクを開催いたしておりますが、今後、政府といたしましては、先般決定したe-Japan戦略を踏まえ、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指し、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定める重点計画を3月末を目途に策定することといたしております。また、本年度末までに策定予定の新たな規制改革推進3カ年計画においては、IT革命推進等のための規制改革を積極的に推進することといたしております。

国民がITを活用し、そのメリットを十分に享受するためには、電子商取引等に対する消費者の信頼の確立も極めて重要であります。このため、個人情報保護に関する基本法

制の整備を初め、消費者保護の推進に努めてまいる所存であります。また、本年4月に施行される消費者契約法の実効性確保にも取り組んでまいります。さらに、IT革命、構造改革の推進を通じて我が国の高コスト構造を是正するとともに、ボランティア活動を初めとするNPOの活動を促進することにより、国民が生活の豊かさをより一層実感できるような経済社会の実現に努めてまいります。

〔結び〕

現在、我が国に求められている変革の方向性は、官から民へ、あるいは行政による規制、保護から市場メカニズム・自己責任原則へというものであると認識をいたしております。このような中で、政治に求められていることは、政治が責任を持って政策決定をリードし、国民に将来に対する明確なメッセージを伝え、的確な政策運営を通じ国民の期待にこたえていくことであります。民間の英知を生かしつつ政治主導で経済財政の政策運営を担う経済財政諮問会議は、その実現のために最も重要な役割を担うものであります。

バブル崩壊後の我が国経済は、その対応、対策に取り組んでまいりました。21世紀を迎えた今日、現状と今後の見通しを含めた的確な情勢認識をもとに、将来を見据えた効果的な経済財政運営を実現し、我が国の進むべき方向とビジョンを示していくことが必要であります。

幸い、我々日本人は、明治維新や戦後の例は言うに及ばず、オイルショックや急激な円高、国家が非常事態に陥るなどの国難に直面するとき、その困難を乗り越える強い精神とすぐれた能力があります。今日、日本が置かれている現状を正しく認識し、この能力を十分に発揮できる環境さえ構築されれば、現状の困難は必ずや乗り越えられるものと確信をいたしております。

昔より、絶望は愚者の結論と言われます。21世紀という新しい時代の幕あけに当たり、私は、やればできると日本の将来に希望を持ち、経済財政の運営に万全を期する覚悟であります。

国民の皆様、また議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は2月6日、7日に行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

久保 亘君（民主）	竹山 裕君（自保）	木庭 健太郎君（公明）
市田 忠義君（共産）	梶原 敬義君（社民）	石田 美栄君（民主）
星野 朋市君（自保）	堂本 暁子君（無会）	田村 秀昭君（自由）

〔政治姿勢〕

○21世紀の日本

私は、21世紀の日本の活力を創出していく原動力は人であると考えている。個性と創造性にあふれ、かつ、心の豊かさを持つ人を育成するとともに、こうした人が十分に尊重され、自由闊達に活動できるような国づくりをしなければならない。また、平和をとうとび、国際社会における責任とリーダーシップを果たすことにより、国際的にも信頼されるような国家を目指す必要がある。

○KSD問題

今後、司法当局の捜査により徹底的に真相究明が行われ、国民の前に真相が明らかにされていくべきものと考えているが、自民党としても真相究明に全面的に協力していく。また、疑惑を受けた政治家は、みずからその疑惑について釈明していく努力を払うべきものであると考える。国会における疑惑解明のあり方については、議院の運営に関することであり、証人喚問の問題も含めて、今まさに与野党間で協議が行われていると承知している。

〔外交・安全保障〕

○日米関係

日米同盟関係の重要性を再確認し、同盟関係の強化に向けて協力していくことで意見が一致をしている。今後は、日米両国のみならず、アジア太平洋、ひいては世界の平和と繁栄に向けて、日米間の緊密な対話を深めることにより、日米関係を強化するとともに、国際社会が直面する問題への取り組みにつき協議、協力していく考えである。

○在日米軍

我が国に所在する米軍施設・区域は、日米安保条約の目的達成に重要な役割を果たしており、我が国としては、今後とも、米軍のプレゼンスを確保し、その抑止力をもって我が国及びアジア太平洋の平和と安全を確保していくことが極めて重要と考えている。他方、基地周辺住民の方々の御負担の軽減のため、政府としても今後とも十分努力していく。

○日口関係

戦略的・地政学的提携、幅広い経済的な協力、平和条約の締結という3つの課題を同時に前進させることが必要であることについては日口双方で共通の認識がある。領土問題の解決が難しい課題であることは事実であるが、私とプーチン大統領との信頼関係に立ちつつ、できるだけ早期に北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するとの一貫した目標に向けて交渉に取り組んでいく。

○有事法制

有事法制は、自衛隊が文民統制のもとで国家国民の安全を確保するために必要であり、平時においてこそ備えておくべきものであると考えている。このため、政府としては、昨年との与党の考え方を十分に受けとめ、検討を開始していくこととした。今後、国家国民の安全を確保していくため、どのような法制が必要か、また、どのような枠組みで取り組むべきか等について所要の検討を進めていく。

【経済・財政】

○経済運営

我が国経済は、現在緩やかな改善を続けているが、依然として厳しい状況にあり、米国経済の減速など懸念すべき点も見られる。引き続き、景気に軸足を置いて、経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せることが最重要課題と考える。時代を先取りした経済構造改革を推進し、IT革命の実現等による中長期的な経済成長力の向上を目指すことや、世界経済の持続的発展へ貢献するといった点を重点とし、適切かつ機動的な経済運営を行う。

○雇用対策

現下の雇用情勢は、完全失業率が高水準で推移するなど依然として厳しい状況にあるものの、求人は主要な産業では広く増加を続けている。この求人の増加傾向を雇用の確実な回復につなげるため、IT化に対応した職業能力開発を推進するとともに、中小企業が創業に当たって必要な人材を雇い入れる際の助成等を通じて良好な雇用機会の創出を図るなど、ミスマッチの解消対策を引き続き進めていく。

○財政構造改革

今般の中央省庁再編において、内閣府に経済財政諮問会議を設置した。景気を着実な自律的回復軌道に乗せるための経済財政運営とともに、財政を含む我が国の経済社会全体の構造改革に向けた諸課題について、具体的な政策を主導するとの決意を持って、今実質的かつ包括的な検討を行っているところであり、国民が安心して希望が持てる処方せんを示していきたい。

【行政改革】

○新中央省庁体制

今回の中央省庁等改革においては、行政における政治主導の確立を柱の1つとしている。

内閣総理大臣の発議権の明確化や、縦割りでなくて、政府内外の人材の英知を結集した会議を設置するなど、内閣総理大臣が国政の運営上指導性をより一層発揮できる体制の整備を行っている。さらに、各府省において政治主導の政策判断が迅速に行われるよう、大臣の政治的な政策判断を補佐する機能を強化するために副大臣や大臣政務官を設置している。

○地方分権

地方公共団体の自主性、自立性を高め、より住民の意向を踏まえた行政を進めることができるよう、さらなる地方分権を推進するとともに、住民の行政への参加機会の拡大や行政運営の透明性の向上等を図るため、住民参加の手法や情報公開について情報提供や助言を行うなど、地方公共団体の取り組みを積極的に支援していく。

また、地方財政の諸課題について幅広くしっかりとした検討を行っていききたい。

【教育】

○教育改革国民会議

最終報告では、人間性豊かな日本人の育成、創造性に富む人間の育成、新しい学校づくり、教育振興基本計画の策定、新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しなど、教育各般にわたる御提言をいただいた。

今回の提言を最大限尊重しつつ、教育改革関連法案の提出など、国民一人一人が、学校がよくなる、教育が変わるといった実感を持てるような本格的な教育改革に取り組んでいく。

【環境】

COP6再開会合の成功と温室効果ガスの排出の削減のための国内制度の構築に総力を挙げて取り組むとともに、循環型社会形成推進基本法を基礎として廃棄物リサイクル対策関連法に基づく各般の施策を着実に実施すること等により、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会のあり方から脱却した循環型社会の構築を具体的に進めていく。

【社会保障】

○少子化対策

保育所の整備を初めとする保育サービスの充実、労働時間の短縮、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備などを推進しているところであり、また、育児・介護休業法の改正法案を今国会に提出するなど、男女がともに働きながら子供を産み育てやすい環境づくりを総合的に推進していく。

【その他】

○報償費流用疑惑

外務省職員による国民の信頼を裏切る不祥事が起きたことは極めて遺憾であり、この事態を厳しく厳粛に受けとめて、国民の皆様にも深くおわびを申し上げます。

報償費の使途等を明らかにすることは、機動的な運用や内政、外交の円滑な遂行に重大

な支障を来すので困難と考えているが、報償費の運用について、この際、点検を行った上で、より厳正かつ効果的な運用に十分意を用いていく。

○有明海ノリの不作

原因究明のため、まず緊急調査を行い、その結果を3月末をめどに暫定的に取りまとめることとしている。さらに、学識経験者等から成る第三者委員会を設けるとともに、13年度からは有明海の海域環境やノリの不作原因の究明を目的とした総合的な調査を実施し、遅くとも来期のノリの網入れ前である9月末をめどに可能な限り早く中間取りまとめを行い、それらの結果を公表したい。

○NPO法人に対する税制

NPO法人が事業活動について一定の情報公開を行っていること、資金につき広く一般からの支援を受けていること等の認定要件を満たすときは寄附金控除等の税制上の特別措置の対象とすることとしており、できるだけ多くのNPO法人に積極的に活用していただくことを期待している。

(5) 所信表明演説

内閣総理大臣 小泉 純一郎 君

平成13年5月7日

〔新世紀維新を目指して〕

このたび、私は皆様方の御支持を得、内閣総理大臣に就任いたしました。想像を超える重圧と緊張の中にありますが、大任を与えてくださった国民並びに議員各位の御支持と御期待にこたえるべく、国政の遂行に全力を傾ける決意であります。

戦後、日本は、目覚ましい経済発展を遂げ、生活の水準も飛躍的に上昇しました。資源に恵まれないこの狭い国土で、1億2,700万人もの国民が、これほど短期間にここまで高い生活水準を実現したことは、我々の誇りです。

しかし、90年代以降、日本経済は長期にわたって低迷し、政治に対する信頼は失われ、社会には閉塞感が充満しています。これまでうまく機能してきた仕組みが、21世紀の社会に必ずしもふさわしくないことが明らかになっています。

このような状況において、私に課せられた最重要課題は、経済を立て直し、自信と誇りに満ちた日本社会を築くことです。同時に、地球社会の一員として、日本が建設的な責任を果たしていくことでもあります。私は、構造改革なくして日本の再生と発展はないという信念のもとで、経済、財政、行政、社会、政治の分野における構造改革を進めることにより、新世紀維新ともいべき改革を断行したいと思えます。痛みを恐れず、既得権益の壁にひるまず、過去の経験にとらわれず、「恐れず、ひるまず、とらわれず」の姿勢を貫き、21世紀にふさわしい経済・社会システムを確立していきたいと考えております。

新世紀維新実現のため、私は、自由民主党、公明党、保守党の確固たる信頼関係を大切に、協力して聖域なき構造改革に取り組む改革断行内閣を組織しました。抜本的な改革を進めるに当たっては、さまざまな形で国民との対話を強化することを約束します。対話を通じて、政策検討の過程そのものを国民に明らかにし、広く理解と問題意識の共有を求めていく信頼の政治を実現してまいります。

相次ぐ不祥事は、国民の信頼を大きく損ねてしまいました。政治や行政に携わる一人一人が国民の批判を厳粛に受けとめ、職責を真摯に果たす中で、信頼関係の再構築を図っていかねばなりません。

さらに、国民の政治参加の道を広げることが極めて重要であります。首相公選制について、早急に懇談会を立ち上げ、国民に具体案を提示します。

〔日本経済の再生を目指して〕

日本にとって、今、最も重要な課題は、経済を再生させることです。小泉内閣の第一の仕事として、森内閣のもとで取りまとめられた緊急経済対策を速やかに実行に移します。この経済対策は、従来の需要追加型の政策から、不良債権処理や資本市場の構造改革を重視する政策へとかじ取りを行うものです。

日本経済再生の処方せんに関しては、これまでさまざまな議論、提言が行われてきました。これらの提言は、地球的規模での競争時代にふさわしい、自立型の経済をつくることで幅広い意見の一致を見ており、私がかねてから主張してきた構造改革なくして景気回復

はないという考えと軌を一にするものであります。

処方せんは既に示されています。日本経済の再生を真に実現するために、今、私がなすべきことは、決断と実行であります。

〔経済・財政の構造改革－構造改革なくして景気回復なし－〕

90年代以降の日本経済は、さまざまな要因が重なり合って生じる複合型病理に悩まされてきました。これを解決するための構造改革も、包括的なものでなければなりません。小泉内閣は、以下の3つの経済、財政の構造改革を断行します。

第1に、2年から3年以内に不良債権の最終処理を目指します。このため、政府の働きかけのもとに銀行を初めとする関係者が企業の再建について話し合うためのガイドラインを取りまとめるなど、不良債権の最終処理を促進するための枠組みを整えます。

銀行の株式保有制限と株式取得機構については、金融システムの安定化と市場メカニズムとの調和を念頭に、具体策を講じてまいります。

第2は、21世紀の環境にふさわしい競争的な経済システムをつくることです。これは日本経済本来の発展力を高めるための構造改革です。競争力ある産業社会を実現するために、新規産業や雇用の創出を促進するとともに、総合規制改革会議を有効に機能させ、経済、社会の全般にわたる徹底的な規制改革を推進します。さらに、市場の番人たる公正取引委員会の体制を強化し、21世紀にふさわしい競争政策を確立します。

証券市場の活性化のために、個人投資家の積極的な市場参加を促進するための税制措置を含む、幅広い制度改革を短期間に行います。

IT革命の推進に関しては、周知のように5年以内に世界最先端のIT国家を実現するという野心的目標を設定しています。その実現を確かなものとするため、e-Japan重点計画を着実に実行するとともに、中間目標を設定するIT2002プログラムを作成したいと考えます。

さらに、私が主宰する総合科学技術会議を中心に、科学技術創造立国を目指し、産業競争力と質の高い国民生活の基盤となる科学技術分野への戦略的な研究開発投資を促進するとともに、研究開発システムを改革します。

都市の再生と土地の流動化を通じて都市の魅力と国際競争力を高めていきます。このため、私自身を本部長とする都市再生本部を速やかに設置します。

第3は、財政構造の改革です。近年、経済が停滞する中で、政府は、公共投資や減税などの需要追加策を講じてまいりました。しかし、長期にわたり、この政策の繰り返しを余儀なくされ、我が国は巨額の財政赤字を抱えています。この状況を改善し、21世紀にふさわしい、簡素で効率的な政府をつくるのが財政構造改革の目的です。

私は、この構造改革を2段階で実施します。まず、平成14年度予算では、財政健全化の第一歩として、国債発行を30兆円以下に抑えることを目標とします。また、歳出の徹底した見直しに努めてまいります。その後、持続可能な財政バランスを実現するため、例えば、過去の借金の元利払い以外の歳出は、新たな借金に頼らないことを次の目標とするなど、本格的な財政再建に取り組んでまいります。

こうした構造改革を実施する過程で、非効率な部門の淘汰が生じ、社会の中に痛みを伴う事態が生じることもあります。私は、離職者の再就職を支援するなど、雇用面での不安

を解消する施策を拡充するとともに、中小企業に対する金融面での対応や経営革新への支援に万全を期してまいります。

我々が目指す経済社会は、国民一人一人や企業、地域が持っている大きな潜在力を自由に発揮し、潜在力そのものをさらに高めていける社会です。そこには、真に豊かで誇りに満ちた自立型の日本経済の姿があります。私が主宰する経済財政諮問会議では、6月を目途に、今後の経済財政運営や経済社会の構造改革に関する基本方針を作成します。

〔行政の構造改革 —民間にできることは民間に、地方にできることは地方に—〕

本年実施された中央省庁再編は、行政改革の始まりにすぎません。行政すべてのあり方について、ゼロから見直し、改革を断行していく必要があります。国の事業について、その合理性、必要性を徹底的に検証し、民間にできることは民間にゆだね、地方にできることは地方にゆだねるとの原則に基づき、行政の構造改革を実現します。

特殊法人等についてゼロベースから見直し、国からの財政支出の大胆な削減を目指します。また、公益法人の抜本的改革を行います。郵政3事業については、予定どおり平成15年の公社化を実現し、その後のあり方については、早急に懇談会を立ち上げ、民営化問題を含めた検討を進め、国民に具体案を提示します。

そして、財源問題を含めて、地方分権を積極的に推進するとともに、公務員制度改革に取り組んでいくほか、行政の透明性を向上させて国民の信頼を高めるため、特別会計などの公会計の見直し、改善、情報公開や政策評価に積極的に取り組んでまいります。

明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換に不可欠な司法制度改革についても、重要課題として取り組みます。司法制度改革審議会から提出される最終意見を踏まえ、国民と国際社会から信頼される、新しい時代にふさわしい制度を目指した改革を進めます。

また、不祥事を契機に、報償費の適正な執行に対する国民の信頼が損なわれていることを重く受けとめております。内政、外交の円滑な遂行に役立てるという報償費の原点に立って抜本的に見直し、減額も含め平成13年度予算を厳正に執行します。

〔社会の構造改革 —生きがいを持って、安心して暮らすことができる社会—〕

生きがいを持って、安心して暮らすことができる社会を実現するためには、教育、社会保障、環境問題等について、制度の改革と意識の転換が必要です。

日本人としての誇りと自覚を持ち、新たな国づくりを担う人材を育てるための教育改革に取り組んでまいります。教育基本法の見直しについては、幅広く国民的な議論を深めてまいります。

社会保障制度は、国民の安心と生活の安定を支えるものであります。今世紀、我が国は、いまだ経験したことのない少子高齢社会を迎えます。これからは、給付は厚く、負担は軽くというわけにはいきません。社会保障の3本柱である年金、医療、介護については、自助と自律の精神を基本とし、世代間の給付と負担の均衡を図り、お互いが支え合う、将来にわたり持続可能な、安心できる制度を再構築する決意です。私は、国民に対して道筋を明快に語りかけ、理解と協力を得ながら、改革を進める考えです。また、広く地域住民やNPO等のボランティアの参加を呼びかけ、介護や子育て等を皆で支え合う共助の社会を

築いてまいります。

私は、内閣を組織するに当たり、5人の女性閣僚を起用しました。これは、男女共同参画を真に実のあるものにしたいという思いからです。女性と男性がともに社会に貢献し、社会を活性化するために、仕事と子育ての両立は不可欠の条件です。これを積極的に支援するため、明確な目標と実現時期を定め、保育所の待機児童ゼロ作戦を推進し、必要な地域すべてにおける放課後児童の受け入れ体制を整備します。

私は、21世紀に生きる子孫へ、恵み豊かな環境を確実に引き継ぎ、自然との共生が可能となる社会を実現したいと思います。

おいしい水、きれいな空気、安全な食べ物、心休まる住居、美しい自然の姿などは、我々が望む生活です。自然と共生するための努力を新たな成長要因に転換し、質の高い経済社会を実現してまいります。このため、環境の制約を克服する科学技術を開発普及したいと思います。

環境問題への取り組みは、まず身近なことから始めるという姿勢が大事です。政府は、原則としてすべての公用車を低公害車に切りかえてまいります。

地球温暖化問題については、2002年までの京都議定書発効を目指して最大限努力します。また、循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制、再生利用の促進、不法投棄の防止等に取り組めます。さらに、廃棄物を大幅に低減するために、私は、ごみゼロ作戦を提唱します。例えば、大量のごみの廃棄で処理の限界に至っている大都市圏を新しいごみゼロ型の都市に再構築する構想について、具体的検討を行います。

循環型社会の実現や食料自給率の向上に向け、農林水産業の構造改革を進め、農山漁村の新たな可能性を切り開いてまいります。

社会の構造改革を進める上で、安心して暮らせる国家の実現はその基礎となるものです。だれもが快適に生活できるようにするため、バリアフリーを進めます。多発する凶悪犯罪への対策や入国管理の体制を強化し、「世界一安全な国、日本」に対する国民の信頼を取り戻します。また、防災対策に取り組むとともに、災害による被災者の方々への支援や復旧・復興対策に万全を期してまいります。

〔21世紀の外交・安全保障〕

日本が平和のうちに繁栄するためには、国際協調を貫くことが重要です。二度と国際社会から孤立し、戦火を交えるようなことがあってはなりません。日本の繁栄は、有効に機能してきた日米関係の上に成り立っております。日米同盟関係を基礎にして、中国、韓国、ロシア等の近隣諸国との友好関係を維持発展させていくことが大切であります。我が国は、国際社会を担う主要国の1つとして、21世紀にふさわしい国際的システムの構築に主導的役割を果たしてまいります。その一環として、国連改革の実現や世界貿易機関を中心とする自由貿易体制の強化、さらには地球環境問題などに主体的に取り組めます。

日米関係については、日米安保体制がより有効に機能するよう努めます。さらに、経済・貿易分野での対話を強化するための新たな方策を見出し、政治・安全保障問題等に関する対話や協力も強化してまいります。また、沖縄の振興開発を推進するとともに、普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会最終報告の着実な実施に全力で取り組み、沖縄県民の負担を軽減する努力をしてまいります。

中国との関係は、我が国にとって最も重要な2国間関係の1つです。我が国としては、今秋に予定されているアジア太平洋経済協力首脳会議の上海開催の機会等を通じて、中国が国際社会の中で一層建設的な役割を果たしていくことを期待し、引き続き協力関係を深めてまいります。

我が国と民主的価値を共有し、最も地理的に近い国である韓国との関係の重要性は言うまでもありません。この関係を維持強化し、いよいよ来年に迫ったワールドカップサッカー大会の共催と日韓国民交流年を成功させるべく、韓国と手を携えて努力してまいります。

朝鮮半島をめぐるっては、昨年、南北首脳会談など注目すべき動きが見られました。我が国としては、引き続き、日米韓の緊密な連携を維持しつつ、北東アジアの平和と安定に資する形で、日朝国交正常化交渉に粘り強く取り組んでまいります。また、北朝鮮との人道的問題及び安全保障上の問題については、対話を進める中で、解決に向けて全力を傾けてまいります。

ロシアとの関係では、先般のイルクーツク首脳会談までに得られた成果をしっかりと引き継ぎます。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの一貫した方針のもと、精力的に交渉に取り組み、同時に、経済分野や国際舞台における協力など、幅広い分野における関係の進展に努めてまいります。

治にいて乱を忘れずは政治の要諦であります。私は、一たん、国家、国民に危機が迫った場合に、どういう体制をとるべきか検討を進めることは、政治の責任であると考えており、有事法制について、昨年の与党の考え方を十分に受けとめ、検討を進めてまいります。

〔むすび〕

私は、積極的な国民との対話を通じて、国民の協力と支援のもとに、新しい社会、新しい未来を創造していく作業に着手します。関係閣僚などが出席するタウンミーティングをすべての都道府県において半年以内に実施し、また、「小泉内閣メールマガジン」を発刊します。こうした対話を通じ、国民が政策形成に参加する機運を盛り上げていきたいと思っております。

明治初期、厳しい窮乏の中にあつた長岡藩に、救援のための米百俵が届けられました。米百俵は、当座をしのぐために使つたのでは数日でなくなつてしまいます。しかし、当時の指導者は、百俵を将来の千俵、万俵として生かすため、あすの人づくりのための学校設立資金に使いました。その結果、設立された国漢学校は、後に多くの人材を育て上げることとなつたのです。今の痛みに耐えてあすをよくしようという米百俵の精神こそ、改革を進めようとする今日の我々に必要ではないでしょうか。

新世紀を迎え、日本が希望に満ちあふれた未来を創造できるか否かは、国民一人一人の改革に立ち向かう志と決意にかかっています。

私は、この内閣において、聖域なき構造改革に取り組みます。私は、みずからを律し、一身を投げ出し、日本国総理大臣の職責を果たすべく、全力を尽くす覚悟であります。

議員諸君も、変革の時代の風を真摯に受けとめ、信頼ある政治活動とともに邁進しようではありませんか。

国民並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は5月10日、11日に行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

勝木 健司君（民主）	竹山 裕君（自保）	浜四津 敏子君（公明）
市田 忠義君（共産）	谷本 巍君（社民）	小林 元君（民主）
月原 茂皓君（自保）		

〔政治姿勢〕

○構造改革

21世紀に対応できるような改革は、「聖域なき構造改革」という表現を用いて、あらゆる分野に必要ではないかと思っている。その際に、どんな時代になっても変わらない大事な人間の原則は、自助の精神と自律の精神だと思う。そういう中で、痛みを恐れずに、既得権益の壁にひるまず、過去の経験にとらわれず、いろいろな構造改革を断行していけば、希望にあふれた、自信と誇りに満ちた日本社会を実現できるのではないかと考えている。

○首相公選制

これは国民に理解されやすい一つの国民の声を反映する制度ではないかと思い、早急に懇談会を立ち上げるが、焦って結論は出さない。じっくりと、広く広範な意見を聞いて具体案を出していきたい。首相公選制を取り上げても、議会の廃止する気持ちは全くない。天皇制も認める。そして一般国民が首相を選ぶことができる、議会の機能も十分役割を果たせるというような案を識者を交えて考えてもらいたい。

〔財政・経済・金融〕

○財政構造改革

財政構造改革に当たっては、まず来年度予算について、国債発行を30兆円以下に抑制することを目標とする。そして、あらゆる歳出分野について聖域を設けることなく徹底した見直しに努めることによって、目標の実現に向けて全力を挙げていきたい。その後、持続可能な財政バランスを実現するため本格的財政再建に取り組むが、その際には過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らないことを目標としていきたい。

○不良債権処理

今回の緊急経済対策においては、主要行の破綻懸念先以下の債権約13兆円、これが2年間で今後最終償却されることを目指すこととなっている。不良債権は、景気の動向、債務者の業況等に応じ変動はあるものの、その新規発生が全くなくなるということとはあり得ない。政府としては、不良債権の最終処理を促進することにより、不良債権残高の存在が日本経済の再生の障害となることのないようにしていきたい。

○銀行の株式保有制限

銀行の株式保有制限と株式買い取りスキームについては、金融システムの安定化と市場メカニズムとの調和を念頭に具体策を講じていく。本件については、多岐にわたる検討が必要であるため、今国会中の法整備について時間的に厳しい状況にあることは事実であるが、緊急経済対策にあるとおり、できるだけ速やかに成案を得るため、検討を進めていきたい。また、証券市場の制度改革についても各般の構造改革を短期間に断行していきたい。

○中小企業支援策

不良債権処理に伴い、中小企業への悪影響が生じないよう最大限の努力が必要である。政府系金融機関や信用保証協会等を通じ中小企業への円滑な資金供給を図るとともに、連鎖倒産の危機などが生じないよう、信用保証制度の特例、政府系金融機関の融資及び倒産防止共済といった、昨年末に拡充したセーフティーネット対策を適切に実施していく。

〔労働・雇用〕

緊急経済対策においては、中高年の離職者を雇い入れた事業主に対する支援の拡充措置の延長など、雇用面のセーフティーネットを整備するための施策を盛り込み、その効果的実施に取り組んでいる。産業構造改革・雇用対策本部において、経済財政諮問会議に置かれた雇用拡大に関する専門調査会と連携を図るなど、民間有識者の御意見も伺いながら、早急に産業の構造改革と新規雇用の創出、能力開発支援等の対応策を検討していく。

〔外交・安全保障〕

○外交の基本方針

私は、日米同盟関係を基礎にして、中国、韓国、ロシア等の近隣諸国との友好関係を維持発展させていく考えである。また、国連改革の実現や、世界貿易機関を中心とする自由貿易体制の強化、さらには地球環境問題にも主体的に取り組んでいく。

○集団的自衛権

集団自衛権については、憲法第9条との密接なかわりがある。この50年余にわたる国会での議論の積み重ねというものも重視したい。そういう意味から、今までの解釈の変更について十分に慎重でなければならない。他方、憲法に関する問題については、幅広い議論が今行われているし、世の中の変化というものもある。集団自衛権の問題についても、さまざまな角度から研究してもいいのではないかと思っている。

〔社会保障〕

○社会保障制度

このままの状況でいくと、少子高齢社会を迎えて制度の維持が困難になっていく。そういうことを考えて、世代間の公平な給付と負担の均衡をどう図っていくか。そして、引き続き、21世紀の社会においても、年金と医療と介護というのは社会保障の3本柱であるので、これが持続可能な制度として支え合っていけるような共助の社会をつくるための改革を積極的に行っていきたい。

○少子化対策

女性も男性も家庭生活における活動とその他の活動を両立させ、安心して子育てができる男女共同参画社会を築いていく必要がある。こうした観点から、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進や必要な地域すべてにおける放課後児童の受け入れ体制の整備など、少子化対策をさらに推進していく。今後とも、安心して子供を産み育てることができる社会を実現するとともに、男女共同参画を真に実のあるものにするためにも、全力で取り組んでいく。

○医療制度改革

平成12年度においては、制度改革の一環として診療報酬や薬価制度の改革、月額上限付きの老人定率負担制の導入などを図ったところである。しかし、主要な課題として高齢者医療制度の見直しが残されていることや、昨今の医療保険財政の厳しい状況などにかんがみ、平成14年度にはさらに制度改革を行う必要があり、この改革を実現していかなければいかぬと思っている。

〔教育〕

○教育改革

教育全般についてさまざまな問題が生じている今日、日本人としての誇りと自覚を持ち、新たなる国づくりを担う人材を育てるための教育改革に取り組むことは極めて重要と認識している。教育改革を具体的に進めていくためには、知識に偏重した教育ではなく、バランスのとれた全人教育を推進するとともに、今国会に提出している教育改革関連法案の成立、また教育基本法の見直しなどに全力を挙げて取り組んでいく。

〔農林水産業〕

安全で良質な食料を安定的に供給するため、食料自給率の向上を基本とし、重点的、効率的な農業生産基盤の整備に努める一方、意欲と能力のある農業者が創意工夫を生かした経営が展開できるよう、農林水産業の構造改革も進めていく。

さらに、環境と調和した農業生産を確保するため、農薬、肥料の適正な使用や有機物の循環利用の促進を図り、循環型社会の実現を目指していきたい。

〔環境〕

○地球温暖化問題

2002年までの京都議定書の発効を目指して、我が国は京都議定書を関係国が締結することが可能となるよう、7月のCOP6再開会合の成功に向けて全力を尽くしている。地球規模での温室効果ガスの削減の実効性を確保するために米国が京都議定書を締結することが極めて重要であると考えているので、政府としては、まずは京都議定書の発効に向けた交渉に米国側が建設的に参加するよう、あらゆる機会を活用して働きかけていきたい。

〔その他〕

○報償費

報償費は国政の円滑な遂行上必要不可欠なものであって、平成13年度予算においても所

要の額を計上した。しかし、現在、報償費の適正な執行に対する国民の信頼が損なわれていることを重く受けとめ、報償費について、この際、抜本的に見直し、今年度の執行に当たっての方針を打ち出すことにより、新内閣としての姿勢を明らかにした。

○ハンセン病国家賠償請求訴訟

判決内容を詳しく検討し、今後の対応を検討していきたい。なお、法的責任の有無とは別に、ハンセン病療養所入所者に対しては、らい予防法の廃止に関する法律等に基づき、入所者に対する医療、福祉等の措置を講ずるとともに、退所希望者に対する社会復帰準備支援事業等を行っており、引き続き同法の趣旨に沿った措置を講じていきたい。

○歴史教科書問題

韓国を含む近隣諸国等における議論については、これを真摯に受けとめており、また、今回の修正要求については、文部科学省において、教科書検定制度にのっとり、専門的、学問的見地から十分精査を行っている。我が国の歴史に対する愛情を深め、国際協調の精神を養うように歴史教育を行うことや、近隣諸国との友好協力関係の発展に努めることはともに重要であり、この問題について円満に解決できるように知恵を絞っていきたい。

○えひめ丸事故

この事故は極めて遺憾な事故であり、米側は既に航行への関与の制限を勧告する等、民間人乗船プログラムの見直しを指示しており、今後とも米側が再発防止に取り組んでいくことを強く期待している。また、米側が御家族の気持ちを重く受けとめ、えひめ丸の引き揚げ、補償等の残された重要な課題についても引き続き誠実に取り組むことを改めて日本政府は求めたい。

○セーフガード発動

セーフガード要請への今後の対処について、自由貿易体制の一層の強化、推進は我が国の基本方針であることについては、いささかの变化もない。セーフガードは、自由貿易体制のもとで、輸入の増加による国内産業の重大な損害に対し、国内産業が構造調整を行うための緊急避難的かつ一時的な措置であり、その発動等の検討に当たっては、WTO協定及び関連国内法令に基づき透明かつ公平、厳正に対応していく。

3 国務大臣の報告

(1) 平成13年度地方財政計画についての報告

総務大臣 片山 虎之助 君

平成13年3月16日

平成13年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

平成13年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえて、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を推進する一方、景気対策への取り組み、IT革命の推進等、21世紀の発展基盤の構築など当面の重要政策課題に適切に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、自動車の環境負荷に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置の創設等、所要の措置を講ずることとしております。

また、通常収支における地方財源不足見込み額については、これまでの交付税特別会計における借り入れ方式を見直し、国と地方の折半という考え方は堅持しつつ、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については特例地方債の発行により対処するという考え方のもとに、地方財政の運営上支障が生じないよう補てん措置を講ずるとともに、恒久的な減税に伴う影響額については、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引き上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行等により補てんすることとしております。

さらに、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図るため、地方単独事業費の確保等、所要の措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに、平成13年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は89兆3,071億円、前年度に比べ3,771億円、0.4%の増となっております。

(2) 米国訪問及びえひめ丸衝突事故に関する報告

内閣総理大臣 森 喜朗 君

平成13年3月23日

まず、私の米国訪問について御報告を申し上げます。

私は、3月18日から21日まで米国を訪問し、19日、ワシントンでブッシュ大統領と首脳会談を行いました。今回の首脳会談は、ブッシュ大統領の就任後初のものであり、今後の日米関係のあり方の基本的方向性について忌憚のない話し合いを行い、その中で、日米同盟関係を強化し、2国間の当面の問題への対処につき緊密な対話を行い協力していくことで意見が一致し、所期の成果を上げることができました。

具体的には、当面の大きな課題である日米両国の経済運営を中心とし、また、えひめ丸の衝突事故を含め、日米安保、朝鮮半島情勢、さらには国連改革等のグローバルな課題といった幅広いテーマにつき率直な意見交換を行い、会談終了後、共同声明を発表いたしました。また、私は、ブッシュ大統領に対し早期の訪日招待を行い、ブッシュ大統領は訪日招待をお受けになりました。

首脳会談及び会談の結果発表されました共同声明の主要点は次のとおりであります。

まず、日米同盟関係のさらなる強化のため、安全保障、経済及びグローバルな課題について日米間の対話を強化していくことを確認いたしました。

経済分野においては、ブッシュ大統領より、米国経済を再び成長させるため、財政・金融・貿易政策を活用していきたいとの発言があり、さらに、日本経済の早期回復のための金融改革の推進や不良債権問題解決への期待の表明がありました。これに対して、私から、米国経済の減速傾向がアジア経済に影響を与えている旨指摘をいたしました。

また、日本経済の現状と景気回復に向けた政府の取り組みを説明するとともに、15日に設置された政府・与党緊急経済対策本部における不良債権問題への取り組みなども説明の上、日本経済の再生及び金融システムの強化のための構造改革及び規制改革を精力的に促進する決意を改めて述べました。さらに、私とブッシュ大統領は、経済・貿易分野での日米間の対話を強化するための新たな方策の探求のための協力やWTO新ラウンドの本年立ち上げに向けた協力についても意見の一致を見ました。今後の経済面での政策運営について日米両首脳間で確認することができたことは、時宜を得たものであったと考えます。

さらに、えひめ丸の衝突事故については、後ほど詳しく述べますが、私より、本件は遺憾な事故であったが、ブッシュ大統領による特使派遣等の米側の謝罪を真摯なものと受け入れている、引き続き原因究明、引き揚げ及び補償等につき努力いただきたい旨申し入れました。これに対しブッシュ大統領より、えひめ丸の事故については、深く遺憾に思う、できることはすべて行う、御家族のために努力したいとの発言がありました。

日米安保については、私とブッシュ大統領は、日米同盟関係及びこれに基づく米国のプレゼンスの重要性につき意見をともにし、1996年の日米安全保障共同宣言等に基づく取り組みを引き続き実施することの必要性を再確認するとともに、日米安保協力の拡大深化のため引き続き協力していくことで意見の一致を見ました。

沖縄に関する諸問題については、私より、最近、事件、事故が頻発していること、県民の負担への配慮が重要であり、県民の気持ちを酌む必要がある旨伝え、SACOを引き続

き実施すること、普天間基地の移転の問題を含め、沖縄に関する問題につき日米が緊密に協議していくことで意見の一致を見ました。

さらに、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の脅威が増大していることについて、私より、米国と認識を共有する、米国がミサイル防衛計画を検討していることは理解する、米国が同盟国や関係国と十分協議する旨表明していることを歓迎する旨述べました。

この他の国際情勢についても、緊密な意見交換を行い、朝鮮半島の問題について、改めて日米韓の3国間の連携の重要性を確認いたしました。さらに、グローバルな課題について、国連安全保障理事会改革について今後とも日米両国で緊密に協力していくことで一致し、我が国の常任理事国入りにつき米国が協力していくとの表明がありました。

首脳会談終了後、私は、ワシントン近郊にあるトマス・ジェファーソン科学技術高校を訪問する機会を得、ITの次世代を担う若者たちを養成している教育の現場を視察いたしました。

さらに、20日、ワシントンからの帰路にホノルルに立ち寄り、えひめ丸の衝突事故というまことに悲しむべき事故が発生した海域に万感の気持ちを胸に御家族の方々とともに赴きました。また、日系兵士等も奉られている国立太平洋記念墓地を訪問いたしました。

冒頭述べましたとおり、今回のブッシュ政権発足後初めての日米首脳会談を通じ、日米両国が、2国間問題のみならず、国際情勢を含む幅広い分野において緊密な対話を通じた政策協調を通じて世界の平和と繁栄のために協力していくことを確認し、今後、日米同盟関係を維持強化していくという日米関係の基本的な方向性を打ち出すことができたことは、大きな成果であったと考えております。私としては、我が国外交の基軸である日米関係の一層の強化のために今後とも尽力してまいり所存であり、議員各位の御協力をお願い申し上げます。

次に、えひめ丸の衝突事故につき申し上げます。

2月10日にこの事故が発生して以来約6週間が経過しております。私は、日米首脳会談後訪問したホノルルにおいて、御家族とともに事故現場に赴きました。御家族の皆様の深い悲しみと御心労を改めて痛切に感じますとともに、引き続き、御家族のお気持ちを踏まえて、政府として全面的な支援をしていく決意を新たにいたしましたところであります。

政府といたしましては、私の指示に基づき、これまで関係省庁がおのおの所要の措置をとってきています。現地ホノルルにおいては、事故当日より対策本部を設置するとともに、桜田外務大臣政務官を派遣し、その後、元潜水艦艦長の現役自衛官及び民間の引き揚げ専門家を、また、2月24日からは望月外務大臣政務官を現地に派遣する等、この問題に全力を挙げて取り組んでまいりました。

事故発生直後の最優先事項は捜索救助活動であり、河野外務大臣からフォーリー大使への電話等により、米側に対し捜索救助活動に全力を尽くすよう要請をいたしました。また、2月15日には衛藤外務副大臣が私の親書を携行して米国を訪問し捜索救助活動の継続を要請しました。米側は、捜索救助活動に全力を挙げ、大規模かつ広範囲な捜索活動を行いました。残念ながら9名の方が依然行方不明のままです。

同時に、事故発生を受け、自分とブッシュ大統領の電話を初め、あらゆるチャンネルを通じ、この遺憾な事故への抗議の意を伝えました。これに対して米側よりは、ブッシュ大統領から私への電話やファロン特使の派遣も含め、さまざまなチャンネルを通じ、謝罪の

意が表明されているところであります。また、先ほど申し上げたとおり、今回の日米首脳会談においても、ブッシュ大統領より改めて深い遺憾の意が表明されました。

政府といたしましては、原因究明、引き揚げ及び補償等、今後の課題につき、米側に対し適切な対応を求めてきています。今回の日米首脳会談におきましても、私より、これらの課題につき米側の努力を要請し、ブッシュ大統領は、できることはすべて行うと述べました。

このうち、原因究明に関しては、5日より米海軍審問委員会が開催され、ワドル前艦長らの証言を得て、20日午後結審に至りました。我が方は、米側の要請を受け海上自衛隊の将官をアドバイザーとして派遣しております。今後とるべき措置についての勧告を含む委員会としての報告がファーゴ太平洋艦隊司令官に提出され、同司令官がその内容を検討し必要な措置をとることとなっております。

船体の引き揚げに関しては、えひめ丸引き揚げ専門家チームをホノルル及びワシントンに派遣し、米側と協議を行いました。これらの協議を経て13日には、米国政府は、詳細な計画並びに環境及びその他技術的諸問題の解決は依然残されているものの、引き揚げに取り組むとの決定を行っております。

さらに、補償については、今後本格的に議論されることになると思われませんが、米側が誠意ある対応を示すことが重要であり、このことは既に米側に対し申し入れてきております。

日本政府としては、これらの点について、引き続き主張すべきことは主張し、きちっとした対応をしていく方針ですが、同時に、日米関係は我が国外交の基軸であり、日米関係の維持強化という大局を踏まえて適切に対処していく考えであります。

以上、私の米国訪問及びえひめ丸の衝突事故につき御報告を申し上げます。

4 本会議決議

・審議表

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	内閣総理大臣森喜朗君問責決議案	久保 亘君 外7名	13. 3.13			13. 3.14 否決	
2	京都議定書発効のための国際合意の実現に関する決議案	山崎 正昭君 外8名	4.17			4.18 可決	
3	ハンセン病問題に関する決議案	山崎 正昭君 外8名	6. 7			6. 8 可決	
4	少子化対策推進に関する決議案	久保 亘君 外8名	6.20			6.22 可決	

・可決したもの

平成13年4月18日

京都議定書発効のための国際合意の実現に関する決議

地球温暖化が21世紀における最も深刻な問題となる中で、国際社会は、これまで10年にわたって、気候変動枠組み条約の発効とそれに続く京都議定書の採択によって、地球温暖化防止のための国際的合意を積み重ねてきた。この度ブッシュ米政権が京都議定書からの離脱を表明したことは大変遺憾であり、地球環境保護についての国際的な取組を後退させるものである。京都議定書の交渉に世界最大の温室効果ガス排出国である米国が継続して参加することを強く求めるものである。

我が国は地球温暖化防止京都会議（COP3）の議長国として京都議定書を取りまとめた特別の経過がある。したがって、政府は率先して批准し、地球温暖化防止の国内制度を構築するとともに、京都議定書の2002年発効を目指して、国際的なリーダーシップを発揮すべきである。

米国を始め世界各国に対しても、京都議定書が発効できるよう、7月のCOP6再開会合において国際合意に到達することを強く訴えるものである。

右決議する。

平成13年6月8日

ハンセン病問題に関する決議

去る5月11日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟判決について、政府は控訴しないことを決定した。本院は永年にわたり採られてきたハンセン病患者に対する隔離政策により、多くの患者、元患者が人権上の制限、差別等により受けた苦痛と苦難に対し、深く反省し謝罪の意を表明するとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の誠を捧げるものである。

さらに、立法府の責任については、昭和60年の最高裁判所の判決を理解しつつ、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、我々は、今回の判決を厳粛に受け止め、隔離政策の継続を許してきた責任を認め、このような不幸を二度と繰り返さないよう、すみやかに患者、元患者に対する名誉回復と救済等の立法措置を講ずることをここに決意する。

政府においても、患者、元患者の方々の今後の生活の安定、ならびにこれまで被った苦痛と苦難に対し、早期かつ全面的な解決を図るよう万全を期するべきである。

右決議する。

平成13年6月22日

少子化対策推進に関する決議

我が国は、急速な少子化の進行により、未だかつて経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしている。こうした少子化の進行は、子どもの健全育成、地域社会、社会保障、労働力等において我が国社会に深刻な影響を与えることが懸念されている。子どもが未来の社会を担う存在であることを思えば、子どもを生み、育てることを社会的に支援していくことは、我が国にとって、極めて重要な課題である。

いうまでもなく結婚や出産は個人の自由な選択に委ねられるべきものである。今日の少子化は、個人の価値観の多様化や意識の変化に社会の仕組みが対応できていないことに大きく起因している。かかる社会の在り方を見直し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の形成を目指し、総合的な施策を早急に確立することは、国会及び政府の責務である。

我々は、人口減少社会の到来を前にして、最善の努力をもって少子化問題に取り組み、男女とも育児に喜びや誇りを共有できる社会を構築していくことを決意する。

このため、政府においては、本院の意思を体し、仕事と育児の両立支援をはじめ子育てへの社会的支援の拡充、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進すべきである。

特に、乳幼児医療費の国庫助成等出産・育児にかかる経済的負担の軽減、小児医療・母子保健等医療体制の整備、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の拡充等男女がともに仕事と子育てを両立できる雇用・職場環境の整備、保育所待機児童の早期解消をはじめ多様な保育サービスの拡充、放課後児童の受け入れ体制の整備等地域の子育て支援環境の整備、子育てしやすい住環境等生活環境の整備については、重点的に取り組むべきである。また、子育て支援の重要性に鑑み、子どもや家庭を支える施策に対して積極的な予算措置を講ずるべきである。

こうした取組が成果をあげるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。右決議する。

5 決算に対する議決

平成13年6月27日

平成10年度決算に対する議決

1 平成10年度決算は、これを是認する。

2 内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

(1) 内閣総理大臣の外国訪問に際して使用された内閣官房報償費について、内閣官房及び外務省における執行体制の不備によって、その一部が要人外国訪問支援室長の任にあった外務省職員により私的に流用され、当該職員が詐欺容疑で逮捕・起訴されるに至ったことは言語道断であり、国民の信頼を著しく損なう事態を招いたことは、極めて遺憾である。

政府は、執行体制の見直しを図るなど不祥事の再発防止に万全を期し、内閣官房報償費の適正かつ厳正な執行に努めるとともに、報償費の在り方について抜本的な見直しを検討すべきである。

(2) 日本体育・学校健康センターによるスポーツ振興基金助成金及び財団法人日本オリンピック委員会による民間スポーツ振興費等補助金の事業において、実施されていない事業への支出、同一事業に対する助成金と補助金の二重払いなどの不当支出が連年にわたり行われていたことが、平成10年度決算検査報告で指摘されたことは、遺憾である。

政府は、補助金等の経理の適正化を図るよう、両法人の審査体制に対し改善の指導を行い、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

(3) 財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団において、事業目的を逸脱した運営がなされ、同事業団の前理事長等が背任容疑で逮捕・起訴されるなど、同事業団に対する旧労働省の指導監督が十分徹底していなかったことは、遺憾である。

政府は、同事業団を始めとする公益法人に対して、検査体制の見直し、外部監査の導入等の措置を講じるなど、指導監督を徹底するとともに、今後の公益法人制度の抜本的改革の必要性が指摘されていることをも踏まえ、その適正な運営の確保に努めるべきである。

1 委員会審議経過

【 内閣委員会 】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件、衆議院内閣委員長提出1件、衆議院議員提出1件（衆議院継続）の合計8件であり、内閣提出5件（うち本院先議1件）、衆議院内閣委員長提出1件及び衆議院議員提出1件（衆議院継続）の合計7件を可決した。

また、本委員会付託の請願8種類250件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者が受けた心身の被害の早期の軽減に資するため、犯罪被害者等給付金として新たに重傷病給付金を支給するとともに、障害給付金の支給対象となる障害の範囲を拡大するための規定等を整備するほか、警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長がこれらの者に対してとるべき援助の措置、当該被害の早期の軽減に資する事業を行う犯罪被害者等早期援助団体の指定等に関する規定を整備しようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行ったほか、犯罪被害給付制度の性格、過失・親族間の犯罪被害に対する適用問題、民間援助団体に対する支援措置、心的外傷後ストレス障害（PTSD）への適切な適用等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、6項目の附帯決議が付された。

宮内庁法の一部を改正する法律案は、香淳皇后崩御に伴い、皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職を存置しておく必要がなくなったため、同職を廃止すること、皇太后宮職の廃止により、同職に置かれる皇太后宮大夫を廃止する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、福田内閣官房長官より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案は、風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、店舗型電話異性紹介営業等を営む者に対し電話による会話の申込みをした者が18歳以上であることの確認の義務付けその他の必要な規制を行うとともに、映像送信型性風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を送信することを防止するための規定及び特定性風俗物品販売等営業を営む者に対する営業停止命令に関する規定の整備を行うほか、精神病者に係る風俗営業の許可の欠格事由の見直しのための規定の整備を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、電話異性紹介営業における利用者の年齢確認方法、売春事犯・児童買春防止への政府の取組み、インターネット上の児童ポルノ規制の強化等について質疑が

行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、5項目の附帯決議が付された。

道路交通法の一部を改正する法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、一般運転者に係る免許証の有効期間を原則として5年に延長するとともに、障害者に係る免許の欠格事由を廃止するほか、酒酔い運転等悪質な違反行為に対する罰則を強化し、あわせて身体障害のある歩行者等の保護に関する規定、交通情報の提供に関する規定等を整備しようとするものである。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案は、自動車運転代行業の定義を定めるほか、自動車運転代行業を営もうとする者は、成年被後見人等欠格事由に該当しないことについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととするとともに、損害賠償措置の義務付けその他の遵守事項等を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、道路交通法改正案について参考人からの意見聴取を行うとともに、道路交通法改正の理念、障害者の欠格事由廃止の意義、暴走族対策の強化、自動車運転代行業を規制する理由、利用者への料金の周知徹底、保険加入義務付けの基準等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

第150回国会に衆議院議員太田誠一君外4名から提出され、第151回国会において同院で可決され本院に提出された特殊法人等改革基本法案は、今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、集中改革期間における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進しようとするものである。

委員会においては、特殊法人等の事業及び組織形態見直しの基準、整理・合理化に当たっての雇用安定への配慮、いわゆる天下り問題と情報公開等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、5項目の附帯決議が付された。

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案は、ゆとりのある国民生活の実現に資するため、海の日を7月の第3月曜日とし、敬老の日を9月の第3月曜日とするとともに、国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深め、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設けようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月15日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成13年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について福田内閣官房長官から、警察行政及び危機管理の基本方針及び平成13年度警察庁関係予算について伊吹国家公安委員会委員長からそれぞれ所信及び説明を聴いた。また、行政改革の基本方針について橋本国务大臣から、経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針について麻生経済財政政策担当大臣から、科学技術政策の基本方針について笹川科学技術政策担当大臣からそれぞれ説明を聴いた。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度予算中の皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁）の予算について審査を行い、女性に対する暴力（DV）に対する法整備についての政府の対応、平成14年度導入目標の情報収集衛星の活用目的、過去の特許法人改革の問題点と今回の改革方向、財政投融资改革と特許法人の資金調達見直し、中学歴史教科書検定申請に対するアジア諸国の反応、会計検査院計算証明規則11条の運用状況、日米首脳会談における内閣総理大臣の不良債権処理発言、特定非営利活動法人に係る税制改正内容、京都和風迎賓施設建設の必要性、警察官等の懲戒処分の状況と対応、奈良県警をめぐる贈収賄事件、沖縄における米軍人子弟の犯罪少年身柄引渡し等の諸問題について質疑が行われた。

3月27日、刑法犯罪発生件数の増加要因と捜査の現状、選択的夫婦別姓制度導入の必要性、警察官の不祥事再発に対する警察庁の対応、クローン技術の生殖医療への使用に対する疑義、内閣官房及び外務省報償費の支出議決書公開の必要性、経済財政諮問会議設置の意義と機能等の諸問題について質疑が行われた。

3月29日、国家公安委員任命の在り方、会計検査院の内閣官房報償費に関する書面検査の内容、財政構造改革の必要性、我が国景気の現状に対する麻生経済財政政策担当大臣の認識、公務員制度改革において目指すべき公務員像、今後における教育改革国民会議の役割、機能、森内閣総理大臣のノルウェー国王主催答礼行事欠席、宇和島水産高校の「えひめ丸」沈没事故に対する政府の対応等の諸問題について質疑が行われた。

5月24日、高齢者対策、総理の靖国神社参拝、公務員制度改革、情報通信技術政策、男女共同参画、ハンセン病訴訟に対する政府の判断、警察不祥事、科学技術研究の評価等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月8日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成13年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について福田国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政及び危機管理の基本方針に関する件及び平成13年度警察庁関係予算に関する件について伊吹国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 行政改革の基本方針に関する件について橋本国務大臣から所信を聴いた。
- 経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件について麻生国務大臣から所信を聴いた。
- 科学技術政策の基本方針に関する件について笹川科学技術政策担当大臣から所信を聴いた。

○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について谷衆議院事務総長、堀川参議院事務総長、戸張国立国会図書館長、天野裁判官弾劾裁判所事務局長及び片岡裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について金子会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁））について福田国務大臣、伊吹国務大臣、橋本国務大臣、麻生国務大臣、西川内閣府大臣政務官、金子会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政及び危機管理の基本方針に関する件、行政改革の基本方針に関する件、経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件及び科学技術政策の基本方針に関する件について伊吹国務大臣、福田国務大臣、笹川科学技術政策担当大臣、麻生国務大臣、橋本国務大臣、荒木外務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年3月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政及び危機管理の基本方針に関する件、行政改革の基本方針に関する件及び経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件について伊吹国務大臣、福田国務大臣、麻生国務大臣、橋本国務大臣、安倍内閣官房副長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年4月3日（火）（第6回）

- 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について伊吹国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年4月5日（木）（第7回）

- 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について参考人東京医科歯科大学難治疾患研究所教授山上皓君、京都学園大学法学部長川本哲郎君、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会委員白井孝一君及び会社員井上保孝君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について伊吹国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第14号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会

なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月10日（火）（第8回）

- 宮内庁法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（閣法第49号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派 なし

○平成13年5月17日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月22日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月24日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高齢者対策に関する件、総理の靖国神社参拝に関する件、公務員制度改革に関する件、情報通信技術政策に関する件、男女共同参画に関する件、ハンセン病訴訟に対する政府の判断に関する件、警察不祥事に関する件、科学技術研究の評価に関する件等について石原国務大臣、竹中国務大臣、福田国務大臣、尾身科学技術政策担当大臣、村井国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第

88号) について村井国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第88号) について村井国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第88号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成13年5月31日(木)(第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)

以上両案について村井国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日(火)(第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)

以上両案について村井国家公安委員会委員長、阪上内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日(木)(第15回)

- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付) について参考人千葉大学文学部教授鈴木春男君、美術家鈴木共子君及び財団法人全日本聾唖連盟副理事長黒崎信幸君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月12日(火)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)

以上両案について村井国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第50号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

(閣法第51号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成13年6月14日（木）（第17回）

- 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案（衆第44号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長横路孝弘君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第44号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

- 特殊法人等改革基本法案（第150回国会衆第16号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員若松謙維君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第12号）について発議者参議院議員本岡昭次君から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特殊法人等改革基本法案（第150回国会衆第16号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員太田誠一君、同若松謙維君、同井上喜一君、石原国務大臣、新藤総務大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第150回国会衆第16号） 賛成会派 自保、民主、公明、無会
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月28日（木）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第75号外249件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 題名を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。
- 2 趣旨規定に代えて目的規定を置く。
- 3 犯罪被害者等給付金に関する規定の整備
 - (1) 障害給付金の支給対象の範囲を重障害（障害等級第1級から第4級）から障害（障害等級第1級から第14級）に拡大する。
 - (2) 新たに重傷病（加療1月以上等の要件を満たす重大な負傷又は疾病）を負った者に対して支給する重傷病給付金を設ける。その額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病についての被害者負担額（政令で定める期間における保険診療による医療費の自己負担相当額）とする。
 - (3) 被害者が死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、当該療養についての被害者負担額を加えたものとする。
- 4 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、被害者又はその遺族に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならないこととし、国家公安委員会は、警察本部長等がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとする。
- 5 都道府県公安委員会は、営利を目的としない法人であって、犯罪被害等に関する相談に応ずること等犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、犯罪被害者等早期援助団体として指定することができることとするとともに、犯罪被害者等早期援助団体に関する所要の規定を整備する。
- 6 本法律は、平成13年7月1日から施行する。ただし、4及び5に関する規定は、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 1 重傷病給付金の創設等を始めとする今回の改正内容を踏まえた犯罪被害給付制度等全般について、国民への周知徹底を図ること。
- 2 外国における邦人間の犯罪被害等に係る犯罪被害給付制度の適用については、今後引き続き注視していくこと。
- 3 親族間の犯罪に係る支給制限については、深刻化するDV（ドメスティック・バイオレンス）等の現状及びこれに対する世論の動向を踏まえつつ、今後その在り方について検討を行うこと。
- 4 精神的な障害、特にPTSD（心的外傷後ストレス障害）については、その症状の重大さにかんがみ、他の災害補償制度との均衡及び医療実務の動向に配慮しつつ、障害等級への適用を適切に行うよう努めること。

- 5 犯罪被害者等早期援助団体への被害者等に係る情報の提供に当たっては、被害者等のプライバシーの保護に十分留意すること。
- 6 犯罪被害者等の福祉の増進を図る観点から、諸外国における例も参考にしつつ、犯罪被害者等に対するさらなる施策の充実について検討を行うとともに、警察を始め、関係行政機関、民間援助団体等による総合的支援体制の推進に努めること。
右決議する。

宮内庁法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、平成12年6月16日、香淳皇后が崩御されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職を廃止する。
- 2 皇太后宮職に置かれる皇太后宮大夫を廃止する。
- 3 その他関係法律について、所要の改正を行う。
- 4 本法律は、平成13年7月1日から施行する。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 運転免許証の更新を受ける者の負担の軽減
 - (1) 一般運転者に係る免許証の有効期間を、現行の3年から、原則として5年に延長する。
 - (2) 免許証の更新期間を、現行の誕生日までの1か月間から、誕生日をはさんだ2か月間に延長する。
 - (3) 優良運転者は、住所地以外の都道府県公安委員会を經由して、免許証の更新申請ができることとする。
- 2 運転者対策の推進
 - (1) 代行運転普通自動車を運転しようとする者は、第二種免許を受けなければならないこととする。
 - (2) 大型第二種免許及び普通第二種免許について、技能試験は主として道路で行うこととするとともに、免許の取得に当たり応急救護処置等の講習を受けることを義務付ける。
 - (3) 障害者に係る免許の欠格事由を廃止するとともに、政令で定める病気にかかっている者等に対しては、免許を与えず、又は取り消すこと等ができることとする。
 - (4) 更新時に高齢者講習の受講を要する者の範囲を、現在の75歳以上から、原則として70歳以上に拡大するほか、高齢の運転者の保護等に関する規定を整備する。
 - (5) 免許証に記載され又は表示されるものの一部を、電磁的方法により記録することが

できることとする。

3 悪質・危険運転者対策等の強化

救護義務違反、酒酔い運転、麻薬等運転、共同危険行為、無免許運転等に対する罰則を引き上げる。

4 交通の安全と円滑を図るための施策

(1) 肢体不自由である運転者が当該標識を付けた普通自動車を運転している場合に、他の運転者は幅寄せ等をしてはならないこととするとともに、身体障害者等の通行の保護を図るための規定を整備する。

(2) 国家公安委員会は交通情報の提供に関する指針を作成するものとするとともに、道路における交通の混雑の状態を予測する事業等を行う交通情報提供事業者に届出制を導入する。

5 本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2の(1)に関する改正規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 1 障害者等に対する免許の拒否等の基準を定めるに当たっては、交通の安全と障害者等の社会参加が両立するよう、障害者団体を含め、広く各界の意見を十分聴取すること。
- 2 障害者に係る免許の欠格事由の廃止の趣旨にかんがみ、その実効性が確保されるよう、自動車の運転に当たり障害による機能の喪失を補完する補助手段の開発を急ぐとともに、補助手段を用いた障害者の運転免許制度について見直しを行うこと。
- 3 運転免許の適性試験・検査については、これが障害者にとって欠格事由に代わる事実上の免許の取得制限や障壁とならないよう、科学技術の進歩、社会環境の変化等に応じて交通の安全を確保しつつ、運転免許が取得できるよう、見直しを行うこと。
- 4 酒酔い運転等悪質な違反行為に対する点数や免許の取消しの場合の欠格期間の在り方等について更に検討を行うとともに、当該行為により人を死傷させた場合の厳罰化について、関係行政機関の間において速やかに検討を行い、その法制化に向けて、所要の措置を講じること。
- 5 近年一層凶悪化が進む暴走族に対しては、その根絶に向け、警察による取締りを一段と強化するとともに、関係行政機関にあっては、学校や地域社会等との連携を図りつつ、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱指導、車両の違法改造の防止等その対策強化に積極的に取り組むこと。
- 6 本法律は、その内容が国民の日常生活に密接に関連するものであることにかんがみ、政令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、国民への周知徹底を積極的に図ること。

右決議する。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 自動車運転代行業とは、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 主として、夜間において酔客に代わって運転するものであること。
 - (2) 酔客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるものであること。
 - (3) 常態として、当該営業の用に供する自動車が随伴するものであること。
- 2 自動車運転代行業を営もうとする者は、成年被後見人、被保佐人、一定の刑に処せられてから2年を経過していない者等本法律で定める欠格事由に該当しないことについて、都道府県公安委員会の認定を受けなければならない。また、都道府県公安委員会は、認定に際し、あらかじめ国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 自動車運転代行業者は、利用者から收受する料金及び自動車運転代行業約款を定め、これをその営業所において掲示しなければならない。また、代行運転自動車の運行により生じた利用者等の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じておかなければならない。
- 4 自動車運転代行業者は安全運転管理者等を選任しなければならないこととする等道路交通法の規定の必要な読替えを行う。
- 5 都道府県公安委員会及び国土交通大臣の監督規定を設け、自動車運転代行業者等が、本法律の規定等に違反した場合における指示、営業の停止命令及び廃止命令等について定める。
- 6 本法律は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 1 自動車運転代行業の業務の適正化のための啓発活動、適切な苦情処理等が行えるよう、代行業界の健全な育成を図ること。
- 2 自動車運転代行業に係る料金の一層の透明化を図るため、代行運転役務の提供条件の説明に当たって書面を提示させる等、利用者への周知を徹底するための措置を講ずること。
- 3 未認定事業者による自動車運転代行類似行為、自動車運転代行業者によるタクシー類似行為等の違法行為の排除を強化すること。
- 4 運転代行業務従事者に対する安全教育の充実を図るとともに、関係行政機関等が連携して、自動車運転代行業者に対し、適正な運行管理と労働条件の実現のために必要な指導を行うこと。
- 5 自動車運転代行業に係る第二種免許取得に要する負担を軽減するため、経済的助成等の支援措置を検討すること。
- 6 利用者保護の観点から、事故損害賠償保険引受機関である共済の適正な運営を図るための措置を講ずること。
- 7 本法律の見直しに当たっては、社会経済状況や自動車運転代行業の業務の状況を的確

に把握し、自動車運転代行業の定義を含め、検討を加えること。
右決議する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第88号) (先議)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによって営むものを電話異性紹介営業(いわゆるテレホンクラブ営業)と定義し、現行の「性風俗特殊営業」の名称を「性風俗関連特殊営業」に改めて、その類型に位置付ける。
- 2 電話異性紹介営業を店舗の有無によって店舗型と無店舗型とに区分し、営業の届出を義務付けるとともに、営業禁止区域(店舗型についてのみ。)、広告宣伝の方法等に関し、現行の店舗型又は無店舗型性風俗特殊営業と同様の規制を行う。
- 3 電話異性紹介営業を行う者は、会話の申込みをした者又はこれを受けようとする者が18歳以上であることを確認するための国家公安委員会規則で定める措置を講じておかなければならないこととする。
- 4 公安委員会の電話異性紹介営業者に対する指示、営業の停止等の命令についての規定を設ける。
- 5 自動公衆送信装置設置者(プロバイダ)に対して送信防止措置努力義務が生じる場合として、その記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を記録したことを知ったときを加える。
- 6 店舗を設けて物品を販売し、又は貸し付ける営業(性的好奇心をそそる物品を取り扱うもの限り、性風俗特殊営業として規制されるアダルトショップを除く。)を営む者等が、わいせつ物頒布等又は児童ポルノ頒布等の罪を犯した場合、性的好奇心をそそる物品販売等の部分に限り、6月を超えない範囲内で営業停止を命ずることができることとする。
- 7 精神病者に係る風俗営業の許可の欠格条項を削除する。
- 8 本法律は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、7に関する規定は公布の日から起算して1月を経過した日から、5及び6に関する規定は公布の日から起算して3月を経過した日からそれぞれ施行する。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 1 本法律の運用に当たっては、明確な基準を示し、都道府県警察における適正な執行ができるよう努めること。
特に、広告及び宣伝の規制については、公正かつ効果的に行われるよう、都道府県警

察の第一線に至るまで周知徹底を図ること。

- 2 本法律の適用に当たっては、通信の秘密の保護、表現の自由、営業の自由等憲法で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。また、職権が乱用されることのないよう厳に留意すること。

特に、映像送信型性風俗特殊営業の規制の実施に当たっては、検閲の禁止、通信の秘密の保護あるいは表現の自由等に十分かつ慎重な配慮を行うこと。

- 3 電話異性紹介営業の規制は、その目的が児童買春事犯の防止であることにかんがみ、当該目的達成のための必要最小限のものとする。また、営業者による通信傍受等のプライバシー侵害が惹起されないよう指導すること。
- 4 特定性風俗物品販売等営業の規制に当たっては、営業の自由を不当に制約するような運用は行わないこと。また、表現の自由を重く受け止め、萎縮効果をもたらすような運用は厳に慎むこと。
- 5 本法律に基づく政令等の制定及び本法律の運用に当たっては、風俗環境の改善等に関する事項が地方公共団体の基本的事務であることにも配慮し、地方公共団体の関係者を含め広く各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すること。

右決議する。

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案（衆第44号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 海の日を7月の第3月曜日とし、敬老の日を9月の第3月曜日とする。
- 2 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日（9月15日）及び老人週間（同日から同月21日）を設ける。
- 3 本法律は、平成15年1月1日から施行する。ただし、老人福祉法の一部を改正する規定は、平成14年1月1日から施行する。

特殊法人等改革基本法案（第150回国会衆第16号）

【要旨】

本法律案は、今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、集中改革期間（この法律の施行の日から平成18年3月31日までの期間をいう、以下同じ。）における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進することを目的とするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 この法律において「特殊法人等」とは、別表に掲げる特殊法人77法人及び認可法人86法人をいう。

- 2 特殊法人等の改革は、特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていることにかんがみ、各特殊法人等の組織及び事業について、その事業の本来の目的の達成の程度、その事業を民間にゆだねることの適否、その事業の便益を直接又は間接に受ける国民の範囲及び当該便益の内容の妥当性、その事業に要する費用と当該事業により国民が受ける便益との比較等の観点から、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、国の事業との関連において合理的かつ適切な位置付けを与えることを基本として行われるものとする。
- 3 国は、2の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、特殊法人等の改革に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 4 特殊法人等改革推進本部は、この法律の施行後1年を目途として、基本理念にのっとり、各特殊法人等について、その事業及び組織形態の在り方を抜本的に見直し、その結果に基づき、特殊法人等整理合理化計画を定めなければならない。
- 5 政府は、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、できる限り速やかに、遅くとも集中改革期間内に、法制上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 6 特殊法人等の改革の推進に必要な事務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、すべての国务大臣をもって組織する特殊法人等改革推進本部を置き、同本部に事務局を置く。
- 7 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 特殊法人等改革の推進に当たっては、平成12年12月1日に閣議決定された行政改革大綱を踏まえ、これとの整合性を図るよう十分配慮すること。
- 2 特殊法人等の改革に当たっては、その事業が、独占的な事業等について、その効率性、合理性等を図る観点から実施されていること等にかんがみ、その事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本の見直しを行うこと。
- 3 特殊法人等の事業及び組織形態の抜本の見直しに当たっては、政治主導の下に、特殊法人等の個々の事業について、その目的、事業内容、中長期的な経営分析などの検証を十分に行った上で、特殊法人等の改革が円滑に推進できるよう万全の措置を講ずること。
- 4 特殊法人等改革の推進に当たっては、国民の批判を踏まえて、いわゆる天下り問題について、役員の経営責任の明確化、給与・退職金及び役員人事等の適正化を図るとともに、特殊法人等の透明性を確保するため、財務内容等の情報公開及び業績評価システムの整備を推進すること。
- 5 特殊法人等の改革の推進に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との良好な労働関係に配慮するとともに、関係職員団体の理解を求めつつ、特にその雇用の安定に十分配慮すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
※14	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案	衆	13.2.9	13.4.2	13.4.5 可決 附帯	13.4.6 可決	13.3.14 内閣	13.3.21 可決 附帯	13.3.22 可決
○13.4.2 参本会議趣旨説明									
49	宮内庁法の一部を改正する法律案	衆	3.2	4.9	4.10 可決	4.11 可決	3.19 内閣	3.21 可決	3.22 可決
50	道路交通法の一部を改正する法律案	衆	3.2	5.30	6.12 可決 附帯	6.13 可決	4.6 内閣	5.25 可決 附帯	5.29 可決
○13.5.30 参本会議趣旨説明 ○13.4.6 衆本会議趣旨説明									
51	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案	衆	3.2	5.30	6.12 可決 附帯	6.13 可決	4.6 内閣	5.25 可決 附帯	5.29 可決
○13.5.30 参本会議趣旨説明									
88	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案	参	3.21	5.22	5.29 可決 附帯	5.30 可決	6.6 内閣	6.13 可決 附帯	6.14 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
12	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	本岡 昭次君 外3名 (13.3.21)	13.3.26		13.6.18	未了				

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
44	国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案	内閣委員長 横路 孝弘君 (13.6.8)	13.6.8	13.6.8	13.6.8 (予備)	13.6.14 可決	13.6.15 可決			13.6.8 可決
150 回 16	特殊法人等改革基本法案	太田 誠一君 外4名 (12.11.15)		6.8	6.12	6.19 可決 附帯	6.20 可決	1.31 内閣	6.8 可決 附帯	6.8 可決

(注) 附帯 附帯決議

【 総務委員会 】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案14件（うち本院先議2件）、本院議員提出法律案1件、衆議院総務委員会提出法律案2件及び承認案件1件の合計18件であり、そのうち内閣提出法律案14件（うち本院先議2件）、衆議院総務委員会提出法律案2件の合計16件を可決し、承認案件1件を承認した。

また、本委員会付託の請願2種類65件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

地方税法等の一部を改正する法律案は、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設、一定の者に関する輸入軽油に係る軽油取引税の課税の時期の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、平成13年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成14年度及び平成15年度における一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例措置を講ずるとともに、平成13年度から平成15年度までに限り地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費等の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正するとともに、国庫負担金及び国庫補助金の区分の明確化、公営企業金融公庫資金の調達手段の多様化、首都圏等財特法の期限延長の措置等を行おうとするものである。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、公害防止対策事業の促進を図るため、関係地方公共団体に対する国庫補助負担金、地方債及び地方交付税の特例等、国の財政上の特別措置を定める同法の有効期限を10年間延長しようとするものである。

委員会においては、3法律案に加え、特定非営利活動を促進するため、条例で定めるところにより、一定の特定非営利活動法人等に対する寄付金の支出を、個人の道府県民税及び市町村税の寄付金控除の対象とする等を内容とする特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（参第14号）を一括して議題とし、引き続く地方財源不足に対応した財源補てん策の在り方、地方税財源の充実と税源移譲、地方団体における環境対策とグリーン化税制、外形標準課税の経済活動に与える影響、法定外税導入に対する評価と今後の取組、地方公営企業の現状と今後の見通し、地方税におけるNPO支援税制の必要性等の質疑が行われた。内閣提出の3法律案について、質疑終局後、討論の後、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案は多数をもって、また、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決された。なお、地方税法等の一部を改正する法律案に対して3項目の附帯決議が付されている。

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年4月分から、

普通恩給等の最低保障額、公務関係扶助料に係る遺族加算、傷病者遺族特別年金の基本年額及び扶養加給等についてそれぞれ増額を行おうとするものである。

委員会においては、恩給制度の改善の在り方、恩給法等における国籍条項に基づく取扱い、今後における戦後処理の方向性等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案は、郵便振替の加入者である金融機関の利便の向上を図るため払出しの特例を設けることとするとともに、国民年金の保険料について、これを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができることとするほか、簡易郵便局における委託事務に国民年金の保険料の収納に関する郵政窓口事務を加えることとする等を行おうとするものである。

委員会においては、郵便局と民間金融機関との間のATM相互利用の現状と取扱手数料、公社移行後の資金決済方法変更の可能性、郵政三事業の民営化問題等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

電気通信役務利用放送法案は、最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化の進展にかんがみ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送の制度を設けようとするものがある。

委員会においては、放送事業者に対する外資規制の在り方、通信と放送の融合を進める上での課題等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送の役務を併せて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術の開発を促進するための措置を講じようとするものである。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の一層の充実を図るため、電気通信基盤充実臨時措置法が廃止するものとされる期限を延長するほか、信頼性向上施設及び高度通信施設整備事業に係る助成金交付対象施設の範囲を拡大するとともに、人材研修事業の要件等を改める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、IT革命が社会、雇用、個人の生活等に与える影響、通信・放送融合実用化技術の研究開発成果の帰属と還元方法、光ファイバ網の整備状況と支援の実績等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案に対して1項目の附帯決議が付されている。

電波法の一部を改正する法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保を図るため、一定の要件に該当する周波数割当計画等の変更に伴う無線設備の変更の工事をする免許人等に対して、給付金の支給等の援助を行うことができるようにするとともに、無線設備の技術基準適合証明制度等において民間能力の一層の活用を図るため、指定証明機関等に係る制度を合理化する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、地上放送デジタル化のスケジュール、デジタル化のメリットと国民

の理解を得るための広報の徹底、デジタル化がもたらす経済波及効果及び雇用創出効果、アナログ放送停止への柔軟な対応、周波数割当におけるオークション方式導入の是非等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案に対する修正案が提出され、討論の後、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって可決された。なお、本法律案に対して7項目の附帯決議が付されている。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の業務の適正な運営の確保、卸電気通信役務制度の導入、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信役務の提供の確保のための措置を講ずるほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が営むことができる業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、電気通信事業における新たな競争政策についての考え方、NTTに対する外資規制の在り方、ユニバーサルサービスの範囲、NTTにおけるNTTドコモへの出資比率引下げの可否等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案に対する修正案が提出され、討論の後、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって可決された。なお、本法律案に対して12項目の附帯決議が付されている。

地方税法の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人住民税について所得割の納税義務者が、平成13年10月1日から平成15年3月31日までの期間内に、所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡をした場合において、当該譲渡所得の金額から100万円を控除しようとするものである。

委員会においては、国と地方の間の税財源の見直し、改正案の株式市場活性化に対する有効性、証券税制をめぐる抜本の見直しの必要性、国の政策減税を地方へ連動させることの是非等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

行政機関が行う政策の評価に関する法律案は、社会経済情勢に応じた効果的かつ効率的な行政の推進に資する等のため、行政機関が行う政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、政策評価の在り方及び評価結果の取扱い、行政監察及び会計検査と政策評価との違い、制度運営における総務省の主導的地位の確認等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案に対する修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第34号）は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士が作成することができる書類に係る官公署への提出手続の代理、代理人としての契約その他の書類の作成等の業務を行政書士の業務として明確化する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、衆議院総務委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案は全会一致をもって可決された。

消防法の一部を改正する法律案は、化学物質の火災及び生産流通の実態等にかんがみ、危険物の保安の確保を図るため、危険物の品名を追加するとともに、引火性液体の性状を有する危険物の規制の合理化を図るため、引火点の上限を定める等の措置を講じようとするものである。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第35号)は、消防団員等による消防又は水防の活動に係る環境の更なる整備を図るため、消防団等公務災害補償等共済基金等が行う福祉事業に、消防団員等がその所有する自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を追加しようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、消防法の一部を改正する法律案について総務大臣より、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案について衆議院総務委員長より、それぞれ趣旨説明を聴取した後、危険物行政の現状と課題、法改正の趣旨と地方分権との関係、消防団の活性化に向けての対策等の質疑が行われた。質疑終局後、消防法の一部を改正する法律案に対する討論の後、消防法の一部を改正する法律案は多数をもって、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもってそれぞれ可決された。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案は、今国会で承認された「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」の実施に必要な国内法の整備を講ずるために提出されたものである。その内容は、同協定の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、相互承認に伴う安全性の確保の必要性と事故発生時における責任の所在、国内製造業者への影響とその対策等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成13年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、デジタル時代における公共放送の在り方、地上放送のデジタル化への取組、協会経営の透明性確保、青少年の健全育成に資する番組の制作、字幕・解説放送の拡充等の質疑が行われた。質疑終局後、本件は全会一致をもって承認された。なお、本件に対して9項目の附帯決議が付されている。

〔決議〕

本委員会において、3月27日、現下の極めて厳しい地方財政の状況及び実行の段階を迎えた地方分権改革の一層の推進に資するよう、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体の自主的・主体的な諸政策を着実に実行できるよう、6項目にわたる**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

3月15日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について片山総務大臣から所信を聴取し、平成13年度総務省関係予算について遠藤総務副大臣から、並びに平成13年度人事院業務概況及び関係予算について人事院総裁から、それぞれ説明を聴取し、同日及び22日に片山総務大臣の所信及び平成13年度人事院業務概況について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度内閣所管(人事院)、総務省所管(日本学術会議、公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、地方からの情報発信の推進による「情報の地方分権」の促進、地上放送

のデジタル化に対する政府の対応、地方公共団体と郵便局の連携の在り方、国庫補助負担金の整理合理化、国と地方の財源配分の在り方、市町村合併の促進と今後の見通し、普通郵便局・特定郵便局の設置区分と特定郵便局長の任用の在り方、国家公務員への女性の積極的採用と女性の働きやすい職場の環境整備、平和祈念事業特別基金の現状と今後の進め方、情報公開法施行の準備状況、「消防力の基準」の重点と消防防災施設等整備費等の助成基準等の質疑を行った。

また、同日、平成13年度の地方財政計画について片山総務大臣から概要説明及び遠藤総務副大臣から補足説明を聴取した。

5月24日、公益法人の総点検結果と今後の対応、特殊法人改革と財投改革問題、横浜市の勝馬投票券発売税新設問題、小泉総理の地方交付税の見直し発言と総務大臣の受止め方、ポスト地方分権推進委員会の組織の在り方、郵政三事業の民営化問題、郵便事業への新規参入の検討状況、特定郵便局長会の活動と総務省の指導、地方公務員における勤務時間の縮減方策、地方税財源の充実、市町村合併の目標数と政府における取組状況等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成13年2月8日(木)(第1回)

- 理事を選任した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年3月15日(木)(第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について片山総務大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度総務省関係予算に関する件について遠藤総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成13年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成13年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、遠藤総務副大臣及び小坂総務副大臣に対し質疑を行った。

○平成13年3月22日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成13年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、小坂総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 平成13年度一般会計予算(衆議院送付)
平成13年度特別会計予算(衆議院送付)
平成13年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣所管(人事院)、総務省所管(日本学術会議、公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫)について片山総務大臣、小坂総務副大臣、村上財務副大臣、遠藤総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 平成13年度の地方財政計画に関する件について片山総務大臣から概要説明を聴いた後、遠藤総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第27号)(衆議院送付)
- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

以上3案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月27日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案(参第14号)について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（参第14号）

以上4案について発議者参議院議員岡崎トミ子君、片山総務大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

以上3案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第26号）賛成会派 自保、公明、二連

反対会派 民主、共産、社民、無会、自由

（閣法第27号）賛成会派 自保、公明、二連

反対会派 民主、共産、社民、無会、自由

（閣法第28号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連

反対会派 なし

なお、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

○恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月29日（木）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について片山総務大臣、上野内閣官房副長官、遠藤総務副大臣、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第2号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連

反対会派 なし

○参考人の出席を求めることを決定した。

○放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、小坂総務副大臣、景山総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事・技師長中村宏君、同協会専務理事松尾武君、同協会理事芳賀譲君及び同協会理事笠井鉄夫君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月10日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案（閣法第40号）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月11日（金）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案（閣法第40号）について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、小坂総務副大臣、景山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第40号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし
欠席会派 二連

○平成13年5月17日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月24日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公益法人の総点検に関する件、特殊法人改革と財投改革に関する件、横浜市の勝馬投票券発売税新設に関する件、地方交付税の見直しに関する件、郵政三事業の民営化に関する件、特定郵便局長に関する件、地方公務員の勤務時間に関する件、地方税財源の充実に関する件、市町村合併に関する件等について片山総務大臣、小坂総務副大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 電気通信役務利用放送法案（閣法第67号）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信役務利用放送法案（閣法第67号）について片山総務大臣、小坂総務副大臣、景山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第67号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産
欠席会派 無会、二連

- 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣、小坂総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、
討論の後、いずれも可決した。

（閣法第16号）賛成会派 自保、民主、公明、自由

反対会派 共産

欠席会派 社民、無会、二連

（閣法第17号）賛成会派 自保、民主、公明、自由

反対会派 共産

欠席会派 社民、無会、二連

なお、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について片山総務大臣、小坂総務副大臣、西野環境大臣政務官、景山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について片山総務大臣、小坂総務副大臣、景山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第15号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由

反対会派 共産

欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

- 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月12日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）について片山総務大臣、小坂総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月14日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）について片山総務大臣、安倍内閣官房副長官、小坂総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第95号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由

反対会派 共産

欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、村上財務副大臣、林田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第98号）賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、自由

欠席会派 社民、二連

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成13年6月21日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、植竹外務副大臣、泉国土交通副大臣、村田内閣府副大臣、佐藤国土交通副大臣、林田財務大臣政務官、新藤総務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第87号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由

反対会派 なし

欠席会派 社民、二連

- 行政書士法の一部を改正する法律案（衆第34号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長御法川英文君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第34号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由

反対会派 なし

欠席会派 社民、二連

- 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第35号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長御法川英文君から趣旨説明を聴いた。

- 消防法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について片山総務大臣

から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月26日（火）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第35号）（衆議院提出）

以上両案について片山総務大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、消防法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第61号）賛成会派 自保、民主、公明、無会、自由

反対会派 共産

欠席会派 社民、二連

（衆第35号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由

反対会派 なし

欠席会派 社民、二連

- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月28日（木）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）について片山総務大臣、植竹外務副大臣、松田経済産業副大臣、小坂総務副大臣、景山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第94号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由

反対会派 なし

欠席会派 社民、二連

- 請願第1905号外64件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引上げ等を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 普通恩給等の最低保障額の増額

実在職年6年未満の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成13年4月分以降、それぞれ56万7,400円（現行56万6,400円）、39万9,000円（現行39万8,000円）に引き上げる。

2 公務関係扶助料に係る遺族加算の増額

公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成13年4月分以降、14万5,200円（現行14万2,200円）に引き上げる。

3 傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額

(1) 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成13年4月分以降、傷病年金又は第1款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族については、40万2,000円（現行39万9,500円）に、第2款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族については、30万1,500円（現行29万9,600円）に、それぞれ引き上げる。

(2) 傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成13年4月分以降、9万6,310円（現行9万3,910円）に引き上げる。

4 扶養加給の増額

(1) 増加恩給又は第1款症以上の特例傷病恩給受給者の扶養家族のうち、2人までに係る加給の年額を、平成13年4月分以降、1人につき7万2,000円（現行6万6,000円）に、その他の扶養家族1人に係る加給の年額を同年同月分以降、3万6,000円（現行2万4,000円）に、それぞれ引き上げる。

(2) 公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、2人までに係る加給の年額を、平成13年4月分以降、1人につき7万2,000円（現行6万6,000円）に、その他の扶養遺族1人に係る加給の年額を、同年同月分以降3万6,000円（現行2万4,000円）に、それぞれ引き上げる。

5 施行期日

本法律は、平成13年4月1日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保を図るため、一定の要件に該当する周波数割当計画等の変更に伴う無線設備の変更の工事をする免許人等に対して、給付金の支給等の援助を行うことができるようにするとともに、無線設備の技術基準適合証明制度等において民間能力の一層の活用を図るため、指定

証明機関等に係る制度の合理化を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 指定証明機関等に関する規定の合理化

指定証明機関及び指定較正機関について、指定の欠格事由のうち民法第34条の規定により設立された法人以外のものであることを廃止する等指定の基準に係る規定等を整備する。

第2 特定周波数変更対策業務

総務大臣が、一定の要件に該当する周波数割当計画又は放送用周波数使用計画の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、無線局の周波数等の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人等に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助（特定周波数変更対策業務）を行うことができることとする。

第3 指定周波数変更対策機関の新設

総務大臣は、その指定する者（指定周波数変更対策機関）に、特定周波数変更対策業務を行わせることができることとする。

第4 電波利用料の用途の追加

電波利用料の用途として特定周波数変更対策業務の追加を行う。

第5 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律をより一層確保するよう努めること。
- 2 免許人の抛出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、電波利用料額については、電波利用の拡大や利用形態の動向を踏まえ、その算定について見直しを行い、適正な水準を確保すること。
- 3 地上放送のデジタル化については、その必要性の周知・徹底を図るとともに、柔軟な対応によって視聴者負担の軽減に努めること。
- 4 アナログ周波数変更に関わる経費については、必要最小限とするよう努めること。
- 5 地上放送のデジタル化に当たっては、地方民間放送事業者の経営への影響が懸念されることから、放送事業者間での協力、公的支援の充実等を進めることにより放送事業者の負担の軽減を図ること。
- 6 電波の割当てについては、諸外国で採用が進んでいるオークション方式を含め、公正性・透明性を確保した方式について検討を進めること。
- 7 公益法人への特定周波数変更対策業務の移管については、行政改革大綱（平成12年12月）の趣旨を踏まえ、その業務の実施に当たり、透明性の確保と業務運営の効率化が図られるよう努めること。

右決議する。

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送の役務を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術の開発を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 目的

この法律は、通信・放送機構（以下「機構」という。）に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。

第2 定義

- 1 この法律において「通信・放送融合技術」とは、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送（公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。）の役務を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術（通信・放送機構法（昭和54年法律第46号。以下「機構法」という。）第2条第5号に規定する通信・放送技術をいう。）をいう。
- 2 この法律において「通信・放送融合技術開発システム」とは、通信・放送融合技術の開発に必要な相当の規模の電気通信システム（電気通信設備の集合体であって、電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）であって、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供されるものをいう。

第3 基本方針

- 1 総務大臣は、通信・放送融合技術の開発の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 通信・放送融合技術の開発に関する基本的な方向
 - (2) 通信・放送融合技術の内容に関する事項
 - (3) 第4の規定に基づき機構が整備する通信・放送融合技術開発システムの内容に関する事項
 - (4) その他通信・放送融合技術の開発の促進に関する重要事項

第4 機構の業務の特例

機構は、機構法第28条第1項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、次の業務を行う。

- (1) 通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付すること。
- (2) 通信・放送融合技術開発システムを整備し、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供すること。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第5 機構法の適用

機構に追加される業務について、機構法の適用について所要の規定を設ける。

第6 試験研究機関の協力等

機構は、第4の(2)に掲げる業務に関し、総務省の試験研究機関又は独立行政法人通信総合研究所に対して、必要な助言及び協力を求めることができるものとする。

第7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、「通信・放送機構」の業務について、平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」の趣旨並びに同機構の設立の趣旨及び経緯を踏まえ、同機構の業務の在り方、国の事務・事業の執行体制の在り方、国民の利便性等を勘案し、この法律の施行後3年を経過したときを目途に、業務の改廃も含め必要に応じて見直しを行うべきである。

右決議する。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の一層の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、電気通信基盤充実臨時措置法が廃止するものとされる期限を延長するほか、信頼性向上施設及び高度通信施設整備事業に係る助成金交付対象施設の範囲を拡大するとともに、人材研修事業の要件等を改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 目的

電気通信基盤充実臨時措置法の目的を、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備並びに特定専門技術業務に従事する者の能力の向上を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することとする。

第2 定義

1 信頼性向上施設

信頼性向上施設のうち、専ら電気通信設備である線路を収容して当該線路の損傷を防止するための施設について、当該線路の保守の作業が容易であるものとする。

2 人材研修事業

人材研修事業とは、特定専門技術業務に従事する者の特定専門技術業務に関する知識及び技能の向上を図る業務を行う事業で、当該業務を効果的に行うための電気通信設備その他の設備を備える施設を利用して行うものをいうものとする。

第3 実施計画の認定等

人材研修事業に係る実施計画の認定を廃止する。

第4 通信・放送機構の業務の特例

1 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、人材研修事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付するものとする。

2 次に掲げる電気通信基盤充実事業において、機構が行う助成金の交付の対象施設を次に掲げる施設とする。

① 高度通信施設整備事業 端末系光幹線路（光ファイバを用いた線路で、端末設備に接続されるものの幹線部分をいう。）、端末系光端局装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置で、端末系光幹線路に接続されるものをいう。）、光端末回線装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置で、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいう。）、デジタル加入者回線多重化装置（デジタル加入者回線伝送方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置で、端末設備でないものをいう。）、デジタル加入者回線信号分離装置（デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置で、端末設備でないものをいう。）、加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備で、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるものをいう。）及びケーブルモデム（インターネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置で、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるものをいう。)

② 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 光幹線路（光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。）、デジタル送信用光伝送装置（デジタル信号による送信をする放送を受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置で、光幹線路に接続されるものをいう。）及び受信用光伝送装置（光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置で、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるものをいう。)

第5 区分経理

機構は、第4の1に掲げる業務に係る経理については、通信・放送機構法（昭和54年法律第46号）第33条の2に規定する研究開発債務保証勘定において整理するものとする。

第6 附則

この法律は平成18年5月31日までに廃止するものとする。

第7 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

個人の長期譲渡所得に対する課税の特例措置の適用期限を平成16年度まで延長する。

2 不動産取得税

一定の投資法人及び投資信託に係る不動産の取得に対する課税標準の特例措置を講ずる。

3 自動車税

平成13・14年度に新車新規登録された排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数以上を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を重くする特例措置を講ずる。

4 固定資産税及び都市計画税

震災等の事由により滅失し、又は損壊した住宅に係る土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分は、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置を適用する。

5 自動車取得税

(1) 低公害車（電気自動車、天然ガス車、メタノール自動車、ハイブリッド車）に対する軽減措置を平成15年3月31日まで延長する。

(2) 最新排出ガス規制適合車に対する軽減措置を創設する。

(3) 低燃費自動車に対する軽減措置について、対象を最新排出ガス規制値より25パーセント以上排出ガス性能の良い一定の低燃費基準を満たす自動車に限定したうえ、平成14年3月31日まで延長する。

(4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正後に、同法に規定する対策地域内で一定の排出基準に適合しない自動車を廃車して代替取得した自動車に対する軽減措置を延長する。

(5) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正後に、同法に規定する対策地域外で一定の排出基準に適合しない自動車を廃車して代替取得した自動車に対する軽減措置を創設する。

6 軽油引取税

特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入について軽油引取税を課するものとし、申告納付期限を当該軽油の輸入の時までとする。

7 その他の事項

(1) 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、所得税において源泉分離課税を選択した場合の譲渡所得等を適用除外とする措置の適用期限を平成15年3月31日まで延長する。

(2) 企業組織再編成に係る税制の整備を行う。

(3) 非課税等特別措置の整理合理化等を行う。

8 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成13年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じ、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、国と地方の税源配分の在り方を見直し、地方税源の充実確保を図ること。
- 2 源泉分離課税を選択した株式等譲渡益に対しては、個人住民税が課税されていないことにかんがみ、課税の公平・適正化及び地方税源の確保の観点から、平成15年度以降においては、申告分離課税への一本化を図ること。
- 3 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第1 地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に関する事項

1 地方交付税の総額の特例

- (1) 平成13年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額（法定5税に係る地方交付税額等）に、平成13年度における法定加算額5,983億円、臨時財政対策のための特別加算額1兆4,368億円、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金4兆3,487億円及び交付税特別会計における剰余金1,800億円を加算した額から、交付税特別会計借入金利子支払額6,329億円を控除した額とする。
- (2) 平成13年度の交付税特別会計借入金のうち、1兆4,369億円（通常収支に係る国負担分）及び7,229億円（恒久的な減税に係る国負担分）について、その償還金に相当する額を、平成19年度から平成28年度までの各年度の地方交付税の総額に加算することとし、当該金額を一般会計から、交付税特別会計に繰り入れる。
- (3) 平成13年度から平成15年度までの間に予定されていた交付税特別会計借入金の償還を平成19年度以降に繰り延べる。
- (4) 平成14年度から平成28年度までの地方交付税の総額について、5,211億円を加算するとともに、平成14年度及び平成15年度における一般会計から交付税特別会計への繰入れの特例を設ける。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

地方団体の必要とする行政経費の財源を措置するため、平成13年度分の普通交付税の算定に当たり、基準財政需要額の算定の基礎となる単位費用の額を改定するととも

に、算定方法の簡明化を図るため、「港湾費」における漁港の管理に係る経費について、新たに測定単位を設ける。

第2 地方財政法の一部改正に関する事項

- 1 地方分権推進計画等に基づき、国庫負担金及び国庫補助金の区分の明確化を図る。
- 2 平成13年度から平成15年度までの間に限り、地方団体は、地方財政法第5条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債（特例地方債）を起こすことができる旨の特例を設ける。

第3 公営企業金融公庫法の一部改正に関する事項

財政投融资改革に対応していくとともに、資金調達手段の多様化・効率化を図るため、資産担保型の財投機関債の発行等について所要の規定の整備を図る。

第4 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に関する事項

都府県分の利子補給措置及び市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について、同法の適用期間を5年間延長する。

第5 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に関する事項

地方特例交付金等の算定の基礎となる法人事業税減収見込額の算定方法等について所要の規定の整備を図る。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限について、関係地域の実情等にかんがみ、平成13年度以降も引き続き公害防止対策事業の促進を図るために国の財政上の特別措置を継続する等の必要があることから、同法律の有効期限（現行 平成13年3月31日）を10年間延長し、平成23年3月31日までとするとともに、廃棄物処理施設の設置の事業に係る国の補助割合について、平成18年3月31日までに定められた公害防止計画に基づく事業にあっては2分の1とし、平成18年4月1日以降に定められた公害防止計画に基づく事業にあっては2分の1以内で政令で定めることとしようとするものである。

郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（先議）

【要旨】

本法律案は、郵便振替の加入者たる金融機関の利便の向上を図るため払出しの特例を設けることとするとともに、国民年金の保険料についてこれを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができることとするほか、簡易郵便局における委託事務に国民年金の保険料の収納に関する郵政窓口事務を加えることとする等

を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便振替法の一部改正

- (1) 国民年金の保険料についてこれを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができることとする。
- (2) 郵便振替の加入者たる銀行その他の総務省令で定める金融機関は、郵政事業庁長官の承認を受けて、当該加入者の口座で郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律による事務の委託又は受託に係る資金の郵政事業庁長官との間の授受に係るものその他総務省令で定めるものについて、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への振込みによる払出しの取扱いを受けることができることとし、当該取扱いによる口座の預り金の払渡しのために必要な国庫金の払出しは、会計法第49条において準用する同法第15条に規定する日本銀行を支払人とする小切手の振出しによるほか、総務大臣が財務大臣に協議して定める手続によることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

2 簡易郵便局法の一部改正

郵政事業庁長官が簡易郵便局の受託者と締結する委託契約により委託すべき事務に国民年金の保険料の収納に関する郵政窓口事務を加えることとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、改正規定の一部については、平成14年4月1日から施行する。

消防法の一部を改正する法律案（閣法第61号）

【要旨】

本法律案は、化学物質の火災及び生産流通の実態等にかんがみ、危険物の保安の確保を図るため、危険物の品名を追加するとともに、引火性液体の性状を有する危険物の規制の合理化を図るため、引火点の上限を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 火を使用する設備・器具等に関する事項

火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に係る火災の予防のために必要な事項を条例で定める際の基準を政令で定める。

2 危険物の範囲に関する事項

- (1) 消防法別表第五類（自己反応性物質）の項の品名欄に掲げる物品としてヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類を追加する。
- (2) 消防法別表第四類（引火性液体）の項第6号（第四石油類）及び第7号（動植物油類）の物品の引火点の上限を250度とする。

3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行するものとする。ただし、消防法別表第四類の項に関する事項は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、火を使用する設備・器具等に関する事項は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(2) 所要の経過措置を設けるものとする。

電気通信役務利用放送法案（閣法第67号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化の進展にかんがみ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 目的

この法律は、電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとすることにより、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第2 定義

- 1 この法律において「電気通信役務利用放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものをいう。
- 2 この法律において「電気通信役務利用放送設備」とは、電気通信役務利用放送の用に供される電気通信設備をいう。
- 3 この法律において「電気通信役務利用放送事業者」とは、第3の1の登録を受けた者をいう。

第3 登録

- 1 電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、1の登録の申請があった場合においては、3により登録を拒否する場合を除き、所要の事項を電気通信役務利用放送事業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 総務大臣は、登録の申請をした者が本法に定める欠格事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 4 登録の取消について所要の規定を設ける。

第4 業務

- 1 電気通信役務利用放送事業者は、他の電気通信役務利用放送事業者又は放送事業者の同意を得なければ、その電気通信役務利用放送又は放送を受信して、これらを再送信してはならない。

- 2 電気通信役務利用放送事業者は、有料の電気通信役務利用放送の役務を提供しようとするときは、その国内の業務区域における料金その他の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。
- 3 放送番組編集の自由、国内放送の放送番組の編集等、番組基準、放送番組審議機関、訂正放送等、放送番組の保存、広告放送の識別のための措置、候補者放送、学校向け放送における広告の制限、放送番組の供給に関する協定の制限及び受託内外放送の放送番組の編集に係る放送法の規定は、電気通信役務利用放送について準用する。

第5 雑則

- 1 総務大臣は、第4の2により届け出た契約約款に定める提供条件が受信者の利益を阻害していると認めるときは、電気通信役務利用放送事業者に対し、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 2 総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて、電気通信役務利用放送の業務の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、若しくはその職員に、電気通信役務利用放送設備を検査させ、又は政令で定めるところにより、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送の業務の状況の報告を求めることができる。

第6 罰則

罰則について所要の規定を設ける。

第7 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

行政機関が行う政策の評価に関する法律案（閣法第87号）

【要旨】

本法律案は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければ

- ならない。
- 2 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、予算の作成及び2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。
 - 3 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針を定めなければならない。
 - 4 行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、政策評価に関する基本計画及び事後評価の実施に関する計画を定め、それらに基づき、事後評価を行わなければならない。
 - 5 行政機関は、その所掌に関し、一定の要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。
 - 6 総務省は、2以上の行政機関に共通する又は2以上の行政機関の所掌に係る政策で、その統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うとともに、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。
 - 7 総務大臣は、6による評価の結果必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告する。
 - 8 政策評価に関する基本方針、基本計画及び評価書等の公表並びに政策評価等の実施状況等に関する国会への報告等について定める。
 - 9 政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置を講ずる。
 - 10 この法律は、一部を除き、平成14年4月1日から施行する。
- なお、本法律案については、衆議院において、政府は、法律の施行後3年を経過した場合、法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする修正が行われた。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案（閣法第94号）

【要旨】

本法律案は、「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国外適合性評価事業の認定等

- (1) 国外適合性評価事業とは、通信端末機器等附属書又は電気製品附属書に掲げる欧州共同体の関係法令等に定める技術上の要件について、特定輸出機器に関し実施する適

合性評価の事業をいう。

- (2) 国外適合性評価事業を行おうとする者は、国外適合性評価事業の区分に従い、主務大臣の認定を受けることができるものとし、主務大臣は、認定をしたときは、当該認定を受けた者の名称等を公示するとともに、協定の定めるところにより登録のための手続をする。
- (3) 主務大臣は、認定の申請が、国外適合性評価事業の区分に応じ、協定の通信端末機器等附属書又は電気製品附属書に掲げる指定基準に即して主務省令で定める認定の基準に適合すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。
- (4) 主務大臣は、認定のために必要な国外適合性評価事業の実施に係る体制についての実地の調査の全部又は一部を、指定調査機関に行わせることができることとし、同機関について所要の規定を設ける。

2 電気通信事業法等の特例

- (1) 登録外国適合性評価機関とは、欧州共同体の適合性評価機関であつて、欧州共同体の指定当局が行う指定及び登録を受けているものをいう。
- (2) 登録外国適合性評価機関の適合性の認定等を受けた機器等は、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法に定める技術基準適合認定等を受けているもの等とみなす特例を設ける。

3 雑則等

- (1) 主務大臣は、認定のために必要な国外適合性評価事業の実施に係る体制についての実地の調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることができる。
- (2) その他必要な処罰規定を設けるとともに所要の規定の整備を行う。

4 附則

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案（閣法第95号）

【要旨】

本法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の業務の適正な運営の確保、卸電気通信役務制度の導入、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信役務の提供の確保のための措置を講ずるほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が営むことができる業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 電気通信事業法の一部改正関係

- 1 第一種指定（地域固定系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関する契約約款以外の契約約款については、総務大臣に届け出ることをもって足りることとする。
- 2 総務大臣は、第二種指定（移動体系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、その最近1年間における収益の額の割合が総務省令で定める割合を超え

る場合において、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、一定の行為を禁止することができることとする。

- 3 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、それと特定の関係を有する電気通信事業者で総務大臣が指定するものとの間の役員の兼任を禁止するとともに、接続に必要な設備の設置や土地等の利用又は情報の提供等について、当該特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをしてはならないこととし、その遵守のために講じた措置等について総務大臣に報告しなければならないこととする。
- 4 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備の接続に関する協定並びに第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備の共用に関する協定については、総務大臣に届け出ることをもって足りることとする。
- 5 専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務である卸電気通信役務を提供する契約については、総務大臣に届け出ることをもって足りることとする。
- 6 第一種電気通信事業の用に供する線路等を他人の土地等に設置する場合の規定を整備する。
- 7 総務省に、電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置くこととする。
- 8 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する協定等の締結に関し、当事者間の協議が調わない等の場合、当事者は、委員会に対し、あっせん又は仲裁を申請することができることとする。
- 9 委員会は、その権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができることとする。

第2 電気通信事業法の一部改正関係

- 1 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供の確保に努めなければならないこととする。
- 2 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的として設立された公益法人を、基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができることとする。
- 3 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者を、その申請により、適格電気通信事業者として指定することができることとする。
- 4 支援機関は、指定を受けた適格電気通信事業者に対し、当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用が提供により生ずる収益を上回ると見込まれる場合において、上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付する等の業務を行うものとする。
- 5 支援機関は、その業務に要する費用に充てるため、適格電気通信事業者が指定を受けた基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者等から、負担金を徴収することができることとする。

第3 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係

- 1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができることとする。
- 2 外国人等が日本電信電話株式会社の株式をその議決権の割合が3分の1未満となる範囲内において取得できるようにする。
- 3 日本電信電話株式会社は、当分の間、新株の発行による株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、総務大臣の認可を受けなくとも、その旨を届け出ることで新株の発行を可能とする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 地域通信市場の競争が進展する中で、電気通信事業の公正な競争の一層の促進を図るため、非対称規制、特に、市場支配的な電気通信事業者に係る契約約款の認可等の適正な運用を図るとともに、その実施状況等を勘案し、その見直しを含め必要な検討を行うこと。
- 2 移動体・インターネットの急速な普及、地域通信市場での競争の進展等、市場構造の変化が進む中、電気通信事業者がその財務基盤を確立し、迅速かつ柔軟なサービス展開を行い、自主的に我が国のIT革命に貢献できるよう、その業務の在り方について検討を行うとともに、ベンチャー系電気通信事業者の育成と支援に努めること。
- 3 情報通信分野における独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、独占禁止法の厳正な運用及び公正取引委員会の審査体制等の充実等に努めること。
- 4 光ファイバアクセス網の構築及びその開放を促進するため、公正競争の確保に配慮しつつ、より一層の規制改革の推進に努めること。
- 5 外資の本格参入等、通信市場のグローバル化が進展する中、我が国の電気通信事業者及び情報通信技術の国際競争力の強化の在り方や、国の安全及び通信主権の確保の在り方について速やかに検討を行うこと。
- 6 「規制改革推進三か年計画」(平成13年3月)におけるNTTの「自主的な実施計画」の取扱いに当たっては、本法の立法趣旨、国会における審議を十分に踏まえ、NTT株主の権利保護等の観点からNTTの経営の自主性を損ねることのないよう十分に配慮すること。
- 7 基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)を確保するための制度の運営に当たっては、開始時期、交付金の決定方法等について早急に明らかにするとともに、同役務を提供する電気通信事業者等の経営や利用者の料金への影響についての実態把握に努め、その在り方について検討を行うこと。
- 8 市場構造の変化や通信技術の進展に対応するため、通信と放送の融合等を踏まえ、通信と放送に係る許認可等を含む規制の在り方の見直しについて総合的に検討を行うこと。
- 9 近い将来においてユニバーサルサービスになることが見込まれ、急速に普及が進んで

いる高速インターネットや移動電話サービス等について、早期に全国において公平かつ安定的なサービスの提供が図られるよう、必要となる公的支援の範囲の拡大と充実を図ること。

10 政府が保有するNTT株式の売却収入及び配当金の使途については、情報通信基盤高度化の実現に資するよう活用することとし、同株式保有義務についても、その可否を含め幅広い観点から検討を行うこと。

11 連結納税制度の早期導入について、引き続きその実現のため能動的な努力を行うこと。

12 今後、増加の可能性がある電気通信事業者間の接続等に係る紛争等の解決に当たっては、公正競争の促進、利用者利益の保護に配慮しつつ、迅速、公正な処理を図ること。

また、電気通信に係る規律等に関する事務を中立公正に行うため、電気通信事業紛争処理委員会について、その事務の執行状況、事務処理体制等を見つつ、公正競争確保の観点から、その在り方について総合的に検討し必要な措置を講ずること。

右決議する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第98号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、平成13年10月1日から平成15年3月31日までの期間内に、所有期間が1年を超える上場株式等（以下「長期所有上場株式等」という。）の譲渡をした場合においては、長期所有上場株式等に係る譲渡所得の金額から100万円（当該譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、その金額）を控除するものとする。

2 施行期日

この法律は、平成13年10月1日から施行する。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第34号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 目的規定の整備

行政書士法は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とするものとする。

2 業務の明確化

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができるものとする。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないものとする。

(1) 行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続について代理するこ

と。

(2) 行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

(3) 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

3 行政書士証票の交付

日本行政書士会連合会は、行政書士の登録をしたときは、申請者に行政書士証票を交付しなければならないものとする。

4 その他

(1) 施行期日

この法律は、平成14年7月1日から施行するものとする。

(2) その他所要の規定の整備を図るものとする。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第35号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 自動車等に損害を受けた場合における見舞金の支給

消防団員等公務災害補償等共済基金等が消防団員等の福祉の増進を図るため行うように努めるべき事業に、消防団員等がその所有する自動車等を消防団等の活動の円滑な遂行のために使用し、又は使用させたことにより当該自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を追加するものとする。

2 施行期日等

(1) この法律は、平成14年4月1日から施行するものとする。

(2) その他所要の規定の整備を図るものとする。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）
（平成13年度NHK予算）

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実施に努めるべきである。

- 1 放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、人権に配慮した、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に資する豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。
- 2 協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の一層の理解促進を図り、負担の公平を期するため、受信契約の確実な締結と収納の確保に努めるとともに、デジタル放送の普及、放送サービスの進展状況等を勘案しつつ、受信料体系の在り方について検討を進めること。
- 3 協会は、視聴者の一層の理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる抜本的な見直しに取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減にさらに努めること。
また、視聴者に対する説明責任を十全に果たし、事業運営の透明性を確保するため、本年7月から実施する情報公開に当たっては情報公開基準の適切な運用に努めること。
- 4 協会は、放送法の趣旨及び協会の公共性にかんがみ、関連団体等の業務の在り方等について検討を行い、また、関連団体等との連結決算の早期導入に向けた取組を進めること。
- 5 地上デジタル放送の円滑な導入に向け、デジタル化について視聴者への周知を図るための広報活動等を強化するとともに、アナログ周波数の変更対策については、視聴者の理解と協力の下に実施すること。
- 6 障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充すること。
- 7 我が国に対する理解と国際間の交流を促進し、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送をさらに拡充すること。
- 8 協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層促進するよう努めること。
- 9 情報通信技術の急速な進歩に伴う通信と放送の融合の進展等、放送を取り巻く環境の大きな変化に対応し、放送の公共性の確保、公共放送の使命・役割等、放送制度に関する見直しについて検討すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（14件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※2	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	13. 2. 6	13. 3. 26	13. 3. 29 可決	13. 3. 30 可決	13. 3. 7 総務	13. 3. 15 可決	13. 3. 16 可決
※15	電波法の一部を改正する法律案	衆	2. 9	5. 30	6. 7 可決 附帯	6. 8 可決	4. 3 総務	4. 12 可決 附帯	4. 12 可決
※16	通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案	衆	2. 9	5. 28	5. 31 可決 附帯	6. 1 可決	3. 27 総務	4. 3 可決 附帯	4. 5 可決
※17	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	2. 9	5. 28	5. 31 可決	6. 1 可決	3. 27 総務	4. 3 可決	4. 5 可決
※26	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 13	3. 16	3. 27 可決 附帯	3. 28 可決	2. 22 総務	3. 2 可決 附帯	3. 2 可決
			○13. 3. 16 参本会議趣旨説明 ○13. 2. 22 衆本会議趣旨説明						
※27	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 13	3. 16	3. 27 可決	3. 28 可決	2. 22 総務	3. 2 可決	3. 2 可決
			○13. 3. 16 参本会議趣旨説明 ○13. 2. 22 衆本会議趣旨説明						
※28	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 13	3. 16	3. 27 可決	3. 28 可決	2. 22 総務	3. 2 可決	3. 2 可決
			○13. 3. 16 参本会議趣旨説明 ○13. 2. 22 衆本会議趣旨説明						
40	郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案	参	2. 23	4. 6	5. 11 可決	5. 16 可決	6. 12 総務	6. 19 可決	6. 22 可決
61	消防法の一部を改正する法律案	衆	3. 6	6. 21	6. 26 可決	6. 27 可決	5. 18 総務	5. 31 可決	6. 5 可決
67	電気通信役務利用放送法案	参	3. 9	5. 22	5. 29 可決	5. 30 可決	6. 12 総務	6. 21 可決	6. 22 可決
87	行政機関が行う政策の評価に関する法律案	衆	3. 21	6. 13	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 24 総務	6. 7 修正	6. 8 修正
			○13. 6. 13 参本会議趣旨説明 ○13. 5. 24 衆本会議趣旨説明						
94	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案	衆	4. 6	6. 22	6. 28 可決	6. 29 可決	5. 24 経済産業	5. 31 可決	6. 5 可決
95	電気通信事業法等の一部を改正する法律案	衆	4. 10	6. 6	6. 14 可決 附帯	6. 15 可決	5. 16 総務	5. 31 可決 附帯	6. 5 可決
			○13. 6. 6 参本会議趣旨説明						

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
98	地方税法の一部を改正する法律案	衆	5.24	6.8	6.19 可決	6.20 可決	5.25 総務	6.5 可決	6.7 可決
				○13.6.8 参本会議趣旨説明 ○13.5.25 衆本会議趣旨説明					

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
14	特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案	江田 五月君 外9名 (13.3.21)	13. 3.23		13. 3.26	未了				

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
34	行政書士法の一部を改正する法律案	総務委員長 御法川 英文君 (13.6.5)	13. 6.6	13. 6.7	13. 6.20	13. 6.21 可決	13. 6.22 可決			13. 6.7 可決
35	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案	総務委員長 御法川 英文君 (13.6.5)	6.6	6.7	6.21	6.26 可決	6.27 可決			6.7 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	13. 2.23	13. 3.26	13. 3.29 承認 附帯	13. 3.30 承認	13. 3.7 総務	13. 3.16 承認 附帯	13. 3.22 承認

(注) 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

—— 地方財政の拡充強化に関する決議 ——

現下の極めて厳しい地方財政の状況及び実行の段階を迎えた地方分権改革の一層の推進に資するよう、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体の自主的・主体的な諸施策を着実に実行できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

1 累増する巨額の借入金残高の償還が、地方団体の将来の財政運営を圧迫することが強く懸念されることにかんがみ、地方の一般財源の拡充強化に努め、その財政体質の健全化を図ること。

分権改革の一層の推進を図り、地方団体の財政面における自主性・自立性を高めるため、国から地方への税源移譲を含め税源配分の見直しを検討するとともに、課税自主権を尊重しつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を早急に構築し、地方税の充実強化を図ること。

2 地方財政が引き続き大幅な財源不足のため、平成8年度以降連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する状況にあることにかんがみ、地方交付税の中長期的な安定確保を図る見地から、今後とも通常収支不足を解消する抜本的な方策を講ずること。また、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金残高が平成13年度末に40兆円を超えることにかんがみ、その償還及び今後の特別会計借入れの在り方について、引き続き十分検討すること。

4 臨時財政対策債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。また、公債費負担に苦慮している地方公共団体の財政の状況にかんがみ、適切な負担軽減措置を講ずるよう、今後とも努めること。

5 地方団体の自主的・自立的な行政運営の実現に資するため、国庫補助負担金の整理合理化に当たっては、事務事業の廃止又は縮減を基本とすること。なお、国庫補助負担金を整理する一方で、同一ないし類似の目的を有する新たな国庫補助負担金を創設すること等を厳に抑制すること。国庫補助負担金の一般財源化に当たっては、国の責任を明確にするとともに、その内容、規模等を考慮しつつ必要な一般財源の確保を図ること。

6 地方分権推進法が本年7月に失効することにかんがみ、地方税財源の充実強化等地方分権の更なる進展を図るため、その体制整備について検討すること。

右決議する。

【 法 務 委 員 会 】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件、衆議院議員提出5件の合計12件であり、内閣提出6件（うち本院先議1件）、衆議院議員提出5件の合計11件を可決した。

また、本委員会付託の請願10種類210件のうち、2種類65件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、地方裁判所における民事訴訟事件、倒産事件、執行事件並びに家庭裁判所における家庭事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を30人、裁判官以外の裁判所職員の員数を9人それぞれ増加するものであり、また、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めるものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、裁判官の増員と司法制度改革との関係、弁護士任官制度の意義及びその実情、家庭裁判所調査官等の裁判所職員を大幅に増員する必要性、裁判所の名称の定め方等について質疑を行い、いずれも全会一致で可決した。

なお、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対して、裁判官及び裁判官以外の裁判所職員の大幅増員、裁判所施設の整備・拡充等を内容とする附帯決議を行った。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を平成14年3月31日まで延長するとともに、土地の再評価を行うことができる法人の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものである。また、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を平成15年3月31日まで2年間延長しようとするものである。以上2法律案は、自民、公明及び保守の与党3党の共同提案により衆議院に提出された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、両制度の利用状況及び延長の必要性、再評価を行う場合の評価方法、対象となる会社を拡大する理由、再評価後に地価が下落した場合の取扱い等について質疑を行った。質疑終局後、共産から両法律案に反対の意見が述べられた後、いずれも賛成多数で可決した。

刑法の一部を改正する法律案は、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードの普及状況等にかんがみ、その社会的信頼を確保するため、代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為についての処罰規定を整備しようとするものである。

委員会においては、カード犯罪の処罰に関する現行法制及び主要先進国の状況、不正作出罪等に比べ所持罪の刑罰を軽くした理由、カード犯罪の国際的取締りの必要性、カード

の偽造防止対策、カード犯罪被害者の救済問題等について質疑を行い、全会一致で可決した。

弁護士法の一部を改正する法律案は、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図るため、弁護士を社員とし、弁護士業務を行うことを目的とする「弁護士法人」の設立を可能にしようとするものである。

委員会においては、弁護士事務所の法人化のメリット、法人化と司法制度改革との関連、法務大臣による解散命令請求と弁護士自治との関係、総合的事務所の法人化問題、社員一人の法人を認める意味等について質疑を行い、全会一致で可決した。

業界団体や同窓会などの公益も営利も目的としない団体については、法人格を取得する一般的な規定がない。このため、積極的に公益を図ることを目的としない非営利団体に対しても公益法人としての法人格が付与され、税制上の優遇措置も与えられる例も見られるなど、公益法人制度に対する社会的批判が生じている。また、法人を公益法人と営利法人とに二分する民法の規定により、法人格を付与することができない領域が生じていることについて、古くから民法学者により法の間隙を埋める立法措置の必要性が指摘されていた。中間法人法案は、こうした事情を背景に、公益も営利も目的としない団体について、準則主義による法人格の取得を可能とする一般的な制度を創設し、法人格取得の要件及び法人格取得後の組織及び運営についての規律を定めるものである。

委員会においては、中間法人制度の意義とその創設が遅れた理由、公益法人改革と本法律案との関係、公益法人から中間法人への移行の問題、非営利法人制度全般の見直し等を中心に質疑を行った。参考人として出席した能見東京大学教授は、中間法人制度の意義について団体活動の活性化による社会全体の活性化を強調し、今後の課題として公益法人制度全般の見直しが重要であると述べた。また、雨宮松蔭女子大学教授は、公益を広く解釈して無理に公益法人となった互助団体等を中間法人に移行させることも中間法人制度の目的としながら、検討過程で組織変更の規定がなくなったことに言及し、本制度の意義に疑問を示した。

採決の結果、本法律案は全会一致で可決し、非営利団体に関する法人制度の検討や公益性の乏しくなった法人の中間法人への転換等を行うことを内容とする附帯決議を行った。

債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を大幅に拡大すること等をその主な内容とするもので、与党3党の共同提案により、衆議院に提出された。

委員会においては、取扱債権拡大についての基本的考え方、政令で定める見込みの取扱債権、利息制限法違反の債権の取扱いと適法利息への引き直し義務の遵守、サービサー業への暴力団関与の排除等について質疑を行い、共産及び社民がそれぞれ反対討論を行った後、賛成多数で可決した。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

株価が低迷を続ける中、経団連が金庫株の解禁を政府・与党に要望したことから、与党3党の証券市場等活性化対策プロジェクトチームは、緊急経済対策の一環として商法改正を行うことを決定した。与党3党の共同提案により衆議院に提出された商法等の一部を改正する等の法律案は、会社による自己株式の自由な取得・保有を認める金庫株の解禁と、個人投資家の投資意欲の促進を狙った株式分割時の制限撤廃等を主な内容とするものであ

り、また、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、証券取引法等の関係法律の整備を行うものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、金庫株解禁の意義と弊害の防止、今回の改正と緊急経済対策との関係、法定準備金の減少と資本充実の原則との関係、単元株制度創設の妥当性、相場操縦・インサイダー取引の防止と監視体制の強化等について質疑が集中した。参考人として出席した神田東京大学教授は、自己株式の取得を原則禁止としてきた資本充実の原則を害するおそれ等の弊害に対しては、両法律案が手当てをしておき、自己株式の取得を取得の手段・方法・財源という3つの規制で横断的・統一的に取り扱うこととする妥当な内容であるとの見解を示した。これに対し、末永大阪大学教授は、自己株式取得の原則禁止から原則容認への大転換には慎重な議論が望まれ、目的・理由規制のない自己株式取得の要件は甘過ぎ、会社支配の固定化・経営者独裁の助長という弊害に防止策が講じられておらず、金庫株は実質的な株価操縦と言えらるるとして、両法律案に反対の意見を述べた。

討論では、自保、公明及び自由から、企業の競争力の向上を図り、経済構造改革を実現する上で有益な施策であることから賛成の意見が述べられ、インサイダー取引による不正取引の助長となること、商法の基本原則を根本的に改変するものであること、緊急経済対策として商法を改正することへの疑問等から反対の意見が、民主、共産及び社民から述べられ、採決の結果、賛成多数で両法律案を可決した。

民事訴訟法の一部を改正する法律案は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書に係る文書提出命令について、文書提出義務を一般義務とするとともに、文書提出義務の存否を判断するための手続を整備する等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、この法律の施行後3年を目途として、公文書に係る文書提出命令制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする修正が行われている。

委員会においては、民事訴訟における刑事事件記録の利用状況、刑事事件関係書類等を文書提出命令の対象から除外した理由、高度の公務秘密文書とインカメラ手続、不起訴事件記録の開示の拡大等について質疑が行われた。質疑終局後、共産及び社民の共同提案により、刑事事件関係書類等を提出義務から一律に除外しないこと等を内容とする修正案が提出され、共産から修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられた後、採決の結果、修正案を賛成少数で否決し、原案を賛成多数で可決した。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

平成8年2月、法制審議会は、個人を尊重し、男女間の対等な関係を確立しようとする観点から、選択的別氏制の導入を軸とする婚姻制度等の民法改正案要綱を決定したが、政府の民法改正案は未だ提出されていない。民主、共産、社民及びさきの参議院議員の発議による民法の一部を改正する法律案(参第19号)は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすることなどを内容とするものである。委員会においては、趣旨説明を聴取したが、審査未了となった。

〔国政調査等〕

3月15日、高村法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取した。同日、福岡地検前次席検事による捜査情報漏えい問題について報告を聴取し、質疑を行った。主な質疑内容は、福岡地検前次席検事が福岡高裁判事に告知した捜査情報の内容、福岡地検前次席検事の行為が守秘義務違反に当たらない理由、事件に対する国民の受け止め方と司法への信頼回復のための措置、検察審査会の機能強化、判検交流の実態と見直しの必要性、司法行政上伝達が許容される情報の範囲等である。

同月22日、予算委員会より委嘱を受けた平成13年度裁判所及び法務省所管予算について審査を行った。質疑では、組織犯罪対策3法の運用状況及び国際組織犯罪条約批准のための国内法整備、オウム真理教の最近の活動状況及び公安調査庁の調査体制、公証人採用試験実施の必要性、不法滞在者及び外国人犯罪の推移、女子差別撤廃条約の選択議定書の意義と我が国が批准しない理由、刑務所内の厳正独居の改善、山形県酒田市の障害者小規模作業所における所長らによる通所生の女性に対する売春強要事件と酒田検察審査会の判断等の問題が取り上げられた。

また、同日、法務行政の基本方針について質疑を行った。質疑では、国際受刑者移送制度、検察官及び裁判官の意識改革、民族名のままで帰化できることを周知する必要性、人種差別撤廃委員会の最終見解、懲罰的損害賠償制度の検討、弁護士費用敗訴者負担制度の問題点、性犯罪を非親告罪化する必要性等の問題が取り上げられた。

4月3日、矯正行政及び出入国管理行政に関する実情調査のため府中刑務所及び東京入国管理局第二庁舎の視察を行った。

5月17日、森山法務大臣から法務行政の諸施策について説明を聴取し、同月24日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、司法制度改革、刑事・民事の基本法制の整備、最近の不法入国事件及び不法入国者等の防止対策、「らい予防法」違憲国家賠償請求事件判決、人権救済制度の在り方、選択的夫婦別氏制度の導入、矯正施設における接見交通権等について質疑を行った。

6月28日、司法制度改革に関する諸問題について、参考人佐藤幸治司法制度改革審議会会長から説明を聴取した後、裁判の迅速化、民事訴訟費用の敗訴者負担制度の導入、隣接法律専門職種の利用、法律扶助制度の拡充、偏った判検交流の是正、真の司法改革を実現するための法学教育の必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成13年2月6日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針について高村法務大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度法務省及び裁判所関係予算について長勢法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。
- 福岡地方検察庁前次席検事による捜査情報漏えい等に関する件について最高裁判所当局から報告を聴いた後、高村法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管及び法務省所管）について高村法務大臣、長勢法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 法務行政の基本方針に関する件について高村法務大臣、長勢法務副大臣、桜田外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）
- 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
以上両案について高村法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
以上両案について高村法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
（閣法第30号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
（閣法第42号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
なお、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員佐藤剛男君から趣旨説明を聴き、
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員杉浦正健君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月29日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員佐藤剛男君、同杉浦正健君、高村法務大臣、政府参考人、最高裁判所当局、参考人預金保険機構理事長松田昇君及び同機構理事花野昭男君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（衆第7号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無
反対会派 共産
（衆第8号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無
反対会派 共産

○平成13年5月17日（木）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務行政の諸施策に関する件について森山法務大臣から説明を聴いた。

○平成13年5月24日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法制度改革に関する件、民事・刑事の基本法制の整備に関する件、最近の不法入国事件及び不法入国者等の防止対策に関する件、「らい予防法」違憲国家賠償請求事件判決に関する件、人権救済制度の在り方に関する件、選択的夫婦別氏制度導入に関する件、矯正施設における接見交通権に関する件等について森山法務大臣、横内法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
- 刑法の一部を改正する法律案（閣法第58号）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑法の一部を改正する法律案（閣法第58号）について森山法務大臣、上野内閣官房副長官、横内法務副大臣、中川法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第58号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由
反対会派 なし

- 弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について森山法務大臣、中川法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第62号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自由

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成13年6月5日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 中間法人法案（閣法第70号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年6月7日（木）（第11回）

- 中間法人法案（閣法第70号）（衆議院送付）について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授能見善久君及び松蔭女子大学経営文化学部教授雨宮孝子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中間法人法案（閣法第70号）（衆議院送付）について森山法務大臣、横内法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第70号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本幸三君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月12日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本幸三君、同漆原良夫君、同上田勇君、森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第21号）賛成会派 自保、民主、公明、自由

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月14日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○商法等の一部を改正する等の法律案（衆第26号）（衆議院提出）

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員長勢甚遠君から趣旨説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○民法の一部を改正する法律案（参第19号）について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○商法等の一部を改正する等の法律案（衆第26号）（衆議院提出）

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員金子一義君、同漆原良夫君、同谷口隆義君、同小池百合子君、同相沢英之君、森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月21日（木）（第15回）

○商法等の一部を改正する等の法律案（衆第26号）（衆議院提出）

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）（衆議院提出）

以上両案について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授神田秀樹君及び大阪大学大学院法学研究科教授末永敏和君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○商法等の一部を改正する等の法律案（衆第26号）（衆議院提出）

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員金子一義君、同長勢甚遠君、同小池百合子君、同根本匠君、同谷口隆義君、同相沢英之君、同漆原良夫君、森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（衆第26号） 賛成会派 自保、公明、自由

反対会派 民主、共産、社民

（衆第27号） 賛成会派 自保、公明、自由

反対会派 民主、共産、社民

○民事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君から説明を聴いた。

○平成13年6月26日（火）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第69号）賛成会派 自保、民主、公明、自由
反対会派 共産、社民
なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月28日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法制度改革に関する諸問題に関する件について参考人司法制度改革審議会会長佐藤幸治君及び政府参考人から説明を聴いた後、森山法務大臣、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人司法制度改革審議会会長佐藤幸治君に対し質疑を行った。
- 請願第1438号外64件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第326号外144件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官のうち、判事の員数を30人増加し、1,390人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を9人増加し、2万1,657人に改める。
- 3 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、「国民の信頼にこたえる司法」を実現するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 近時、急増を続け、また、複雑多様化する各種紛争事件の適正・迅速な処理を図るため、裁判官及びその他の裁判所職員を大幅に増員するとともに、裁判所の施設の整備、拡充を図ること。
- 2 福岡における捜査情報の漏えい問題等により、裁判官、検察官に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることは極めて憂慮すべき事態であり、国民の批判を真摯に受け止め、関係者の職業倫理の保持、法曹三者の交流の在り方等につき、国民に開かれた司法を実現し、その信頼を回復するための措置を講ずること。
右決議する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 埼玉県浦和市、同大宮市及び同与野市が合併によりさいたま市となることに伴い、浦和地方裁判所、浦和家庭裁判所及び浦和簡易裁判所の名称をそれぞれさいたま地方裁判所、さいたま家庭裁判所及びさいたま簡易裁判所に変更する。
- 2 市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の所在地及び管轄区域の表示について所要の整理を行う。
- 3 この法律は、平成13年5月1日から施行する。

刑法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要旨】

本法律案は、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードの普及状況等にかんがみ、その社会的信頼を確保するため、代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為についての

処罰規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 支払用カード電磁的記録不正作出等

- (1) 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であって、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、10年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとし、預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。
- (2) 不正に作られた(1)の電磁的記録を、(1)の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、(1)と同様とする。
- (3) 不正に作られた(1)の電磁的記録をその構成部分とするカードを、(1)の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、(1)と同様とする。
- (4) (1)の目的で、(3)のカードを所持した者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 支払用カード電磁的記録不正作出準備

- (1) 1の(1)の犯罪行為の用に供する目的で、1の(1)の電磁的記録の情報を取得した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとし、情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。
- (2) 2の(1)の目的で、不正に取得された1の(1)の電磁的記録の情報を保管し、又は、器械若しくは原料を準備した者も、2の(1)と同様とする。

3 未遂罪

1の(1)から(3)まで及び2の(1)の罪の未遂は、罰する。

4 国外犯処罰

1から3までの罪は、国外で犯したすべての者を罰する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、弁護士業務の基盤を拡大強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図るため、弁護士を社員とし、弁護士業務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 弁護士法人の社員は弁護士に限るものとし、設立の方式については、準則主義による。
- 2 弁護士法人の業務範囲は、基本的に自然人たる弁護士と同様のものとする。
- 3 法人の業務については、原則として、全社員が業務執行権限及び代表権限を有するが、特定事件について、法人が業務を担当する社員を指定した場合には、指定社員のみが特定事件についての業務執行権限及び代表権限を有する。
- 4 弁護士法人がその債務を完済できない場合には、原則として、全社員が無限連帯責任を負うが、特定事件について業務を担当する社員が指定された場合には、当該事件に関

し依頼者に対し負担すべき弁護士法人の債務については、指定社員のみが無限連帯責任を負う。

- 5 弁護士法人は、従たる事務所を設けることができる。
- 6 弁護士法人は、弁護士と同様、弁護士会及び日本弁護士連合会の会員になり、その指導監督を受ける。
- 7 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

民事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、公文書（公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書）に係る文書提出命令について、文書提出義務を一般義務とするとともに、文書提出義務の存否を判断するための手続を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 公文書についても、私文書の場合に提出義務が除外されている文書のほか、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書等を除いて、文書提出義務があるものとする。
- 2 除外された文書に該当するかどうかは、裁判所が判断するものとする。
- 3 除外された文書に該当するかどうかを判断するための手続として、いわゆるインカメラ手続を設けるものとする。
- 4 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、この法律の施行後3年を目途として、公文書に係る文書提出命令制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、附則第3項の検討に当たっては、民事訴訟における公文書の利用の一層の充実を図る観点から行い、特に刑事事件関係書類等については、捜査、公判及び裁判確定の各段階ごとに異なる文書開示制度の趣旨を念頭に置きつつ、民事訴訟における証拠としての必要性に配慮した制度となるよう検討すべきである。

右決議する。

中間法人法案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案は、公益も営利も目的としない団体について、準則主義による法人格の取得を可能とする一般的な制度を創設し、法人格取得の要件及び法人格取得後の組織及び運営についての規律を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 中間法人の定義

中間法人とは、社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であって、本法律により設立されたものをいう。

2 中間法人の成立

中間法人は、準則主義により主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立する。

3 中間法人の種類

中間法人は、法人の債権者に対して、社員が責任を負わない有限責任中間法人と、社員が責任を負う無限責任中間法人の2種類とする。

4 社員の出資及び持分

出資をすることは社員となるための要件ではなく、社員は、剰余金分配請求権及び退社時の財産払戻請求権を有しない。

5 残余財産の帰属

解散後の残余財産の帰属は、定款の定めによるが、これがないときは、有限責任中間法人は社員総会の決議、無限責任中間法人は総社員の同意により定まり、これらによっても定まらないときは、国庫に帰属する。

6 有限責任中間法人

- (1) 設立に当たっては、社員になろうとする者が共同して定款を作成し、各自署名して、公証人の認証を受ける。
- (2) 最低基金総額を300万円とする。
- (3) 社員は、定款の定めにより、経費を支払う義務を負う。
- (4) 社員総会は、法定事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- (5) 理事が法人の業務の決定及び執行を行い、法人を代表する。理事の任期は、2年とする。
- (6) 監事を必置機関とし、監事は、業務監査及び財産状況等の調査を行う。監事の任期は、3年とする。
- (7) その他、有限会社制度に準じた規定を設ける。

7 無限責任中間法人

- (1) 設立に当たっては、社員になろうとする者が共同して定款を作成し、各自署名する。
- (2) 法人は、無限責任中間法人の社員となることができない。
- (3) 社員は、定款の定めにより、経費を支払う義務を負う。
- (4) 法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、社員は、連帯して責任を負う。
- (5) 法人の業務は、社員の過半数の意見により決定し、各社員が執行する。
- (6) 社員は、法人の業務及び財産状況を調査することができる。
- (7) その他、合名会社制度に準じた規定を設ける。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の努力をすべきである。

- 1 非営利団体に関する法人制度については、非営利団体の活動が社会及び国民生活にとって重要なものであることを踏まえ、社会の変化に十分対応することができる制度とする観点から、公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討すること。
- 2 公益法人制度の在り方が社会的批判を招いている状況にかんがみ、公益法人として真にふさわしい事業内容と運営を確保するため厳正に指導、監督を行うとともに、公益性の乏しくなった法人については中間法人への転換その他の是正のための必要な措置を講ずること。
右決議する。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）

【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を平成14年3月31日まで延長するとともに、土地の再評価を行うことができる法人の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 土地の再評価を行うことができる法人の拡大
土地の再評価を行うことができる法人に、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社を加える。
- 2 土地の再評価の実施期限の延長等
 - (1) 土地の再評価の実施期限を平成14年3月31日まで延長する。
 - (2) 再評価差額金をもって自己株式を買い受けて消却することができる期限を平成14年3月31日まで延長する。
- 3 施行期日
この法律は、平成13年3月31日から施行する。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第8号）

【要旨】

本法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を2年間延長し、平成15年3月31日までとする。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案は、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等にかんがみ、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を大幅に拡大し、あわせて債権回収会社の業務に関する規制の一部を緩和しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1 債権回収会社の取扱債権の範囲の拡大

債権回収会社が管理及び回収を行うことができる特定金銭債権の範囲を拡大し、以下の債権を新たに取り扱いすることができるようにする。

- (1) 貸金業の規制等に関する法律に規定する登録貸金業者が有する又は過去に有していた貸付債権
- (2) 資産の流動化に関する法律に基づいて設立された特定目的会社等が流動化対象資産として有する金銭債権
- (3) 破産、民事再生など法的倒産手続中の者が有する金銭債権
- (4) 金融機関等が有する又は過去に有していた貸付債権の担保に供されている金銭債権
- (5) ファクタリングを業として行う金融機関等が有する金銭債権
- (6) 特定調停の成立時に、特定債務者が有する金銭債権

2 債権回収会社の業務に関する規制の一部緩和

債権回収会社は、利息制限法に定める利息又は不履行による賠償額の制限額を超える利息又は賠償額の支払を伴う特定金銭債権に係る債務については、適法利息に引き直した上で支払を請求することができる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、この法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 本法が、サービスの業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであることにかんがみ、サービス制度の趣旨・内容について、研修等を通じて回収業務従事者等の関係者へ周知徹底し、債務者の権利・利益を損なわないよう努めるとともに、広く国民に対しても広報を行うこと。
- 2 サービスの取扱債権が拡大されることに伴い、サービスに、貸金業の規制等に関する法律第17条等に規定する債務者への書面の交付を遵守させ、利息制限法に規定する適法利息に引き直す義務を確実に履行しなければならないとするなど、業務に関する規制が遵守されるよう十分指導監督すること。
- 3 暴力団関係者等不適切な者のサービス業への参入又は関与が、いかなる形態であってもなされることのないよう、その排除に一層尽力すること。

右決議する。

商法等の一部を改正する等の法律案（衆第26号）

【要旨】

本法律案は、最近における経済情勢にかんがみ、会社の経営の自由度を高め、経済構造改革を進める観点からいわゆる金庫株の解禁に関し商法等の規定の整備を行うとともに、個人投資家の株式投資への参入を容易にするため、株式に係る純資産額規制を撤廃する等の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 自己株式の取得及び保有制限の見直し

(1) 自己株式の取得

① 取得の範囲

会社は、定時総会の決議をもって、配当可能利益及び資本の4分の1を控除した法定準備金の範囲内で、次の定時総会の終結の時までに取得できる自己株式の種類、総数及び取得価額の総額を定め、これに基づいて自己株式を取得することができる。

② 取得の方法

自己株式の取得は、原則として、市場取引又は公開買付けによるが、売主につき株主総会の特別決議を経ることにより、相対取引によることもできる。

③ 子会社からの自己株式の取得

会社は、子会社の保有する自己株式について取締役会の決議により、その種類、総数、取得価額の総額を定めて取得することができる。その取得価額の総額は、中間配当の限度額以内とする。

④ 取締役の責任

取締役は、営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生じるおそれがあるときは、自己株式の買受けをすることができない。営業年度の終わりに欠損が生じたときは、自己株式を買い受けた取締役は、その欠損額等を上限として、会社に対し連帯して賠償責任を負う。

(2) 自己株式の保有

会社は、取得した自己株式を、期間、数量等の制限なく保有することができる。

(3) 自己株式の処分等

① 自己株式の処分

会社は、保有する自己株式について取締役会の決議により、その種類、数、価額等を定めて処分することができる。この場合には、新株発行の規定を準用する。

② 自己株式の消却

会社は、保有する自己株式について取締役会の決議により、その種類及び数を定めて消却することができる。自己株式を消却する決議をしたときは、遅滞なく株式失効の手続をとることを要する。

2 法定準備金制度の見直し

利益準備金として積み立てるべき金額は、資本準備金の額と併せて資本の4分の1までとする。

3 純資産額規制の撤廃

(1) 額面株式の廃止

額面株式を廃止し、無額面株式に統一する。

(2) 会社設立時の規制の撤廃

会社設立時の株式発行価額が5万円を下ることができないとする規定を削除する。

(3) 株式分割時の規制の撤廃

株式の分割時の額面総額が資本額を超えることができないとする規定及び分割後の1株当たりの純資産額が5万円を下ることができないとする規定を削除する。

4 株式の単位の見直し

(1) 単位株制度の廃止及び単元株制度の創設

単位株制度を廃止し、会社は、定款で一定の数の株式をもって1単元の株式とする旨を定めることができる単元株制度を創設する。株主は、1単元の株式について1個の議決権を有する。

(2) 端株制度の整備

端株券の廃止等端株制度を整備する。

5 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の廃止

自己株式の取得及び保有制限の見直しに伴い、自己株式の取得に関する特例を定めた株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律は、廃止する。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）

【要旨】

本法律案は、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、証券取引法ほか68の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 証券取引法の一部改正

内閣総理大臣は、会社が自己株式の取得、又は処分のために行う上場等株券（証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券に該当する株券）の売買等について、市場における相場操縦行為を防止するため、取引の公正を確保するため必要かつ適当であると認められる事項を内閣府令で定めることができる。

2 施行期日

この法律は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※30	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	13. 2. 16	13. 3. 21	13. 3. 27 可決 附帯	13. 3. 28 可決	13. 3. 7 法務	13. 3. 16 可決 附帯	13. 3. 16 可決
42	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 27	3. 21	3. 27 可決	3. 28 可決	3. 7 法務	3. 16 可決	3. 16 可決
58	刑法の一部を改正する法律案	参	3. 2	5. 22	5. 29 可決	5. 30 可決	6. 12 法務	6. 22 可決	6. 26 可決
62	弁護士法の一部を改正する法律案	衆	3. 6	5. 28	5. 31 可決	6. 1 可決	5. 18 法務	5. 23 可決	5. 24 可決
69	民事訴訟法の一部を改正する法律案	衆	3. 13	6. 21	6. 26 可決 附帯	6. 27 可決	6. 5 法務	6. 19 修正 附帯	6. 19 修正
			○13. 6. 5 衆本会議趣旨説明						
70	中間法人法案	衆	3. 13	6. 4	6. 7 可決 附帯	6. 8 可決	5. 23 法務	5. 29 可決 附帯	5. 31 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
19	民法の一部を改正する法律案	千葉 景子君 外10名 (13. 5. 10)	13. 5. 14		13. 6. 14	未了				

・衆議院議員提出法律案（5件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
7	土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案	大原 一三君 外5名 (13. 3. 13)	13. 3. 14	13. 3. 23	13. 3. 26	13. 3. 29 可決	13. 3. 30 可決	13. 3. 16 法務	13. 3. 23 可決	13. 3. 23 可決

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
8	金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案	保岡 興治君 外6名 (13. 3. 14)	3. 14	3. 23	3. 26	3. 29 可決	3. 30 可決	3. 15 法務	3. 23 可決	3. 23 可決
21	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案	山本 幸三君 外3名 (13. 4. 27)	5. 1	6. 5	6. 6	6. 12 可決 附帯	6. 13 可決	5. 25 法務	6. 5 可決 附帯	6. 5 可決
26	商法等の一部を改正する等の法律案	相沢 英之君 外6名 (13. 5. 18)	5. 22	6. 14	6. 14	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 25 法務	6. 12 可決	6. 14 可決
27	商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	相沢 英之君 外6名 (13. 5. 18)	5. 22	6. 14	6. 14	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 25 法務	6. 12 可決	6. 14 可決

(注) 附帯 附帯決議

【 外交防衛委員会 】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された案件は、条約8件及び内閣提出法律案2件であり、条約8件を承認し、法律案2件を可決した。

また、本委員会付託の請願4種類24件のうち、1種類13件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）及び国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）は、国際電気通信連合の組織の効率化、連合の活動への民間事業者等の参加の促進、連合と他の国際機関との連携の強化等について定めるものであり、また、全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）は、国際電気通信連合の活動に参加する民間事業者等の権利、連合の会計手続及び組織の変更等について定めるものである。委員会においては、2つの改正文書を一括して国会に提出した理由、連合の財政に占める分担金と費用回収額の割合、電気通信の民営化・規制緩和等の影響、民間事業者等が連合に参加する理由等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって承認した。

国際労働機関憲章の改正に関する文書は、国際労働機関（ILO）において採択された条約が、その目的を失ったこと等が明らかである場合には、総会が当該条約を廃止することができることについて定めるものであり、委員会においては、ILOに対する我が国の基本姿勢等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）は、児童を強制労働、売春、薬物取引、危険有害業務等に使用すること等を禁止し、及び撤廃するためにとるべき措置等について定めるものであり、委員会においては、全会一致をもって承認した。

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定は、通信端末機器及び無線機器、電気製品、化学品並びに医薬品について、我が国と欧州共同体との間で規格への適合性評価の結果や製品の試験データ等の相互承認を行うための法的な枠組みについて定めるものであり、委員会においては、相互承認協定締結の経済効果と対象分野の拡大等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

2001年の国際コーヒー協定は、有効期間が延長された1994年の国際コーヒー協定に代わるものであって、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報、研究及び調査を通じた国際協力等について定めるものであり、委員会においては、コーヒーの最大消費国である米国が国際コーヒー協定から脱退した理由等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定は、文化、教育及び学術の分野における交流について定めた現行のロシアとの協定を全面改正するものであり、委員会においては、我が国と旧ソ連諸国との文化交流の促進等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書は、税関手続の国際的調和及び簡易化に必要な標準的手続について定めるものであり、委員会においては、全会一致をもって承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、コロンビアの首都名がサンタ・フェ・デ・ボゴタからボゴタに変更されたことに伴い、日本国大使館の位置の地名を変更すること、インドネシアのウジュン・パンダン市の市名がマカッサル市に変更されたことに伴い、日本国総領事館の名称及び位置の地名を変更すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当を改定すること等について定めるものである。委員会においては、在外公館に対する査察制度の見直し、在外公館における情報収集活動の実態等について質疑を行い、全会一致をもって原案どおり可決した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、予備自衛官制度への公募制の導入、予備自衛官に対する災害招集制度の導入、自衛官以外の隊員についての任期付隊員制度の導入、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更等を行おうとするものである。委員会においては、陸上自衛官定数の削減が我が国の防衛態勢に与える影響及び削減の意図、公募された予備自衛官補に対する教育訓練の在り方、陸上自衛隊第一師団改編の目的と概要、災害救助専門部隊の創設等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

2月27日、報償費横領疑惑、ハワイ沖練習船衝突事故、対中ODAによる光ファイバー供与、米軍関係事件・事故と日米地位協定の見直し、外務省所管社団法人国際協力会等の諸問題について質疑を行った。

3月15日、河野外務大臣及び斉藤防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取し、斉藤防衛庁長官から中期防衛力整備計画について報告を聴取した。

3月22日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

4月3日、サイバー・セキュリティー、防衛医科大学校、防衛駐在官、米中両国軍機の接触・墜落事故、米原潜の佐世保港無通報入港、地球温暖化防止京都議定書、外務省の諸謝金、在日米軍基地の返還、朝鮮半島情勢、松尾元外務省室長事件、「同盟」、有事法制、憲法第9条等の諸問題について質疑を行った。

4月17日、李登輝前台湾総統への査証発給、歴史教科書問題、米中両国軍機の接触・墜落事故、自衛艦の検査・修理契約、国連憲章及び憲法第9条、自衛隊の任務、要人輸送用ヘリ（スーパー・ピューマ）の更新等の諸問題について質疑を行った。

5月17日、田中外務大臣及び中谷防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

5月29日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

6月7日、外務省改革要綱、日米安保体制、米国のミサイル防衛構想、中国の軍事力、外務省の情報管理、劣化ウラン弾、北朝鮮関係者の入国拒否、集団的自衛権、横須賀米軍基地周辺水域の汚染等の諸問題について質疑を行った。

6月12日、外務省改革、外相の発言記録、米国のミサイル防衛構想、化学・生物テロ、台湾海峡での中国軍演習、大使への民間人登用、駐留米軍に対する我が国法令の適用、PKOと集団的自衛権、ブッシュ政権の対北朝鮮新政策等の諸問題について質疑を行った。

6月26日、田中外務大臣及び中谷防衛庁長官から訪米に関し、それぞれ報告を聴取した後、両報告、米国のミサイル防衛構想、自衛隊F4型機機関砲発射事件、世界文化遺産の保護、在日米軍の劣化ウラン弾、ODA、在日米軍基地の返還、松尾元外務省室長事件、中古漁船の対北朝鮮不正輸出、小泉総理の靖国神社参拝、北方四島周辺における韓国漁船操業問題、普天間飛行場代替施設、戦没者の国立墓苑造営等の諸問題について質疑を行った。

なお、3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管の予算について審査を行い、新中期防及び防衛計画の大綱と平成13年度予算との整合性、防衛力を支える人的基盤の維持拡充のための施策、官業益金及び官業収入に占める防衛庁関係病院収入、新中期防におけるミサイル防衛の在り方、即応予備自衛官、防衛庁の省昇格、対中ODA見直し、外務省報償費、ブッシュ政権による安全保障面での新たな役割分担の提案、日ロ首脳会談と北方領土問題、普天間代替施設、日米韓の対北朝鮮政策協議、E A E C構想、教科書問題、日米首脳会談における対日経済協議、ブッシュ政権の対中政策と日本の対応等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成13年2月8日(木)(第1回)

- 理事を選任した。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年2月27日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 報償費横領疑惑に関する件について河野外務大臣から報告を聴き、ハワイ沖練習船衝突事故に関する件について同大臣から報告を聴いた後、両件、対中ODAによる光ファイバー供与に関する件、米軍関係事件・事故と日米地位協定の見直しに関する件、外務省所管社団法人国際協力会に関する件等について河野外務大臣、斉藤防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月15日(木)(第3回)

- 外交の基本方針に関する件について河野外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について斉藤防衛庁長官から所信を聴いた。
- 中期防衛力整備計画に関する件について斉藤防衛庁長官から報告を聴いた。

○平成13年3月22日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について河野外務大臣、斉藤防衛庁長官、石破防衛庁副長官、荒木外務副大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 平成13年度一般会計予算(衆議院送付)
平成13年度特別会計予算(衆議院送付)
平成13年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣府所管(防衛本庁、防衛施設庁)及び外務省所管)について河野外務大臣及び斉藤防衛庁長官から説明を聴いた後、同長官、同大臣、石破防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成13年3月27日(火)(第5回)

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月29日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について河野外務大臣、斉藤防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第18号)賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連

反対会派 なし

欠席会派 自由

○平成13年4月3日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- サイバー・セキュリティーに関する件、防衛医科大学校に関する件、防衛駐在官に関する件、米中両国軍機の接触・墜落事故に関する件、米原潜の佐世保港無通報入港に関する件、地球温暖化防止京都議定書に関する件、外務省の諸謝金に関する件、在日米軍基地の返還に関する件、朝鮮半島情勢に関する件、松尾元外務省室長事件に関する件、「同盟」に関する件、有事法制に関する件、憲法第9条に関する件等について斉藤防衛庁長官、河野外務大臣、荒木外務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年4月12日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）及び国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）
全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）
以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月17日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）及び国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）
全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）
以上両件について河野外務大臣、荒木外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第1号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由

反対会派 なし

欠席会派 二連

（閣条第2号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由

反対会派 なし

欠席会派 二連

- 李登輝前台湾総統への査証発給に関する件、歴史教科書問題に関する件、米中両国軍機の接触・墜落事故に関する件、自衛艦の検査・修理契約に関する件、国連憲章及び憲法第9条に関する件、自衛隊の任務に関する件、要人輸送用ヘリ（スーパー・ピューマ）の更新に関する件等について河野外務大臣、斉藤防衛庁長官、石破防衛庁副長官、荒木外務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年5月17日（木）（第10回）

- 外交の基本方針に関する件について田中外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について中谷防衛庁長官から所信を聴いた。

○平成13年5月29日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、萩山防衛庁副長官、杉浦外務副大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について中谷防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について中谷防衛庁長官、田中外務大臣、杉浦外務副大臣、萩山防衛庁副長官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第29号）賛成会派 自保、民主、公明、自由、二連
反対会派 共産、社民
- 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）
最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）
相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）
以上3件について田中外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）
最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）
相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

以上3件について田中外務大臣、中谷防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第8号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連

反対会派 なし

欠席会派 自由

(閣条第9号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連

反対会派 なし

欠席会派 自由

(閣条第11号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連

反対会派 なし

欠席会派 自由

○平成13年6月7日(木)(第14回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外務省改革要綱に関する件、日米安保体制に関する件、米国のミサイル防衛構想に関する件、中国の軍事力に関する件、外務省の情報管理に関する件、劣化ウラン弾に関する件、北朝鮮関係者の入国拒否に関する件、集団的自衛権に関する件、横須賀米軍基地周辺水域の汚染に関する件、安全保障と外交の在り方に関する件等について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、安倍内閣官房副長官、杉浦外務副大臣、萩山防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○2001年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)(衆議院送付)

税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

以上3件について田中外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月12日(火)(第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○2001年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)(衆議院送付)

税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

以上3件について田中外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第3号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自由

(閣条第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自由

(閣条第10号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自由

- 外務省改革に関する件、外相の発言記録に関する件、米国のミサイル防衛構想に関する件、化学・生物テロに関する件、台湾海峡での中国軍演習に関する件、大使への民間人登用に関する件、駐留米軍に対する我が国法令の適用に関する件、PKOと集団的自衛権に関する件、プッシュ政権の対北朝鮮新政策に関する件等について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月26日(火)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外務大臣の訪米に関する件及び防衛庁長官の訪米に関する件について田中外務大臣及び中谷防衛庁長官からそれぞれ報告を聴いた後、両件、米国のミサイル防衛構想に関する件、自衛隊F4型機機関砲発射事件に関する件、世界文化遺産の保護に関する件、在日米軍の劣化ウラン弾に関する件、ODAに関する件、在日米軍基地の返還に関する件、松尾元外務省室長事件に関する件、中古漁船の対北朝鮮不正輸出に関する件、小泉総理の靖国神社参拝に関する件、北方四島周辺における韓国漁船操業問題に関する件、普天間飛行場代替施設に関する件、戦没者の国立墓苑造営に関する件等について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月28日(木)(第17回)

- 請願第199号外12件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第9号外10件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）及び国際電気通信連合条約（1992年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

国際電気通信連合（ITU）（以下「連合」という。）は、1932年（昭和7年）の発足以来、基本的には各連合員にそれぞれ独占的な電気通信事業者が存在することを前提とし、電気通信を規律する連合員の主権を尊重しつつ電気通信に関する規格の統一等を図ることにより、国際電気通信業務の円滑な運営を目指してきた。しかし、近年、通信技術の飛躍的進歩、各国における電気通信の民営化及び自由化の進展、電気通信に関する地域的機関の台頭等の連合を取り巻く環境の変化に対応することができるように連合の組織を改革する必要性が指摘されるようになってきた。このため、1994年（平成6年）10月の京都全権委員会議において、連合の組織の効率化、連合の活動への民間の電気通信事業者等の参加の促進、連合と他の国際機関との連携の強化等について定める、憲章を改正する文書及び条約を改正する文書（以下「これらの改正文書」という。）が採択された。これらの改正文書の概要は、次のとおりである。

1 憲章を改正する文書

4年ごとに開かれる通常的全権委員会議に加えて、特定の問題を処理するため、臨時的全権委員会議を招集することができる。

2 条約を改正する文書

(1) 理事会の構成員の数は、連合員（加盟国）の総数の25パーセントを超えない範囲で全権委員会議が決定する。

(2) 理事会は、連合を代表して、電気通信に関する地域的機関及び衛星システムを運用する政府間機関と暫定的協定を締結することができる。

(3) 学術団体又は工業団体及び金融機関又は開発機関であって関係連合員が承認したものは、当該連合員による許可を条件として、連合の各部門において当該連合員に代わって行動することができる。

(4) 公衆通信業務若しくは放送業務を運用する事業体、学術団体、工業団体、金融機関又は開発機関であって関係連合員が承認したものは、事務総局長の招請により、全権委員会議にオブザーバーとして参加することができる。

なお、これらの改正文書は、1996年（平成8年）1月1日に発効している。

全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

国際電気通信連合（ITU）（以下「連合」という。）は、1932年（昭和7年）の発足以来、基本的には各連合員にそれぞれ独占的な電気通信事業者が存在することを前提とし、電気通信を規律する連合員の主権を尊重しつつ電気通信に関する規格の統一等を図ることにより、国際電気通信業務の円滑な運営を目指してきた。しかし、近年、通信技術の飛躍的進歩、各国における電気通信の民営化及び自由化の進展、それに伴う分担金総額の減少等の連合を取り巻く環境の変化に対応することができるように連合の組織を改革する必要性が指摘されるようになってきた。このため、1994年（平成6年）10月の京都全権委員会議において採択された改正文書に続き、1998年（平成10年）11月のミネアポリス全権委員会議において、連合の活動に参加する民間の電気通信事業者等の権利、連合の会計手続及び組織の変更等について定める、憲章を改正する文書及び条約を改正する文書（以下「これらの改正文書」という。）が採択された。これらの改正文書の概要は、次のとおりである。

1 憲章を改正する文書

(1) 連合は、政府間機関であり、当該機関においては、構成国及び部門構成員は、明確な権利及び義務を有し、連合の目的の達成のために協力する。

（連合の加盟国の呼称は、これらの改正文書において、これまでの「連合員」から「構成国」に改められた。また、「部門構成員」とは、「条約第19条の規定に従い部門の活動に参加することを承認された団体又は機関」をいう。）

(2) 部門構成員は、自己が構成員となっている部門の活動に完全に参加する資格を有し、部門の総会及び会合の議長及び副議長並びに世界電気通信開発会議の議長及び副議長を出すことができ、関係部門における勧告及び問題の採択並びに当該部門の運営方法及び手続に関する決定に参加する資格を有する。

(3) 無線通信諮問委員会及び電気通信標準化諮問委員会を設置する。

(4) 世界電気通信標準化会議を世界電気通信標準化総会と改称する。

(5) 連合の経費は、(a)構成国及び部門構成員の分担金、(b)条約又は財政規則に定めるその他の収入、をもって充てる。

(6) 構成国による分担等級の選定は、全権委員会議において行う。全権委員会議は、分担単位の額の限度額を定める。全権委員会議は、さらに、構成国が選定した分担等級等に応じた分担単位の総数に基づき財政計画を承認する。また、構成国は、分担等級を2段階を超えて減少させてはならない。

2 条約を改正する文書

(1) 理事会の構成員でない構成国は、事務総局長に通知した上で、オブザーバーを理事会等に派遣することができる。

- (2) 認められた事業者、学術団体又は工業団体及び金融機関又は開発機関等であつて関係構成国が承認したものは、部門構成員となるための請求を事務総局長に直接行うことができ、また、準部門構成員として特定の研究委員会の業務への参加を申請することができる。
 - (3) 研究委員会が採択する勧告であつて、承認を得るために構成国の正式な協議を必要としないものについては、承認されたものとみなす。
 - (4) 会議及び他の会合の内部規則は、全権委員会議が採択する。
 - (5) 理事会は、連合の製品（刊行物等）及び業務（衛星の軌道位置の登録等）のための費用の回収について適用するための基準を決定する。
- なお、これらの改正文書は、2000年（平成12年）1月1日に発効している。

2001年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要旨】

この協定は、有効期間が延長された1994年（平成6年）の国際コーヒー協定に代わるものとして、2000年（平成12年）9月にロンドンで開催された国際コーヒー理事会において採択されたものであり、1962年（昭和37年）の国際コーヒー協定以来、第6次の協定に当たるものである。

この協定は、前文、本文55箇条、末文及び1の附属書から成り、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報、研究及び調査を通じた国際協力等について規定している。1994年協定との主な相違点は、次のとおりである。

- 1 国際コーヒー機関（以下「機関」という。）の活動への民間部門の参加を促進するため、コーヒーに関する民間部門についての新たな章を設け、輸出加盟国、輸入加盟国、民間部門の代表その他関心を有する参加者で構成する世界コーヒー会議を適当な間隔で開催し、また、国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）が諮問する事項について勧告する諮問機関として、輸出国及び輸入国の民間部門代表それぞれ8人で構成する民間部門諮問委員会を新たに設置する。
- 2 機関の消費振興活動を奨励するため、機関のすべての加盟国で構成する消費振興委員会を設置し、また、消費振興活動及び消費振興事業を実施するための別勘定を新たに置く。
- 3 加盟国はコーヒー産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を自国の発展の段階に応じて向上させることに考慮を払う旨新たに規定する。
- 4 1994年の協定において、理事会の下に設置されていた委任状委員会及び執行委員会の下に設置されていた財政委員会を廃止し、また、理事会の任務との重複を回避するために執行委員会の権限に関する規定を改定する等、機関の組織及び意思決定手続を簡素化する。
- 5 1994年の協定においては、有効期間の延長は、理事会における議決で決定された後、有効期間が延長された協定を受諾する旨の通告を寄託者に行った締約国政府についてのみ効力が生ずる旨規定されていたが、この協定においては、理事会における議決で、有効期間を1回又は2回以上連続して（ただし、延長期間の合計は、6年を超えないもの

とする。) 延長することを決定することができ、有効期間の延長を受け入れない加盟国のみが寄託者にその旨を通告する。

なお、この協定は、所定の要件が満たされた場合には、2001年（平成13年）10月1日に効力を生じ、6年間効力を有する。同日までに所定の要件が満たされなかった場合には、この協定を締結した国の間の合意により、発効について決定することが可能となっている。

文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

【要旨】

我が国とロシア連邦との間では、1986年（昭和61年）に署名された日ソ文化交流協定（以下「現行協定」という。）に基づき、文化、教育及び学術の分野における交流が行われてきているが、民間レベルにおいても相当の拡大が見られる両国間の文化交流の実態に合わせて現行協定を全面改正することとし、1999年（平成11年）12月以来このための政府間交渉を行ってきた。その結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、2000年（平成12年）9月5日に東京において、この協定の署名が行われた。

この協定は、前文、本文18箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国政府は、学者、教員、学生、芸術家等の交換を奨励するとともに、両国の文化機関及び教育研究機関の間の協力を奨励する。
- 2 両国政府は、相手国の国民に対し、修学等のための奨学金その他の便宜が与えられることを奨励する。
- 3 両国政府は、それぞれの国の教育研究機関において相手国の歴史、文化等の教育及び研究を奨励する。
- 4 両国政府は、両国の学位及び教育に関する資格証書の同等性に関する情報の交換についての協力並びに、必要な場合には、協議の実施を奨励する。
- 5 両国政府は、相手国の国民による図書館、博物館等の利用について、良好な条件の創出に努める。
- 6 両国政府は、出版物、コンピュータ、美術展覧会、セミナー等各種手段により相手国の文化、歴史、生活様式等を理解することを奨励する。
- 7 両国政府は、文化財の保護の分野における協力及び交流を奨励する。
- 8 両国政府は、相手国の国民等により製作された著作物の翻訳、出版等を奨励する。
- 9 両国政府は、それぞれの国の法令及び両国が共に締結している関係条約に基づく著作権及び著作隣接権の保護の分野における協力を奨励する。
- 10 両国政府は、新聞、テレビジョン等の分野における協力及び交流並びに両国の報道関係者及びその団体の間における協力及び交流を奨励する。
- 11 両国政府は、映画の分野における協力及び交流を奨励する。
- 12 両国政府は、両国の青少年及び青少年団体並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。
- 13 両国政府は、両国間における観光旅行を奨励する。
- 14 両国政府は、両国間の文化交流の発展に資すると認める相手国の団体の活動のための

良好な条件の創出に努める。

- 15 両国政府は、日露文化交流委員会を設置し、少なくとも2年に1回、両国において交互に会合する。
- 16 各国政府は、必要と認めるときは、この協定の実施に関する自国側の計画を作成し、相手国の政府に対し通報する。
- 17 この協定は、モスクワで行われる批准書の交換の日から30日目の日に効力を生じ、現行協定は、この協定の効力発生の時に終了する。また、この協定は5年間効力を有し、その後は、いずれか一方の国の政府がこの協定を終了させる意思を文書により相手国政府に対し通告した日から12箇月の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件 (閣条第8号)

【要旨】

国際労働機関（ILO）（以下「機関」という。）は、1919年（大正8年）の第1回総会以降2000年（平成12年）の第88回総会までの間に、様々な分野において国際的な労働基準を設定するため183の条約を採択してきている。それらの条約の中には、採択後相当の期間が経過したためその目的を失ったもの又は機関の目的の達成に当たりもはや有益な貢献をしていないものもあるが、そのような条約に対しても機関の監視メカニズムが引き続き適用されることに伴う機関の負担がその効率的な活動を阻んでいるとの認識が近年高まってきた。こうしたことを背景に、1997年（平成9年）6月の第85回総会において、国際労働機関憲章の改正に関する文書（以下「改正文書」という。）が採択された。

この改正文書は、機関の総会において採択された条約がその目的を失ったこと又は機関の目的の達成に当たりもはや有益な貢献をしていないことが明らかである場合には、総会は、理事会の提案に基づき、出席代表の投票の3分の2の多数によって当該条約を廃止することができることを定めている。

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

【要旨】

国際労働機関（ILO）は、その設立当初から児童の保護をその主要な目的の一つとして掲げ、1973年（昭和48年）の第58回総会において、児童労働の実効的な廃止を確保する観点から、すべての経済部門において就業が認められるための最低年齢等について定めた「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）」を採択した。

その後、児童の一層の保護に対する世界的な関心の高まりを背景として、児童労働の中でも児童の心身の発達を妨げるような最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための新たな文書を作成する必要性が認識され、1999年（平成11年）の第87回総会においてこの条約が採択された。

この条約は、前文、本文16箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- 1 加盟国は、緊急に処理を要する事項として、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を

- 確保するため即時のかつ効果的な措置をとる。
- 2 この条約の適用上、「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。
 - 3 この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。
 - (1) 児童の売買、強制労働等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行
 - (2) 売春、ポルノの製造等のための児童の使用、あっせん又は提供
 - (3) 薬物の取引等のための児童の使用、あっせん又は提供
 - (4) 児童の健康、安全又は道徳を害するおそれのある業務
 - 4 児童の健康、安全又は道徳を害するおそれのある業務の種類は、関係労使団体と協議した上で、国内法令又は権限のある機関によって決定される。
 - 5 加盟国は、労使団体と協議した上で、この条約の実施を監視する適当な仕組みを設け又は指定する。
 - 6 加盟国は、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画を作成し及び実施する。
 - 7 加盟国は、この条約の効果的な実施を確保するため、刑罰等の適用を含むすべての必要な措置をとる。加盟国は、児童労働の撤廃における教育の重要性を考慮に入れて、児童を最悪の形態の児童労働から引き離し、かつ、児童を回復させ及び社会に統合すること等のための効果的な措置をとる。加盟国は、この条約の実施について責任を負う権限のある機関を指定する。
 - 8 加盟国は、国際的な協力又は援助の強化を通じて、相互に援助を行うための適当な措置をとる。

税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要旨】

現行の「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」（以下「旧規約」という。）は、各国の税関手続の簡易化及び調和を図ることを目的として、1973年（昭和48年）に京都で開催された関税協力理事会において作成され、1974年（昭和49年）に効力を生じた。その後、貿易量の増大、税関手続の技術の変化等に対応する必要性が指摘されるようになるとともに、税関手続の簡易化及び調和のための核となる原則は、締約国にとり義務となるように定めなければならないことが認識されるようになった。これらの事情を背景に、関税協力理事会は、1994年（平成6年）から、旧規約の締約国、関心のある国、貿易関係者等の幅広い参加を得て、旧規約の改正作業を進めた結果、1999年（平成11年）6月26日にブラッセルで、この改正議定書が採択された。

この改正議定書は、前文、本文9箇条、末文及び3の付録から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 旧規約の前文及び規定を付録Ⅰ（改正された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）の規定に、旧規約の附属書を付録Ⅱ（一般附属書）及び付録Ⅲ（個別附属書）に改める。
- 2 この改正議定書は、40の旧規約の締約国が批准を条件とすることなくこの改正議定書

- に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後3箇月で効力を生ずる。
- 3 旧規約の締約国は、この改正議定書により拘束されることについての同意を表明するときは、いずれの個別附属書又は個別附属書の章も受諾することができるものとし、その受諾及び留保を付する勧告規定について関税協力理事会の事務総局長に通告する。
 - 4 付録Ⅰ（改正された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）は、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。
 - (1) 締約国は、改正された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約（以下「規約」という。）に従って、附属書の規定を遵守することを約束する。
 - (2) 規約は、規約本体、一般附属書及び個別附属書から成る。
 - (3) この規約の実施、改正等を検討するため管理委員会を設置し、締約国は、管理委員会の構成国となる。
 - (4) すべての締約国は、一般附属書に拘束される。締約国は、1若しくは2以上の個別附属書又は1若しくは2以上の個別附属書の章を受諾することができる。
 - (5) 締約国は、一般附属書及び受諾した個別附属書又は個別附属書の章の標準規定をその効力発生の後36箇月以内に、一般附属書の移行措置標準規定をその効力発生の日から60箇月以内に、及び受諾した個別附属書又は個別附属書の章の勧告規定を、留保を付さない限りその効力発生の後36箇月以内に、それぞれ実施する。
 - 5 付録Ⅱ（一般附属書）は、10の章から成り、主な内容は次のとおりである。
 - (1) 一般附属書及び個別附属書中の手続及び実務について満たすべき条件及び実施すべき税関作業は、国内法令に定めるものとし、できる限り簡易なものとする。
 - (2) 税関は、電子的手段による書類の提出を認める。また、税関は、税関が定める基準を満たすと認定した者に対し簡易な特別の手続を認める。
 - (3) 税関管理は、関税法令の遵守を確保するために必要なものに限られる。税関は、税関が行う税関管理の適用に当たり、危険度に応じた管理を行う。また、税関は、税関管理の強化のため、他の税関当局及び貿易関係者と協力するよう努める。
 - (4) 税関は、税関及び貿易関係者にとって費用対効果が高くかつ効率的である場合には、税関の業務を補助するために情報技術を利用する。
 - 6 付録Ⅲ（個別附属書）は、10の附属書から成り、これらは、25の章に細分される。このうち我が国は、物品申告書の提出前の税関作業、物品の一時蔵置、国内使用のための通関、輸入税の免除、保税倉庫等に係る13の章を受諾する予定であり、また、24の勧告規定について留保を付する予定である。

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を 求めるの件（閣条第11号）

【要旨】

我が国と欧州共同体との間の相互承認に関する協力については、1995年（平成7年）5月より協議を始め、各々の国内制度についての調査・研究を政府の専門家会合を通じて行った後、1998年（平成10年）10月以来政府と欧州委員会との間で協定の締結交渉を行った結果、2001年（平成13年）4月4日にブラッセルにおいて、この協定の署名が行われた。

この協定は、通信端末機器及び無線機器、電気製品、化学品並びに医薬品について、我が国と欧州共同体との間で規格への適合性の検査の結果、製品の試験データ等の相互承認を行うための法的な枠組みを定めるものである。従来これらの製品の輸出に当たっては輸入国側の検査機関による検査等を受けることが必要とされていたが、この協定の締結により、輸出国側の検査機関が実施した検査の結果等を輸入国側が受け入れることとなり、輸入国側の検査機関による検査等を省略することが可能となる。

この協定は、前文、本文15箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す4つの分野別附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 各締約者は、通信端末機器及び無線機器並びに電気製品が当該締約者の法令に定める技術上の要件を満たすかどうかについて、他方の締約者の検査機関が実施する検査の結果を受け入れる。
- 2 各締約者は、他方の締約者の施設が作成する化学品及び医薬品の試験データ等を受け入れる。
- 3 各締約者は、検査機関等が一定の基準を満たすことを確保する。各締約者は、他方の締約者に対し、検査機関等に対する検証を実施するよう要請することができる。
- 4 各締約者は、検査機関等が一定の基準を満たしていることについて異議を申し立てることができる。
- 5 この協定のいかなる規定も、締約者が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在コロンビア日本国大使館の位置の地名をサンタ・フェ・デ・ボゴタからボゴタに変更する。
- 2 在ウジュン・パンダン日本国総領事館の名称を在マカッサル日本国総領事館に、その位置の地名をウジュン・パンダンからマカッサルに変更する。
- 3 別表のうち地域の項中、中近東を中東に変更し、大洋州の項をアジアの項の次に移動する。
- 4 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 5 研修員手当を改定する。
- 6 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、防衛庁設置法、自衛隊法、防衛庁の職員の給与等に関する法律及び自衛隊員倫理法の一部を改正しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

自衛官の定数は、陸上自衛官16万3,784人（3,599人の減員）、海上自衛官4万5,812人及び航空自衛官4万7,266人に、統合幕僚会議に所属する自衛官（107人増員して1,719人）を加えた総計25万8,581人（3,492人の減員）とする。

2 自衛隊法の一部改正

(1) 新たに自衛官以外の隊員に対して、民間の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期付隊員に採用することができる制度を導入し、その採用の要件、任期等を定める。

(2) 新たに防衛庁長官が予備自衛官に対し災害招集命令を発し、予備自衛官が自衛官として災害派遣活動に従事することができる制度を導入する。

(3) 新たに導入する予備自衛官補についての任用、教育訓練、招集に関する手続等に係る規定を整備するとともに、予備自衛官補の教育訓練を修了した者を予備自衛官に任用する制度を導入する。

(4) 即応予備自衛官の員数を5,723人（834人の増員）とする。

3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

新たに導入される任期付隊員及び予備自衛官補の給与に関し必要な事項を定める。

4 自衛隊員倫理法の一部改正

(1) 定年退職者等で短時間勤務の官職に採用されたものを自衛隊員倫理法の対象とする。

(2) 新たに導入される任期付隊員に関し所要の規定の整備を行う。

5 本法律は、平成14年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、任期付隊員制度の導入及び自衛隊員倫理法の一部改正に係る規定は公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条約（8件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	国際電気通信連合憲章(1992年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会(1994年京都)において採択された改正)及び国際電気通信連合条約(1992年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会(1994年京都)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件	衆	13. 3. 9	13. 4. 11	13. 4. 17 承認	13. 4. 18 承認	13. 3. 28 外務	13. 4. 4 承認	13. 4. 5 承認
2	全権委員会(1994年京都)において改正された国際電気通信連合憲章(1992年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会(1998年ミネアポリス)において採択された改正)及び全権委員会(1994年京都)において改正された国際電気通信連合条約(1992年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会(1998年ミネアポリス)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件	衆	3. 9	4. 11	4. 17 承認	4. 18 承認	3. 28 外務	4. 4 承認	4. 5 承認
3	2001年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 9	6. 7	6. 12 承認	6. 13 承認	5. 31 外務	6. 6 承認	6. 7 承認
7	文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 19	6. 7	6. 12 承認	6. 13 承認	5. 31 外務	6. 6 承認	6. 7 承認
8	国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件	衆	3. 19	5. 31	6. 5 承認	6. 6 承認	5. 23 外務	5. 30 承認	5. 31 承認
9	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第182号)の締結について承認を求めるの件	衆	3. 19	5. 31	6. 5 承認	6. 6 承認	5. 23 外務	5. 30 承認	5. 31 承認
10	税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件	衆	3. 19	6. 7	6. 12 承認	6. 13 承認	5. 31 外務	6. 6 承認	6. 7 承認
11	相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	4. 13	5. 31	6. 5 承認	6. 6 承認	5. 23 外務	5. 30 承認	5. 31 承認

・内閣提出法律案（2件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※18	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	13. 2. 9	13. 3. 27	13. 3. 29 可決	13. 3. 30 可決	13. 3. 19 外務	13. 3. 27 可決	13. 3. 27 可決
※29	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	衆	2. 16	5. 24	5. 31 可決	6. 1 可決	4. 5 安全保障	4. 12 可決	4. 12 可決

【財政金融委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案8件（うち本院先議1件）、本院議員提出法律案1件、衆議院議員提出法律案3件、内閣提出議決案件1件（本院先議）であり、このうち、内閣提出法律案8件（うち本院先議1件）、衆議院議員提出法律案3件、内閣提出議決案件1件（本院先議）を可決した。

また、本委員会付託の請願15種類309件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平成10年度以後の政府の積極財政により、日本経済は企業部門を中心に緩やかな改善を続けてきたが、雇用や個人消費に関する経済指標はなお厳しい水準にあった。こうした状況の中、新たな発展基盤の構築に資する施策に一層の重点化を図りつつ、公需から民需へのバトンタッチを円滑に行い、我が国経済を自律的な景気回復軌道に確実に乗せるとの観点に立って、平成13年度予算が編成された。

その結果、一般会計予算の規模は、前年度において金融安定化のために計上された4兆5,000億円の交付国債の償還財源分が計上されなかったこともあり、前年度比2.7%減の82兆6,524億円となった。

歳出面では、一般歳出の規模が前年度比1.2%増の48兆6,589億円となったほか、9兆4,000億円の公共事業関係費を3年連続で確保するとともに、公共事業等予備費3,000億円を計上した。また、12年度補正予算に続き、総額7,000億円に上る「日本新生特別枠」を設け、IT、環境、高齢化、都市基盤整備の4分野等に予算を重点的に配分することにした。

一方歳入面では、税収が50兆7,270億円と3年振りに50兆円台に乗せたものの、13年度に発行する公債は、前年度に比べ4兆2,920億円下回る28兆3,180億円となり、このうち特例公債は19兆5,580億円となった。

平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案は、こうした厳しい財政状況の下、平成13年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものである。

次に、法人税等の一部を改正する法律案は、第147回国会において行われた商法改正による会社分割制度の創設に伴い、合併・分割等の企業の組織再編成について、主要な資産・負債の承継、おおむね80%以上の従業員の移転等、一定の要件を満たす場合、移転する資産の譲渡損益の繰延べを行う等の税制上の措置を講ずるものである。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等を踏まえ、①控除期間を10年間、控除額を最高500万円とする新たな住宅ローン減税制度の創設、②贈与税の基礎控除を60万円から110万円に拡大する特例の創設、③株式譲渡益の源泉分離選択課税の2年間延長、④NPO法人に対する寄附金に係る特例の創設等の措置を

講ずるほか、既存の租税特別措置の整理・合理化等を行うものである。

これに対し、本院議員より野党4会派の対案として**特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案**が提出され、本委員会に付託された。この法律案は、既存のNPO法人に対する寄附金優遇税制の適用要件の緩和、第三者による認定機関として特定非営利活動等促進委員会の設置等を行うことを内容としている。

委員会では、これら4法律案を一括して議題とし、審査が行われた。まず、平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案に関しては、今後の財政再建の進め方、財政の中期展望を踏まえた平成14年度以降の国債発行の見通し、公共投資基本計画の見直しの必要性等について質疑が行われた。特に財政再建について宮澤財務大臣からは、「マクロモデルをつかってシミュレーションをして、給付と負担との関連をどうするかという国民的な選択をしてもらわなければならない。」との答弁がなされた。

次に、法人税等の一部を改正する法律案に関しては、不良債権処理に会社分割税制が用いられる可能性等について質疑が行われた。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案に関しては、景気対策としての住宅ローン減税の効果、贈与税の基礎控除を増額した背景、NPO法人に対する寄附金税制の認定要件、野党案の認定要件の具体的内容とNPO活動の促進効果等について質疑が行われた。特に政府案と野党案で対立したNPOへの寄附金の優遇税制を受けるための認定要件について、政府側から、税の優遇措置を受ける法人はそれにふさわしい公益性を有する必要があるとした上で、「NPO法で規定しているよりも厳しい要件を適用することはやむを得ない。」との答弁がなされた。一方、野党案の提案者からは、認定要件の厳しい政府案では、既存のNPO法人の数%も認定されないとした上で、野党案については、「NPOで活動している6、7割の団体が認定されるよう要件を決めている。」との答弁がなされた。

政府提出の3法律案について質疑を終局し、採決を行った結果、いずれも多数で可決した。

衆議院財務金融委員長提出による平成12年度の**水田農業経営確立助成補助金等**についての**所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**は、水田農業経営確立対策に資するため、平成12年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等を、個人については一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けること等により、税負担を軽減するものである。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、開発途上国から輸入される物品に対し、最恵国税率よりも低い税率（特惠税率）を適用することにより、開発途上国の経済発展を促進する特惠関税制度の適用期限を更に10年延長するとともに、沖縄からの旅客携帯品に係る関税の払戻し制度を免税制度に変更すること等を行うものである。委員会では、中国に対するセーフガード発動の見通し、税関業務の執行体制の強化等について質疑が行われた。特にセーフガード発動について、宮澤財務大臣からは、「できるならば輸出国と輸入国との間で話をして決めることが望ましい。」との答弁があった。

税理士法の一部を改正する法律案は、納税者の利便の向上に資するとともに、信頼され

る税理士制度を確立することを目的とし、①税理士が裁判所において補佐人となる制度の創設、②受験資格要件の緩和、③試験科目の免除制度の見直し、④計算事項等を記載した書面添付に係る意見聴取制度の拡充、⑤税理士法人制度の創設等の措置を講ずるものである。

委員会では、補佐人として弁護士とともに出廷しなければならない理由、書面添付に係る税理士からの意見聴取制度の拡充の意味、今後の税理士業務に対する報酬の決め方等について質疑が行われた。特に書面添付制度が、課税当局による税理士の下請化の促進及び納税者の間における税務行政上の差別化につながる可能性について指摘があった。これに対し、政府は、添付書面の有無は、更正等の決定、裁決の効力に影響を及ぼすものでないし、むしろ調査事務の合理化につながるものであると答弁した。

このところ日本経済は、企業部門の復調にもかかわらず、所得・雇用環境の改善は遅れ、個人消費の回復は見られず、また、米国経済の減速等に伴って輸出が減少し、生産が弱含みとなって景気の改善に足踏みが見られるようになってきた。このため、政府は4月6日に「緊急経済対策」を打ち出し、不良債権問題や証券市場・不動産市場の構造問題など日本経済の低迷の原因となっている課題に積極的に取り組むことを表明した。

その具体的施策として、①不良債権のオフバランス化、銀行の株式保有の制限等による金融再生と産業再生、②金庫株の解禁、証券決済システムの改善等による証券市場の構造改革、③都市再生本部の設置等による都市再生と土地の流動化、④IT分野などの新市場開拓、雇用対策の推進等による雇用創出とセーフティーネットの整備、⑤個人投資家の市場参加等による直接金融市場活性化のための税制についての早期検討等が盛り込まれたが、以下の4法律案は、こうした緊急経済対策を実現するためのものである。

まず、**短期社債等の振替に関する法律案**は、企業が短期資金を調達する際に発行するコマースナル・ペーパー（CP）のペーパーレス化を図るため、これを短期社債等として位置付け、その振替を行う振替機関及び発行、譲渡等に関し必要な事項を定めることにより短期社債等の流通の円滑化を図るものである。

次に、**株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案**は、証券決済制度をより安全で効率性の高いものにしていく観点から、保管振替機関の組織形態について、現行の公益法人形態を株式会社形態に改めること等の措置を講ずるものである。

第3の**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**は、証券市場への個人投資家の参加を促すため、個人が長期に所有する上場株式等に係る100万円以下の少額譲渡益を非課税とする特例措置を講ずるものである。

第4の衆議院議員提出の**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案**は、金融機関等の不良債権の流動化等を図るため、預金保険機構の委託を受けた整理回収機構による金融機関の不良債権買取業務を平成16年3月31日まで延長するものである。

委員会では、これら4法律案を一括して議題とし、我が国でCPの普及が遅れている理由、株券等保管振替機関の組織形態の株式会社化の趣旨、少額譲渡益非課税措置の創設による証券取引への影響、整理回収機構による健全金融機関等からの資産買取業務を延長す

る必要性、不良債権の最終処理に伴う雇用への影響等について質疑が行われ、いずれも多数で可決した。

衆議院議員提出の**特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案**は、企業の資金調達の機動性を高めるため、企業が金融機関に手数料を支払って融資枠を設定してもらい、その限度内で融資が受けられる**特定融資枠契約の借主**となり得る法人の範囲を、現行の商法特例法上の大会社から、資本の額が3億円を超える株式会社等に拡大するものである。

委員会では、範囲拡大に伴う借り手保護策の必要性、借主の範囲を中小企業に拡大する可能性等について質疑が行われた。

国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件は、和風の迎賓施設（京都迎賓館（仮称））を建設する敷地として、環境省所管の公園（公共用財産）である京都御苑の一部を内閣府所管の公用財産に変更するために提出されたものである。

委員会では、京都迎賓館の建設の必要性について質疑が行われたが、政府は、「文化的資産の集積の大きい関西圏の地域特性を生かして、京都に新たな迎賓施設を建設することが必要だと考えた。」との答弁を行った。

〔国政調査等〕

3月15日、宮澤財務大臣及び柳澤金融担当大臣より所信を聴取した。宮澤財務大臣は、①自律的な景気の回復、②財政の効率化と質的改善、③世界経済の安定的発展に対する貢献を政府が取り組むべき課題として挙げた。特に平成13年度末の国と地方の長期債務残高の見込額が666兆円に達することについて、財政は依然として極めて厳しい状況にあるとした上で、「今後、我が国が安定的に発展するためには、財政構造改革は必ずなし遂げなければならない課題である。」と表明した。

次に柳澤金融担当大臣は、我が国の金融システムの現状と当面の金融行政の課題について述べた後、金融システムの安定化と活性化に向けて全力を尽くすとの決意を表明した。

3月22日、両大臣の所信表明に対する質疑が行われ、景気の現状と今後の財政構造改革の道筋、日銀が決定した金融緩和措置に対する政府の評価、不良債権の定義、直接償却の際に資産査定をやり直す必要性等が問われた。その中で、不良債権の前提となる資産査定の見直しに関しては、柳澤金融担当大臣から、「検査をやる検査官の充実、グローバルスタンダードに合わせた検査マニュアルの制定を行う等努力を積み重ねている。」との答弁があった。

また同日午後には、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度の金融庁、財務省関係予算等についての審査を行い、政府系金融機関の債権放棄の考え方、建設国債と赤字国債を区別する意味、景気を反映して歳入増が図れる税制の仕組みの検討、物価下落が国民生活に与える影響等について質疑が行われた。

4月5日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**を日銀総裁から聴取した後、日銀報告書の概要説明中の「構造改革のおくれ」の意味、日銀政策委員会が物価上昇率見直しを行う必要性、ゼロ金利政策解除の判断の是非、ゼロ金利政策解除が景気に及ぼした影響、金融緩和措置が構造改革を遅らせるおそれ、3月19日発表の日銀の金融緩和措置の目的等について質疑が行われた。

4月26日に小泉内閣が発足したことを受け、5月17日に、塩川財務大臣及び柳澤金融担当大臣より財政政策、金融政策等についての説明を聴取した。この中で、塩川財務大臣は、本格的な景気回復のために、緊急経済対策を着実に実行するとともに、経済、財政の構造改革を断行するとの決意を述べた。また、柳澤金融担当大臣は、金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題を一体的に解決するとの決意を述べた。

5月24日、両大臣の説明に対する質疑が行われ、小泉内閣が推進する道路特定財源及び地方交付税の見直しの具体的内容、公共事業費配分を弾力化する方針の有無、企業利益の改善が個人消費の回復につながらない理由、マクロモデルによる試算の見通し、プライマリーバランスの均衡に関する財務相発言の真意、構造改革に伴う失業に対処する雇用対策の内容、小泉内閣が掲げる構造改革の意味と方向性等が問われた。質疑の中で、プライマリーバランスの均衡について、塩川財務大臣からは、「1、2年は国債発行を30兆円に抑え、数年計画でプライマリーバランスをとっていく」とした上で、「そのときは、財政上の構造として税の増収を図っていき、その増収分については消費税が大きな財源となる。」との答弁があった。

(2) 委員会経過

○平成13年2月6日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年2月13日（火）（第2回）

- 平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者衆議院財務金融委員長山口俊一君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第1号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成13年3月15日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策に関する件について宮澤財務大臣から所信を聴いた。
- 金融行政に関する件について柳澤金融担当大臣から所信を聴いた。
- 緊急経済対策に関する件、財政状況に関する件、日本銀行の金融政策に関する件、不良債権の処理に関する件、証券取引所の株式会社化に関する件等について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、村井内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成13年3月22日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副大臣、村井内閣府副大臣、坂井内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
以上3案について宮澤財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月27日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（参第13号）について発議者参議院議員江田五月君から趣旨説明を聴いた。
- 平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（参第13号）
以上4案について発議者参議院議員江田五月君、宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、村井内閣府副大臣、若林財務副大臣、西川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、
平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
以上3案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第1号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、社民
欠席会派 無

（閣法第3号）賛成会派 自保、民主、公明
反対会派 共産、社民
欠席会派 無

（閣法第4号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、社民
欠席会派 無

なお、法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について宮澤財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月29日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、田中農林水産副大臣、松田経済産業副大臣、村井内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第19号）賛成会派 自保、民主、公明、社民
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月3日（火）（第7回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた。
- 税理士法の一部を改正する法律案（閣法第68号）について宮澤財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月5日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行副総裁藤原作彌君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。
- 税理士法の一部を改正する法律案（閣法第68号）について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副大臣、長勢法務副大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月10日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 税理士法の一部を改正する法律案（閣法第68号）について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、村井内閣府副大臣、若林財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第68号）賛成会派 自保、民主、公明、社民

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成13年5月17日（木）（第10回）

- 財政政策等の諸施策に関する件について塩川財務大臣から説明を聴いた。
- 金融行政に関する件について柳澤金融担当大臣から説明を聴いた。

○平成13年5月24日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済・財政の構造改革に関する件、緊急経済対策に関する件、金融機関のリスク管理に関する件、公的金融の在り方に関する件等について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（閣議第1号）について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（閣議第1号）について塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、松下内閣府副大臣、遠藤総務副大臣、村田内閣府副大臣、風間環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣議第1号）賛成会派 自保、民主、公明
反対会派 共産、社民
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月12日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 短期社債等の振替に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）
株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）
以上両案について柳澤金融担当大臣から趣旨説明を聴き、
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）について塩川財務大臣から趣旨説明を聴き、
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員塩崎恭久君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月14日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 短期社債等の振替に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）
株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）
以上4案について発議者衆議院議員塩崎恭久君、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、村田内閣府副大臣、若林財務副大臣、遠藤総務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成13年6月19日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 短期社債等の振替に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）
株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）
（衆議院提出）**

以上4案について発議者衆議院議員塩崎恭久君、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- （閣法第96号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無の一部
反対会派 共産
欠席会派 無の一部
- （閣法第97号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無の一部
反対会派 共産
欠席会派 無の一部
- （閣法第99号）賛成会派 自保、公明、無の一部
反対会派 民主、共産、社民
欠席会派 無の一部
- （衆第28号） 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無の一部
反対会派 共産
欠席会派 無の一部

なお、短期社債等の振替に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）及び株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について、

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）について、それぞれ附帯決議を行った。

- 特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案（衆第30号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員塩崎恭久君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月21日（木）（第16回）

- 特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案（衆第30号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員塩崎恭久君、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副大臣及び山名総務大臣政務官に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

- （衆第30号） 賛成会派 自保、民主、公明
反対会派 共産
欠席会派 社民、無

○平成13年6月28日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第24号外308件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、平成13年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

(1) 特例公債の発行

財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成13年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（19兆5,580億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(2) (1)による特例公債の発行は、平成14年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成13年度所属の歳入とする。

(3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

2 施行期日

本法律は、平成13年4月1日から施行する。

法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、商法改正による会社分割制度の創設に伴い、合併、分割、現物出資等の法人の組織再編成に係る税制の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 企業組織再編成に係る税制上の措置

(1) 法人が組織再編成によりその有する資産を移転した場合、その移転資産の譲渡損益に課税することを原則とし、次のいずれかに該当する場合は、適格組織再編成としてその移転資産の譲渡損益の課税を繰り延べる。

① 組織再編成を行う法人間の持分関係が100%である場合

② 組織再編成を行う法人間の持分関係が50%超100%未満である場合のうち一定の要件に該当する場合

③ 共同で事業を行うための組織再編成として政令で定める一定の要件に該当する場合

(2) 組織再編成を行う法人の株式を保有する株主について、株主が分割承継法人等の株式のみの交付を受けた場合には、株式の譲渡損益の課税を繰り延べる。

(3) 貸倒引当金、退職給与引当金等について、一定の要件に該当する組織再編成の場合に当該引当金の引継ぎを認めるなど、個別制度について組織再編成の形態に応じた取扱いを行う。

- (4) 繰越欠損金等を利用した租税回避の防止規定に加え、組織再編成に関する包括的な租税回避防止規定を設ける。
- (5) 会社分割による株式会社等の設立の登記に係る登録免許税について、その資本の金額に係る税率を1000分の1.5とするなど、会社分割に伴う商業登記に係る登録免許税率を定める。
- (6) 企業組織再編成に関し、印紙税その他の税目につき必要な措置を講ずる。

2 その他

- (1) 生命保険料控除又は損害保険料控除の対象となる保険契約の範囲について、経過措置を講じた上で、生命保険会社又は損害保険会社が相互に参入することができる第三分野の保険契約の内容に応じ、所要の整備を行う。
- (2) 外国税額控除制度について、通常行われないと認められる特定の取引に係る外国の法人税及び所得税を対象から除外する。

3 施行期日等

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成13年3月31日から施行する。

【法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直し等を行い、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。
 - 一 特定非営利活動法人に対する寄附金税制について、非営利活動を促進するという趣旨等を十分踏まえ、認定基準を定めるほか、特定非営利活動法人に対する税制について、その実態等にかんがみ、引き続き検討すること。
 - 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
 - 一 急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。
- 右決議する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等を踏まえ、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応するなどの観点から所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅税制

- (1) 住宅借入金等に係る所得税額控除制度（住宅ローン減税）について、平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合につき、新たな制度を創設することとし、住宅借入金等の年末残高の限度額を5,000万円に、控除期間を10年間に、控除率を1%にそれぞれ見直し、控除期間中の控除額の合計を最大500万円とする。
- (2) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額を550万円（現行300万円）に引き上げ、適用期限を3年延長する。
- (3) 居住用財産の買換え等の場合について、譲渡損失の繰越控除制度及び長期譲渡所得の課税の繰延特例制度による特例をそれぞれ3年延長する。

2 中小企業投資促進税制

- (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、適用期限を平成14年3月31日まで延長する。
- (2) 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度における中小企業者等の試験研究費の額に係る特例について、特別税額控除割合を、平成14年3月31日までに開始する事業年度（個人については、平成14年分まで）については10%とし、適用期限を2年延長する。

3 金融関係税制

- (1) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を存続する経過措置について、適用期限を平成15年3月31日まで延長する。
- (2) 商品先物取引による所得について、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間の措置として、20%の税率による申告分離課税とする。

4 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 特定非営利活動法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けた認定特定非営利活動法人に対する寄附金に関して、次の措置を講ずる。
 - ① 個人からの寄附金については、寄附金控除を適用する。
 - ② 法人からの寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせてその損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める。
 - ③ 個人が相続財産等を寄附した場合については、原則として相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないとする特例を創設する。
- (2) 贈与税の基礎控除の金額を110万円（現行60万円）に引き上げる。
- (3) 相続税の小規模宅地等の特例の適用対象面積を、特定事業用等宅地については、400平方メートル（現行330平方メートル）まで、特定居住用宅地については、240平方メートル（現行200平方メートル）までにそれぞれ拡充する。
- (4) 個人の土地等に係る長期譲渡所得に対する課税の特例制度に係る税率を20%とする軽減措置について、適用期限を3年延長する。

5 企業組織再編税制

合併、分割、現物出資等の法人の組織再編成に対応するための各種租税特別措置の整備を行う。

6 その他

- (1) 住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用期限を平成15年3月31日まで延長する。
- (2) 特定情報通信機器の即時償却措置（いわゆるパソコン減税）を廃止する。
- (3) 退職年金等積立金に対する法人税の課税停止措置を2年延長する。
- (4) 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を行う。

7 施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成13年4月1日から施行する。
なお、本法律施行に伴う平成13年度の租税減収見込額は、約1,390億円である。

【附帯決議】

法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）と同一内容の附帯決議が行われている。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特惠関税制度、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特惠関税制度について、次の改正を行う。
 - (1) 平成13年3月31日に適用期限の到来する特惠関税制度について、その適用期限を10年延長する。
 - (2) 特定の鉱工業産品等について特惠関税を適用できる輸入額又は数量の枠について、平成11年度に特惠関税を適用した輸入額を基準として設定する方式に統一するとともに、その枠を超えた場合に特惠関税の適用を停止する時期を翌月半ばとする方式への統一等を行う。
 - (3) 特定の鉱工業産品等の特惠税率について、無税又は通常関税率の20パーセント、40パーセント、60パーセント若しくは80パーセントの5段階に多様化する。
 - (4) 特別特惠受益国に対する新たな特惠関税対象品目を創設することによる特別措置の拡充等を行う。
- 2 コーングリッツへの加工原料用等のとうもろこしの関税割当一次税率の引下げ、紡織用繊維のフロック等の関税率の撤廃等を行う。
- 3 沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し制度を免税制度に変更するとともに、これまで払戻し制度の対象外とされていた物品についても免税制度の対象とする。
- 4 「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に定める品目表が改正されること等に伴い、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行う。
- 5 平成13年3月31日に適用期限の到来する暫定関税率、石油関係の関税の還付制度及び農産品に係る特別緊急関税並びに牛肉及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。

6 税関手続の簡素化等のため、執務時間外における外国貿易船等への貨物の積卸しに係る許可制を届出制に変更するとともに、執務時間外における保税地域への貨物の搬出入等に係る届出制を廃止する等所要の改正を行う。

7 この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、4については、平成14年1月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成13年度一般会計の関税減収見込額は約27億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 輸入の増加により国内産業に重大な損害を与える等の事実がある場合に発動されるセーフガード問題については、WTOセーフガード協定等に従った的確な事実認定に基づき、適切かつ速やかに対処すること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

税理士法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため、所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 税理士が裁判所において補佐人となる制度の創設

税務訴訟に関し、税理士が、裁判所の許可を条件とせず、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができるようにする。

2 税理士試験制度の見直し

税理士試験において、一定の事務又は業務に従事したことにより認められる受験資格について、その従事期間を一律3年以上に短縮するなど受験資格要件を緩和するとともに、税理士の資質の確保を図り、税理士制度の信頼性を向上させるため、学位取得等による試験科目の免除制度等を見直す。

- 3 書面添付に係る税理士からの意見聴取制度の拡充
計算事項、審査事項等を記載した書面添付に係る税理士からの意見聴取制度を拡充する。
- 4 税理士法人制度の創設
税理士を社員とし、税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して税理士法人を設立することができるようにする。
- 5 税理士会及び日本税理士会連合会に関する規定の整備
税理士会の会則から、税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定を削除するとともに、会員の研修に関する規定及び会員の業務に関する紛議の調停に関する規定を会則に追加する。
また、日本税理士会連合会の財務内容等に関する書類の公開等同連合会に関する規定の見直しを行う。
- 6 その他
その他所要の規定の整備を行う。
- 7 施行期日
この法律は、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 経済社会情勢の変化等に対応して高度化・複雑化する税理士業務の実態にかんがみ、その資質の維持・向上のため、研修制度の一層の充実を図り、その受講率の向上に努めるとともに、懲戒処分を受けた税理士の安易な再登録を防止する観点から、処分の実効性を確保するよう努めること。
- 一 税務官公署職員の試験免除に係る指定研修については、一般試験との均衡に配慮し、その指定、運営、実施、全般にわたって適正性・公正性を確保すること。
- 一 会員の業務に係る紛議についての税理士会の調停に関する規定が新設されることにかんがみ、紛争解決手段としての実効性を確保する観点から、税理士会の会則等調停に際して適用されるルールの明確化を図ること。
- 一 税理士業務に係る報酬の最高限度額に関する規定が撤廃されることに伴い、規制改革委員会の指摘を踏まえ、不適切な報酬設定が行われることのないよう特段の努力を払うこと。
右決議する。

短期社債等の振替に関する法律案（閣法第96号）

【要旨】

本法律案は、企業の短期資金調達手段であるコマーシャル・ペーパーについて、ペーパーレス化を図るため、これを短期社債等として位置付け、その振替を行う振替機関及び発行、譲渡等に関し必要な事項を定めることにより、短期社債等の流通の円滑化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

短期社債、短期社債等、振替機関、加入者につき、所要の定義規定を設ける。

2 振替機関

- (1) 主務大臣は、一定の要件を備える株式会社を、その申請により、振替業を営む者として指定することとするほか、指定の要件等を定める。
- (2) 振替機関の資本の額及び純資産額は、それぞれ5億円以上の政令で定める金額以上とする。また、資本の額を減少又は増加しようとする際の規定を設ける。
- (3) 振替機関の業務範囲の制限に関する規定を設ける。
- (4) 振替機関は、他の者のために、その申出により短期社債等の振替を行うための口座を開設し、振替口座簿を備えなければならない。
- (5) 帳簿書類等の作成・保存、下記3の(5)の場合等所定の事故が生じたときの主務大臣への報告等を振替機関に義務付けるほか、定款等の変更の認可等監督上の規定の整備を行う。
- (6) 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるとき等において、振替機関に対し立入検査、業務改善命令、指定の取消し、業務の停止命令、取締役等の解任命令を行うことができる。
- (7) 主務大臣は、振替機関が指定を取り消された等のときは、当該振替機関に対し、振替業を他の株式会社に移転することを命ずることができる。
- (8) 振替機関に係る合併、新設分割、吸収分割又は営業譲渡（以下「合併等」という。）については、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。また、振替機関に係る解散の決議等についても同様とする。
- (9) 振替機関が合併等を行うときは、株主総会の承認の決議に加え、加入者集会において、加入者の承認の決議を受けなければならない。また、上記の加入者集会における加入者の議決権、決議の方法等に係る所要の規定を設ける。
- (10) 振替機関が振替業を営む者としての指定を取り消された場合又は指定が効力を失った場合における業務の結了等に係る所要の規定の整備を行う。

3 短期社債等の振替

- (1) 短期社債については、権利の帰属は振替口座簿の記録により定まるものとし、一定の場合を除き、社債券を発行することができない。
- (2) 振替口座簿に係る記録事項、新規記録手続、振替手続、抹消手続及び記録の変更手続につき、所要の規定を設ける。
- (3) 短期社債の譲渡等は、振替の申請により、譲受人等がその口座において短期社債の金額の増額の記録を受けなければ、その効力を生じない。また、短期社債の信託についても、受託者の口座において、信託財産である旨等の記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。
- (4) 加入者は、その口座における記録がされた短期社債についての権利を適法に有するものと推定する。また、加入者は、振替の申請によりその口座において増額の記録を受けた特定の銘柄の短期社債について、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときを除き、当該増額の記録に係る権利を善意取得する。
- (5) 上記(4)の善意取得により、社債権者の有する短期社債の総額がその発行総額を超

えることとなる場合において、振替機関が短期社債の消却義務を負うこととするほか、所要の規定を設ける。

(6) 短期社債については、取締役会の決議により、発行可能期間等を定めた上で、個別の発行の特定の取締役への委任を可能とするほか、社債管理会社、既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額、社債権者集会等に係る商法の規定を適用しない。

(7) 短期社債以外の短期社債等の振替に関する所要の規定を設ける。

4 その他

(1) この法律は、平成14年4月1日から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(2) その他関係法律の整備を行うほか、経過措置等に関する規定を設ける。

【短期社債等の振替に関する法律案及び株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 我が国証券市場の安全性及び効率性の向上を図り、国際競争力を強化する観点から、包括的な証券決済法制の整備等に向け、なお一層の検討を進めること。
 - 一 主務大臣による振替機関及び保管振替機関の指定に当たっては、利用者の利便性等を最大限高める観点から、新規参入による競争可能性の確保に十分配慮すること。
 - 一 振替機関及び保管振替機関の業務運営等において、株式会社形態の利点が最大限生かされるよう、監督当局の関与は必要最小限にとどめること。また、両機関に対する行政当局からの退職職員の再就職の要請を厳に慎むなど、公務員制度改革の趣旨を十分に踏まえること。
- 右決議する。

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第97号）

【要旨】

本法律案は、証券決済制度をより安全で効率性の高いものにしていく観点から、保管振替機関の組織形態について、資金調達方法の多様化、業務の効率化等を実現するため、現行の公益法人形態を株式会社形態に改めること等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義規定の整備

株券等、保管振替機関、参加者につき、定義規定の整備を行う。

2 保管振替機関

(1) 保管振替機関の指定の要件として、保管振替業を適正かつ確実に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を備える株式会社であること等の一定の水準に達していることを規定するほか、指定の申請に関する規定の整備を行う。

(2) 保管振替機関の資本の額及び純資産額は、それぞれ5億円以上の政令で定める金額以上とする。また、資本の額を減少又は増加しようとする際の規定の整備を行う。

(3) 保管振替機関の業務範囲の制限に関する規定の整備を行う。

- (4) 帳簿書類等の作成・保存、保管振替機関が預託を受けた株券等の喪失等所定の事故が生じたときの主務大臣への報告等を保管振替機関に義務付けるほか、定款等の変更の認可等監督上の規定の整備を行う。
- (5) 主務大臣は、保管振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるとき等において、保管振替機関に対し立入検査、業務改善命令、指定の取消し、業務の停止命令、取締役等の解任命令を行うことができる。
- (6) 主務大臣は、保管振替機関が指定を取り消された等のときは、当該保管振替機関に対し、保管振替業を他の株式会社に移転することを命ずることができる。
- (7) 保管振替機関に係る合併、新設分割、吸収分割又は営業譲渡（以下「合併等」という。）については、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。また、保管振替機関に係る解散の決議等についても同様とする。
- (8) 上記(7)の合併等の場合における債権者異議の特例等について所要の規定を設ける。
- (9) 保管振替機関が保管振替業を営む者としての指定を取り消された場合又は指定が効力を失った場合における業務の結了等に係る所要の規定の整備を行う。
- (10) 保管振替機関が、自己のために株券の保管及び振替を行うための口座（機関口座）を開設し、機関口座簿を備えることができることとするほか、機関口座簿等に係る所要の規定の整備を行う。

3 その他

- (1) この法律は、一部を除き、平成14年4月1日から施行する。
- (2) その他経過措置等所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】

短期社債等の振替に関する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第99号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人の長期所有上場株式等に係る少額の譲渡益を非課税とする特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年10月1日から平成15年3月31日までの間に、所有期間が1年を超える上場株式等を証券業者への売委託等により譲渡した場合で、申告分離課税を選択したときには、その譲渡をした年分のその譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円の特別控除を行う。
- 2 この特別控除の適用は、特別控除の計算・譲渡株式等に関する明細書の添付等をした確定申告書を提出することにより行うものとする。ただし、確定申告書の提出等がなかった場合においても、やむを得ない事情があるときは、特別控除の適用を受けられるように措置する。
- 3 この法律は、平成13年10月1日から施行する。
なお、本法律施行に伴う平成13年度の租税減収見込額は、約400億円である。

平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）

【要旨】

本法律案は、水田農業経営確立対策に資するため、平成12年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成12年度における租税の減収見込額は、約5億円である。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、預金保険機構の委託を受けた整理回収機構による金融機関の不良債権買取業務の延長について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 金融機関等の資産の買取りに関する業務の延長
金融機関等が預金保険機構に対し資産の買取りの申込みを行うことができる期限を平成16年3月31日まで延長する。
- 2 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の整理回収機構による健全銀行の不良債権の買取業務の延長は、不良債権の最終処理策の一環であることを強く認識し、今後の整理回収機構の役割及び業務の在り方について、検討を行うこと。
右決議する。

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案（衆第30号）

【要旨】

本法律案は、企業の資金調達の機動性の増大を図るため、特定融資枠契約において意思表示により借主となる法人の範囲を拡大する見地から、所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定融資枠契約において意思表示により借主となる法人に、次に掲げる法人を加える。
 - (1) 資本の額が3億円を超える株式会社
 - (2) 証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社
 - (3) 特定債権等に係る事業の規制に関する法律に規定する特定債権等譲受業者
 - (4) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社
 - (5) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する登録投資法人
 - (6) 一連の行為として、社債券の発行等の方法により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、その債務の履行等を専ら行うことを目的とする株式会社又は有限会社
- 2 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特定融資枠契約に関する法律の規定は、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。
- 3 特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後2年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（閣議第1号）（先議）

【要旨】

本議決案件は、京都迎賓館（仮称）を建設する敷地として、環境省所管の公共用財産（公園）である京都御苑内の土地等を内閣府所管の公用財産にしようとするため、国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるものである。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 京都に建設される迎賓施設の管理運営については、迎賓施設が海外からの国賓及びこれに準ずる賓客の接遇を目的とする施設であることを十分踏まえつつ、維持・管理に要する費用を最小限にとどめる等効率的な使用に努めること。
- 一 地方公共団体等の行う国際交流事業等に迎賓施設を使用させるに当たっては、使用者の範囲、使用目的等の使用基準を適正に定めるとともに、その使用形態に応じて適切な負担を求めるよう配慮すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出 月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
※1	平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案	衆	13. 1.31	13. 3.9	13. 3.27 可決	13. 3.28 可決	13. 2.16 財務金融	13. 3.2 可決	13. 3.2 可決
				○13.3.9 参本会議趣旨説明			○13.2.16 衆本会議趣旨説明		
※3	法人税法等の一部を改正する法律案	衆	2.6	3.9	3.27 可決 附帯	3.28 可決	2.16 財務金融	3.2 可決 附帯	3.2 可決
				○13.3.9 参本会議趣旨説明			○13.2.16 衆本会議趣旨説明		
※4	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	衆	2.6	3.9	3.27 可決 附帯	3.28 可決	2.16 財務金融	3.2 可決 附帯	3.2 可決
				○13.3.9 参本会議趣旨説明			○13.2.16 衆本会議趣旨説明		
※19	関税定率法等の一部を改正する法律案	衆	2.9	3.26	3.29 可決 附帯	3.30 可決	3.7 財務金融	3.14 可決 附帯	3.15 可決
68	税理士法の一部を改正する法律案	参	3.9	4.2	4.10 可決 附帯	4.11 可決	4.12 財務金融	5.25 可決 附帯	5.25 可決
				○13.4.12 衆本会議趣旨説明					
96	短期社債等の振替に関する法律案	衆	5.24	6.8	6.19 可決 附帯	6.20 可決	5.25 財務金融	6.5 可決 附帯	6.7 可決
				○13.6.8 参本会議趣旨説明			○13.5.25 衆本会議趣旨説明		
97	株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案	衆	5.24	6.8	6.19 可決 附帯	6.20 可決	5.25 財務金融	6.5 可決 附帯	6.7 可決
				○13.6.8 参本会議趣旨説明			○13.5.25 衆本会議趣旨説明		
99	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	5.24	6.8	6.19 可決	6.20 可決	5.25 財務金融	6.5 可決	6.7 可決
				○13.6.8 参本会議趣旨説明 ○13.5.25 衆本会議趣旨説明					

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
13	特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案	江田 五月君 外9名 (13.3.21)	13. 3.23		13. 3.26	未了				

・衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	財務金融委員長 山口 俊一君 (13.2.8)	13. 2.8	13. 2.9	13. 2.8 (予備)	13. 2.13 可決	13. 2.14 可決			13. 2.9 可決
28	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案	塩崎 恭久君 外4名 (13.5.24)	5.24	6.7	6.8	6.19 可決 附帯	6.20 可決	5.25 財務 金融	6.5 可決 附帯	6.7 可決
30	特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案	塩崎 恭久君 外4名 (13.5.30)	5.31	6.14	6.19	6.21 可決	6.22 可決	6.5 財務 金融	6.13 可決	6.14 可決

(注) 附帯 附帯決議

・国会の議決を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件	参	13. 2.16	13. 5.22	13. 5.29 可決 附帯	13. 5.30 可決	13. 6.4 財務金融	13. 6.6 可決 附帯	13. 6.7 可決

(注) 附帯 附帯決議

【文 教 科 学 委 員 会】

(1) 審 議 概 観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件(うち本院先議1件)、本院議員提出1件の合計7件であり、内閣提出6件(うち本院先議1件)を可決した。

また、本委員会付託の請願29種類229件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案は、公立の小学校、中学校及び高等学校等の教職員の配置の適正化を図るため、これらの学校の教職員定数の標準を改めるとともに、地方分権を推進し、児童生徒の実態に応じた学校教育の充実を図るため、学級編制を弾力的に行うことができるようにする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案及び公立の小学校、中学校及び高等学校等の一学級の児童生徒数の標準を現行の40人から30人に引き下げることを内容とする公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(参第15号)を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、学級規模の縮小の是非、教職員定数の改善と人材確保の在り方、教育に対する財政支出の考え方等について質疑が行われた。

本法律案について質疑を終局し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案は、子どもの健全な育成を一層推進するため、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに基金を設け、青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動の振興を図る活動などに対して助成金を交付する業務を行わせようとするものである。

委員会においては、基金の意義、審査体制、将来計画等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、4項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備を図るため、徳島大学医療技術短期大学部及び長崎大学医療技術短期大学部を廃止するとともに、国立大学の教育研究組織としての講座等に係る条文を削除し、各国立大学の組織編制を弾力化しようとするものである。

委員会においては、講座等に係る条文を削除する理由、国立大学の法人化の検討状況及び民営化等の必要性並びに医療看護スタッフの養成等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、教育委員会の活性化を図るとともに、指導が不適切な教員について、教員以外の職に転職させることができることとし、あわせて、公立高等学校の通学区域に係る規定を削除する等の措置を講じようとするものである。

学校教育法の一部を改正する法律案は、小学校等における社会奉仕体験活動等の体験活動を促進するほか、大学における飛び入学の促進を図るとともに、出席停止制度の改善を行う等の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、「社会奉仕体験活動」を「ボランティア

活動など社会奉仕体験活動」とするとともに、本法律案により新たに創設された飛び入学をさせることができる「大学」を、「当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれて」おり、かつ、「当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有する」大学に限定する修正が行われた。

社会教育法の一部を改正する法律案は、家庭教育に関する講座の開設及び青少年に対する社会奉仕体験活動等の体験活動の機会の提供を教育委員会の事務として規定する等の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、「社会奉仕体験活動」を「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」とする修正が行われた。

上記の3法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、衆議院における修正部分の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するとともに、教育改革国民会議提言の受け止め方、指導不適切教員の認定基準、公立高等学校の通学区域に係る規定の削除が及ぼす影響、体験活動を実施するための支援策、出席停止の運用方針、飛び入学制度の濫用への歯止め策、学校教育と家庭教育の関係等について質疑が行われた。

質疑の終局を決定し、討論の後、いずれも多数をもって原案どおり可決した。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案に対しては、それぞれ6項目の附帯決議、社会教育法の一部を改正する法律案に対しては、3項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月15日、町村文部科学大臣より文教科学行政の基本施策に関して所信を、大野文部科学副大臣より平成13年度文部科学省関係予算に関して説明を聴取した。また河村文部科学副大臣及び水島、池坊両文部科学大臣政務官より、それぞれ就任に当たっての見解を聴取した。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管予算について審査を行い、今後の科学技術政策、中学校歴史教科書の検定不合格を求める中国及び韓国政府の申入れ、第2次科学技術基本計画における大学研究施設の老朽・狭あい化への対応、道徳教材「心のノート」の性格、国際熱核融合実験炉（ITER）計画の進捗状況、小中学生の脊柱側弯症への対応、地域における学校サポートチームに関する取組、教育実習船えひめ丸の事故後における生徒の心のケア等の取組、高校生の厳しい就職状況、日本学術会議における女性会員の増加策、カリキュラムに関する学校の主体性等について質疑を行った。

5月17日、遠山文部科学大臣より文教科学行政の諸施策に関して所信を、青山、岸田両文部科学副大臣及び水島、池坊両文部科学大臣政務官より、それぞれ就任に当たっての見解を聴取した。

5月24日、文教科学行政の諸施策について質疑を行い、大臣の教育理念、総合的な学習の時間の内容、教科書採択の実態、教育改革とIT教育の推進、文教行政の構造改革、公立文化会館活性化のための法整備の必要性、子どもの権利条約についての政府の対応、教職員の長時間・過密労働の実態把握、大学教育の在り方、教育行政における地方分権等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月15日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 文教科学行政の基本施策に関する件について町村文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度文部科学省関係予算に関する件について大野文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（日本学術会議））について遠藤総務副大臣から説明を聴いた後、
（総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管）について町村文部科学大臣、大野文部科学副大臣、河村文部科学副大臣、水島文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成13年3月26日（月）（第4回）

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について町村文部科学大臣から趣旨説明を聴き、
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（参第15号）について発議者参議院議員本岡昭次君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月27日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（参第15号）
以上両案について発議者参議院議員本岡昭次君、同佐藤泰介君、同下部禧代子君、同阿部幸代君、町村文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月29日（木）（第6回）

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（参第15号）

以上両案について参考人千葉大学教育学部教授天笠茂君、教育評論家長谷川孝君及び千葉大学教育学部教授三輪定宣君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（参第15号）

以上両案について発議者参議院議員佐藤泰介君、町村文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第20号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、社民、無会

○独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について町村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月3日（火）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について町村文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第21号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 無会

なお、附帯決議を行った。

○平成13年5月17日（木）（第8回）

○理事の補欠選任を行った。

○文教科学行政の諸施策に関する件について遠山文部科学大臣から所信を聴いた。

○平成13年5月24日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文教科学行政の諸施策に関する件について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、青山文部科学副大臣、水島文部科学大臣政務官、仲道内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第41号）について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第41号）について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、青山文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第41号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

○平成13年6月15日（金）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）
学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
社会教育法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
以上3案について遠山文部科学大臣から趣旨説明を、
学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
社会教育法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員平野博文君から説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）
学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
社会教育法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
以上3案について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月21日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）
学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
社会教育法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
以上3案について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月25日（月）（第14回）

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

議院送付)

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

社会教育法の一部を改正する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

以上3案について参考人大学評価・学位授与機構長木村孟君、中央大学経済学部教授小林道正君、弁護士・川西市子ども的人権オンブズパーソン代表代行瀬戸則夫君及び法政大学文学部教授佐貫浩君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月26日(火)(第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

社会教育法の一部を改正する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員平野博文君、遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月28日(木)(第16回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

社会教育法の一部を改正する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員平野博文君、遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第43号)賛成会派 自保、民主、公明、社民の一部

反対会派 共産、社民の一部、無会

(閣法第71号)賛成会派 自保、民主、公明、社民の一部

反対会派 共産、社民の一部、無会

(閣法第72号)賛成会派 自保、民主、公明、社民の一部

反対会派 共産、社民の一部、無会

なお、3案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○請願第1号外228件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
 - (1) 公立の義務教育諸学校の学級編制について、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、標準により定めた数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができるものとする。
 - (2) 公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の教職員定数の標準の改善を行うこと。
 - ① 教頭及び教諭等の数について、教頭の複数配置基準を改善するとともに、少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合には、政令で定める数を加算することとする。
 - ② 養護教諭等の数について、その複数配置基準を改善すること。
 - ③ 学校栄養職員の数について、その配置基準を改善すること。
 - (3) 公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改善を行うこと。
 - ① 教頭及び教諭等の数について、教頭の複数配置基準を改善し、教育相談を担当する教員を新たに加算することとともに、肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校において自立活動を担当する教員の数を改善すること。
 - ② 養護教諭等の数について、その複数配置基準を改善すること。
 - (4) 教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別な指導が行われる場合等における教頭及び教諭等、学校栄養職員、事務職員の加算の範囲を拡大し、これに伴う規定の整備を行うこと。
 - (5) 教職員の数は、政令で定めるところにより、公立義務教育諸学校又は共同調理場に置く教職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができるものとする。
 - (6) 教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立義務教育諸学校に置く非常勤の講師（短時間勤務の職を占める者及び政令で定める者を除く。）の数に換算することができるものとする。
- 2 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正
 - (1) 題名を公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に改めること。
 - (2) 公立の高等学校の設置主体を都道府県及び政令で定める基準に該当する市町村に限定している規定を削除すること。
 - (3) 公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに特殊教育諸学校の高等部の学級編制について、その設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、標準として定

める数によらないことができるものとする。

- (4) 公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の教職員定数の標準の改善を行うこと。
 - ① 教職員定数の算定方法の基礎を学級数から収容定員に改めること。
 - ② 教頭及び教諭等の数について、教頭の複数配置基準を改善するとともに、少人数指導及び習熟度別指導を行う教諭等の数を改善すること。
 - ③ 養護教諭等の数について、その複数配置基準を改善すること。
- (5) 公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員定数の標準の改善を行うこと。
 - ① 教頭及び教諭等の数について、教頭の複数配置基準を改善し、大規模の学校に複数の進路指導又は教育相談を担当する教員を配置できるようにするとともに、肢体不自由者である生徒を教育する養護学校において自立活動を担当する教員の数を改善すること。
 - ② 養護教諭等の数について、その複数配置基準を改善すること。
- (6) 教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特殊教育諸学校の高等部に置く教職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができるものとする。
- (7) 教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特殊教育諸学校の高等部に置く非常勤の講師（短時間勤務の職を占める者及び政令で定める者を除く。）の数に換算することができるものとする。

3 施行期日等

- (1) この法律は、平成13年4月1日から施行すること。
- (2) この法律の施行のため、平成17年3月31日までの間、所要の経過措置を定めること。

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、青少年のうちおおむね18歳以下の者（以下「子ども」という。）の健全な育成の一層の推進を図るため、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）に基金を設け、青少年教育に関する団体の行う子どもの体験活動の振興を図る活動その他の活動に対して助成金を交付する業務を行わせるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 センターの目的に、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付を行うことを追加すること。
- 2 センターの業務に、青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務を追加すること。
 - (1) 子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動
 - (2) 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動
 - (3) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる

子ども向けの教材の開発

- 3 センターは、2の業務の財源をその運用によって得るために基金を設け、基金に充てるべきものとして政府が出資した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする等の基金に関する規定の整備を行うこと。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 5 この法律は、公布の日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、子どもの健全な育成の推進を図るため、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 基金による助成金の交付に当たっては、青少年教育に関する団体の規模に関わらず地域に密着した草の根的な団体に対して格別の配慮をすること。また、制度の認知度や利用に地域格差が生じないように努めること。
 - 2 インターネット用子ども向け教材等の開発などの基金による助成金交付対象事業の審査については、公正かつ厳正な審査体制を整備するとともに、審査に当たる組織、審査基準の公表などの透明性の確保、助成した事業についての活動状況の公開などに努めること。
 - 3 基金については、官民一体となってその拡充に努めるとともに、民間の幅広い賛同が得られるよう情報公開を充実すること。
 - 4 基金の設立が地方の自主性を阻害することがないように配慮するとともに、地方自治体における子どもの健全育成関係予算が一層充実されるよう努めること。
- 右決議する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 徳島大学医療技術短期大学部及び長崎大学医療技術短期大学部を廃止すること。
- 2 国立大学の学部等に講座、学科目等を置き、その種類等を省令で定めることとする規定を削除すること。
- 3 2に関する規定は平成14年4月1日から、1に関する規定は平成17年4月1日から施行すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 教育委員会の委員の構成に関する配慮等

地方公共団体の長は、教育委員会の委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者が含まれるように努めなければならないこととする。

2 教育委員会の会議の公開

教育委員会の会議は、公開することとする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができることとする。

3 教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定等

(1) 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定し、これを公表するものとする。

(2) 教育委員会の職務権限に関する規定等に教育行政に関する相談について明記すること。

4 市町村教育委員会の内申への校長の意見の添付

市町村教育委員会は、校長から任免その他の進退に関する意見の申出があった県費負担教職員について都道府県教育委員会に対し内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

5 県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用

(1) 都道府県教育委員会は、その任命に係る市町村の県費負担教職員（教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に限る。）で次のいずれにも該当するもの（分限免職等に該当する者を除く。）を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用することができることとする。

① 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。

② 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。

(2) 事実の確認の方法その他(1)の県費負担教職員が(1)の①及び②に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする。

(3) 都道府県教育委員会は、(1)の採用に当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地から、(1)の県費負担教職員の適性、知識等について十分に考慮するものとする。

(4) (1)の場合について、当該県費負担教職員が正式任用になっていた者であるときは、条件附採用としないこととする規定を設けること。

- 6 公立高等学校の通学区域に係る規定を削除すること。
- 7 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 教育の地方分権の精神及び教育委員会制度の理念に基づき、各教育委員会が自主性、主体性を確立し、教育委員会制度に期待されている役割と機能を正しく発揮できるよう、諸条件の整備に努めること。
- 2 指導が不適切な教員を免職し、引き続いて都道府県の教員以外の職に採用する措置の運用に当たっては、校長や教育委員会による恣意的な運用が行われないように、要件、手続等に関し、都道府県教育委員会に対して適切な指導、助言を行うこと。
- 3 教員の資質の向上を図るため、教員の養成、採用、研修の連携を一層深め、長期休業制度の設立について検討すること。
- 4 メンタルヘルスケアの充実を含め教職員の勤務条件の一層の改善等に努めること。
- 5 公立高等学校の通学区域に係る規定の削除に関し、高等学校教育を適正に進めるため、受験競争の激化、学校間格差の拡大等を招かないよう努めること。また、通学区域の設定に当たっては、地域社会の意向等地域の実情を十分踏まえるよう努めること。
- 6 今国会において成立した「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図ること等を趣旨としていることにかんがみ、今後の文部科学行政施策の推進に当たっては、可能な限り事前・事後評価を行うとともに、その結果を公表して国民への説明責任が果たせるように努めること。

右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校においては、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実を努めるものとするとともに、この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分に配慮しなければならないこととする。
- 2 小学校及び中学校の出席停止制度について、その要件を明確化し、出席停止を命ずる場合には保護者の意見の聴取等の手続を行わなければならないこととするとともに、その他手続に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとし、あわせて、出席停止期間中の児童生徒の学習の支援その他の教育上の措置を講ずるものとする。
- 3 大学は、通信による教育を行う研究科及び夜間に授業を行う研究科を置くことができるものとする。

- 4 次のいずれにも該当する大学は、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者であって、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有する者と認めるものを、当該大学に入学させることができることとする。こと。
 - ① 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
 - ② 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。
- 5 大学院を置く大学は、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者であって、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができることとする。こと。
- 6 大学は、勤務年数を問わずに、名誉教授の称号を授与できるようにすること。
- 7 盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎の寮母の名称を寄宿舎指導員に変更するとともに、その職務内容に関する規定を整備すること。
- 8 この法律は、公布の日から施行すること。

なお、本法律案については、衆議院において、「社会奉仕体験活動」を「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」とするとともに、飛び入学をさせることができる「大学」を、「当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれて」おり、かつ、「当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有する」大学に限定する修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 学校教育における体験活動の実施に当たっては、教育的な意義と見地を踏まえ、知的な探求や社会参加、職業意識の醸成などに資するように配慮するとともに、児童生徒の発達段階や、活動内容に応じて、児童生徒・保護者等の意向にも十分に配慮しながら行うこと。また、体験活動の重要性を踏まえ、実施に必要な諸条件の整備、支援措置を講じること。
- 2 出席停止制度の運用に当たっては、これが児童生徒の教育を受ける権利の制限となることにかんがみ、可能な限り短い期間にするとともに、本人や保護者に対して十分な説明を行うよう努め、慎重な手続を踏むこと。また、出席停止に係る児童生徒の弁明の聴取等、教育上の措置として本人の人権に十分配慮して行うこと。
- 3 出席停止期間中の児童生徒に対する教育的な支援措置が十分に行えるよう条件整備を推進すること。
- 4 大学への「飛び入学」の拡大をもたらす本制度の実施に際しては、その趣旨を周知・徹底するとともに、高等学校と大学間の連携を一層推進すること。

その実施に向けての協議の場を設置し、必要な指針等の策定を検討すること。

また、本制度の実施状況に関する実証的な調査研究を継続して行い、時宜に応じてその調査研究の成果を公表すること。
- 5 高等学校と大学等の連携については、今後もその在り方についての検討を進めるとともに、高等学校教育の改革、高等学校と大学等の接続の改善に向けて、関係者による協

議や調査研究のための条件整備に努めること。

- 6 今国会において成立した「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図ること等を趣旨としていることにかんがみ、今後の文部科学行政施策の推進に当たっては、可能な限り事前・事後評価を行うとともに、その結果を公表して国民への説明責任が果たせるように努めること。

右決議する。

社会教育法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

【要旨】

本法律案は、家庭及び地域の教育力の向上のため、社会教育行政の体制の整備を図るとともに、青少年の体験活動を促進し、あわせて社会教育主事の資格要件の緩和等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 教育委員会の事務として、家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設、青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施等の事務を規定すること。
- 2 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱することができるようにすること。
- 3 社会教育主事となるための実務経験の要件を緩和し、社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間を評価できるようにすること。
- 4 国及び地方公共団体が、社会教育に関する任務を行うに当たって、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする旨を規定すること。
- 5 この法律は、公布の日から施行するものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、「社会奉仕体験活動」を「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」とする修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 社会教育と学校教育との連携の確保に当たっては、学校施設の複合化、多機能化等、地域の特性に応じた総合的な施設づくりを推進し、子育て支援、生涯学習、文化振興等、開かれた地域コミュニティの拠点としての学校施設を整備するとともに、学校の安全確保についても十分に努めること。
- 2 地域住民の生涯学習の振興に資するため、多様化・高度化する学習ニーズに対応した社会教育体制の整備に努めるとともに、「教育の日」、「教育休暇制度」の導入を促進するなど、地域における教育への関心・支援を高めるための条件整備に努めること。
- 3 今国会において成立した「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が、政策評価の

客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図ること等を趣旨としていることにかんがみ、今後の文部科学行政施策の推進に当たっては、可能な限り事前・事後評価を行うとともに、その結果を公表して国民への説明責任が果たせるように努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※20	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	13.2.9	13.3.26	13.3.29 可決	13.3.30 可決	13.3.8 文部科学	13.3.16 可決	13.3.22 可決
○13.3.26 参本会議趣旨説明 ○13.3.8 衆本会議趣旨説明									
※21	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案	衆	2.9	3.29	4.3 可決 附帯	4.4 可決	3.22 文部科学	3.28 可決 附帯	3.29 可決
41	国立学校設置法の一部を改正する法律案	参	2.23	5.24	5.31 可決	6.1 可決	6.12 文部科学	6.20 可決	6.22 可決
43	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2.27	6.15	6.28 可決 附帯	6.29 可決	5.29 文部科学	6.13 可決 附帯	6.14 可決
○13.6.15 参本会議趣旨説明 ○13.5.29 衆本会議趣旨説明									
71	学校教育法の一部を改正する法律案	衆	3.13	6.15	6.28 可決 附帯	6.29 可決	5.29 文部科学	6.13 修正 附帯	6.14 修正
○13.6.15 参本会議趣旨説明 ○13.5.29 衆本会議趣旨説明									
72	社会教育法の一部を改正する法律案	衆	3.13	6.15	6.28 可決 附帯	6.29 可決	5.29 文部科学	6.13 修正	6.14 修正
○13.6.15 参本会議趣旨説明 ○13.5.29 衆本会議趣旨説明									

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯議決

・ 本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
15	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案	本岡 昭次君 外4名 (13.3.22)	13.3.26		13.3.26	未了				
○13.3.26 参本会議趣旨説明										

【厚生労働委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議2件、衆議院継続1件）、衆議院厚生労働委員長提出1件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願54種類1,435件のうち、5種102件を採択した。

〔法律案の審査〕

確定拠出年金法案は、第150回国会において衆議院で継続審査に付されたものであるが、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与しようとするものである。

委員会においては、確定拠出年金制度の意義、拠出限度額の根拠、加入者に対する関係機関の忠実義務の確保、投資教育の在り方、企業において確定拠出年金を採用する場合の適正な労使合意の確保等について、質疑が行われた後、討論に入ったところ、日本共産党を代表して井上理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、11項目にわたる附帯決議が付された。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものである。

委員会においては、遺骨収集の現状とDNA鑑定の検討状況、国籍要件の見直し、毒ガス障害者対策等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。

平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成13年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成12年度と同額に据え置こうとするものである。

委員会においては、基礎年金の国庫負担率の引上げスケジュール、物価スライド制の在り方、障害年金の認定基準、学生の納付特例制度等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、労働時間の短縮について、政府目標である年間総実労働時間1,800時間が未達成であることにかんがみ、今後も事業主等による労働時間の短縮に向けた自主的な努力を促進するため、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の廃止期限を平成18年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

委員会においては、1,800時間達成の見通し、サービス残業の解消、中小企業における労働時間短縮促進、年休の取得率向上、時間外労働の規制強化等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、6項目にわたる附帯決議が付された。

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案は、経済社会の変化に対応して円滑な再就職を促進するため、事業主による離職予定者の再就職支援を促進するとともに、都道府県が策定する計画に基づく地域雇用開発の推進、職業能力の適正な評価のための制度の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、雇用失業情勢の見通しと雇用創出策、再就職援助促進措置が安易な解雇の促進につながらないようにするための方策、募集・採用時における年齢制限緩和のための努力義務規定の実効性、地域雇用開発に係る計画に労使の意見反映の必要性、障害者の雇用確保の重要性等について質疑が行われた後、討論に入ったところ、日本共産党を代表して井上理事より反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、8項目にわたる附帯決議が付された。

確定給付企業年金法案は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約する確定給付企業年金について、規約型または基金型により実施することとし、積立基準の設定、行為準則の明確化、情報開示等の受給権保護を図ることによって、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援しようとするものであるが、衆議院において、確定給付企業年金を実施する事業主等及び厚生年金基金は、加入者等に対し行う業務の概況についての情報提供を、受給者に対しても同様に行うよう努める旨の規定を追加する修正が行われた。

委員会においては、支払保証制度の必要性、新制度への移行を円滑に行うための具体的措置、厚生年金基金の代行給付部分の返上の在り方、企業年金税制の在り方、企業年金における年金給付の性格等について、質疑が行われた後、討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、10項目にわたる附帯決議が付された。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案は、企業組織の再編や人事労務管理の個別化が進む中で、解雇や労働条件の変更等をめぐり、労働者個人と事業主との間の紛争が増加していることから、これら個別労働関係紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長による情報提供や助言・指導、紛争調整委員会による紛争解決のためのあっせん制度の創設等の措置を講じようとするものであるが、衆議院において、個別労働関係紛争の未然防止や解決促進に向けて地方公共団体が取り組むべき施策の一つとして、あっせんを明記するなどの修正が行われた。

委員会においては、個別労働関係紛争の現状、労働委員会を中心とする紛争解決システム構築の必要性、紛争予防のための法整備の必要性、紛争調整委員会の委員の任命基準、あっせん制度の実効性確保策等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、7項目にわたる附帯決議が付された。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案は、本院先議で審査され、障害者の社会経済活動への参加の促進等を図るため、医師等の資格制度、薬局開設等の許認可要件等において、障害を特定して、資格等を与えないこととしている欠格事由について、障害を特定せず、業務を行う能力に応じて資格等を与えることとする等、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るほか、医療関係資格の中で守秘義務規定が設けられていない保健婦、看護婦、准看護婦及び歯科技工士について守秘義務規定を整備するものである。

委員会においては、欠格事由見直しの全体像、改正の理念及び方向性、相対的欠格事由の具体的基準、不服申立て制度の在り方、障害者の教育・資格取得・就業に関する支援の拡充等についての質疑とともに、参考人からの意見聴取が行われた後、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、二院クラブ・自由連合、さきがけ環境会議を代表して、亀谷理事より、附則に、施行後5年を目途とする検討条項を追加する旨の修正の動議が提出された。順次採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ全会一致で可決され、本法律案は修正議決された。なお、9項目にわたる附帯決議が付された。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案は、公的年金制度の一元化の一環として、農林漁業団体職員共済組合の年金給付等を厚生年金保険へ統合するとともに、当該共済組合の組合員であった期間を有する者に対して、統合後においてもなお存続する当該共済組合が特例年金給付の支給等の業務を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、被用者年金制度一元化の意味と今後の取組、農林年金統合に際しての移管金の額及び移管方法、旧農林共済組合員の上乗せ保険料の根拠、被用者年金各制度の財政状況等に関する情報公開の実施の必要性等について、質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、4項目にわたる附帯決議が付された。

水道法の一部を改正する法律案は、本院先議で審査され、水道事業については、市町村の経営する中小規模の事業者が大半を占め、施設の老朽化が進む中、地下水汚染、病原性微生物の問題などの新たな課題に適切に対処することが困難な状況にあること、また、水道法が適用されていない自家用水道や、ビル等の建物内の水道においても、不適切な管理から衛生上の問題が生じていることにかんがみ、水道の管理を適正なものとし、かつ、水道水の安定供給を図るため、水道事業の広域化を促進するための規定を整備するとともに、専用水道の範囲の拡大、貯水槽水道に関する責任の明確化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、法整備を含めた水行政に関する総合的な施策の必要性、貯水槽水道の管理の在り方、鉛に関する水質基準の早急な見直し、水道事業の第三者への業務委託の考え方等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、5項目にわたる附帯決議が付された。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案は、ハンセン病患者であった者等の置かれていた状況にかんがみ、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するため、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により補償金を支給するとともに、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表すなど所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案の提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、補償金の法的性格、ハンセン病患者・元患者の名誉回復措置の内容、隔離政策等に対する歴史的検証の必要性、ハンセン病療養所の不自由者棟における看護体制の充実等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。

なお、本法律案の審査に先立ち、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会の関係者を参考人として招致し、意見を聴取した。

〔国政調査等〕

3月15日、坂口厚生労働大臣から所信を、増田厚生労働副大臣から平成13年度厚生労働省関係予算の概要説明を聴取した。次いで、旧国民福祉委員会が第150回国会閉会後の平成13年1月16日から17日までの2日間、高齢者医療及び介護保険の実施状況等に関する実情を調査するため長野県及び山梨県に行った委員派遣について、本委員会の参考に資するため派遣委員の報告を聴取した。

次に、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団問題について質疑が行われ、KSD問題に関する調査の概要、KSD問題にかかる処分内容に対する厚生労働大臣の所見、KSD豊明会による政治献金の実態、KSDの会員勧誘に際して信金等関与の実態の調査状況、公益法人に対する厚生労働省の今後の指導監督方針と強制力担保の必要性、ものづくり大学の設立理念と開校の進捗状況、アトムジャパンに対する厚生労働省の改善勧告の内容、外国人研修生の研修内容を改善する必要性等の問題が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度厚生労働省関係予算を審査し、介護保険制度の在宅サービスの利用割合が低いことへの認識、介護保険制度が雇用失業情勢に与えた影響、高次脳障害支援モデル事業の創設趣旨、公益法人への助成金の在り方、公益法人に対する指導・監督体制の強化策等について質疑が行われた。

次に、社会保障及び労働問題等に関する調査を行い、厚生労働行政の基本施策について、社会保障制度改革についての基本的考え方、歯科医師の臨床研修の必修化に向けた体制整備の状況、医師・病床の地域偏在の是正、身体障害者福祉法における呼吸器機能障害の位置付け、児童虐待問題における児童相談所の対応、介護制度における高齢者生活福祉センターの充実の必要性、特定疾患治療研究事業の見直しの是非、血液凝固因子製剤フィブリノゲンによるC型肝炎問題、雇用創出のための具体的取組、ホームレスの現状と今後の対策等の質疑が行われた。

4月3日、社会保障及び労働問題等に関する調査を行い、厚生労働行政の基本施策について、社会保障改革大綱の内容、医療分野における規制改革、高齢者医療制度の見直し、介護保険の施行状況、小児医療体制の充実、医療機関と養護学校の連携、病院薬剤師の配置基準、医療事故の防止策、母子家庭・父子家庭対策、自閉症対策、労働時間の短縮策、外国人技能実習生問題等について質疑が行われた。

5月22日、小泉内閣発足に伴い、坂口厚生労働大臣から厚生労働行政の基本政策について所信を聴取した。

5月24日、厚生労働行政の基本施策について質疑が行われ、ハンセン病訴訟の熊本地裁判決に対し政府が控訴断念をした背景と理由、ハンセン病隔離政策の原因と今後の対応、食品の安全性確保に向けた取組状況、ドクターヘリ導入の経緯と今後の展望、知的障害者・精神障害者に対する福祉施策の在り方、経済構造改革に伴う追加的雇用対策の必要性、保育行政の在り方、高齢者の住宅確保及び改修の促進、国立病院統廃合の不合理性、高齢者医療制度改革問題、ヤコブ病訴訟に対する政府の対応、パートタイム労働者対策の在り方、中途障害者に対する雇用政策、点字図書館録音テープの利用制度の在り方等の問題が取り上げられた。

5月31日、ハンセン病問題について質疑が行われ、ハンセン病に関する厚生行政についての責任に対する大臣所感、患者・元患者に対する補償問題、ハンセン病に対する差別・

偏見を解消するための施策の必要性、ハンセン病療養所入所者の処遇改善の状況、ハンセン病資料館の充実、ハンセン病に関する過去の厚生行政を検証する委員会等の必要性、患者に対して行ってきた優生手術の実態、政府声明を閣議決定とした理由、隔離政策継続を国会の不作為とした熊本地裁判決への対応の在り方、ハンセン病療養所入所者を国民健康保険の適用除外とすることの問題点、平成8年のらい予防法廃止法案に対する参議院厚生委員会の附帯決議への政府の対応状況等の問題が取り上げられた。

6月14日、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案の審査に先立ち、ハンセン病問題について、5名の参考人から意見を聴取した。

6月26日、坂口厚生労働大臣から臓器の移植に関する法律に対する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成13年2月6日（火）（第1回）

- 理事を選任した。

○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度厚生労働省関係予算に関する件について増田厚生労働副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団問題に関する件について坂口厚生労働大臣、増田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生労働省所管）について坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣、増田厚生労働副大臣、今村国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣、増田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、増田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第22号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし
- 平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第23号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし
- 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆

議院送付)について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月29日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣、増田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第24号)賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月3日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障改革大綱に関する件、医療分野における規制改革に関する件、高齢者医療制度の見直しに関する件、介護保険の施行状況に関する件、小児医療体制の充実に関する件、医療機関と養護学校の連携に関する件、病院薬剤師の配置基準に関する件、医療事故の防止に関する件、母子家庭・父子家庭対策に関する件、自閉症対策に関する件、労働時間の短縮に関する件及び外国人技能実習生に関する件について坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(閣法第82号)について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月5日(木)(第7回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(閣法第82号)について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(閣法第82号)について参考人川崎医療福祉大学学長江草安彦君、全国自治体病院協議会精神病院特別部会副部長金子晃一君、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会会長吉本哲夫君及び障害者インターナショナル日本会議障害者権利擁護センター所長金政玉君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、坂口厚生労働大臣、坂井内閣府副大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、修正議決した。

(閣法第82号)賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月10日(火)(第8回)

- 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月12日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、増田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第31号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、二連、さき
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成13年5月22日（火）（第10回）

- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣から所信を聴いた。

○平成13年5月24日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 水道法の一部を改正する法律案（閣法第89号）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水道法の一部を改正する法律案（閣法第89号）について坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第89号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。
- 確定給付企業年金法案（閣法第34号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員福島豊君から説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ハンセン病問題に関する件について坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月5日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 確定給付企業年金法案（閣法第34号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 確定給付企業年金法案（閣法第34号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、松

下内閣府副大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第34号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、二連、さき
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月14日(木)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- ハンセン病問題に関する件について参考人ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長曾我野一美君、「らい予防法」違憲国賠西日本訴訟原告団副団長志村康君、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長代理研雄二君、全国ハンセン病療養所入所者協議会会長高瀬重二郎君及び全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長神美知宏君から意見を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(衆第47号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生労働委員長鈴木俊一君から趣旨説明を聴き、同君、坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣、横内法務副大臣、政府参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第47号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし

- 確定拠出年金法案(第150回国会閣法第21号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成13年6月19日(火)(第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 確定拠出年金法案(第150回国会閣法第21号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣、松下内閣府副大臣、村上財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月21日(木)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 確定拠出年金法案(第150回国会閣法第21号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣、竹中経済財政政策担当大臣、榊屋厚生労働副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(第150回国会閣法第21号) 賛成会派 自保、民主、公明、二連
反対会派 共産、社民、さき

なお、附帯決議を行った。

- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案(閣法第83号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月26日（火）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第83号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院厚生労働委員長代理吉田幸弘君から説明を聴いた。
- 臓器移植に関する件について坂口厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成13年6月28日（木）（第20回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、南野厚生労働副大臣、中川法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第44号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 請願第7号外101件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外1,332件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

(1) 障害年金に係る扶養加給額の引上げ

障害年金受給者に配偶者以外の扶養親族がある場合の扶養加給額を、平成13年4月分から年額7万2,000円（現行年額6万6,000円）に増額する。

(2) 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、公務死に係る額について、平成13年4月分から年額195万9,200円（現行年額195万6,200円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても増額する等とする。

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

(1) 新たに戦傷病者等の妻になった者への支給

平成5年4月2日以後に戦傷病者等の妻となった者に対し、特別給付金として額面15万円、5年償還の国債を支給する。

(2) 戦傷病者等の妻で当該戦傷病者等が平病死した者への支給

平成5年4月1日から平成8年9月30日までの間に、夫たる戦傷病者等が平病死した場合に、その妻に特別給付金として額面5万円、5年償還の国債を支給する。

3 施行期日

この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、2については同年10月1日から施行する。

平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成13年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成12年度と同額に据え置くこととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 平成13年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付並びに農業者年金基金法による年金給付について、平成10年の年平均の消費者物価指数に対する平成12年の年平均の消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措

置を講じないこととする。

2 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、労働時間の短縮について、政府目標である年間総実労働時間1,800時間が未達成であることから、今後も引き続き労働時間の短縮に向けた施策を講ずる必要があるため、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の廃止期限を平成18年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、本法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、累次の経済計画における国際公約ともなっている年間総実労働時間1,800時間が未だ達成されていないことも踏まえ、一日も早く国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現できるよう、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 政府目標である年間総実労働時間1,800時間を早期に実現するため、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、本法に基づく実効性ある労働時間短縮推進計画を策定し、政府の強い指導により労働時間短縮対策を総合的に推進すること。
- 2 年次有給休暇の取得率向上に向けて、計画年休制度の導入促進や長期休暇制度の普及促進等実効性ある施策を推進すること。
- 3 時間外労働を削減するため、限度基準に基づく指導に努めるとともに、「所定外労働削減要綱」について、実効性を高めるよう見直しを行い、これに基づく周知を行うこと。また、いわゆる「サービス残業」は違法であることから、この解消に向けて、始業、終業時刻の把握等労働時間管理の徹底を指導するなど、重点的な監督指導を行うこと。
- 4 男女共同参画社会に向けた新しい働き方の実現のための時間外労働の限度基準の見直し、並びに、時間外・休日及び深夜労働の割増率の水準の見直しについて、検討を行うこと。
- 5 本年4月1日より1週44時間に短縮される特例措置対象事業場を含め中小零細企業における労働時間短縮の促進のための環境整備その他必要な援助等を行うこと。
- 6 変形労働時間制及び裁量労働制の運用に当たっては、長時間労働にならないよう適切な監督指導を実施し、制度の趣旨を踏まえた適正な労働条件の確保を図るものとする。

右決議する。

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、産業構造の転換等経済社会の変化が進む中で、労働者が離職を余儀なくさ

れる場合の円滑な再就職を可能とするとともに、労働者個人の自発的な能力開発を促進するなどにより、職業生活の全期間を通じてその職業の安定を図るため、必要な施策を整備充実しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止

特定の業種にかかわらず離職を余儀なくされる労働者について円滑な再就職を促進するための施策を講ずることを踏まえ、同法を期限どおり平成13年6月30日をもって廃止する。

2 雇用対策法の一部改正

(1) 事業規模の縮小等を行おうとする場合に、事業主は、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないものとするとともに、政府は、認定を受けた計画に基づき対象労働者の再就職援助のための措置を講ずる事業主に対し必要な助成及び援助を行う。

(2) 中高年齢者の再就職を促進するため、事業主は、労働者がある有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならないものとする。

3 職業能力開発促進法の一部改正

労働者の職業生活の設計に即した自発的な職業能力開発を促進するため、関係者の責務及び事業主が必要に応じて講ずる措置を定めるとともに、技能検定試験に関する業務を行わせることができる民間試験機関の範囲及び当該民間試験機関に行わせることができる業務の範囲の拡大を通じて、職業能力評価制度を整備する。

4 雇用保険法の一部改正

雇用安定事業として、離職を余儀なくされる労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことができるものとする。

5 地域雇用開発等促進法の一部改正

地域の主体性をいかしつつ、就職の促進その他の地域雇用開発を図る観点から新たに整理した「雇用機会増大促進地域」等4つの地域区分について、都道府県が策定する計画を厚生労働大臣が同意し、当該計画に基づき対策を講ずる方式に改める。

6 施行期日

本法律は、一部を除き、平成13年10月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1 急速なグローバル化の進行など経済社会の構造変革に伴う雇用情勢の変化に機動的・弾力的に対応するため、雇用の創出とセーフティネットの整備について取り組むこと。

2 本改正により、雇用政策の課題である労働者が安心して働ける社会を構築するため、自発的な職業能力開発を支援するとともに、ミスマッチによる構造的な失業の解消に努め、雇用の維持安定を図ること。

3 事業主による再就職の援助を促進するための措置については、安易な解雇を促進することのないよう十分に周知するなど適切な運用が図られるようにすること。

- 4 障害者の雇用の促進は雇用政策の重要課題であり、本改正による関係規定の削除は障害者雇用対策の重要性をいささかも減じるものではないことを認識し、景気動向を踏まえ、必要な施策の推進を図ること。
- 5 雇用就業ニーズの多様化を踏まえ、パート労働者などで短期雇用を反復継続する労働者について、フルタイム労働者との均衡等を考慮して、雇用労働条件管理の改善を進めるとともに、派遣労働者について適正な就業環境の確保を図ること。
- 6 少子高齢化が進展し、育児期後の女性の再就職希望者が多い中で、労働者の募集及び採用について年齢にかかわらず均等な機会を与えるべき事業主の努力義務については、その趣旨に沿った適切な運用に努めること。また、国家公務員及び地方公務員についても、民間事業主へ努力義務を課すことを踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応を図ること。
- 7 地域雇用機会増大計画、地域能力開発就職促進計画、地域求職活動援助計画又は地域高度技能活用雇用安定計画について協議を受けたときは、厚生労働大臣は、地域労使の意見が反映されるよう配慮の上、当該協議案の考え方を尊重すること。
- 8 地方労働基準審議会、地方職業安定審議会の廃止に当たっては、その果たすべき機能が適切に関係審議会に継承されるよう万全の配慮を行うこと。
右決議する。

確定給付企業年金法案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約する確定給付企業年金について、統一的な枠組みの下に必要な制度整備を行い、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 制度の枠組み

確定給付企業年金は、事業主が、労使で合意した規約に基づき信託会社、生命保険会社等と年金資金を積み立てる契約を締結する規約型か、又は、事業主とは別法人の企業年金基金を設立する基金型により実施する。

2 給付

事業主等は、加入者が老齢になった場合及び脱退した場合に給付を行うほか、障害を負った場合又は死亡した場合にも給付を行うことができるものとする。

3 掛金

事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出しなければならないものとするとともに、加入者は、規約で定めるところにより、掛金の一部を負担することができるものとする。

4 受給権の保護

- (1) 事業主等は、将来にわたって約束した給付が支給できるよう、約束した給付に見合う積立金を積み立てなければならないものとするとともに、少なくとも5年ごとに財

政再計算を行わなければならないものとする。

(2) 企業年金の管理又は運営に関わる者の責任や行為準則を明確化する。

(3) 事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、企業年金の実施状況について加入者に情報開示する。

5 制度間の移行

規約型企業年金、基金型企業年金及び厚生年金基金との間で相互に移行できるものとするほか、確定拠出年金への移行ができるものとする。

6 税制措置

確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金について、各税法で定めるところにより、税制上の必要な措置を講じるものとする。

7 施行期日

本法律は、一部を除き、平成14年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、確定給付企業年金を実施する事業主等及び厚生年金基金は、加入者等に対し行う業務の概況についての情報提供を、受給者に対しても同様に行うよう努める旨の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 支払保証制度については、企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き、検討を加えること。
- 2 企業年金の受給者に対する情報の開示については、事業主、企業年金基金及び厚生年金基金に対し、国会修正の趣旨を踏まえて、実情に即した適切な指導を行うこと。また、企業年金が給付額の減額などの受給者にとって不利益な変更を行う場合には、適切な手続の下に行われるよう必要な措置を講ずること。
- 3 事業主、資産管理運用機関等の受託者責任については、企業年金の管理・運営に関わる者がその内容を十分理解し、適正に行動するよう指導すること。そのため、受託者責任の理念が関係者間に周知徹底するよう努めること。
- 4 適格退職年金については、確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、積立基準等につき、適切な経過措置を講ずること。
- 5 中小企業が実施している適格退職年金については、それらの確定給付企業年金への円滑な移行を促進する観点から、財政再計算について簡易な基準を設定するなど、その事務負担の軽減を図るための特段の配慮を行うこと。
- 6 厚生年金基金のいわゆる代行部分の返上については、関係法令の周知徹底を図るとともに、その返上が有価証券による現物で行われる場合には、厳正な資産評価に基づいて適正に行い、インサイダー取引等が生じることのないよう厚生年金基金を監督すること。
- 7 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の今後の在り方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。また、厚生年金基金連合会の財政については、引き続き、その情報の開示を進めるとともに健全化に努めること。
- 8 確定給付企業年金などの企業年金制度については、公的年金の上乗せ給付としての役割が期待されていることから、その一層の普及促進に努めること。

- 9 転職に伴う年金原資の移換制度については、企業年金のポータビリティを確保する観点から、引き続き、検討を加えること。
- 10 年金に対する課税の在り方については、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討すること。
右決議する。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、企業組織の再編や人事労務管理の個別化の進展等を背景に、解雇、労働条件の変更等をめぐる労働者個人と事業主との間の紛争が増加していることにかんがみ、これら個別労働関係紛争の簡易・迅速な解決を図るための制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならないこととする。
- 2 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争を未然に防止するとともに、個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、事業主等に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこととする。
- 3 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決について援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導を行うことができることとする。
- 4 都道府県労働局に紛争調整委員会を置くこととし、都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせることとする。
- 5 地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者、事業主等に対する情報の提供、相談その他の必要な施策を推進するように努めることとし、国はこれらの施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずることとする。
- 6 この法律は、平成13年10月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、個別労働関係紛争の未然防止や自主的解決を促進するために地方公共団体が推進に努める施策として、あっせんを明記するとともに、これらの施策を知事から委任を受けて地方労働委員会が実施する場合、中央労働委員会は、当該地方労働委員会に対し、必要な助言又は指導を行うことができるとする旨の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 個別労働関係紛争が増加しており、相当な件数にのぼるようになってきているという実態等を踏まえ、これを公正、迅速、適正に解決するために、十分な体制の確立など司法、地方行政を含めた複線的な紛争解決システムの整備を図ること。

- 2 個別労働関係紛争については、企業内において、不満・苦情の段階で、これを適切に処理することが望ましいため、企業内における苦情処理機関等の整備やその活用の促進に向けた情報提供等の支援を強化すること。また、本法に基づき、労働者が紛争解決について援助を求めた場合、このことを理由に事業主が不利益な取扱いをしてはならないとの法第4条第3項の趣旨を労働関係当事者に周知徹底すること。
- 3 紛争調整委員会が男女雇用機会均等法に基づく調停等を行う場合には、機会均等調停委員会の設置の趣旨や目的、名称・設立の経緯を十分に尊重し、その扱いを明確にした運営を行うこと。
- 4 地方公共団体が地方労働委員会等において個別労働関係紛争の解決のための取組を行うに当たり、十分な連携を図るとともに、必要な支援を行うこと。また、中央労働委員会は、全国の地方労働委員会が行う個別労働関係紛争の解決のための取組に係る情報の収集及び提供その他必要な支援を行うこと。
- 5 紛争調整委員会が行うあっせんにおいては、事実の把握、紛争当事者双方からの十分な意見聴取に努めること。また、紛争調整委員会の運営状況の評価を地方労働審議会で行うとともに、職員の研鑽を図り、委員会の機能の充実を図ること。さらに、本法による個別労働関係紛争処理制度が十分に活用されるよう、本制度の周知徹底に努めるとともに、利用者の利便性を高めるために体制の充実を図ること。
- 6 都道府県労働局、地方労働委員会等における個別労働紛争解決制度については、裁判外紛争処理制度として適切に位置づけること。あわせて、労働関係事件への対応について、裁判外紛争処理と裁判所の連携を明確にし、十分な検討を行うこと。
- 7 国が行う地方労働行政については、地方公共団体と十分な連携を図るとともに、地方労使団体の意見を十分尊重するものとする。右決議する。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）（先議）

【要旨】

本法律案は、障害者の社会経済活動への参加を促進するため、国民の健康及び安全に関する資格制度、許認可要件等において定められている障害者等に係る欠格事由の適正化等を図ることとし、27法律・31制度を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 障害者等に係る欠格事由の適正化等

- (1) 医師等の資格制度、薬局開設等の許認可要件等において資格等を与えないこと等とされる欠格事由のうち、障害を特定しているものについて、障害を特定しないこととし、業務を行う能力に応じて資格等を与えることができることとする。
- (2) 調理師等の資格、医師国家試験の受験資格等について、障害者に係る欠格事由を廃止する。
- (3) 素行が著しく不良である者、伝染性の疾病にかかっている者等に係る欠格事由を廃

止する。

(4) 資格等を与えないこととする場合の意見聴取規定を設ける。

2 守秘義務規定の整備

保健婦助産婦看護婦法につき保健婦、看護婦及び准看護婦の、歯科技工士法につき歯科技工士の守秘義務規定を整備する。

3 罰則

2の守秘義務規定に違反した場合には、保健婦、看護婦及び准看護婦は6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金に、歯科技工士は50万円以下の罰金に処すること等所要の罰則規定を整備する。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案 委員会修正

【要旨】

附則に、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの規定を追加する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 障害者の社会参加と平等、人権の尊重という今次制度改正の根本理念の具現化に向け、政府は終期の迫った「障害者対策に関する新長期計画」及び「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」を完全達成するとともに、引き続き次期計画及び整備目標を策定し遅滞なき総合的な障害者施策の推進に最大限の努力を講ずること。
- 2 我が国の本格的なIT社会への展開に際し、新たな技術革新が障害者の資格取得や就業における格差を生起することのないよう、デジタル・ディバイドの解消とユニバーサルデザインの普及・普遍化に努めること。
- 3 各種資格試験等においては、これが障害者にとって欠格条項に代わる事実上の資格制限や障壁とならないよう、点字受験や口述による試験の実施等、受験する障害者の障害に応じた格別の配慮を講ずること。
- 4 大学・専門学校等の教育・養成機関が、受験と教育の両面において必ずしも障害者に開かれてはいない現状にかんがみ、これら教育・養成機関での障害者に配慮した受験制度及び就学環境の改善を進め、障害者の資格取得支援のための条件整備について所要の措置を講ずること。
- 5 本法改正を実効あるものとする観点から、障害及び障害者の機能を補完する機器の開発、職場介助者等の職場における補助的手段の導入に対する事業主への助成など、関係行政機関が一体となって総合的な障害者の就業環境の整備に努めること。
- 6 現在の厳しい雇用環境にかんがみ、障害者に対する差別・偏見を除去するための啓

蒙・啓発を更に進め障害者雇用の促進を図るとともに、障害を理由とする解雇を無くすよう厳しく指導すること。さらに、とりわけ立ち遅れている精神障害者雇用の進展のため、障害者雇用促進法における雇用率の制度の在り方も含め、雇用支援策の充実について早急に検討を進めること。

- 7 本法改正に伴う省令等の策定に当たっては、医療関係者はもとより障害者関係団体など幅広い分野からの意見聴取等を図り、相対的欠格事由の的確な運用に齟齬の生じないよう努めること。
- 8 免許を与えないこととするときの不服申立てについては、専門家の意見を聴くことを含め、適切な措置を講ずること。
- 9 障害者の自立を促進するため、所得保障及び雇用確保の在り方について速やかに検討を進めること。
右決議する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案（閣法第83号）

【要旨】

本法律案は、公的年金制度の一元化の一環として、農林漁業団体職員共済組合（以下「農林共済組合」という。）の年金給付等を厚生年金保険へ統合するとともに、農林共済組合の組合員であった期間を有する者に対する規定を整備する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林漁業団体職員共済組合法等の廃止等
農林漁業団体職員共済組合法等を廃止し、旧農林共済組合の組合員を厚生年金保険の適用対象とする。
- 2 旧農林共済組合の組合員であった者に対する厚生年金保険が支給する年金給付に関する経過措置
 - (1) 旧農林共済法等による給付に関する経過措置
旧農林共済組合の年金給付等のうち、厚生年金相当部分については、厚生年金保険から支給する。
 - (2) 保険料率の特例
農林漁業団体の事業所等に係る厚生年金の被保険者については、特例保険料率を設定する。
 - (3) 存続組合の納付金
厚生年金相当部分の年金給付に要する費用に充てるため、旧農林共済組合は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、当該費用に係る積立金に相当する額を納付する。
- 3 旧農林共済組合員であった者に対する特例年金給付に関する経過措置
旧農林共済組合の年金給付等のうち、旧農林共済組合員期間に係る職域年金相当部分（特例年金）については、統合後もなお経過的に存続する農林共済組合から支給する。
- 4 施行期日
この法律は、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 公的年金制度の一元化については、平成13年3月16日の閣議決定を踏まえ、財政単位の拡大と共通部分の費用負担の平準化を図ることを基本として、一元化に向けた取組の積極的な推進を図るとともに、そのための方策については、21世紀初頭の間に結論が得られるよう、検討を急ぐこと。
- 2 被用者年金制度の一元化に当たっては、被用者年金各制度の財政状況等について、適時適切な情報の開示を行うとともに、具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証を行うこと。
- 3 農林共済年金の厚生年金への統合の際の年金の裁定、支払等の移行措置については、被保険者及び年金受給者に不安や混乱が生じないよう、万全を期すること。
- 4 農林共済年金の厚生年金への統合に当たっては、雇用確保等の問題に対する適切な対応を含め、円滑な施行のために適正な対応を図ること。
右決議する。

水道法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（先議）

【要旨】

本法律案は、水道の管理を適正なものとし、かつ、水道水の安定供給を図るため、水道事業の広域化を促進するための規定を整備するとともに、専用水道の範囲の拡大、貯水槽水道に関する責任の明確化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 水道事業の広域化を促進するための規定の整備

水道事業の広域化等を通じて、水道事業者等が技術及び財政の両面から安定した基盤を確立できるようにするため、水道事業を統合する場合の手続を厚生労働大臣の認可制から事前届出制へと簡素化するとともに、水道事業者は水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者等に委託できるとする規定等を新たに設けることにより、中小の市町村が技術力の高い他の市町村等に包括的に業務を委託できる仕組みを整備する。

2 専用水道の範囲の拡大

利用者の多い自家用等の水道における管理を適正化するため、1日最大給水量が政令で定める基準を超える水道施設を専用水道の定義に追加することとする。

3 貯水槽水道に関する責任の明確化

ビル等の貯水槽水道における管理の充実を図るため、水道事業者が定める供給規程の要件に、貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていることを追加することとする。

4 情報提供の充実

水道の利用者への情報提供を促進するため、水道事業者は、水道の需要者に対し、水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならないものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 流域における健全な水循環の視点から、安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、関係省庁との連携を強化しつつ、水環境の保全・再生に資する施策の充実を図ること。
- 2 環境への負荷を低減するため、節水型社会に向けた施策を積極的に進めるとともに、合理的な水需給計画とすること。
- 3 水道施設の老朽化や震災等への対策を充実する観点から、水道施設の更新が適切に行われるよう、技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。
- 4 近年の地下水汚染の進展やクリプトスポリジウム等の新たな病原性微生物、環境ホルモン等に対応するため、水道水質基準に係る国際的な動きも踏まえつつ、水質検査技術の向上と水道水質基準の強化・拡充に努めること。また、鉛の水質基準については、早期に見直すとともに、その達成に向けて技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。
- 5 貯水槽水道利用者の安全・安心を確保するため、衛生行政の強化・充実を図るとともに、水道事業者及び利用者が積極的に関与できる体制づくりについて検討を進めること。
右決議する。

確定拠出年金法案（第150回国会閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 確定拠出年金の種類及び加入者

- (1) 確定拠出年金は、企業型年金及び個人型年金の2種類とする。
- (2) 企業型年金は、厚生年金保険の適用事業所の事業主（以下「事業主」という。）が、労使合意に基づく規約を作成して実施し、60歳未満の従業員が加入者となる。
- (3) 個人型年金は、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）が規約を作成して実施し、国民年金第一号被保険者及び公的年金に上乘せする給付のない60歳未満の厚生年金保険の被保険者が申出により加入者となる。

2 掛金

- (1) 掛金は、企業型年金においては事業主が、個人型年金においては加入者が拠出する。
- (2) 掛金の額は、政令で定める拠出限度額を超えてはならない。

3 運用

- (1) 加入者は、個人別管理資産（給付に充てるため積み立てられている個人別に管理された資産）について運用の指図を行う。
- (2) 事業主及び連合会は、加入者が行う運用の指図に資するため、資産運用に関する基礎的な資料の提供等に努めなければならない。

4 給付

- (1) 給付の種類は、老齢給付金（加入者であった者が原則として60歳に到達した場合）、障害給付金及び死亡一時金とする。
- (2) 給付の額は、規約で定めるところにより算定した額とする。
- (3) 老齢給付金及び障害給付金は、年金として支給するほか、規約に定めがある場合は、一時金として支給することができる。

5 個人別管理資産の移換

加入者が離転職した場合等においては、個人別管理資産を他の企業型年金又は個人型年金に移換するものとする。

6 確定拠出年金運営管理機関

加入者に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として主務大臣の登録を受けた法人でなければならないものとし、主務大臣が必要な監督を行う。

7 事業主等の行為準則

事業主、連合会及び確定拠出年金運営管理機関等について、加入者のため忠実にその業務を遂行しなくてはならないものとする等の行為準則を設ける。

8 税制上の措置

確定拠出年金に係る掛金、積立金及び給付について、各税法で定めるところにより、税制上必要な措置を講ずる。

9 その他

当分の間、一定の要件を満たす者については、脱退一時金の請求ができるものとする。

なお、衆議院において、施行期日を平成13年3月1日から平成13年10月1日とする修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、確定拠出年金が自己選択と自己責任に基づく初めての年金制度であることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 確定拠出年金の実施に当たっては、本制度に対する国民の理解が深まるよう十分な周知を行うなど、円滑な実施を図るために必要な環境整備に努めること。
- 2 企業型年金規約の承認に当たっては、法律や政令で定める基準に合致していること及び労使合意が適正になされていることの確認を的確に行うこと。
- 3 確定給付型の企業年金等から確定拠出年金への移行に当たっては、労使合意が適正になされていること、並びに従前の確定給付型の企業年金及び移行時における権利の保護が十分なされていることの確認を的確に行うこと。
- 4 事業主等が加入者等に対して行う資産運用に関する情報提供については、提供されるべき情報及び提供に際しての禁止行為に係る基準を示し、加入者等が適切な理解のもと

に資産運用を行うことができるようにすること。

- 5 受託者責任については、その理念・内容が事業主、運営管理機関など関係者に十分に周知され定着するよう努めること。特に、金融機関が運営管理機関を兼ねる場合は、加入者等のために忠実な業務の遂行が確保されるよう適切な指導を行うこと。
- 6 事業主、国民年金基金連合会や運営管理機関が確定拠出年金の実施に関し業務上取り扱う個人情報については、その適正な保管・使用に万全を期すよう指導を行うこと。
- 7 管理手数料については、加入者等の利益が図られるよう、運営管理機関の幅広い参入とその競争を基本に、サービスに応じた適正な水準となるように配慮すること。また、手数料についての情報が、加入者等に適切に提供されるようにすること。
- 8 確定拠出年金の拠出限度額など拠出の在り方については、制度の実施状況などを踏まえ、今後とも検討すること。
- 9 国民年金第三号被保険者の取扱いについては、公的年金制度における取扱いとのバランスや本制度の導入の目的及び公平性の観点から、引き続き検討を行うこと。
- 10 年金に対する課税の在り方については、各制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。
- 11 国民が年金資産を運用するに当たっては、金融・証券市場の信頼と安心が確立されていることが必要であることにかんがみ、市場の公正性・透明性を高めるための改革を進めること。

右決議する。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案（衆第47号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 前文

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和28年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成8年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

2 定義

この法律において、「ハンセン病療養所入所者等」とは、らい予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であつて、この法律の施行の日において生存しているものをいう。

3 補償金の支給及び請求期限

国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給するものとし、支給の請求は、施行日から起算して5年以内に行わなければならないものとする。

4 補償金の額

(1) 補償金は、次に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、それぞれに掲げる額とする。

昭和35年までに、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 1,400万円

昭和36年から昭和39年までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者
1,200万円

昭和40年から昭和47年までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者
1,000万円

昭和48年から平成8年3月までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者
800万円

(2) (1)の規定にかかわらず、昭和35年から昭和49年までの間に国立ハンセン病療養所等から2年以上退所していたことがあるものに支給する補償金は、ハンセン病療養所入所者等の区分及び退所期間に応じた額を(1)に掲げる額から控除した額とする。

5 支払未済の補償金

ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合、支払未済の補償金があるときは、これをその遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、死亡した者の相続人に支給するものとする。

6 損害賠償等がされた場合の調整

(1) 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れるものとする。

(2) 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れるものとする。

7 名誉の回復等

国は、ハンセン病患者であつた者等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、これらの措置を講ずるに当たっては、ハンセン病患者であつた者等の意見を尊重するものとする。

8 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※22	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	衆	13. 2. 9	13. 3. 21	13. 3. 27 可決	13. 3. 28 可決	13. 2. 27 厚生労働	13. 3. 16 可決	13. 3. 16 可決
※23	平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案	衆	2. 9	3. 21	3. 27 可決	3. 28 可決	2. 27 厚生労働	3. 16 可決	3. 16 可決
※24	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	2. 9	3. 27	3. 29 可決 附帯	3. 30 可決	3. 15 厚生労働	3. 23 可決 附帯	3. 27 可決
※31	経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案	衆	2. 16	4. 6	4. 12 可決 附帯	4. 18 可決	3. 15 厚生労働	3. 30 可決 附帯	4. 3 可決
				○13. 4. 6 参本会議趣旨説明 ○13. 3. 15 衆本会議趣旨説明					
34	確定給付企業年金法案	衆	2. 20	5. 28	6. 7 可決 附帯	6. 8 可決	4. 3 厚生労働	5. 25 修正 附帯	5. 25 修正
				○13. 5. 28 参本会議趣旨説明 ○13. 4. 3 衆本会議趣旨説明					
※44	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案	衆	2. 27	6. 25	6. 28 可決 附帯	6. 29 可決	6. 6 厚生労働	6. 20 修正 附帯	6. 22 修正
82	障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案	参	3. 16	4. 3	4. 5 修正 附帯	4. 6 修正	6. 7 厚生労働	6. 20 可決 附帯	6. 22 可決
83	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案	衆	3. 19	6. 20	6. 26 可決 附帯	6. 27 可決	6. 6 厚生労働	6. 13 可決 附帯	6. 14 可決
89	水道法の一部を改正する法律案	参	3. 21	5. 22	5. 29 可決 附帯	5. 30 可決	6. 7 厚生労働	6. 22 可決 附帯	6. 26 可決
150 回 21	確定拠出年金法案	衆	12. 11. 14	6. 13	6. 21 可決 附帯	6. 22 可決	1. 31 厚生労働	6. 8 修正 附帯	6. 12 修正
				○13. 6. 13 参本会議趣旨説明 ○第150回国会 12. 11. 28 衆本会議趣旨説明					

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
47	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案	厚生労働委員長 鈴木 俊一君 (13.6.11)	13. 6.12	13. 6.12	13. 6.12 (予備)	13. 6.14 可決	13. 6.15 可決	/	/	13. 6.12 可決

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件（うち本院先議4件）、衆議院農林水産委員会提出2件の合計14件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

なお、野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議を行っている。

〔法律案の審査〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設についての長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に5年間延長するとともに、本臨時措置の対象として牛乳又は乳製品の流通に必要な施設を加えようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案は、将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保することが重要であることにかんがみ、意欲ある担い手に対し経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農業経営の規模拡大に際して、土地改良、農地取得などの前向き投資に加え、既往負債の償還負担の軽減を図ることのできる資金を創設するなど、農林漁業金融公庫が貸し付ける資金の種類を拡充することとし、あわせて、財投改革を踏まえ、公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置を講じようとするものである。

委員会においては、農政推進に当たって公庫の果たしてきた役割、今回創設した資金の融資対象農家の在り方、農家が円滑に融資を受けられるための条件整備、資金調達の多様化による市場原理の導入と公庫融資への影響、公庫の自律性の向上と経営責任、食料自給率向上のための多様な取組の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終了し、本法律案に対して、日本共産党より反対の討論があった後、賛成多数で可決された。なお、6項目の附帯決議が行われた。

次に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案は、農村における高齢化の進展や若い担い手の不足等最近の農業を取り巻く情勢の変化、及び加入者に対する受給者の割合の著しい上昇等に伴う年金財政の悪化に対応して、農業者年金制度の目的を農業者の確保に資するものに、また、その財政方式を賦課方式から積立方式に改めるとともに、現行制度の受給者について平均9.8%の年金額の引下げを行うなど、受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講じようとするものである。

本法律案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、現行制度の政策効果と年金財政の悪化に対する政策責任、年金額の引下げと憲法で保障された財産権との関

係、農業者の信頼回復と新制度への加入促進、農業者の確保と政策支援の在り方、農業者年金基金の運営責任と執行体制、新制度に対する政策評価の充実等について質疑が行われた。

質疑を終了し、本法律案に対して、民主党・新緑風会、日本共産党より、それぞれ反対の討論があった後、賛成多数で可決された。

次に、**土地改良法の一部を改正する法律案**は、最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の推移にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、環境との調和に配慮すべきことを事業施行に当たっての原則とするとともに、地域の意向をよりの確に反映するよう、事業の申請に当たっての市町村長との協議、及び国又は都道府県が行うべき土地改良事業の計画の概要等に対し、意見書を提出できる仕組みを導入するほか、国又は都道府県が行う土地改良事業の廃止に係る手続を定める等の措置を講じようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、土地改良制度が果たしてきた役割と今後の展開方向、事業施行に当たっての配慮事項である「環境との調和」と「環境の保全」との違い、環境専門家の養成と環境と調和した工法の確立、地域の意向をよりの確に反映させるための手法、農業・農村の変化と土地改良方式の在り方、工期の短縮、工事コストの縮減等の一層の促進、土地改良区の党費等の立替問題等について質疑が行われた。

質疑を終了し、民主党・新緑風会より修正案が提出され、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は賛成多数で可決された。なお、7項目の附帯決議が行われた。

次に、**農業協同組合法等の一部を改正する法律案**は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、農業を営むすべての法人への正組合員資格の付与、信用事業を行う組合等の執行体制の強化、農業協同組合中央会による監査対象の拡大その他の措置を講ずるとともに、組合等の信用事業の再編及び強化を図るため、農林中央金庫による指導業務の実施等の措置を講じようとするものである。

農林中央金庫法案は、農林中央金庫の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、理事会及び経営管理委員会の設置による執行体制の強化、監事会の設置による監査体制の充実、貸付対象者の範囲についての規制の緩和等の措置を講ずるとともに、法文の表記を口語化・平易化するため、現行農林中央金庫法の全部を改正しようとするものである。

これら両案は、いずれも本院先議として提出された。

委員会においては、両案を一括して議題とし、農協改革の基本的な考え方、営農指導事業の強化策、業務執行体制の強化と兼職・兼業の規制、地域農業の振興と農協金融の在り方、ペイオフ解禁に向けた不良債権処理対策、新しい農協金融システムにおける農林中央金庫の役割等について質疑が行われた。

質疑を終了し、**農業協同組合法等の一部を改正する法律案**に対して、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合の4党派共同提案に係る修正案が提出された。

修正案の要旨は、この法律の施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況等を勘案し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講

ずるものとするものである。

次いで、農業協同組合法等の一部を改正する法律案、農林中央金庫法案に対して、日本共産党より反対の討論があった後、農業協同組合法等の一部を改正する法律案について、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数で可決され、本法律案は賛成多数で修正議決された。また、農林中央金庫法案は、賛成多数で可決された。

次に、漁船法の一部を改正する法律案は、行政事務の簡素化及び民間能力の積極的活用を図るため、農林水産大臣及び都道府県知事の許可の対象となる漁船の区分を見直すとともに、漁船建造の認定事務を指定認定機関に行わせることとする等の措置を講じようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、200海里時代における漁船法の果たす役割、適正な認定・検認を確保するための措置、海難事故の防止対策等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

次に、水産基本法案は、本格的な200海里体制への移行、我が国周辺水域の資源状態の悪化、漁業の担い手の減少と高齢化の進行等の状況を踏まえ、沿岸漁業等振興法に代わる新たな基本法として、水産に関する施策について、「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」という二つの基本理念と、その実現を図るのに基本となる事項等を定めようとするものである。

なお、衆議院において、第32条の水産業及び漁村の有する多面的機能に関する施策について、より積極的に規定する等の修正が行われている。

本法律案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案は、我が国周辺水域の水産資源の回復を計画的・総合的に進めるため、新たに漁獲努力量の総量管理制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

漁業法等の一部を改正する法律案は、資源管理の強化、効率的・安定的な漁業経営体の育成等を図る観点から、定置漁業の免許の優先順位における法人形態の見直し、新たな漁業調整機構としての広域漁業調整委員会の設置等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、水産基本法と漁業・漁村の将来像、水産基本計画の策定と水産物に係る自給率目標の在り方、効率的・安定的な漁業経営の育成、資源回復計画と経営安定対策、漁場環境の保全・回復、水産業・漁村の有する多面的機能の内容と施策の充実等について質疑が行われた。

質疑を終了し、漁業法等の一部を改正する法律案に対して、日本共産党より反対の討論があった後、水産基本法案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致で可決され、漁業法等の一部を改正する法律案は賛成多数で可決された。

次に、漁港法の一部を改正する法律案は、漁港及び漁場を総合的・統一的に整備するため、法律の題名を「漁港漁場整備法」に改めるとともに、漁港漁場整備事業に関する基本方針及び長期計画の策定等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

次に、林業基本法の一部を改正する法律案は、森林の有する多面的機能への国民の要請、林業活動の停滞その他の森林及び林業をめぐる諸情勢にかんがみ、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、林業基本法を改正し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項等を定めようとするものである。

なお、衆議院において、森林の適正な整備及び保全を図るに当たっては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならないこととする等の修正が行われている。

本法律案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案は、近年、林業生産活動が停滞し、森林整備水準の低下等が懸念されている状況にかんがみ、意欲をもって林業経営の改善に取り組む者に対する支援を強化し、これらの者に経営や施業を集約化することにより、適切な森林施業の確保を図るための措置を講じようとするものである。

森林法の一部を改正する法律案は、近年、森林の有する公益的機能の発揮に対する国民の要請が多様化・高度化する一方、管理が適正に行われていない森林が増加する等、森林・林業をめぐる情勢の変化に対応し、森林の有する公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、3案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、現行林業基本法が果たした役割とその評価、森林・林業基本計画と木材自給率向上のための施策、多面的機能の発揮のための森林整備と社会的コスト負担の在り方、林業再生のための条件、林産物の利用促進と国産材の需要拡大、山村地域での定住確保策等について質疑が行われた。

質疑を終了し、林業基本法の一部を改正する法律案に対して、日本共産党より修正案が提出され、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は全会一致で可決された。

また、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、森林法の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致で可決された。

〔決議〕

本委員会は、3月29日、政府に対し、ねぎ、生しいたけ及び豊表の3品目について、WTO協定に基づく一般セーフガード暫定措置を速やかに発動すべきことを求める野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月19日、有明海ノリ被害等の実情調査のため、佐賀県及び長崎県に委員派遣を行い、同月27日、派遣委員から報告を聴いた。

3月15日、平成13年度の農林水産行政の基本施策に関する件を議題とし、谷津農林水産大臣から所信を聴取し、同月22日及び27日の両日、これに対する質疑を行った。

この中で、湿田等畑作不適水田における転作の在り方、森林の持つ多面的機能の発揮及び確保、水産業の持つ多面的機能とその論拠、口蹄疫の発生地域の拡大に対する状況認識及び国境対策、食料自給率目標の達成に向けた食生活の改善等の消費者対策、ブラックバ

ス等の外来魚が河川・湖沼等の生態系に及ぼす影響とその対策、ねぎ・生しいたけ・豊表3品目についての暫定セーフガード発動の検討状況、栽培漁業の推進と採算性の確保、WTO次期農業交渉における日本提案とミニマム・アクセス米、米の基本計画におけるSBS米の取扱い、育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の具体像、水産基本法案第17条の「生育環境保全」と諫早湾干拓事業との関係、計画流通米の減少、農家保有米の取扱いを考慮した政府備蓄米制度の検討、精米表示の徹底による適正な価格形成への寄与、中山間地域等直接支払い制度の要件である集落協定が円滑に締結されるための対策等が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度農林水産省関係予算の審査を行い、食料自給率目標の達成に向けた対策、食料・農業・農村基本計画実施プログラムの特徴、都道府県ごとの生産努力目標の策定状況、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策による実施効果と同事業に対する政策評価、農林水産分野における地方分権の推進方針、ねぎ・生しいたけ・豊表についてのセーフガードの発動等に向けた対応状況、中国からの野菜等の輸入量増大に関する日中政府間協議の状況、東北6県の雪害に対する国の支援策、山村に希望の持てる林業政策の必要性、有明海ノリ不作等の原因究明と諫早湾干拓事業の工事中止、諫早湾の潮受堤防を開放した場合の防災上の問題点、資源回復計画の実施に向けた漁業経営体に対する経営安定対策の必要性等について質疑が行われた。

5月24日、農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行った。

この中で、農林水産業の構造改革の具体的内容、農林水産省に設置された地方提案推進室の趣旨・役割、土地改良区における党費等の立替問題、カタールで開催されるWTO閣僚会議の見通しと我が国の対応方針、セーフガード暫定措置の本措置への移行と円満解決のための関係国との協議状況、環境保全型農業を推進するための立法措置の必要性、飲用牛乳の成分表示の在り方、森林文化の再生と里山林の保全・利用に対する取組、棚田オーナー制度などを通じた新たな食産業の担い手の育成、北洋漁業への国際漁業再編対策の適用、食料自給率の向上対策と農協の役割等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月6日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年2月15日（木）（第2回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成13年2月27日（火）（第3回）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成13年3月15日（木）（第4回）

- 平成13年度の農林水産行政の基本施策に関する件について谷津農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成13年3月22日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について谷津農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、田中農林水産副大臣、国井農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 平成13年度の農林水産行政の基本施策に関する件について谷津農林水産大臣、田中農林水産副大臣、国井農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月27日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度の農林水産行政の基本施策に関する件について谷津農林水産大臣、田中農林水産副大臣、国井農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月29日（木）（第7回）

- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長堀込征雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第9号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派 なし

欠席会派 無

- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について谷津農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
- 野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議を行った。

○平成13年4月3日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について谷津農林水産大臣、政府参考人及び参考人農林漁業金融公庫総裁鶴岡俊彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第32号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月12日（木）（第9回）

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について谷津農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年5月17日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月24日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林水産業の構造改革に関する件、輸入農産物に対するセーフガードに関する件、森林文化の再生と里山林の保全・利用に関する件、北洋漁業問題に関する件、食料自給率の向上対策に関する件等について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人農業者年金基金理事長鎮西迪雄君に対し質疑を行った。

○平成13年5月29日（火）（第12回）

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について参考人全国農業会議所専務理事中村裕君、長野県農業者年金推進協議会会長上條守人君、北海道農民連盟書記長北準一君及び農民運動全国連合会会長佐々木健三君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第33号）賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民

欠席会派 無

- 土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第45号）について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第45号）について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第84号）
農林中央金庫法案（閣法第85号）
以上両案について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第14回）

- 土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第45号）を可決した。
（閣法第45号）賛成会派 自保、公明、共産、社民、無会
反対会派 民主
欠席会派 無
なお、附帯決議を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第84号）
農林中央金庫法案（閣法第85号）
以上両案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第84号）
農林中央金庫法案（閣法第85号）
以上両案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第84号）を修正議決し、農林中央金庫法案（閣法第85号）を可決した。
（閣法第84号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会
反対会派 共産
欠席会派 無
（閣法第85号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会
反対会派 共産
欠席会派 無
- 漁船法の一部を改正する法律案（閣法第86号）について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第86号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成13年6月12日（火）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。

○水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）

漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について武部農林水産大臣から趣旨説明を、水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院農林水産委員長堀込征雄君から説明を聴いた。

○また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年6月14日（木）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）

漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月15日（金）（第18回）

○水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）

漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について参考人全国漁業協同組合連合会代表理事会長植村正治君、全国漁青連会長西田良一君、長崎県長崎市東部漁業協同組合代表理事組合長川端勲君及び東京大学社会科学研究所教授加瀬和俊君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月19日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）

漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣、国井農林水産大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成13年6月20日（水）（第20回）

○林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）

以上3案について武部農林水産大臣から趣旨説明を、林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院農林水産委員長代理鉢呂吉雄君から説明を聴いた。

○また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年6月21日（木）（第21回）

○水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）

漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について、漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第75号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

（閣法第77号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

（閣法第76号）賛成会派 自保、民主、公明、社民

反対会派 共産

欠席会派 無会、無

○漁港法の一部を改正する法律案（衆第29号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長堀込征雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第29号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）

以上3案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月22日（金）（第22回）

○林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）

以上3案について参考人日本林業経営者協会副会長速水亨君、高知県構原町長中越武義君、明海大学不動産学部教授森巖夫君及び宇都宮大学農学部教授笠原義人君か

ら意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月26日（火）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）

以上3案について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月28日（木）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）

以上3案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第78号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

（閣法第79号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

（閣法第80号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

○請願第703号を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保することが重要であることにかんがみ、意欲ある担い手に対し経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農林漁業金融公庫が貸し付ける資金の種類を拡充することとし、あわせて、財投改革を踏まえ、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 農林漁業金融公庫が貸し付ける資金について、農業経営の規模拡大に際して、土地改良、農地取得などの前向き投資に加え、既往負債の償還負担の軽減を図ることのできる資金を創設することとする。

また、自作農だけでなく、借地型経営や施設型経営を含めて、既往負債の償還負担の軽減を含めて農業経営の維持安定のための資金を融通することのできる資金を創設することとし、これに伴い、自作農維持金融通法を廃止することとする。

2 農林漁業金融公庫が市場から資金を自己調達することを可能とするため、農林漁業金融公庫債券を発行することができることとするとともに、政府が農林漁業金融公庫債券に係る債務を保証することができることとするほか、公庫が短期借入れを行うことができることとする。

3 農林漁業金融公庫が経済環境の変化に主体的かつ機動的に対応することにより市場の信認を得ていくことが可能となるよう、従たる事務所の設置に係る主務大臣認可の廃止など、公庫に係る諸規制の見直しを行うこととする。

【附帯決議】

食料・農業・農村基本法を踏まえ、農業経営に意欲と能力のある者を幅広く確保することにより、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成し、地域の特性に応じた望ましい農業構造を確立することが求められている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、我が国農業の持続的な発展に万全を期すべきである。

1 農業経営資源活用総合支援対策において、意欲ある担い手が、経営環境の変化に対応しつつ、農業経営の改善を円滑に進められるよう、個々の経営の実情に応じた経営診断・相談を的確に実施するなど、経営体育成強化資金、農業経営維持安定資金等の農業経営資源活用総合融資が適切に融通されるための万全の体制を整えること。

また、これら資金の貸付けに当たっては、迅速かつ適切な融資が行われるよう、融資手続の簡素化・合理化を図るとともに、物的担保や保証人の徴求について弾力的な運用に努めること。

2 農業経営資源活用総合融資の資金の融通を受けた者等に対し、その実情に応じ着実な農業経営の改善が図られるよう、農業改良普及センター、農業協同組合等の指導に万全を期すること。

3 農業経営資源活用総合融資の資金の融資枠については、今後の資金需要を踏まえつつ、適切に確保すること。

- 4 意欲ある担い手を育成・確保するため、農地保有合理化事業を一層活用するとともに、経営を単位とした農業経営所得安定対策の確立に向けて検討を促進すること。
- 5 農家負債の現状にかんがみ、農家に対して民事再生法の適用がある場合には、農林漁業金融公庫も農家の実情に応じて適切な対応をとること。
- 6 農林漁業金融公庫債券を発行するに当たっては、農林漁業金融公庫の業務運営の一層の効率化及び財務内容の透明性を高めるためのディスクロージャーの充実を期するとともに、農林漁業者に対して一般の金融機関が融通することを困難とする長期かつ低利の資金を融通する公庫の使命が損なわれることのないようにすること。
右決議する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、最近の農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、農業者年金制度を農業者の確保に資するものに改めるとともに、現行制度の受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農業者年金基金の目的を、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、その老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することに改めることとする。
- 2 農業者を幅広く確保する観点から、農業経営者のみならず、60歳未満の農業に従事する者にも加入資格を認めることとするとともに、その申出に基づく任意加入制とすることとする。
- 3 加入者数等に左右されにくい安定した年金とするため、財政方式を賦課方式から、積立方式に改めることとする。
- 4 農業者老齢年金については、保険料納付済期間を有する者が、原則として65歳に達したときに支給することとする。
- 5 効率的かつ安定的な農業経営を担うべき者として、長期間農業に従事する加入者について、通常の保険料の下限額を下回る額の特例保険料の納付を認めることとする。

一方、国庫は、毎年度、農業者年金基金に対し、通常の保険料の下限額と特例保険料の差額を補助し、農業者年金基金は、この国庫から補助された額を積み立て、特例保険料を納付した者が、農地の所有権の移転等を行って農業を営む者でなくなる等の一定の要件を満たしたときに特例付加年金として支給することとする。

- 6 財政方式の変更に伴い、受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じ、受給者について平均9.8パーセントの年金額の引下げを行うとともに、加入者についていかなる世代においても掛け損防止が図られるよう措置することとした上で、現行制度に関する給付の財源を国庫で負担することとする。

また、現行制度の加入者等に対し、その者の選択により、年金給付に代えて、納付済保険料総額の8割に相当する額を特例脱退一時金として支給することとする。

土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における農業をめぐる社会経済情勢の推移にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 食料・農業・農村基本法の理念を踏まえ、環境との調和に配慮すべきことを土地改良事業の施行に当たっての原則に位置付けることとする。
- 2 地域の意向を踏まえた土地改良事業の実施のため、土地改良事業計画の概要を策定する段階における市町村の位置付けを高めるとともに、国営又は都道府県営の土地改良事業については、あらかじめ計画の概要を公告・縦覧し、これに意見がある者は意見書を提出できる仕組みを設けることとする。
- 3 土地改良施設の適切な維持保全のため、土地改良区が国又は都道府県に対して更新の事業を行うべきことを申請できる土地改良施設に、市町村が管理するものを追加するとともに、土地改良区の特別議決により行うことができる土地改良施設の更新の事業の範囲を拡充し、土地改良施設の適時適切な更新を容易にすることとする。
- 4 国営又は都道府県営の土地改良事業について、廃止に係る手続を定めることとする。
- 5 土地改良区の組合員以外の受益者からの経費の徴収に関する手続の整備を行うこととする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に努め、食料・農業・農村基本法の基本理念の実現に向け、土地改良事業の円滑かつ効果的な実施に遺憾なきを期すべきである。

- 1 土地改良事業の施行に際し環境との調和を図るに当たっては、極力環境の保全が図られるように配慮する等環境に積極的に適合するよう努めること。
- 2 土地改良事業の施行に当たっては、地域の合意形成を一層重視し、地方公共団体の意向を尊重すること。
- 3 国営又は都道府県営土地改良事業の計画決定に当たり、住民から提出された意見の取扱いについては、これを公表する等適切な措置を講ずること。
- 4 農村地域の混住化傾向に対処し、土地改良施設の維持更新が適切に行われるよう国及び地方公共団体による指導の強化及び助成に努めること。
- 5 国営又は都道府県営土地改良事業の推進に当たっては、事業実施地区の意向を十分に把握するとともに、再評価の結果を踏まえて、計画変更や廃止の手続を適切かつ迅速に講ずること。
- 6 土地改良事業の推進に当たって、工期の短縮、工事コストの縮減、土地改良区の合併等に一層努めること。
- 7 土地改良区の公共・公益的な性格にかんがみ、その適正な業務執行に向けて国及び地方公共団体による指導の徹底を図ること。

右決議する。

水産基本法案（閣法第75号）

【要旨】

我が国経済社会の変化や国際化の進展等の中で、我が国水産をめぐる状況は、国連海洋法条約の締結や日韓及び日中の漁業協定の発効等による本格的な200海里体制への移行、周辺水域の資源状態の悪化等による我が国漁業生産の減少、漁業の担い手の減少と高齢化の進行等大きく変化している。また、水産業や漁村に対しては、国民に対する水産物の安定供給を始め、豊かな国民生活の基盤を支えるものとして、その役割を十分に果たしていくことへの期待が高まっている。

本法律案は、このような状況を踏まえ、沿岸漁業等振興法に代わる新たな基本法として、水産に関する施策についての基本理念とその実現を図るのに基本となる事項等を定めようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 水産に関する施策について、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展という2つの基本理念と、国・地方公共団体の責務、水産業者の努力、消費者の役割を定めることとする。
- 2 水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画を定めて、施策についての基本的な方針、水産物の自給率の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策を公表することとする。
- 3 水産物の安定供給の確保に関する施策として、水産資源の適切な保存及び管理、水産動植物の増殖及び養殖の推進、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の基本的なものを定めることとする。
- 4 水産業の健全な発展に関する施策として、効率的かつ安定的な漁業経営の育成、水産加工業及び水産流通業の健全な発展、漁村の総合的な振興、多面的機能に関する施策の充実等の基本的なものを定めることとする。
- 5 農林水産省に、水産政策審議会を置くこととする。

なお、本法律案については、衆議院において、第17条の水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るための措置として、「森林の保全及び整備」を加えるとともに、第32条の水産業及び漁村の有する多面的機能に関する施策の充実について、その施策をより積極的に規定する修正が行われた。

漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要旨】

本格的な200海里時代の到来や公海及び外国の排他的経済水域における漁場の制約により、重要性を増している我が国周辺水域における水産資源について、その資源状態が悪化している。また、水産物価格、資源状態等漁業を取り巻く環境が厳しい中で、漁業経営が悪化している。

本法律案は、このような状況を踏まえ、資源管理の強化、効率的かつ安定的な漁業経営体の育成、漁業権管理の適正化の観点から、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 漁業法の一部改正

- (1) 特定区画漁業権の対象に、かき、真珠母貝のほかに、その他の貝類、うに等の養殖業を加えるため、垂下式養殖業を規定することとする。
- (2) 定置漁業の免許について、優先順位が第1順位又は第2順位とされる法人として、株式会社（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）を追加することとする。
- (3) 漁業協同組合等は、特定区画漁業権又は第一種共同漁業権について分割、変更又は放棄をしようとするときは、総会の議決前に、組合員のうち、当該漁業権の内容たる漁業を営む者で、当該漁業権に係る地元地区又は関係地区内に住所を有するものの3分の2以上の同意を得なければならないこととする。
- (4) 指定漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を使用する権利を取得して当該指定漁業を営もうとする者が、当該船舶について指定漁業の許可等を申請した場合は、当該申請の内容が従前の許可等と同一であるときは、指定漁業の許可等をしなければならないこととする。
- (5) 太平洋、日本海・九州西及び瀬戸内海の各広域漁業調整委員会を新たに設置することとする。

2 水産業協同組合法の一部改正

漁業協同組合は、特定区画漁業権又は共同漁業権を有しているときは、総会の議決を経て、その地元地区又は関係地区ごとに総会の部会を設け、当該漁業権に関し、漁業権行使規則の制定、変更及び廃止等についての総会の権限をその部会に行わせることができることとする。

3 漁業法の一部を改正する法律の一部改正（経過規定の廃止）

定置漁業の免許の優先順位に関する規定の適用につき、法人以外の社団を法人とみなす規定を削除することとする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要旨】

現在、我が国周辺水域における主要魚種42魚種80系群のうち33魚種53系群について、資源状態が悪化しており、食料の安定供給、水産業の持続的発展のために、資源回復を計画的・総合的に進めることが急務となっている。

本法律案は、このような状況に適切に対処するため、現行の漁獲量の総量管理制度のほか、新たに漁獲努力量（海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量）の総量管理制度を創設しようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 漁獲努力量管理制度の創設

- (1) 農林水産大臣が定める基本計画に、新たに、漁獲努力量管理の対象となる海洋生物資源ごとに、その動向、対象となる採捕の種類、海域及び期間、漁獲努力可能量、実施すべき施策等を定めることとする。

- (2) 都道府県知事が定める都道府県計画に、新たに、都道府県別の漁獲努力可能量、実施すべき施策等を定めることとする。また、都道府県知事は、独自に条例で定められた海洋生物資源について、都道府県計画において都道府県漁獲努力限度量等を定めることにより、その保存及び管理を行うことができることとする。
 - (3) 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲努力量を漁獲努力可能量等の範囲内に管理するため、漁獲努力量等の公表、助言、指導若しくは勧告、採捕の停止等又は停泊命令の措置を講ずることとする。
 - (4) 漁獲努力可能量等の対象となっている海洋生物資源について、漁業者による自主的な協定制度を設けることとする。
 - (5) 漁獲努力量管理の対象となっている海洋生物資源の採捕を行う者は、対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行ったときは、漁獲努力量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととする。
- 2 暦年による漁獲量の管理の見直し
- 一律に暦年方式となっている漁獲可能量について、海洋生物資源の種類ごとにその漁業時期を考慮した方式に改めることとする。

林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）

【要旨】

本法律案は、近年の我が国における森林の有する多面的機能への国民の要請、林業活動の停滞その他の森林及び林業をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、林業基本法を改正し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を「森林・林業基本法」に改める。
- 2 森林及び林業に関する施策について、以下を基本理念として位置付ける。
 - (1) 森林の有する多面的機能の発揮のためには、森林の適正な整備及び保全が必要であること。
 - (2) 林業が森林の有する多面的機能の発揮に果たしている重要な役割にかんがみ、その健全な発展を図るとともに、国民の需要に即した林産物の供給及び林産物の利用の促進を図ること。
- 3 森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画を定めて、施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策を明らかにする。
- 4 森林の有する多面的機能の発揮、林業の健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に関する基本的な施策を定めることにより、森林及び林業に関する施策の基本方向を明らかにする。

なお、本法律案については、衆議院において、森林の適正な整備及び保全を図るに当たっては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、

定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならないものとする
等の修正が行われた。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、近年の我が国林業を取り巻く環境が国産材価格の低迷、労賃等の経営コストの増大等により、一段と厳しいものとなっており、林業生産活動が停滞し、森林整備水準の低下等が懸念されている状況にかんがみ、意欲をもって林業経営の改善に取り組む者に対する支援を強化して、これらの者に経営や施業を集約化することにより、適切な森林施業の確保を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林漁業金融公庫が、林業経営改善計画の認定を受けた者に対し、高性能林業機械の借入れ、作業員の研修等生産方式の合理化に必要な資金を新たに貸し付けることができるようにすることとする。
- 2 農林漁業信用基金の無利子資金の融通対象を拡大し、伐期の長期化などに必要な資金の融通ができるようにすることとする。
- 3 林業経営改善計画の認定を受けた者の林業経営の規模の拡大を図るため、都道府県知事が森林の権利の取得又は森林施業の受託のあっせんを行うこととする。

また、あっせんにより、森林施業を受託する認定者が森林組合である場合には、森林組合法に基づく組合員以外の者の組合事業の利用制限を受けずに受託できることとする。

森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

【要旨】

本法律案は、近年、水源のかん養、環境の保全等森林の有する公益的機能の発揮に対する国民の要請が多様化・高度化する一方、木材価格の低迷、林業従事者の減少・高齢化の進行等により、林業生産活動が停滞し、管理が適正に行われていない森林が増加する等、森林・林業を取り巻く情勢には厳しいものがあることにかんがみ、森林の有する公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 発揮すべき森林の公益的機能に応じたきめ細かな施業を推進するため、公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の整備に関する事項を全国森林計画等の計画事項とするとともに、当該森林の区域において求められる公益的機能の維持増進を特に図る施業を行う場合に森林施業計画の認定を受けられることとする。
- 2 伐採後の造林を確保し、森林の保全を図るため、伐採時の届出事項として、伐採後の造林に関する事項を追加することとする。

- 3 計画的かつ効率的な森林施業を推進するため、森林施業計画の作成主体として受託等により森林所有者に代わって森林の経営を行う者を追加するとともに、森林施業計画の作成単位を一定のまとまりある森林とすることとする。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第84号）（先議）

【要旨】

本法律案は、食料・農業・農村基本法の制定及び最近における金融情勢の激変に対処し、農協系統が農業者の協同組織としての原点に立ち帰り、地域農業の振興等に従来以上に積極的な役割を果たすことが求められるとともに、平成14年4月のペイオフの解禁に向けて、農家組合員が安心して利用することができる農協系統信用事業を確立することが急務となっている状況を踏まえて、農協系統の改革に向けた自主的な努力を支援しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業協同組合法の改正

農業協同組合が、担い手のニーズに対応しつつ、地域農業の振興に重点を置いた事業展開を図るため、農業を営むすべての法人に正組合員資格を与えるほか、営農指導を農業協同組合が行う事業の第1番目に位置付けることとする。

また、農業協同組合の業務執行体制の強化を図るため、信用事業を行う農業協同組合における複数常勤理事の設置、常勤理事等の兼職・兼業規制の強化、信用農業協同組合連合会をはじめとする連合会への経営管理委員会の設置の義務付け等の措置を講ずることとする。

さらに、農協系統の自己責任体制の確立を図るため、農業協同組合の模範定款例を中央会が定めることができることとするとともに、中央会監査の対象の拡大等を行うこととする。

2 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律等の改正

農業協同組合、信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫が全体として「ひとつの金融機関」として機能するような、新たな農協金融システムを構築するため、法律の題名を「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に改めるとともに、農林中央金庫が、会員である信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の意向を踏まえて、農協系統信用事業の再編及び強化に関する自主ルールである基本方針を定め、これに即して、経営改善や組織統合の指導を行うこととする。

また、こうした経営改善や組織統合を農協系統の自主的な積立財源によって支援するため、指定支援法人制度を設けることとし、これに関連して、農水産業協同組合貯金保険機構から指定支援法人に対して資金援助を行うことができるよう、農水産業協同組合貯金保険法の改正を行うこととする。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度

の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

農林中央金庫法案（閣法第85号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における金融情勢の激変に対処し、農協系統信用事業がこれに十分対応していく上で、農林中央金庫が適切な役割を果たしていけるよう、同金庫の業務執行体制の強化、業務範囲の拡大等の措置を講ずるため、現行農林中央金庫法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関であることを明確にすることとする。
- 2 農林中央金庫の協同組織性を踏まえて、会員である農業協同組合の代表者等から成る経営管理委員会を設置するとともに、高度な金融業務を的確に行えるよう、金融専門家から成る理事会を設置することとする。
- 3 農林中央金庫の貸出先業種については、これまで法律上限定列挙されていたが、農協系統信用事業全体の発展に資するよう、主務大臣の認可の下に、業種限定のない貸出しを認めることとする。
- 4 現行法の片仮名混じりの文語体の法文を口語化して平易化することとする。

漁船法の一部を改正する法律案（閣法第86号）（先議）

【要旨】

近年、省エネ化による漁業支出の低減、漁獲物の鮮度を維持するための高速化等を図るため、漁船の長さが長くなる傾向にあり、漁業の許可を行う者と漁船の建造等許可を行う者が一致しなくなってきたため、漁業許可と建造等許可の申請先の統一による手続の円滑化及び漁業者負担の軽減が求められている。また、平成12年3月31日に閣議決定された再改訂規制緩和推進3カ年計画において、都道府県知事が行っている漁船工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による統一的な実施を含め検討を行い、平成12年度以降早期に措置を講ずることとされている。

本法律案は、漁業者の負担を軽減し、また、規制緩和に資する等の観点から、建造等許可制度及び漁船登録制度を見直そうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣及び都道府県知事が行う動力漁船の建造等の許可について、これまで長さ15メートルを基準としていた区分を見直し、漁業許可を要する漁業に従事する漁船については、漁業許可を行う行政庁が建造等の許可を行うこととする。
- 2 登録をした漁船及び登録票について、都道府県知事の検認を受けなければならない期日を、現行の3年から5年に延長することとする。
- 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、工事完成後の動力漁船につき建造等許可の要件等と一致しているかどうかについて行う認定の業務の全部又は一部を、指定した民間機関

に行わせることができることとする。

- 4 都道府県知事は、漁船の登録票の検認の業務の全部又は一部を、指定した民間機関に行わせることができることとする。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第9号）

【要旨】

本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設についての長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に5年間延長するとともに、本臨時措置の対象として牛乳又は乳製品の流通に必要な施設を加えようとするものである。

漁港法の一部を改正する法律案（衆第29号）

【要旨】

我が国の漁港及び漁場は、これまで別々の制度に基づき、計画的に整備されてきた。しかし、水産業の健全な発展や水産物の供給の安定を図るといった課題に的確に対応するとともに、漁村の振興に資するため、漁港及び漁場を、水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工流通までの一貫した水産物供給システムとしてとらえ、総合的、統一的に整備を進めることができる制度とすることが必要となっている。また、地方分権の推進を図る観点から、地方公共団体が主体的に事業を展開することができる制度に転換するとともに、事業の透明性と客観性の確保、効率的な事業の実施、環境との調和の確保を図る必要がある。

本法律案は、このような状況に対して、漁港及び漁場を総合的かつ計画的に整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 題名を「漁港漁場整備法」に改めるとともに、「環境との調和に配慮」、「水産物の供給の安定」及び「豊かで住みよい漁村の振興に資すること」を目的規定に明記することとする。
- 2 漁港及び漁場の整備に係る事業を一体として「漁港漁場整備事業」と位置付けることとし、農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるとともに、漁港漁場整備事業に関する長期計画の案を作成し閣議決定することとする。その際、水産政策審議会の意見を聴くこととしているが、審議会の審議は公開で行うものとし、審議に用いられた資料は公表することとする。
- 3 地方公共団体等が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針に基づいて事業計画を定め、公表することとし、その際には、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議するとともに、事業計画の案を20日間公衆の縦覧に供し、広く住民からも意見を聴くこととする。
- 4 特定漁港漁場整備事業を廃止し、又は停止しようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議するとともに、廃止又は停止の理由等を公表することとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（12件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※32	農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案	衆	13.2.19	13.3.29	13.4.3 可決 附帯	13.4.4 可決	13.2.27 農林水産	13.3.15 可決 附帯	13.3.16 可決
※33	農業者年金基金法の一部を改正する法律案	衆	2.19	4.11	5.29 可決	5.30 可決	3.22 農林水産	4.4 可決	4.5 可決
			○13.4.11 参本会議趣旨説明 ○13.3.22 衆本会議趣旨説明						
45	土地改良法の一部を改正する法律案	参	3.1	5.25	6.5 可決 附帯	6.6 可決	6.12 農林水産	6.20 可決	6.22 可決
75	水産基本法案	衆	3.16	6.6	6.21 可決	6.22 可決	4.5 農林水産	5.29 修正	5.31 修正
			○13.6.6 参本会議趣旨説明 ○13.4.5 衆本会議趣旨説明						
76	漁業法等の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.6	6.21 可決	6.22 可決	4.9 農林水産	5.29 可決	5.31 可決
77	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.6	6.21 可決	6.22 可決	4.9 農林水産	5.29 可決	5.31 可決
78	林業基本法の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.20	6.28 可決	6.29 可決	5.31 農林水産	6.13 修正	6.14 修正
			○13.6.20 参本会議趣旨説明 ○13.5.31 衆本会議趣旨説明						
79	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.20	6.28 可決	6.29 可決	5.31 農林水産	6.13 可決	6.14 可決
80	森林法の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.20	6.28 可決	6.29 可決	5.31 農林水産	6.13 可決	6.14 可決
84	農業協同組合法等の一部を改正する法律案	参	3.19	5.31	6.7 修正	6.8 修正	6.13 農林水産	6.21 可決 附帯	6.22 可決
85	農林中央金庫法案	参	3.19	5.31	6.7 可決	6.8 可決	6.13 農林水産	6.21 可決 附帯	6.22 可決
86	漁船法の一部を改正する法律案	参	3.19	6.6	6.7 可決	6.8 可決	6.19 農林水産	6.27 可決	6.29 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
9	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 堀込 征雄君 (13. 3. 15)	13. 3. 16	13. 3. 16	13. 3. 27	13. 3. 29 可決	13. 3. 30 可決			13. 3. 16 可決
29	漁港法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 堀込 征雄君 (13. 5. 29)	5. 29	5. 31	6. 6	6. 21 可決	6. 22 可決			5. 31 可決

(5) 委員会決議

—— 野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議 ——

最近における農林水産物の輸入の急増と国内価格の下落は、我が国農林漁業経営に深刻かつ重大な損害を及ぼし、安全で良質な国産品の安定供給を求める消費者の視点からも重大な問題となっている。

このような事態は、食料・農業・農村基本法において、食料自給率の向上が明確に位置付けられ、国内の農業生産の増大を図ることが基本とされている中であってゆるがせにできない。

特に、ねぎ、生しいたけ及び畳表の３品目について、現在、一般セーフガードの発動に向けた政府調査が行われているが、今年に入っても一層厳しい状況下に置かれており、先般公表された実態調査結果から、そのことが裏付けられたものと認識すべきである。

このような事態を打開するための政府による緊急の対応がなければ、生産体制そのものの崩壊を招きかねない状況に立ち至っている。

よって、政府は、このような状況を十分参酌し、ねぎ、生しいたけ及び畳表の３品目について、WTO協定に基づく一般セーフガード暫定措置を速やかに発動すべきである。

右決議する。

【経済産業委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類141件のうち、2種類61件を採択した。

〔法律案の審査〕

石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案は、国際石油市場の発達等の石油の供給をめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、環境保全との調和を図りつつ、石油の安定供給の確保と効率性の向上を図ることは、我が国にとって今後とも重要な政策課題とされていることから、平成10年6月に石油審議会石油部会基本政策小委員会において、今後の石油政策の基本的な考え方とこれを踏まえた上で、石油業法に基づく需給調整規制の廃止を含めた、精製業をめぐる制度の在り方を検討した報告書が取りまとめられた。また、同報告書を踏まえた上で、石油備蓄を含めた緊急時対応の在り方について、石油審議会石油部会石油備蓄・緊急時対策小委員会報告書が平成11年8月に取りまとめられた。さらに、石油・可燃性天然ガスの自主開発の在り方と既発見油田の資産買収に対する支援策について、平成12年8月に石油審議会開発部会基本政策小委員会中間報告書が取りまとめられている。

本法律案は、それらの報告を踏まえ、石油産業の需給調整規制を撤廃するため、石油業法を廃止するとともに、石油備蓄対策の強化を図るため、石油輸入業の登録制、国家備蓄の放出命令等を整備するほか、既発見油田の資産買収等に必要な出資を行うことを、石油公団の業務に追加する等の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、本法施行後、石油輸入業の登録制等の見直し時期を、5年から3年に短縮する旨の修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、石油業法廃止の是非、我が国石油備蓄体制の在り方、石油公団の存在意義等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案は、伝統的工芸品の売上げの減少と、それに伴って経営難や後継者不足等の問題が深刻化していることから、平成12年11月に伝統的工芸品産業審議会から出された答申「21世紀の伝統的工芸品産業施策のあり方について」に基づいて、製造協同組合以外の者においても振興計画を作成することができる等の作成主体の範囲拡大、需要開拓、新商品開発のための活性化計画制度の創設など、産地の主体的な取組を支援する枠組みを構築しようとするものである。委員会においては、これまでの振興対策の評価、伝統的工芸品流通の在り方、後継者の確保策等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

計量法の一部を改正する法律案は、最近における環境保全の要請に伴い、従来想定されていなかったダイオキシン類等極微量物質の計量及びその計量証明事業に対するニーズの増大に対応するため、平成12年12月に取りまとめられた計量行政審議会答申「極微量物質

の計量等新たな社会ニーズに対する適正な計量の実施の確保を図るために必要な新たな制度について」に基づき、極微量物質の濃度を表す計量単位として1兆分の1（ppt）、千兆分の1（ppq）等を追加するとともに、高度の技術を必要とする極微量物質の計量証明を行う事業者について、認定制度を導入する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、計量証明事業の信頼性の確保、ダイオキシン対策等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案は、近年の経済社会の情報化の進展に伴い、インターネットなどによる電子商取引が増加している一方、これに関するトラブルが増加していることから、平成12年11月の産業構造審議会情報経済部会第2次提言を踏まえ、事業者が消費者の操作ミスを防止するための措置を講じていない場合に、たとえ消費者に重過失があったとしても、操作ミスにより行った意図しない電子消費者契約を無効とし、また、隔地者間の契約の成立時期に関して、承諾の通知が到達した時点とする民法の特例措置を設けようとするものである。

不正競争防止法の一部を改正する法律案は、インターネット上の「住所」であるドメイン名を悪用する行為に対処するため、平成12年8月の産業構造審議会情報経済部会第1次提言を踏まえ、他人の商標等と同一又は類似のドメイン名を不正の目的で取得、保有、使用する行為を損害賠償請求権等の対象とするとともに、国際的な商取引において公正な競争が確保されるよう、贈賄行為の範囲を拡充し、贈賄側の事業者と収賄側の外国公務員等が同一国の場合であっても贈賄行為を処罰の対象とする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、電子商取引における消費者保護策の充実、e-Japan重点計画の実現に向けての諸課題、ドメイン名をめぐる紛争への対応等について質疑が行われた。

質疑終局後、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案に対し、日本共産党より消費者が錯誤無効を主張できる範囲の拡大を内容とする修正案が提出された。

順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を戦略的かつ効率的に促進するため、現行の基盤技術研究促進センターが行っている出資等による支援の体制を改め、同センターを廃止し、新たに通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構に基盤技術に関する試験研究の委託業務等を行わせようとするものである。委員会においては、これまでの基盤技術研究支援に対する評価、新たに実施する研究委託成果の効率的活用、基盤センターへの出資に係る産業投資特別会計の在り方等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

商工会法の一部を改正する法律案は、近年、商工会に創業や経営革新の支援などの新たな課題への対応が求められている一方、小規模な商工会では新たな要請に十分に対応していくことが困難な場合も出てきていることから、平成13年2月の中小企業政策審議会小規模企業部会とりまとめに基づき、商工会の合併による規模の拡大を通じて、その事業の効

率的かつ効果的な実施を図るため、商工会の合併に関する規定を新たに整備しようとするものである。委員会においては、商工会と商工会議所との連携の在り方、中小企業のIT化支援策、商工会合併に向けた支援、協力体制等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、2項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度公正取引委員会、経済産業省予算の審査を行い、景気問題、不良債権処理と産業再生法、エネルギー政策、小規模企業共済制度の拡充、中小企業の金融対策、セーフガード（緊急輸入制限）の発動等について質疑が行われた。

3月27日、経済産業行政の基本施策及び公正取引委員会の業務について質疑が行われ、IT関連施策に係る政府公報の新聞掲載問題、景気問題、不良債権処理に係る産業活力再生特別措置法適用の在り方、エネルギー自由化の在り方、これまでの創業支援策等の評価、電子商取引の進展に伴う消費者保護政策、下請法の対象範囲の拡大の必要性、電子入札による談合防止策、民活推進に関する国の責任、家電リサイクル法施行に向けた現状と対応、環境技術開発政策の在り方、中小企業に対する特許取得支援策等の問題が取り上げられた。

5月29日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行い、プルサーマル計画等エネルギー政策に関する件、産業構造改革における諸施策に関する件、繊維セーフガード措置の発動に関する件、中小企業対策に関する件等について質疑が行われ、新潟県刈羽村のプルサーマル計画に対する住民投票結果への評価、原子力の推進における国の関与の在り方、太陽光発電の導入促進策、産業構造改革に向けた政府の対応、雇用の流動化とセーフティネットの整備、研究開発促進策、セーフガードに対する経済産業省の考え方、業者婦人に対する施策の在り方、特別会計見直しの在り方等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月6日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 経済産業行政の基本施策に関する件について平沼経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成12年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公正取引委員会）、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門）について平沼経済産業大臣及び根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、松田経済産業副大臣、中山経済産業副大臣、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、増田厚生労働副大臣、中山経済産業副大臣、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月5日（木）（第5回）

- 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月10日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、中山経済産業副大臣、竹本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第6号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし

○平成13年4月12日（木）（第7回）

- 計量法の一部を改正する法律案（閣法第46号）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月24日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 計量法の一部を改正する法律案（閣法第46号）について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第46号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成13年5月29日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- プルサーマル計画等エネルギー政策に関する件、産業構造改革における諸施策に関する件、繊維セーフガード措置の発動に関する件、中小企業対策に関する件等について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、山名総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案（閣法第92号）不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第93号）
以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案（閣法第92号）不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第93号）
以上両案について平沼経済産業大臣、竹中国務大臣、古屋経済産業副大臣、松田経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
（閣法第92号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし
（閣法第93号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし
- 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日（木）（第12回）

- 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案（閣法

第5号) (衆議院送付) について参考人財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事藤目和哉君、東京国際大学国際関係学部教授関岡正弘君及び株式会社野村総合研究所上級コンサルタント石黒正康君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月12日(火)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、大村経済産業大臣政務官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第5号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月14日(木)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について平沼経済産業大臣、古屋経済産業副大臣、松田経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第25号) 賛成会派 自保、民主、公明、無会
反対会派 共産
欠席会派 社民、自由

なお、附帯決議を行った。

- 商工会法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日(火)(第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 商工会法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、政府参考人及び参考人預金保険機構理事花野昭男君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第52号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由
反対会派 なし
欠席会派 社民、無会

なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月28日(木)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 請願第827号外60件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第16号外79件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、国際石油市場の発達等の石油の供給をめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、石油の安定的供給を確保するため、緊急時対応のための基盤となる石油備蓄対策の強化を図るとともに（石油備蓄法の一部改正）、石油産業の需給調整規制を撤廃し（石油業法の廃止）、石油公団の業務に石油等の採取をする権利等を譲り受けて採取を行うために必要な資金を供給するための出資業務を追加する（石油公団法の一部改正）等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 石油業法の廃止

石油精製業の許可等の需給調整規制を撤廃し市場原理を一層導入することにより強靱な経営基盤を確立するため、石油業法を廃止する。

2 石油備蓄法の一部改正

(1) 法律の題名を「石油の備蓄の確保等に関する法律」に改める。

(2) 石油精製業者等による石油備蓄義務の履行の確保の強化等を図るため、石油精製業、石油ガス輸入業及び石油販売業を届出制の対象とするとともに、石油輸入業を登録制の対象とする。

(3) 経済産業大臣は、石油の供給が不足する等の事態が生ずる場合において、石油公団に対し国家備蓄に係る石油を譲り渡すことを命ずることができる。

(4) 経済産業大臣は、石油精製業者等が保有すべき基準備蓄量を減少し、又は石油公団に対し国家備蓄の譲渡し命令を行う等の場合に、石油精製業者等に対し、指定石油製品の生産予定量等の報告をさせ、その報告に基づき生産予定量の増加等の措置をとるべきことを勧告し、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(5) 経済産業大臣は、我が国への石油供給が不足する事態に際して国民が的確に対応できるよう、石油の生産等の状況に関し、必要な情報を国民に提供するものとする。

3 石油公団法の一部改正

(1) 石油公団の業務に、石油及び本邦周辺海域における可燃性天然ガスの採取をする権利等を譲り受けて採取を行うために必要な資金を供給するための出資を行うことを加える。

(2) 石油公団の業務に、経済産業大臣の命令に基づき石油備蓄の譲渡しを行うことを加える。

4 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、改正後の石油輸入業の登録制等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる場合を、この法律の規定の施行後5年を経過した場合からこの法律の施行後3年を経過した場合に改める修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 石油輸入業に対する登録制の実施に当たっては、新規の事業参入を不当に制約することがないように最大限の配慮を払うとともに、本法施行の3年後の見直しに際しては、事業者の新規参入の状況や石油備蓄義務の履行状況等を勘案して届出制への移行について積極的に検討し、その検討結果及び理由を明らかにすること。
- 2 石油公団の事業運営に関しては、石油開発事業において巨額の欠損金や棚上利息等を生ずるに至っている事態を真摯に反省し、石油公団開発事業委員会報告書等により指摘された業務改善策を的確に実施するとともに、公団及び関連企業への天下りを厳に抑制するなど、所要の改善措置を講ずること。
- 3 既発見油田の資産買収等を始めとする今後の石油公団の石油・天然ガス開発に対する支援については、事業の効果的・効率的な実施及び透明性を確保する観点から、支援対象案件の採択及び管理に当たり油田の有望性等に関する評価基準を予め明確に定めるとともに、外部専門家を積極的に活用して事前及び事後等において事業評価を行い、その評価結果を可能な限り広く国民に公表すること。
- 4 石油の供給制約が生ずる等の緊急時において国民が的確に対応できるよう、緊急時における国民への情報提供体制を点検・整備するとともに、今後石油需要の増大が見込まれるアジア地域における備蓄体制の整備に協力するなど、エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携強化に積極的に取り組むこと。
- 5 中小零細事業者が過半を占める石油小売業の厳しい経営環境にかんがみ、経営基盤強化や経営革新のための支援施策を強力に推進するとともに、転廃業を余儀なくされた場合における必要な金融面等の支援策について特段の配慮を行うこと。
- 6 エネルギーの安定供給の確保及び地球温暖化対策の推進を図るため、天然ガスの開発導入、新エネルギーの普及を積極的に進めるとともに、原子力の開発利用に当たっては、安全性の確保に万全を期すことはもとより、とりわけ、プルトニウムの利用については、国民からの理解と信頼のより一層の確保に努め、プルトニウムの余剰発生により国内外で平和利用に疑念が持たれることのないよう適宜適切に対処すること。

右決議する。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、伝統的工芸品産業の一層の振興を図るため、産地の主体的な取組を支援する枠組みを構築しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 伝統的工芸品の指定に係る申出主体の追加
伝統的工芸品として指定されるよう経済産業大臣に申し出ることができる主体に、工芸品を製造する事業者を構成員とする法人以外の任意団体を追加する。
- 2 伝統的工芸品の指定内容の変更に係る規定の整備
経済産業大臣は、指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別の事由が

あると認める場合には、産業構造審議会の意見を聴いて、指定の内容を変更することができる。

3 振興計画に係る作成主体の追加

一定の支援措置が講じられる振興計画の作成主体に、伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする法人以外の任意団体を追加する。

4 共同振興計画に係る作成主体の追加

需要開拓、製品の共同販売等のため作成される共同振興計画の製造者側の作成主体に、3の任意団体を追加するとともに、販売者側の作成主体に、商社、百貨店等の伝統的工芸品を販売する個々の事業者を追加する。

5 活性化計画の創設

現行活用計画制度を発展解消し、伝統的工芸品を製造する個々の事業者又はそのグループが、伝統的工芸品産業の活性化に資する需要開拓、新商品開発等の事業に関する活性化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができる。

6 連携活性化計画の創設

現行活用計画制度を発展解消し、伝統的工芸品を製造する事業者又は製造協同組合等が、他の伝統的工芸品を製造する事業者又は製造協同組合等とともに、連携して実施する活性化事業に関する連携活性化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができる。

7 活用計画に係る助成措置の廃止

活用計画に係る産業基盤整備基金の出資、中小企業信用保険法の特例及び税制上の措置の規定を削除する。

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究（一定の要件の下における基礎研究）を戦略的かつ効率的に促進するため、現行の基盤技術研究促進センター（以下「センター」という。）が行っている出資等による支援の体制を改め、センターを廃止し、新たに通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「開発機構」という。）に基盤技術に関する業務を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間において行われる基盤技術に関する試験研究に対する支援方法の見直し

(1) 基本方針の策定

総務大臣及び経済産業大臣は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進のために、達成目標、重点的技術分野等についての基本方針を定める。

(2) 通信・放送機構へのセンター業務の追加

通信・放送機構に通信・放送基盤技術に関する次の業務を加える。

- ① 試験研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。
- ② 海外から研究者を招へいすること。

③ 情報を収集し、整理し、及び提供し、並びに調査すること。

(3) 開発機構へのセンター業務の追加

開発機構に鉱工業基盤技術に関する次の業務を加える。

① 試験研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。

② 海外から研究者を招へいすること。

③ 情報を収集し、整理し、及び提供し、並びに調査すること。

(4) 実施計画の作成等

通信・放送機構及び開発機構は、(1)の基本方針に沿って毎年度省令で定めるところにより、業務の実施計画を作成し、主務大臣から認可を受け（計画を変更する場合を含む。）、また、業務に関する経理については、基盤技術研究促進勘定を設けて整理をする。

2 センターの解散等と通信・放送機構及び開発機構による権利義務等の承継

(1) センターの業務整理等

① センターの業務を平成13年3月31日までに締結した出資契約及び貸付契約に係る業務に限定する。

② センターの業務の整理に伴い、副理事長1名、理事2名を削減する。

(2) センターの解散

本法律公布の日から起算して2年以内に政令で定める日にセンターを解散する。

(3) センターから通信・放送機構及び開発機構への承継等

センターの解散に伴い、センターの一切の権利義務は、政令で定めるところにより通信・放送機構及び開発機構が承継し、センターから承継した株式の処分又は債権の回収・管理等の業務を行う。

(4) 通信・放送機構及び開発機構の役員の増員

理事の数をそれぞれ1名ずつ増やす。

3 施行期日

1及び2の(1)については平成13年7月1日から、2の(2)から(4)については本法律公布の日から起算して2年以内に政令で定める日からそれぞれ施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 我が国の基礎研究及び産業技術力の維持強化の必要性が増大していることにかんがみ、今後とも民間の創意を活かした基盤技術研究の一層の促進に努めるとともに、研究開発費の政府負担の増加を図ること。

2 基本方針については、省庁の所管を超えた学際的、融合的な研究開発に配慮し、新たな科学技術基本計画と有機的に連携した整合性のあるものとする。

また、研究開発の成果の実用化を促進する必要性及び近年の加速度的な技術革新に迅速に対応するため、柔軟に見直しを行うこと。

3 新エネルギー・産業技術総合開発機構及び通信・放送機構が行う新たな委託事業の案件の採択、評価の実施等に当たっては、今日までの基盤技術研究促進センターの出融資事業等の採択案件の評価・反省を踏まえた上で、技術・経営等の外部の専門家からなる

機関等に評価を委ね、評価のルールとプロセス、結果を公表すること。

また、新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織・業務が、近年逐次拡大してきている実態にかんがみ、同機構の業務を厳正に見直し、その合理化・効率化の徹底に努めること。

- 4 中小・ベンチャー企業が、両機構が行う新たな委託事業を十分に活用できるよう、その運用に万全を期すること。
- 5 現下の厳しい財政事情から、産業投資特別会計に帰属するNTT株式の配当益の有効利用の在り方について不断の見直しを行うことが必要であり、その結果等を踏まえ、両機構の民間基盤技術研究促進事業の財源措置の在り方についても、所要の検討を行うこと。

右決議する。

計量法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における環境の保全の要請に伴い、極微量物質（ダイオキシン類等）に関する適正な計量の実施を確保するため、必要な計量単位を追加するとともに、高度の技術を必要とする極微量物質の計量証明の事業について認定制度を導入する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 計量単位の追加

極微量物質の濃度を表現するのに適した計量単位として、1兆分の1の濃度（ppt）、千兆分の1の濃度（ppq）等を追加する。

2 特定計量証明事業の認定制度の導入

- (1) 特定計量証明事業とは、極微量物質の計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。
- (2) 特定計量証明事業を行おうとする者は、計量証明システム全体の工程管理が適切に行われていることについて、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）の認定を受けることができる。
- (3) 特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業である場合には、特定計量証明事業の認定を受けていることを都道府県知事への登録の基準として追加する。
- (4) 特定計量証明認定機関の指定等に関し、所要の規定の整備を行う。
- (5) 経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせる事務として、特定計量証明事業の認定に関する事務等を追加する。

3 計量証明事業の信頼性向上のための措置

- (1) 計量証明事業者が、その計量証明事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- (2) 計量証明事業について不正の行為をした場合を、都道府県知事による計量証明事業者の登録の取消し等の要件として追加する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 極微量物質の計量計測における高度な技術的水準の確保の必要性等にかんがみ、特定計量証明事業の認定等の制度運用に当たっては、その技術進歩への対応に十分配慮するなど、制度の信頼性保持に努めること。
- 2 極微量物質の的確な計量計測に対応するため、計量管理や測定技術に関して、計量士等の研修制度を整備するなど、特定計量証明事業者の技術的能力の維持向上に努めること。
- 3 特定計量証明事業の認定制度に関しては、手数料の低廉化、認定手続の効率化等により特定計量証明事業者の負担の軽減に配慮するとともに、計量証明の依頼者等による制度理解の促進を図ること。
- 4 極微量物質に係る環境測定分析の重要性にかんがみ、国家標準物質の開発・供給、測定方法の国際標準化等に積極的に取り組むこと。
右決議する。

商工会法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

【要旨】

本法律案は、商工会の合併による規模の拡大を通じて、その事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、商工会の合併に関する規定等を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 商工会の合併に関する規定の整備
新たに、商工会の合併に関し、合併の手続、合併の時期及び効果等について所要の規定の整備を行う。
- 2 同一市町村内商工会の部分合併の許容
同一市町村内に複数の商工会が存在する場合において、現行法上認められていない当該市町村に存在する商工会の一部のみの合併（同一市町村内商工会の部分合併）を特例として認める。
- 3 全国商工会連合会及び都道府県商工会連合会の副会長の定数増員
商工会の広域化・合併の指導・調整等にあたるため、全国商工会連合会及び都道府県商工会連合会の副会長の定数を5人以内から6人以内に改める。
- 4 全国商工会連合会の財務内容の公開
全国商工会連合会は、貸借対照表等を各事務所に備えて置き、一定の期間、一般の閲覧に供しなければならない。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本改正による合併手続の活用が商工会の事業効率化、広域化に資するものとなるよう、改正の趣旨と内容を地方自治体、商工会等の関係者に対し十分周知するとともに、合併について各商工会が自主的かつ適切な判断を行い得るよう、情報提供等に協力すること。

- 2 改正中小企業基本法等に基づく新しい中小企業政策及びIT革命、グローバル化の進展等を契機に多様化、高度化している中小事業者のニーズに商工会が的確かつ迅速に対応できるよう、今後も必要な環境整備に努めること。
右決議する。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案（閣法第92号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の経済社会の情報化の進展により普及が著しい電子的な方法を用いる契約について、その特徴を踏まえた取引ルールを整備する必要性から民法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電子消費者契約に関する民法の特例

インターネット等による電子商取引においては、消費者が操作ミスにより意図しない契約の申込みが生じやすいことにかんがみ、電子消費者契約（電子商取引のうち定義された一定の契約）においては、事業者が操作ミスを防止するための措置を講じていない場合には、たとえ消費者に重過失があったとしても、操作ミスにより行った意図しない契約を無効とする（民法第95条ただし書の特例）ことができる。

2 電子承諾通知に関する民法の特例

隔地者間の契約の成立時期に関して、契約を承諾する者が承諾通知を發した時点とする民法（第526条第1項及び第527条）の特例を設け、電子承諾通知（インターネット等の電子的な方法を用いる一定の承諾通知）に限っては、その契約成立時期を承諾の通知が到達した時点とする。

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第93号）（先議）

【要旨】

本法律案は、インターネットに接続された電子計算機を識別するための符号であるドメイン名を不正に使用する行為を不正競争行為と位置付けるとともに、外国公務員等に対する贈賄行為の処罰の範囲を拡大しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(1) 不正競争の定義に、不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の商標等と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為を追加する。

(2) この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番

号、記号その他の符号又はこれらの結合とする。

2 損害の額の推定等

1の(1)の行為によって営業上の利益を侵害された者は、侵害をした者に対し、ドメイン名の使用によって通常受けられる金額を損害額と推定し、賠償請求することができる。

3 外国公務員等に対する不正の利益供与等の禁止

(1) 外国公務員等に対する不正の利益供与等の禁止に関する適用除外規定（贈賄側の事業者と収賄側の外国公務員等の属する国が同一の場合を除外する規定）を削除するとともに、当該国の国内商取引に関する行為を除外するため、「国際的な商取引に関して」との要件を追加する。

(2) 外国公務員等の定義のうちに、現行定められている公的企業の従業員に加え、これに準ずる者として政令で定める者（外国政府が議決について実質的な支配力を有する企業の従業員）を追加する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※5	石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案	衆	13. 2. 6	13. 5. 25	13. 6. 12 可決 附帯	13. 6. 13 可決	13. 3. 30 経済産業	13. 4. 11 修正 附帯	13. 4. 12 修正
				○13. 5. 25 参本会議趣旨説明			○13. 3. 30 衆本会議趣旨説明		
※6	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 6	4. 4	4. 10 可決	4. 11 可決	3. 7 経済産業	3. 28 可決	3. 29 可決
※25	基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案	衆	2. 9	6. 12	6. 14 可決 附帯	6. 15 可決	3. 28 経済産業	4. 4 可決 附帯	4. 5 可決
46	計量法の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 11	5. 24 可決 附帯	5. 25 可決	5. 30 経済産業	6. 13 可決 附帯	6. 14 可決
52	商工会法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	6. 14	6. 19 可決 附帯	6. 20 可決	5. 18 経済産業	5. 25 可決 附帯	5. 29 可決
92	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案	参	3. 27	5. 22	5. 31 可決	6. 1 可決	6. 8 経済産業	6. 20 可決	6. 22 可決
93	不正競争防止法の一部を改正する法律案	参	3. 27	5. 22	5. 31 可決	6. 1 可決	6. 8 経済産業	6. 20 可決	6. 22 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

【国土交通委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出15件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類138件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成13年度以降の五箇年間においても踏切道の改良を促進するとともに、踏切道の指定に係る都道府県知事の申出制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案は、産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律を廃止するものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、住宅金融公庫による資金の貸付けについて特別割増貸付制度の適用期限の延長を行うとともに、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する建築物の建替えに係る貸付金の償還方法について高齢者に対する特例を設けるほか、同公庫による住宅融資保険についてそのてん補率を引き上げる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、多数をもって可決した。

高齢者の居住の安定確保に関する法律案は、急速な高齢化の進展に伴って、高齢者が増加することが見込まれるなか、バリアフリー化された住宅ストックの形成や高齢者が安心して居住できる市場環境の整備を進めるため、住宅地審議会の答申を踏まえ提出されたものであり、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案は、平成12年3月の地下鉄日比谷線中目黒駅構内の列車脱線衝突事故等を背景に、鉄道の安全確保に対する国民の期待が一層高まり、鉄道事故の原因究明のための調査並びに鉄道事故・航空事故の発生するおそれのある事態についての調査を着実に実施するための体制整備が求められたところから提案されたものであり、航空事故及び鉄道事故の防止に寄与するため、航空事故調査委員会を航空・鉄道事故調査委員会に改組し、航空事故及び鉄道事故の原因を究明するための的確な調査並びにこれらの事故の兆候について必要な調査を行わせるための体制を整備するとともに、重大な鉄道事故が発生するおそれがあると認められる事態について鉄道事業者に

届出義務を課す等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、事故等調査を終える前における事故等調査の経過についての報告、公表に関して修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、事故調査委員会の独立性の確保、事故調査官等の人材育成と実務経験者の登用、事故調査と犯罪捜査のあり方等について質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

農住組合法の一部を改正する法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換を引き続き促進するため、農住組合の設立認可申請期限を延長するとともに、飛び農地に係る農住組合の設立認可要件を緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案は、都市における緑地の適正な保全、効率的な緑化の推進等を図るため、土地の所有者等との協定に基づき地方公共団体等が緑地保全地区内の緑地を管理する制度及び建築物の敷地内における緑化施設の整備に関する計画を市町村長が認定する制度を創設するとともに、緑地管理機構の指定の対象となる法人として特定非営利活動法人を追加する等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案は、測量及び水路測量の基準に関する世界標準化の進展等を踏まえ、測量及び水路測量における経緯度の測定の基準を世界測地系に従ったものとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

倉庫業法の一部を改正する法律案は、倉庫業について、倉庫業者による多様なサービスの提供を促進するため、参入についての許可制度を登録制度に改め、料金事前届出制を廃止する等の規制緩和措置を講ずるとともに、倉庫を利用する消費者の利益を保護するため、トランクルームの認定制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

気象業務法の一部を改正する法律案は、近年における気象測器に関する民間の製造技術の向上等に対応し、民間の能力の一層の活用を図るため、気象測器の検定に関し、広く認定及び指定の対象に営利法人を含めた認定測定者制度及び指定検定機関制度を導入するとともに、検定の有効期間を見直す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

水防法の一部を改正する法律案は、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水予報河川を指定し、当該河川について洪水予報を行うこととするとともに、洪水予報河川における浸水想定区域の指定及び公表について定め、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置等を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案は、これまでの累次の閣議決定により、JR各社については、できる限り早期に純民間会社化することとされているが、本州3社については、既に株式上場を果たすなど、順調な経営

状況にあり、純民間会社化のための条件が整ったとの判断に立ち、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、これらの会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、国鉄改革の成果とJR各社の現状、JR本州三社を完全民営化する一方で事業経営上の指針を定める理由、地方鉄道路線の維持、同種の事業を営む中小企業者への配慮等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案は、規制緩和推進3か年計画を踏まえ、自動車損害賠償保障制度について、政府による再保険制度を廃止し、これと併せて自動車事故による被害者の保護の充実を図るための制度の整備等を行うとともに、自動車損害賠償保障制度に係る特別会計の名称及び勘定区分の変更等を行おうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、再保険制度を廃止する理由、保険収支と保険料率の見通し、審議会の在り方、保険金支払の適正化、被害者救済対策、運用益の使用状況等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

小型船舶の登録等に関する法律案は、小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与するため、小型船舶の所有権を公証する登録制度を導入するとともに、小型船舶の登録測度事務を小型船舶検査機構に行わせることができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

土地収用法の一部を改正する法律案は、土地収用法が昭和42年以来抜本的な改正がなされておらず、その間に、現行法が必ずしも想定していなかった状況に直面していることから、土地収用制度の問題点を調査研究するために設けられた、土地収用制度調査研究会の報告の趣旨を踏まえて取りまとめられたものであり、事業認定の透明性及び信頼性の向上を図るため、事業の認定に関する処分を行うに際して公聴会の開催、第三者機関からの意見聴取及び事業認定の理由の公表を行うこととするとともに、収用又は使用の裁決に係る手続の合理化を図るため、収用委員会の審理における代表当事者制度の創設、土地調書及び物件調書の作成手続並びに補償金払渡方法の合理化等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、事業の認定に関する処分を行うに際しての第三者機関の意見の尊重等について修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、土地収用法改正の経緯とその理由、土地収用制度における公益の概念、事業計画の策定段階における住民参加と情報公開の在り方、第三者機関の中立性・公正性の確保方策、公聴会及び事前説明会の運営方法、今後の公共事業の在り方等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

3月15日、扇国土交通大臣から国土交通行政の基本施策について所信を聴き、次いで泉

国土交通副大臣から日本航空907便の事故について報告を聴いた後、質疑を行い、メガフロートの活用、成田空港等の整備の現況、長野県知事の「脱ダム宣言」に対する所見、総合交通基本法制定の必要性、民営化後のJRへの評価、日本経済の不況に対する認識、入札・契約における情報公開の徹底、日本航空ニアミス事故の原因究明と再発防止策、公的住宅の中長期的在り方、ホーム転落事故防止施設の設置推進、不審船対策の進捗状況等が取りあげられた。

同月22日、予算委員会から審査の委嘱を受けた国土交通省所管及び住宅金融公庫について審査を行い、扇国土交通大臣から説明を聴いた後、高齢社会における国土交通行政の在り方、新駅におけるホームドアの設置の義務付け、21世紀の国土づくりの進め方、環境対策を重視した陸上交通体系の在り方、親しみやすい河川空間づくりへの取組、入札契約適正化法による施工体制の適正化、自動車排出ガスに係る環境問題、自動料金収受システムの実施、公共事業の事業評価の仕組み、那覇空港の沖合展開の見通し等について質疑を行った。

5月22日、扇国土交通大臣から国土交通行政の諸施策について説明を聴いた。

同月24日、質疑を行い、公共事業の見直し基準及び事業評価の取組状況、建設業退職金共済制度の適正化対策、緊急経済対策に基づく都市再生の在り方、ダム建設事業の在り方、東京外かく環状道路建設事業における取組方針、道路特定財源見直しと道路整備五箇年計画との関係、本四架橋及びアクアライン建設事業に関する責任の所在、「聖域なき構造改革」における住宅金融公庫の見直しの有無、バス及びタクシー事業の需給調整規制廃止後の対応、中日本航空機事故を踏まえた飛行訓練空域の見直し等が取りあげられた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月6日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について扇国土交通大臣から所信を、日本航空907便の事故に関する件について泉国土交通副大臣から報告を聴いた後、両件について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国土交通省所管及び住宅金融公庫）について扇国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、泉国土交通副大臣、高橋国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
新産業都市建設促進法等を廃止する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
新産業都市建設促進法等を廃止する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
以上両案について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
（閣法第7号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
欠席会派 無会
（閣法第8号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
欠席会派 無会

なお、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
高齢者の居住の安定確保に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
高齢者の居住の安定確保に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣、高橋国土交通副大臣、榊屋厚生労働副大臣、政府参考人、参考人住宅金融公庫総裁望月薫雄君、都市基盤整備公団総裁伴襄君及び同公団理事吉田吉宣君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第9号）賛成会派 自保、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 民主、無会

（閣法第10号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連
反対会派 なし

○平成13年4月5日（木）（第6回）

- 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
について扇国土交通大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員赤城徳彦君から説明を聴いた。

○平成13年4月10日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
について参考人東京大学名誉教授井口雅一君、鉄道安全推進会議会長臼井和男君、航空宇宙技術振興財団理事長武田峻君及び航空安全推進連絡会議議長大野則行君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月12日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第11号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
欠席会派 無会

なお、附帯決議を行った。

○平成13年5月11日（金）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第47号）
- 都市緑地保全部法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

- (閣法第47号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由
反対会派 なし
欠席会派 社民、二連
- (閣法第48号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由
反対会派 なし
欠席会派 社民、二連

○平成13年5月22日(火)(第10回)

- 国土交通行政の諸施策に関する件について扇国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成13年5月24日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○公共事業の見直しに関する件、中日本航空機事故に関する件、都市再生の在り方に関する件、道路特定財源の見直しに関する件、羽田空港の再拡張に関する件、建設業退職金共済制度に関する件、バス事業及びタクシー事業の規制緩和に関する件、特殊法人等の見直しに関する件、自動車排出ガス対策に関する件等について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、泉国土交通副大臣、木村(仁)国土交通大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人住宅金融公庫理事井上順君に対し質疑を行った。
○測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(閣法第59号)について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
○測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(閣法第59号)について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第59号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、二連
反対会派 なし
欠席会派 自由
- 倉庫業法の一部を改正する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日(木)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
○倉庫業法の一部を改正する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣、木村(仁)国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第55号) 賛成会派 自保、民主、公明、自由
反対会派 共産、社民、二連
欠席会派 無会
- 気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)
水防法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気象業務法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）
水防法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第56号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連
反対会派 なし
（閣法第57号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連
反対会派 なし

- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月7日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣、政府参考人及び参考人東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長大塚陸毅君に対し質疑を行った。

○平成13年6月12日（火）（第16回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について参考人成城大学名誉教授岡田清君、四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長梅原利之君、西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長南谷昌二郎君及び弁護士岡田尚君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月14日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本貨物鉄道株式会社代表取締役社長伊藤直彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第73号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由、二連
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法

律案（閣法第53号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、村田内閣府副大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年6月21日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について参考人今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会座長西崎哲郎君、自動車損害賠償責任保険審議会会長倉沢康一郎君、社団法人日本損害保険協会専務理事荒木襄君及び全国交通事故後遺障害者団体連合会代表北原浩一君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第53号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由、二連
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 小型船舶の登録等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月22日（金）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 小型船舶の登録等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第91号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし
欠席会派 自由、二連

- 土地収用法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成13年6月26日（火）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 土地収用法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月28日（木）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 土地収用法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について参考人稲城市長石川良一君、流通科学大学サービス産業学部教授栗原宣彦君、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科助教授松尾弘君及び日の出の森・トラスト運動共同代表標博重君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、木村（仁）国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第54号）賛成会派 自保、民主、公明、無会、自由
反対会派 共産、社民、二連

なお、附帯決議を行った。

- 請願第119号外137件を審査した。
- 国土の整備、交通施策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

踏切道改良促進法は、交通事故防止と交通の円滑化に寄与するため、昭和36年に制定され、同法に基づく踏切道の立体交差化、構造改良及び保安設備の整備が実施されてきたが、その対象とすべき踏切道の数が膨大なため、昭和41年以降7次にわたり、踏切道の改良を行う期間の延長が行われてきた。

本法律案は、引き続き強力に踏切事故防止対策を講じる必要があること等にかんがみ、次の措置等を講じようとするものである。

- 1 国土交通大臣は、平成13年度以降の5箇年間に於いて改良が必要な踏切道を指定する。
- 2 地域の実情を反映した踏切道の改良を進めるため、都道府県知事が、国土交通大臣に対して踏切道の指定をすべき旨を申し出ることができるものとする。
- 3 踏切道の改良の円滑かつ確実な実施を促進するため、鉄道事業者と道路管理者が協議して立体交差化計画又は構造改良計画を作成するに際し、協議が調わなかった場合の措置として、鉄道事業者又は道路管理者からの申請に基づいて、国土交通大臣が裁定することができるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 踏切道の改良は、緊急性の高いものから重点的に行うことにより、踏切事故の防止及び交通の円滑化に資すること。
- 2 全国に約千箇所あるとされる交通遮断量の著しく多いいわゆるボトルネック踏切は、今後10年間で半減させることを目標とし、当面の5年間は、国土交通大臣の迅速な指定、裁定制度の活用等により積極的な事業の実施に努めること。
- 3 踏切保安設備の整備については、税財政上の支援措置の活用により、鉄道事業者を督促して、一層の促進を図ること。
- 4 踏切の統廃合等踏切道の改良は住民生活にも大きな影響があることから、都道府県知事の申出制度の運用に当たっては、住民の意見反映に努めること。
- 5 踏切保安設備の整備等踏切道の改良に当たっては、高齢者、身体障害者等の安全な利用に配慮すること。

右決議する。

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法等を廃止しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び新産業都市建設及び工業整

備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律を廃止する。

- 2 廃止に伴う経過措置として、地方公共団体が平成13年3月31日までに着手した事業について、地方債の発行及び利子補給並びに国庫補助負担率のかさ上げを今後5年間継続して実施するとともに、平成13年3月31日までに設備を新增設した者について、地方公共団体が不動産取得税、固定資産税の不均一課税をした場合に、それに伴う減収額の一部を地方交付税により補てんする。
- 3 本法は、平成13年4月1日から施行する。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、住宅金融公庫による資金の貸付けについて、特別割増貸付制度の適用期限を5年間延長するとともに、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与するマンション建替え等に係る高齢者への貸付金に死亡時に一括償還をする方法によることができる特例を導入するほか、公庫は資金繰りのため必要があるときは一定の金融機関から短期借入金をすることができることとする、公庫との併せ融資で公庫が承認したものについて住宅融資保険のてん補率を100分の100に引き上げる等の措置を講じようとするものである。

なお、施行期日は、平成13年4月1日からである。

高齢者の居住の安定確保に関する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国土交通大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針を定め、これを公表する。
- 2 高齢者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅の登録制度を創設するとともに、登録を受けた賃貸住宅の家賃に係る債務を高齢者居住支援センターが保証できることとする。
- 3 民間事業者等が都道府県知事の認定を受けて供給するバリアフリー化された高齢者向け優良賃貸住宅について、国、地方公共団体による補助等の支援を行う。
- 4 地方公共団体等が高齢者向けの優良な賃貸住宅を供給する場合に、国等が補助を行うことができることとする。
- 5 バリアフリー化された賃貸住宅を高齢者の終身にわたって賃貸する場合に、都道府県

知事の認可を受けて、借地借家法の特例として、賃借人が死亡した時に終了する旨を定めることができる終身建物賃貸借制度を創設する。

- 6 高齢者が自ら居住する住宅について行うバリアフリー改良に対する住宅金融公庫の融資について死亡時に一括償還をする方法を導入するとともに、高齢者居住支援センターがこの融資に係る債務を保証できることとする。
- 7 この法律は、一部の事項を除き、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 航空事故調査委員会設置法の題名を航空・鉄道事故調査委員会設置法に改める。
- 2 同法の目的に鉄道事故の防止に寄与することを追加する。
- 3 委員会の名称を航空・鉄道事故調査委員会に改める。
- 4 委員会の所掌事務に、鉄道事故の原因究明の調査、鉄道事故及び航空事故の兆候の調査、鉄道事故の防止のための施策についての勧告及び建議、等を追加する。
- 5 委員会の組織を、現行の委員長及び委員4人の体制から、委員長及び委員9人の体制に増強する。
- 6 委員会は、鉄道事故の原因究明の調査及び事故の兆候の調査を行うため必要があると認めるときは、関係者からの報告徴収等の処分をすることができることとする。
- 7 鉄道事業法を改正し、鉄道事業者は、鉄道事故が発生するおそれがあるときは、遅滞なく、事態の種類、原因等を国土交通大臣に届け出なければならないこととする。
- 8 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案について、委員会が事故等調査の終了前において事故等調査の経過の報告及び公表を行うのは、委員会が「必要と認めるとき」とされているのを「事故等が発生した日から1年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる等の事由により必要と認めるとき」と明示するよう改める修正が、衆議院において行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 航空・鉄道事故調査委員会は、他の行政機関等からの独立性を確保するとともに、公正・中立な立場でその責務を十分に踏まえた、迅速かつ厳正な事故等調査及び調査結果の早期報告を行うこと。
- 2 公正中立な事故等調査を遂行するため、特定の分野に偏ることなく、適確な委員の選任を図ること。
- 3 大規模かつ複雑化する事故調査に対応するため、研修、海外機関との情報交換などにより、最新の科学等の知見を駆使した、高度な業務が可能となるよう、事故調査官の専門性の向上に努めること。

- 4 委員会事務機能については、委員の求めに適確に応えられるよう、適正な人員配分、十分な予算措置に配慮すること。
- 5 事故調査等が公正かつ精緻に行われるため、その内容・手順等について明文化するとともに、新たに習得される科学的知見を加味し、世界的レベルに見合うものとなるよう、随時見直しをすること。
- 6 事故原因の究明・調査は、国民生活に重大な影響を与えることにかんがみ、適正な業務遂行に支障を及ぼす恐れのないものについては、国民・事業者・事故関係者に対し、必要な情報を開示する体制を確保すること。
- 7 報告書の作成までの間、相当の時間を要すると見込まれるときは、中間段階での報告を必要に応じて行うよう努めること。
- 8 委員会は、事故再発防止に万全を期するため、必要があると認めるときは、積極的に、事故防止のため講ずべき施策について勧告・建議すること。
- 9 勧告・建議を受けた国土交通大臣、関係行政機関の長は、関係事業者等への安全対策の指導・徹底など講ずべき施策を着実に実施すること。
- 10 航空・鉄道事故調査委員会と捜査機関は、国際民間航空条約の趣旨に立って、事故調査、犯罪捜査の各々が適確に行われるよう十分に協力すること。
- 11 委員会の組織の在り方については、今回新たに整備される委員会の活動を踏まえ、その体制・機能の強化、航空・鉄道・自動車・海上交通にわたる運輸事故全般の調査体制の確立の必要性について、諸外国に比べて遜色のないよう、その例を参考にしつつ、今後の課題として検討を行うこと。
右決議する。

農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第47号）（先議）

【要旨】

本法律案は、農住組合の事業による市街化区域内農地の住宅地等への転換を引き続き促進するため、農住組合の設立認可申請期限を延長するとともに、飛び農地に係る農住組合の設立認可要件を緩和する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農住組合の設立認可の申請を行うことができる期限を10年間延長し、平成23年5月19日までとする。
- 2 飛び農地を含む農住組合の設立認可要件を緩和し、飛び農地において当面の営農が継続される場合にも、農住組合の地区に加えることができることとする。
- 3 農住組合が交換分合を行う場合に加え、土地区画整理事業を行う場合においても、生産緑地地区の指定要請を行うことができることとする。
- 4 本法は、平成13年5月20日から施行する。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（先議）

【要旨】

本法律案は、都市における緑地の適正な保全、効率的な緑化の推進等を図るため、次の措置等を講じようとするものである。

- 1 地方公共団体又は緑地管理機構が、緑地保全地区内の土地の所有者等と管理協定を締結して、当該協定に係る緑地の管理を行うことができる制度を創設する。
- 2 市町村の緑の基本計画で定めた緑化重点地区内の建築物の敷地において緑化施設を整備する者が作成する緑化施設整備計画を市町村長が認定する制度を創設する。
- 3 緑地管理機構の指定の対象となる法人として特定非営利活動法人を追加する。

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、自動車損害賠償保障制度について、政府による再保険制度を廃止し、これと併せて自動車事故による被害者の保護の充実を図るための制度の整備等を行うとともに、自動車損害賠償保障制度に係る特別会計の名称及び勘定区分の変更等を行おうとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 自動車損害賠償責任保険の政府再保険制度を廃止する。
- 2 保険会社は、保険金等を支払うときは、国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める支払基準に従って行う。
- 3 政府再保険における支払審査に代わる措置として、保険会社は、保険金の支払を行う際には、支払請求者に対して保険金の支払に関する情報を提供し、死亡事案等に係る支払については国に届け出ることとする等、保険金支払の適正化のための措置を講ずる。
- 4 保険金の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決のため、紛争処理機関の指定を行う等紛争処理の仕組みを整備する。
- 5 被害者救済対策事業等について自動車事故対策計画に基づき財政上の措置を実施するとともに、保険契約者の保険料等負担の軽減のための交付金を交付する。
- 6 自動車損害賠償責任再保険特別会計法の題名を自動車損害賠償保障事業特別会計法に、その特別会計の名称を自動車損害賠償保障事業特別会計に、それぞれ改めるとともに、保障勘定以外の2勘定を廃止し、自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定を設ける。
- 7 この法律の施行の際旧保険勘定に所属する権利義務を、一定の算定方式に従い、自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定に帰属させる。
- 8 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 自賠責保険制度に関する審議会の緊密な連携を図り、審議会の意見を十分尊重し、制

度の充実、運営の適正化に努めること。

- 2 ノーロス・ノープロフィットの原則を堅持しつつ、保険料率の見直しを適時・適切に行うこと。
- 3 損害保険会社等は、保険料等を全額運用することになることを踏まえ、その安全かつ効率的な運用を図るとともに、再保険廃止による事務コストの削減を契機に、徹底した各種経費の節減及び合理化に努めること。
- 4 保険金等の過少払いと過払いを防止するための業務の改善を図るとともに、被害者等に対する情報開示・説明等を充実させ、また、損害査定の透明性、客観性の定着に努めること。
- 5 自賠責保険金の支払いと各種公的保険制度による給付が競合する場合、被害者救済に最もふさわしいものが適用されるよう、各制度との分担、調整の円滑化を図ること。
- 6 政府保障事業の保障金の支払いについて、公平性の確保の観点から、被害者の過失相殺の緩和、実勢を加味した治療費査定及びこれらの事務の早期処理等について検討すること。
- 7 指定紛争処理機関については、効率的な運用を行うとともに、紛争処理業務の独立性、中立性及び公平性を確保し、所管官庁の出身者がその役員になることは厳に抑制すること。
- 8 運用益活用事業については、財源が自賠責保険の果実であることに留意し、事業の必要性及び実施方法を見直すとともに、その情報を公開すること。
- 9 自動車事故対策センターの運営について、事業の内容を見直し、ニーズの高い事業の充実、低い事業の縮減を行うとともに、組織・人員の縮減に努めること。
- 10 重度後遺障害者等の自動車事故被害者の急増にかんがみ、遺族の心のケアを含めた被害者の保護の充実を図るとともに、いわゆる自損事故を起こした被害者の救済についても検討すること。
- 11 療護センターにおける介護病床の整備とともに、一般病院への短期入院・委託等により、介護病床の拡大に努め、重度後遺障害者の療養対策の強化を図ること。
- 12 医師会等の協力のもと、診療報酬基準案を作成しその普及に努めているが、未実施の府県があることから、その早期浸透に努めること。
- 13 自賠責特会から一般会計への繰入金及び自賠責特会の当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入は、速やかに自賠責特会に繰り戻すこと。
- 14 自動車事故の被害者の救済及び自動車事故の防止については、この改正法の施行後5年以内に、社会経済情勢の推移等を踏まえ、賦課金制度の導入の可能性を含め、検討を行うこと。

右決議する。

土地収用法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、事業認定の透明性の向上、収用手続の合理化等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 起業者による事前説明会の開催を義務付けるとともに、事業認定庁が事業の認定に関する処分を行うに際しては、公聴会の開催、第三者機関からの意見聴取及び事業認定をした理由の公表を行う。
- 2 土地調書及び物件調書の作成手続の特例の創設、収用委員会の審理手続における主張の整理、代表当事者制度の創設並びに補償金払渡方法の合理化を行う。
- 3 土地等の対償について関係当事者間の合意が成立しない場合の仲裁制度を創設する。
- 4 収用適格事業として、新たに地方公共団体等が設置する廃棄物の再生施設及び廃棄物処理センターが設置する廃棄物処理施設を追加する。
- 5 補償基準を法令で明確化するとともに、生活再建のための措置を充実する。

なお、本法律案については、衆議院において、社会資本整備審議会等の意見を尊重する義務、並びに情報の公開等事業の施行について利害関係者等の理解を得るための措置の検討に関する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 事業の施行について利害関係者等の理解を得るため、事業計画の策定段階における住民参加、情報公開等に関するガイドラインの早期作成をはじめ、対話型行政を積極的に推進するための措置を講ずるよう努めること。
- 2 事業認定の中立性、公正性等の確保を図るため、社会資本整備審議会での事業認定に関する審議に関与する委員については、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界等の分野からバランスのとれた人選を行うとともに、事業推進の立場にある中央省庁のOBの任命は原則として行わないこと。
- 3 同審議会における事業認定に関する審議には当該事業に利害関係を有する委員は加わらないようにするなど、運用の中立性、公正性等を確保するとともに、議事要旨の公開に努めること。
- 4 公聴会については、開催期日等の十分な周知を図るとともに、議事録を公開するなど情報公開の徹底に努めること。
- 5 公聴会で述べられた住民等の意見は第三者機関に的確に伝えるとともに、公述人相互の間で質疑が行えるようにするなど、住民意見の吸収の場という公聴会の本来の役割が果たせるよう、規則改正を含め必要な措置を講ずること。
- 6 事前説明会については、開催期日等の十分な周知を図るとともに、起業者と利害関係人との間の質疑応答を実施するなど、実効性のあるものとするよう努めること。
- 7 改正法の公布後に事業認定の申請がなされた事業については、事業認定の透明性等の向上を図るといふ改正の趣旨を踏まえ、公聴会の義務的開催など改正の内容に即した運用を図ること。

- 8 今回の法改正の趣旨にかんがみ、政府は各都道府県と協議して、収用委員会の役割が的確に果たされるよう努めること。
右決議する。

倉庫業法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 同法の目的に倉庫の利用者の利益を保護することを追加する。
- 2 倉庫業の参入について、許可制を登録制に改めるとともに、登録拒否要件として、欠格事由の他、倉庫の施設及び設備が一定の基準に適合しないこと、倉庫管理主任者を確実に選任すると認められないこと等の客観的な基準を定める。
- 3 料金の事前届出制を廃止する。
- 4 倉庫業者は、一定の要件を備える倉庫管理主任者を選任して、倉庫における火災の防止その他の倉庫の管理に関する業務を行わせなければならないこととする。
- 5 国土交通大臣は、倉庫の利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、倉庫業者に対し、料金の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。
- 6 トランクルームをその営業に使用する倉庫業者は、トランクルームごとに国土交通大臣の認定を受けることができることとするとともに、認定基準として、トランクルームの施設及び設備が一定の基準に適合すること、消費者に有利な内容を有する約款を定めていること等を定める。
- 7 倉庫業を営む者以外の者は、その行う営業が寄託を受けた物品の倉庫における保管を行うものであると人を誤認させるような行為をしてはならないこととする。
- 8 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

気象業務法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、近年における気象測器に関する民間の製造技術の向上等に対応し、民間の能力の一層の活用を図るため、気象測器の検定に関し、広く認定及び指定の対象に営利法人を含めた認定測定者制度及び指定検定機関制度を導入するとともに、検定の有効期間を見直す等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 型式証明を受けた気象測器であって、気象庁長官の認定を受けた者が器差の測定を行ったものについては、その結果を記載した書類によって、検定における器差の検査を行うことができるものとする。
- 2 気象庁長官が、一定の能力を有する者を指定し、気象庁長官に代えて、気象測器検定を行わせることができる制度を導入する。

- 3 検定の有効期間を原則として廃止し、その構造等から有効期間を定めることが適当であるものについてのみ国土交通省令で定めるものとする。

水防法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案は、水災による被害の軽減を図ろうとするものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が、洪水予報河川を指定し、当該河川について洪水予報を行うこととする。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、浸水想定区域を指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表することとする。
- 3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定めることとする。
- 4 市町村防災会議は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下の施設がある場合には、同計画に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めることとする。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるよう努めることとする。
- 6 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（先議）

【要旨】

本法律案は、測量及び水路測量の基準の世界標準化の進展を踏まえ、測量及び水路測量における経緯度測定の基準を世界測地系に従ったものとする等の措置を講ずるものである。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社のJR本州3社を特殊会社として規制している法律の適用対象から除外し、これらの会社の財務、人事、事業計画等の面において一層自主的かつ責任のある経営体制の確立を図ることとする。
- 2 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。

- 3 附則において、国土交通大臣は、国鉄改革の経緯を踏まえ、ＪＲ各社間の連携及び協力の確保、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえた路線の適切な維持等に関する事項について、ＪＲ本州３社が事業運営上踏まえるべき指針を策定し、必要がある場合には指導、助言を行い、さらに正当な理由なく指針に反する事業運営を行う場合には勧告、命令を行うことができることとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 ＪＲ東日本、ＪＲ東海及びＪＲ西日本は、旅客需要に対応した輸送力の確保、利用者サービスの向上、鉄道施設のバリアフリー化、及び輸送の安全確保等に資する体系的、計画的、重点的な設備投資に努めるとともに、運賃・料金については、適正な水準を維持するよう心掛けること。
- 2 ＪＲ東日本、ＪＲ東海及びＪＲ西日本は、本法施行後にあっても、需要を積極的に開拓するなど、できる限り経営努力によりローカル線の維持に努めること。
また、全国の各地域における住民の足である地方鉄道について、支援方策の見直し等によりがたい場合には、いわゆる「上下分離方式」の導入も検討すること。
- 3 ＪＲ各社の営業エリアにおいて整備が進められている高速道路の延伸等により参入する他の交通機関との競合の激化という経営環境の変化を踏まえ、各社は自らの責任を果たすべき経営の効率化、重点化等を推進することとし、あわせて地方交通の維持のため、政府はＪＲバスについても補助制度の導入を速やかに図ること。
- 4 ＪＲ北海道、ＪＲ四国及びＪＲ九州は、早期の純民間会社化に道筋をつけるため、安定した経営基盤の確立に努力するとともに、国は、現下の厳しい鉄道経営環境にかんがみ、各社の経営動向を踏まえつつ、経営改善に資する所要の支援措置を講じること。
また、ＪＲ貨物は、あらゆる経営改善のための努力を行うとともに、国は、環境等に配慮した交通体系を構築する観点から、ＪＲ貨物の経営動向を踏まえつつ、その経営改善に資する所要の支援措置を講じること。
- 5 本法附則第２条第１項の指針は、ＪＲ東日本、ＪＲ東海及びＪＲ西日本が純民間会社とされることにかんがみ、その運用基準の明確化、及び透明性を確保するとともに、本法附則第３条及び第４条の措置は必要な場合に限り発動することとし、これら規制については、適宜必要な見直しを行うこと。
- 6 将来の金利や景気の動向の次第では、ＪＲ各社の健全な経営に影響を及ぼしかねない程の巨額に達する長期債務の返済について、その支援に資する所要の措置を講ずること。
- 7 社会政策的見地から各種交通機関において実施される運賃割引による減収分については、内部補助によることなく、国等が今後別途財源手当てを行うことも含めて検討すること。
- 8 先の省庁統合の成果を遺憾なく活かし、陸海空にわたる総合的な交通体系の構築を推進するとともに、交通政策にかかる予算、税制について広くその在り方を検討すること。
- 9 いわゆるＪＲ不採用問題については、現在、人道的な見地から関係者間で努力が続け

られているところであるが、政党間協議等の今後の対応を見守りつつ適切に対処すること。

- 10 JR各社は、関連事業分野における事業展開に際して、適切な労働力の確保に努めるとともに、当該進出地域の振興及び中小企業者への影響等に配慮すること。
右決議する。

小型船舶の登録等に関する法律案（閣法第91号）

【要旨】

本法律案は、小型船舶の所有権を公証する登録制度の導入等により、小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 小型船舶は、小型船舶登録原簿に登録を受けたものでなければ、航行の用に供してはならず、小型船舶の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。
- 2 登録を受けていない小型船舶の所有者は、国土交通大臣に対して新規登録の申請をしなければならない。
- 3 国土交通大臣は、新規登録の申請に虚偽のある場合を除き、当該船舶の総トン数の測度を行い、新規登録を行うとともに、申請者に対し、船舶番号等の登録事項を通知しなければならない。
- 4 小型船舶の所有者は、船舶番号の通知を受けたときは、遅滞なく当該船舶に表示しなければならない。
- 5 小型船舶等の製造業者又は国土交通大臣が指定する輸入業者以外の者は、船体識別番号等を打刻してはならない。
- 6 国土交通大臣は、小型船舶検査機構に、登録及び測度に関する事務を行わせることができる。
- 7 小型船舶の所有者は、国土交通大臣から有効な国籍証明書の交付を受け、これを船舶内に備え置き、かつ、船名を表示しなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。
- 8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（15件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※7	踏切道改良促進法の一部を改正する法律案	衆	13. 2. 6	13. 3. 21	13. 3. 27 可決 附帯	13. 3. 28 可決	13. 2. 27 国土交通	13. 3. 9 可決 附帯	13. 3. 15 可決
※8	新産業都市建設促進法等を廃止する法律案	衆	2. 6	3. 21	3. 27 可決	3. 28 可決	3. 7 国土交通	3. 9 可決	3. 15 可決
※9	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	衆	2. 6	3. 23	3. 29 可決	3. 30 可決	3. 9 国土交通	3. 16 可決 附帯	3. 22 可決
○13. 3. 23 参本会議趣旨説明									
※10	高齢者の居住の安定確保に関する法律案	衆	2. 6	3. 26	3. 29 可決	3. 30 可決	3. 9 国土交通	3. 16 可決 附帯	3. 22 可決
○13. 3. 9 衆本会議趣旨説明									
※11	航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案	衆	2. 6	4. 4	4. 12 可決 附帯	4. 18 可決	3. 23 国土交通	3. 30 修正 附帯	4. 3 修正
47	農住組合法の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 17	5. 11 可決	5. 16 可決	5. 16 国土交通	5. 18 可決	5. 18 可決
48	都市緑地保全法の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 18	5. 11 可決	5. 16 可決	5. 16 国土交通	5. 18 可決	5. 18 可決
53	自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	6. 13	6. 21 可決 附帯	6. 22 可決	5. 29 国土交通	6. 6 可決 附帯	6. 7 可決
54	土地収用法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	6. 20	6. 28 可決 附帯	6. 29 可決	6. 7 国土交通	6. 15 修正 附帯	6. 15 修正
○13. 6. 20 参本会議趣旨説明 ○13. 6. 7 衆本会議趣旨説明									
55	倉庫業法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	5. 25	5. 31 可決	6. 1 可決	4. 4 国土交通	4. 6 可決	4. 10 可決
56	気象業務法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	5. 30	6. 5 可決	6. 6 可決	5. 23 国土交通	5. 23 可決	5. 24 可決
57	水防法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	5. 30	6. 5 可決	6. 6 可決	5. 23 国土交通	5. 23 可決	5. 24 可決
59	測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案	参	3. 2	5. 22	5. 29 可決	5. 30 可決	6. 5 国土交通	6. 8 可決	6. 12 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
73	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.13	6.1	6.14 可決 附帯	6.15 可決	4.10 国土交通	5.30 可決 附帯	5.31 可決
				○13.6.1 参本会議趣旨説明 ○13.4.10 衆本会議趣旨説明					
91	小型船舶の登録等に関する法律案	衆	3.27	6.20	6.22 可決	6.27 可決	5.29 国土交通	6.5 可決	6.7 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

【 国土・環境委員会 】

(1) 審議概観

〔国政調査等〕

第150回国会閉会後の平成12年12月6日、気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議に関して環境庁長官から報告を聞いた後、COP6が合意に至らなかった経緯、二酸化炭素吸収源算定方法についての日米加提案の問題性、COP6開催前に政府が決めていた妥協範囲、自動車排ガスによる大気汚染に対する取組、地球温暖化阻止に向けたCOP3完全実施の効果、沖縄のジュゴン保護対策等について質疑を行った。

また、12月14日及び15日の2日間、広島県及び岡山県における国土整備及び環境保全等に関する実情調査のための委員派遣を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年12月6日（水）（第150回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議に関する件について川口環境庁長官から報告を聴いた後、同長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

【環境委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）、衆議院環境委員長提出1件の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願4種類29件のうち、2種類23件を採択した。

〔法律案の審査〕

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、本院先議として、提出された。

本法律は、当初、自動車から排出される窒素酸化物を対象として平成4年5月に制定されたが、その後、浮遊粒子状物質も問題化したことから、改正案では、法律の題名を「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に改め、窒素酸化物と同様に、自動車から排出される粒子状物質による大気汚染の防止に関して、その総量の削減に関する基本方針及び計画を策定することとし、排出量に関する基準を定めるとともに、自動車を使用する事業者に対する措置を強化すること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図ろうとするものである。委員会においては、環境基準達成の遅れと本改正による達成の可能性、自動車排出ガスと健康被害との因果関係、対策地域拡大の必要性、ディーゼル車規制の強化策、自動車交通量抑制の必要性、法案の効果を減殺する各省庁間の覚書を破棄することの必要性等の質疑がなされたほか、参考人からも意見を聴取した。また、板橋区に現地視察を行った。質疑を終局したところ、民主党・新緑風会より、総量削減広域交通対策計画の策定等を内容とする修正案、日本共産党より、総量規制制度の創設等を内容とする修正案が、それぞれ提出された。討論の後、採決の結果、両修正案は否決され、本法律案は全会一致で可決された。なお、附帯決議が付された。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案は、我が国においてポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、PCB廃棄物の適正な処理の推進を図るため、その保管、処分等に関して、国における基本計画の策定、保管等の状況の届出、一定期間内の処分等についての措置を講じようとするものである。また、環境事業団法の一部を改正する法律案は、環境事業団の業務にPCB廃棄物の処理を行う業務等を追加するとともに、同事業団にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設ける等の措置を講じようとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、これまでPCB廃棄物処理が進まなかった理由、環境事業団の役割とその在り方、PCB廃棄物処理について地域住民の理解を得るための具体的方策、紛失・不明となっているPCB廃棄物の実態調査及びその対策の必要性などについて質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。質疑終局後、環境事業団法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会より、環境事業団の業務のうち建設譲渡事業を廃止すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、採決の結果、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案は全会一致で可決、環境事業団

法の一部を改正する法律案については、修正案は否決され、本法律案は多数で可決された。なお、両法律案のそれぞれに附帯決議が付された。

環境省設置法の一部を改正する法律案は、環境行政の一層の推進を図るため、環境省に、地球環境審議官を設置するとともに、地方における環境省の所掌事務に関する調査等をつかさどる職員を配置しようとするものである。委員会においては、地球環境審議官の役割と選任方法、地方環境対策調査官の役割と自治体環境行政との関係等の質疑を行った後、全会一致で可決された。

温泉法の一部を改正する法律案は、温泉の保護及び適正な利用を推進するため、土地等の許可の失効手続の迅速化、温泉の成分等の掲示の届出及び温泉成分の分析機関の登録制度の整備を図ろうとするものである。委員会においては、温泉の掘削等の許可基準の設定の在り方、温泉源の汚染防止対策の必要性、温泉成分等の掲示内容の改善の必要性、医療分野における温泉治療の位置づけ等について質疑を行った後、全会一致で可決された。

浄化槽法の一部を改正する法律案は、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る国家試験事務等の適正な実施を図るため、指定法人の制度を設け、指定基準、役職員及び試験委員の秘密保持義務、主務大臣の監督命令等について定めようとするものである。委員会においては、下水道と合併処理浄化槽の施設整備の実態とその補助制度の在り方、既設単独処理浄化槽の廃止に対する取組、生活雑排水による水質汚濁防止対策の必要性、山岳におけるし尿処理の在り方等について質疑を行った後、全会一致で可決された。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案は、衆議院環境委員長の提出によるものであり、その主な内容は、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンデショナーに使用されているフロン類の回収及び破壊の促進等を図ろうとするものである。委員会においては、各会派から、それぞれ意見を含め、カーエアコンに係る前倒し施行の必要性、フロン回収・破壊の費用負担の在り方等の質疑を行った後、全会一致で可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月8日、環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

2月22日、有明海におけるノリ不作等海洋環境に関する実情調査のため、同月26日、熊本県及び長崎県に委員派遣を行うことを決定した。なお、国会日程の都合で派遣は取りやめとなった。

3月15日、環境行政の基本施策に関する件について、川口環境大臣から所信を聴取するとともに、杓掛副大臣から平成13年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について、川崎公害等調整委員会委員長から公害等調整委員会の業務等に関する件について、それぞれ説明を聴取した。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度環境省、総務省（公害等調整委員会）所管予算について審査を行った。その主な質議は、都市環境政策の在り方、環の国と循環型社会に向けた取組方針、シックハウス・シックスクール問題への対応、COP6中断以降の動向と今後の対応策、環境ホルモンに対する取り組み状況、有明海の海洋環境保全対策と特別法の必要性、諫早湾、三番瀬等についての湿地の保全問題、遺伝子組替えに係るカルタヘナ議定書への我が国の対応、八代海海域環境調査と川辺川ダム問題などである。

同月27日、環境行政の基本方針に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について、COP6と並行開催した少年環境会議の意義と成果、国会を環境学習の場に提供することの当否、中国への環境協力等アジア諸国への環境問題についての取り組み状況、循環型社会形成推進基本法にいう拡大生産者責任を個別法に反映させることの必要性、ヤンバル地域の世界遺産への登録の推進等沖縄の環境保全対策の重要性、仮払金返還問題を始めとしたカネミ油症をめぐる被害者救済対策の必要性、有明海再生に向けての特別立法の検討の有無等の質疑を行った。

4月10日、環境及び公害問題に関する調査のうち、地球温暖化防止京都議定書に関する件並びに有明海水質等状況緊急補足調査及び第三者委員会の提言等に関する件を議題とし、川口環境大臣から報告を聴取するとともに、京都議定書不支持を表明した米国と政府与党議員団との交渉内容、干潟の重要性を踏まえての諫早湾干拓事業評価の実施方法、京都議定書代替案を米国が提示した場合の我が国の姿勢、途上国のCO₂削減義務化の困難性から米国抜きでも京都議定書を批准する決意の有無、諫早湾干拓事業再評価の費用対効果の妥当性、京都議定書批准に向けCO₂の6%削減を実現するための国内対策の見直しの必要性、諫早湾干拓事業再評価に関するの情報公開の在り方、諫早湾干拓事業再評価実施に当たって漁業関係者からの意見聴取の必要性等の諸問題について質疑を行った。

5月17日、小泉新内閣の発足に伴い、引き続き留任した川口環境大臣より、環境行政の基本施策に関する件について所信を聴取した。

5月24日、環境行政の基本施策に関する件について、COP6再開会合に向けての米国等関係者との交渉経過と我が国の対応、違法輸入鳥類に関する鳥獣保護法の不備と今後の対応、クリプトストリジウム、水道管の鉛抑制など飲料水の安全確保の必要性、POPs条約採択の経緯と我が国の対応姿勢、飲料容器のリターナブル推進の必要性、宮古島における野積み廃自動車の実態と対策、大阪高裁水俣病判決を踏まえての被害者救済策、拡大生産者責任を踏まえた家電リサイクル対策の確立等の諸問題について質疑を行った。

6月21日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、COP6再開会合に向けた我が国の対応姿勢、京都議定書批准を担保する国内措置の促進の必要性、有明海ノリ不作等第三者委員会の議事録等の情報公開の在り方、川辺川ダム事業に係る猛禽類等の生息環境への影響などの諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成13年2月8日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成13年2月22日（木）（第2回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成13年3月15日（木）（第3回）

- 環境行政の基本施策に関する件について川口環境大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について杓掛環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について川崎公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○平成13年3月22日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について川口環境大臣、杓掛環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成13年3月27日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について川口環境大臣、杓掛環境副大臣、熊谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月3日（火）（第6回）

- 環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について川口環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月5日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について川口環境大臣、杓掛環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第12号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、さき
反対会派 なし
- 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について川口環境大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成13年4月10日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化防止京都議定書に関する件及び有明海水質等状況緊急補足調査及び第三者委員会の提言等に関する件について川口環境大臣から報告を聞いた後、同大臣、荒木外務副大臣、杳掛環境副大臣、熊谷環境大臣政務官、国井農林水産大臣政務官、西川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年5月17日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境行政の基本施策に関する件について川口環境大臣から所信を聞いた。

○平成13年5月24日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件について川口環境大臣、風間環境副大臣、西野環境大臣政務官、西川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年5月29日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について川口環境大臣、風間環境副大臣、田中国土交通大臣政務官、木村（仁）国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月31日（木）（第12回）

- 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について参考人株式会社環境総合研究所代表取締役所長青山貞一君、神奈川大学名誉教授猿田勝美君、弁護士西村隆雄君及びNO₂・酸性雨・SPM全国一斉測定実行委員会代表藤田敏夫君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について川口環境大臣、風間環境副大臣、木村（隆）国土交通大臣政務官、田中国土交通大臣政務官、林田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第63号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、さき

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（閣法第37号）（衆議院送付）

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について川口環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第13回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（閣法第37号）（衆議院送付）

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について川口環境大臣、風間環境副大臣、西野環境大臣政務官、大村経済産業大臣政務官、岩永農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人環境事業団理事長田中健次君に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日（木）（第14回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（閣法第37号）（衆議院送付）

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について参考人独立行政法人国立環境研究所循環型社会形成推進・廃棄物研究センター長酒井伸一君、愛媛大学名誉教授立川涼君、東京農工大学教授細見正明君及び独立行政法人国立環境研究所統括研究官森田昌敏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月14日（木）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（閣法第37号）（衆議院送付）

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について川口環境大臣、風間環境副大臣、南野厚生労働副大臣、西野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第37号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、さき
反対会派 なし

（閣法第38号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、社民、さき

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案（衆第46号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長五島正規君から趣旨説明を聴き、質疑を行った後、可決した。

(衆第46号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 温泉法の一部を改正する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)について川口環境大臣から趣旨説明を聴いた。
- 浄化槽法の一部を改正する法律案(閣法第81号)(衆議院送付)について川口環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日(火)(第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 温泉法の一部を改正する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)について川口環境大臣、風間環境副大臣、西野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第66号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、さき
反対会派 なし
欠席会派 社民

- 浄化槽法の一部を改正する法律案(閣法第81号)(衆議院送付)について川口環境大臣、風間環境副大臣、西野環境大臣政務官、国井農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第81号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、さき
反対会派 なし
欠席会派 社民

○平成13年6月21日(木)(第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議再開会合への対応に関する件、地球温暖化防止京都議定書批准を担保する国内措置に関する件、有明海ノリ不作等第三者委員会の情報公開に関する件、川辺川ダム事業による環境への影響に関する件等について川口環境大臣、風間環境副大臣、西野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年6月28日(木)(第18回)

- 請願第1187号外22件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1077号外5件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、環境行政の一層の推進を図るため、環境省の体制の整備を行おうとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 環境省の所掌事務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理するため、環境省に事務次官級の地球環境審議官を新たに設置する。
- 2 環境省自らが地方における環境省の所掌事務に関する調査等の事務を責任を持って執行する旨を明確にするため、これらの事務を行う職員を環境省に置く。
- 3 2に伴い、総務省の管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所が行ってきた環境省の所掌事務に関する調査資料の収集等の事務を廃止する。
- 4 この法律は、平成13年7月1日から施行する。ただし、2及び3については、同年10月1日から施行する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のために必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることとする。
- 2 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事に届け出るとともに、処理体制の整備の状況を勘案して定める期間内にこれを処分しなければならないこととする。
- 3 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニルを製造した者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の協力を求めることとする。
- 4 環境大臣及び都道府県知事による報告徴収、立入検査、処分の命令等の規定を設けるとともに、罰則の規定を整備することとする。
- 5 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理については、期間内に

- おける処分が適正かつ的確に達成されるよう努めること。
- 2 これまでのPCB廃棄物処理施設の立地が進まなかった経緯を踏まえ、設置が予定される地域住民等とのリスクコミュニケーションを実施するなどその処理事業者の指導に努めるとともに、施設の設置・運営コストの抑制に十分配慮すること。また廃棄物処理の監視方法等を検討するため、学識経験者、NGO等も含め、地元の意向を踏まえつつ、必要な機関を設置するよう努めること。
 - 3 処理施設の運転状況及び周辺環境への影響等を勘案して、有害な副生成物質を含めた排出等の調査を実施し、それにより得られた情報を幅広くかつ速やかに公開するとともに、施設の従業員や周辺住民の健康管理さらには暴露事故対策に十分配慮すること。
 - 4 PCB廃棄物の収集、運搬に当たって、廃コンデンサ等の耐久性を踏まえて、その安全性が十分確保されるよう細心の注意を払うとともに、その運搬等に際して万が一PCBが漏れた場合の対策及び対応策につき、十分な検討を行っておくこと。
 - 5 現在まで適切な処理がなされず、不明・紛失しているPCB廃棄物について、早急に実態調査を行い、その調査結果を公表するとともに、引き続き廃棄物の不法投棄の根絶に万全を尽くすこと。
 - 6 都道府県の行うPCB使用製品の把握及びその早期処分の促進が図られるよう努めるとともに、国民へのPCB廃棄物等に係る情報の周知徹底を図ること。
 - 7 PCB以外で製造中止となっているDDT、CNP等の有害化学物質に係る貯蔵の実態等を調査するとともに、速やかにそれらの適正処理の推進、拡散の防止等についての必要な措置を講ずること。
 - 8 工場跡地等におけるPCBその他有害物質による土壌汚染事例が増加していることにかんがみ、土壌汚染防止に関する法制度を早急に検討すること。
 - 9 カネミ油症患者についての効果的な治療方法の確立に努めるとともに、被害者に対する支援策の充実を図ること。
 - 10 PCB汚染が海洋哺乳動物類等に深刻な影響を与え、地球的規模の汚染に拡大していることにかんがみ、生物多様性の保全に配慮した汚染防止対策に努めること。
- 右決議する。

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の一層の推進を図るため、環境事業団の業務にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等を行う業務を追加する等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 業務の追加及び見直し

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等を行う業務及び環境大臣が指定する者に対しその処理に要する費用につき助成を行う業務を追加する一方、既存の業務の一部を廃止することとする。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の設置

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減を図るために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、政府及び都道府県から交付を受けた補助金並びに政府及び都道府県以外の者からの出えん金をもってこれに充てることとする。

3 資金調達が多様化

環境事業団が発行する債権に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託することができることとする等資金調達の多様化を図るために必要な規定を設けることとする。

4 業務の見直し

今回追加する業務については、平成28年3月31日までの間に廃止を含めて見直しを行うこととする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 環境事業団が新たに行うこととなるポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物処理事業の実施に当たっては、PFIの導入を含め、民間事業者を活用し、効率的な手法を導入するなど施設設置コスト及び処理コストの削減に十分配慮しつつ、期間内処理が確実に達成されるよう努めること。また同事業の最終処理に至るまでの全体的な管理システム及び事業全体の監視・評価システムを構築するよう努力すること。
- 2 「PCB廃棄物処理基金」の設置・運営に当たっては、国及び都道府県が積極的に関与するよう図るとともに、PCB製造事業者及びPCB使用製品製造事業者の基金に対する出えんなどについても積極的な協力が得られるよう努めること。
- 3 環境事業団の行う事業について、国が行うことが適切な事業に限定するよう事業範囲の見直しを行うとともに、事業運営について透明性を確保するよう努めること。
- 4 地域住民の理解と協力の下で、PCB廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、廃棄物に関する研究・研修施設の設置、輸送インフラの整備及び周辺環境整備等の一連の関連事業も一体的に整備するよう努めること。

右決議する。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

【要旨】

本法律案は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染の現況にかんがみ、新たに、自動車から排出される粒子状物質による大気汚染の防止に関して、窒素酸化物と同様に、その総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、排出量に関する基準を定めるとともに、自動車を使用する事業者に対する措置を強化することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとお

りである。

1 題名の改正

法律の題名を「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」と改める。

2 自動車排出粒子状物質に係る措置の追加

(1) 国は、特定の地域について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を策定する。

(2) 特定の地域の都道府県知事は、(1)の基本方針に基づき、総量削減計画を策定する。

(3) 環境大臣は、特定の自動車について、粒子状物質の排出量に関する基準を定める。

3 自動車を使用する事業者に対する措置の強化

(1) 事業所管大臣は、総量削減基本方針に基づき、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」という。）の排出の抑制のために必要な措置に関し、事業者の判断基準を定める。

(2) 都道府県知事は、(1)の判断基準を勧告して、事業者に対し必要な指導及び助言をすることができる。

(3) 特定の自動車を一定台数以上使用する事業者は、(1)の判断基準において定められた自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施に関する計画を都道府県知事に提出するとともに、排出抑制のための措置の実施状況を報告しなければならない。

4 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1 大都市地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等による大気汚染については、その改善が遅れ、依然として深刻な状況にあることを反省し、できるだけ早期に環境基準が達成できるよう最善を尽くすこと。

また、環境基準が確実に達成できるよう、本法に基づく施策の進行管理を行い、必要に応じて法改正を含めた対策の見直しを行うこと。

2 大都市地域において環境基準が達成できない原因は自動車走行量の増加等にあることから、自動車交通量を抑制するとともに、道路に係る環境保全対策の抜本的見直しに取り組むこと。

3 地方公共団体が当該地域の実情に応じて実施している自動車公害対策については十分尊重すること。

4 対策地域の設定に当たっては、関係都道府県の意見を十分に踏まえ、車種規制等の対策効果が十分に発揮できるよう、できるだけ広域的に指定を行うこと。

5 対策地域内へ流入するディーゼル自動車対策についての検討を行い、必要に応じて規制措置を講ずること。

6 総量削減基本方針の策定に当たっては、広く国民の意見を聴くとともに、総量削減計

画の策定に当たっては、総量削減計画策定協議会に住民代表や関係事業者が参加できるように配慮すること。

- 7 車種規制の排出基準については、単体規制の状況を勘案して必要に応じ見直すこと。また、使用過程車に対する猶予期間については、できるだけ短縮するよう努めること。
- 8 ディーゼル自動車の新長期規制については、平成17年度までとした前倒し実施を早期に実現するとともに、粒子状物質の規制値の更なる低減を図ること。
- 9 低公害車の普及促進に資するため、すべての一般公用車の低公害車への切り替えを早期に実現するとともに、政府関係機関、地方公共団体等においても同様の措置がとられるよう、積極的に働きかけること。
- 10 環境負荷の小さい自動車への代替の促進を図るため、幅広く自動車関係諸税についてのグリーン化に前向きに取り組むこと。
- 11 主要幹線道路沿道等の大気汚染による健康影響については、その調査研究に努めるとともに、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 12 浮遊粒子状物質の中でも特に健康影響が懸念されているPM2.5については、調査研究を急ぐとともに、諸外国の知見、動向を踏まえ、できるだけ早期に環境基準を設定すること。

右決議する。

温泉法の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、温泉の保護及び適正な利用を推進するため、土地の掘削等の許可の失効手続の迅速化、温泉の成分等の掲示の適正化等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 掘削等の許可の失効手続の迅速化

温泉をゆう出させるための土地の掘削等に係る都道府県知事の許可について、その有効期間を原則として許可の日から起算して2年とするとともに、許可を受けた者が、その工事を完了し、又は廃止したときは、その旨を届け出なければならないこととする。

2 温泉の成分等の掲示の適正化

(1) 温泉の成分等の掲示をしようとするときは、都道府県知事に届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事は、必要があると認めるときは、掲示内容の変更を命ずることができることとする。

(2) 温泉の成分等の掲示は、都道府県知事の登録を受けた分析機関が行う分析に基づかなければならないこととし、登録基準等の分析機関の登録に関して必要な規定を置くこととする。

3 その他

罰金の額の引き上げ等所要の規定を整備する。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

浄化槽法の一部を改正する法律案（閣法第81号）

【要旨】

本法律案は、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る国家試験事務等を指定法人において適正に行うため、その指定基準、役職員及び試験委員の秘密保持義務、主務大臣の監督命令等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る指定試験機関及び指定講習機関の指定基準を定める。
- 2 指定試験機関の役職員及び試験委員は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 主務大臣は、指定試験機関及び指定講習機関に対し監督命令等を行うことができる。
- 4 指定試験機関及び指定講習機関の事業計画、試験事務規程等に関する規定を設ける。
- 5 罰則の規定を整備する。
- 6 この法律は、平成13年10月1日から施行する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案（衆第46号）

【要旨】

本法律案は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーからのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーに使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じようとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1 施行時期

カーエアコンに含まれるフロン類の回収・破壊に関する施行準備を急ぎ、可能な限り早い時期に施行すること。

2 途上国の脱フロンに向けた取組みへの技術支援

国内におけるフロン対策の推進に加え、途上国におけるフロン類の生産量及び消費量の削減に向けた取組み、フロン類の回収・破壊のための取組み、オゾン層の破壊をもたらさずかつ地球温暖化に深刻な影響を及ぼさない代替物質、代替技術の普及等の途上国における脱フロン対策の推進に向けた取組みについて国際協力の強化に努めること。

3 代替技術の普及等

フロン類の排出抑制の観点から、技術的及び経済的実行可能性を踏まえつつ、フロン類を使わない冷却・冷凍技術の普及を促進すること、フロン類の使用が不要な用途における回収が見込まれないフロン類を含む製品について代替物質への早期転換を促進する

ことその他の必要な措置を講ずるよう努めること。

4 整備の際の配慮

本法第67条（特定製品の整備等の際の遵守事項）について、特定製品の整備等を行うフロン類回収業者その他の事業者に対して指導・監督を徹底すること。

5 料金の基準

本法第57条（第二種特定製品に係る費用負担）第1項に基づき、主務大臣が定める基準については、関係者の負担や技術的な実施可能性などに留意しつつ、第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収の取組みが促進されるよう適切な配慮を行いつつ、その内容を定めるべきこと。また、基準の策定に関しては、適切な情報が公開されるよう努めること。

6 自動車製造業者等から自動車ユーザーへの費用請求の方法

本法第60条（自動車を運行の用に供する者の費用負担）に基づき、自動車製造業者等が自動車ユーザーに負担を求める方法について、フロン類の大気中への不法放出を防止し、回収の実効性を高める観点に立ち、自動車リサイクルの検討作業を通じて早急に結論を得ること。

7 自動車リサイクル法との関係

自動車リサイクルに関する法律の検討に当たり、カーエアコンからのフロン類の回収・破壊については同法で定めることとし、その際には、原則として本法におけるカーエアコンからのフロン類の回収・破壊に関する仕組みを規定するものとする。

8 経済的措置の検討

フロン類の放出による環境負荷の増大を防止するため、フロン類の利用形態等の特性、環境保全上の効果、国民経済に与える影響、技術的革新を促進する効果、適用に当たって必要とされる行政コストなどを総合的に考えて、経済的措置も含めた種々の政策措置によるフロン類の放出抑制に関する全体的な対策を検討すること。

9 フロン類の生産量・出荷量

フロン類の生産から使用、廃棄に至るまでの過程の把握を行うことが、フロン類の大気中への放出を抑制するための対策の推進に有効であることから、引き続き、フロン類製造業者、フロン類を使用して製品を製造する事業者、フロン類を使用した製品の使用者等の協力を得ながら、その把握を行うよう努めること。

10 国民への周知

本法の施行に当たっては、国民、事業者等の円滑な協力を確保し、実効性ある施策を推進する観点から、フロン類の現状、回収・破壊義務の必要性、放出の禁止規定等について広く国民に周知啓発するための積極的な対策を講ずること。

11 自動車製造業者及び自動車輸入業者に対する指導・監督の徹底

フロン回収の緊急性に鑑み、本法の施行は平成14年4月1日とされている。一方、カーエアコンからのフロン類の回収に関する規定については、費用とフロンの流れを分離する新たな制度を採用することから、制度の円滑な導入と関係者の取組みの確実な実施により実効性を確保する観点から、平成14年10月31日以前で政令で定める日から施行することとされているところであるが、特に、自動車製造業者及び自動車輸入業者に対しては、次の措置が講ぜられるよう、指導・監督を徹底すること。

- (1) 本法に基づくカーエアコンからのフロン類の回収に関する規定の施行までの間も、カーエアコンに含まれるフロン類の回収の実効を上げること。
 - (2) 本法の早期施行に向けた条件整備を行うこと。
 - (3) 本法の円滑な施行が図られるよう、国及び都道府県との連携を密にし、必要に応じて本法の施行に関する国及び都道府県の施策に協力すること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※12	環境省設置法の一部を改正する法律案	衆	13.2.6	13.3.29	13.4.5 可決	13.4.6 可決	13.3.7 環境	13.3.15 可決	13.3.15 可決
37	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案	衆	2.20	5.30	6.14 可決 附帯	6.15 可決	3.23 環境	4.3 可決 附帯	4.5 可決
※38	環境事業団法の一部を改正する法律案	衆	2.20	5.30	6.14 可決 附帯	6.15 可決	3.16 環境	4.3 可決 附帯	4.5 可決
○13.3.16 衆本会議趣旨説明									
63	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	参	3.6	4.4	5.31 可決 附帯	6.1 可決	6.5 環境	6.15 可決	6.19 可決
○13.4.4 参本会議趣旨説明									
66	温泉法の一部を改正する法律案	衆	3.9	6.14	6.19 可決	6.20 可決	5.18 環境	6.1 可決	6.5 可決
81	浄化槽法の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.14	6.19 可決	6.20 可決	5.18 環境	6.1 可決	6.5 可決

(注) 附帯 附帯決議

・ 衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
46	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案	環境委員長 五島 正規君 (13.6.8)	13.6.11	13.6.12	13.6.13	13.6.14 可決 附帯	13.6.15 可決			13.6.12 可決

(注) 附帯 附帯決議

【 国家基本政策委員会 】

(1) 審議概観

第151回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を5回開き、森内閣総理大臣、小泉内閣総理大臣と討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、5回開かれ、鳩山由紀夫君、志位和夫君、土井たか子君、小沢一郎君（第2回を除く）が発言者となって、森内閣総理大臣（第1回、第2回）、小泉内閣総理大臣（第3回～第5回）との間で討議が行われた。

なお、会期中、国家基本政策委員会両院合同幹事会において、討議配分時間の拡大、合同審査会の開催回数の増加等、合同審査会の運営の見直しについて議論が行われたが、与野党間で意見の一致を見るに至らなかった。

2月14日の合同審査会（第1回）では、堀之内久男衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、米原潜とえひめ丸衝突事故における総理の対応、外務省機密費の疑惑解明の必要性、額賀前大臣辞任についての認識、日本のリーダーとしての総理の役割等について討議が行われた。

4月4日の合同審査会（第2回）では、本岡昭次参議院国家基本政策委員長が会長を務め、京都議定書の発効に向けた我が国の働きかけの重要性、経済成長に頼らない財政再建のシナリオづくり、企業利益回復を家計消費回復の前提とした政策の妥当性等について討議が行われた。

6月6日の合同審査会（第3回）では、堀之内久男衆議院国家基本政策委員長が会長を務めるとともに、4月26日の小泉内閣発足後初めて小泉内閣総理大臣が出席し、衆院選における「1票の格差」の是正、これまでの不良債権処理方法の妥当性、参院選までに道路特定財源改革の方向性を明示する必要性、集団的自衛権の研究を進めることの是非、米ミサイル防衛構想への研究参加が集団的自衛権行使に当たる可能性、特殊法人改革の背景にある国家像等について討議が行われた。

6月13日の合同審査会（第4回）では、本岡昭次参議院国家基本政策委員長が会長を務め、京都議定書の発効に向けた政府の対応、米ミサイル防衛構想がもたらす軍拡への懸念、不良債権処理に伴う中小企業大量倒産への懸念、海外被爆者の救済策の必要性、総理の改革が目指す行財政構造の全体像等について討議が行われた。

6月20日の合同審査会（第5回）では、堀之内久男衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、京都議定書の批准決断の必要性、機密費上納問題の解明策、公務員の天下り規制、靖国神社に代わる国立墓地の設置、介護保険制度改善のための緊急措置、総理が目指す社会の姿と理念等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月7日（水）（第1回）

- 理事を選任した。
 - 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
 - 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。
-

○平成13年2月14日（水）（合同審査会 第1回）

- 国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君、土井たか子君及び小沢一郎君が森内閣総理大臣と討議を行った。

○平成13年4月4日（水）（合同審査会 第2回）

- 国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君及び土井たか子君が森内閣総理大臣と討議を行った。

○平成13年6月6日（水）（合同審査会 第3回）

- 国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君、土井たか子君及び小沢一郎君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成13年6月13日（水）（合同審査会 第4回）

- 国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君、土井たか子君及び小沢一郎君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成13年6月20日（水）（合同審査会 第5回）

- 国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君、土井たか子君及び小沢一郎君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

【 予 算 委 員 会 】

(1) 審議概観

第151回国会（常会）において、本委員会は、平成13年度総予算3案の審査を行うとともに、予算の執行状況に関する調査を行った。

〔予算の審査〕

平成13年度総予算3案は、我が国の新たな発展基盤の構築に資する施策に一層の重点化を図りつつ、公需から民需へのバトンタッチを行い、我が国経済を自立回復軌道に確実に乗せるとの基本方針の下に編成された。一般会計の予算規模は82兆6,524億円、12年度当初予算に比べ2.7%減と、平成7年度以来6年ぶりの減額予算となった。歳入面では、大幅な税収増加が見込めず、国債発行額は28兆3,180億円と前年度に比べて4兆2,920億円縮減されたものの、公債依存度は34.3%と依然30%を超える状況が続くこととなった。

総予算3案は、1月31日国会に提出され、3月26日成立した（総予算の概要については、「Ⅲの2（3）財政演説」を参照されたい）。

予算委員会では、2月28日に財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団問題について、前参議院議員村上正邦君の証人喚問を行った。総予算の審査の経過については、衆議院からの送付を待って、まず総括方式による基本的質疑を3月6日及び7日の両日行った。その後一般的な質疑を行ったが3月15日には公聴会を開き、文京女子大学教授菊池英博君ほか5名の公述人から意見を聞き、質疑を行った。次いで、3月16日には財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団及び報償費問題等に関する集中審議を行い、さらに3月22日及び23日午前には委嘱審査を、3月26日には締めくくり質疑を行い、討論の後、採決を行った。なお、23日に一般会計予算及び特別会計予算に対する報償費の削減を主な内容とする修正案が提出され、趣旨説明が行われた後、総予算3案と併せて審議が行われた。

主な論点は以下のとおりである。まず、森内閣総理大臣の辞意表明報道をめぐる、「森総理は本当に辞任するのか」、「総裁選を前倒し実施した場合に出馬するのか」等の質疑があり、これに対し森内閣総理大臣から、「野党から提出された内閣不信決議案及び問責決議案は、連立与党3党によっていずれも否決していただいた。現在は重要な予算審議の最中であり、適切な結論であったと思う。今後は、予算及び関連法案が一日も早く成立するよう努めていきたい。また、マスコミは自民党の総裁選前倒し発言について、事実上の辞意表明だとする報道を一方的に行っているが、自民党五役との会談で、私は辞意表明などしていない。総裁選に出るかどうかは、現時点では申し上げられない」との見解が示された。

また、KSD事件について、「KSD事件で、小山、村上両前議員が受託収賄容疑で逮捕されたが、総理はこの事件をどのように受けとめているか。KSDによる党費立て替えの実態調査はどこまで進んでいるか」との質疑があり、森内閣総理大臣及び関係各大臣から、「我が党所属議員から二人も逮捕者が出たことは、大変遺憾であり、深刻に受け止めている。今回の事件を教訓にして、思い切った改革を進めるとともに、改めて政治倫理の

確立と政治の信頼回復に取り組んでいきたい。党費立て替え疑惑については、調査を急ぐよう指示している」との答弁が行われた。

財政経済問題について、「政府は厳しい財政の現状をどのように認識しているか。景気は株価の下落や物価が継続的に下落するデフレの様相を呈し、不良債権処理も思ったほど進まず、一段と厳しさを増しているが、景気の現状をどのように認識しているか。また、日銀は昨年、ゼロ金利を解除しながら、最近金利の引き下げを行ったのはどうしてか」との質疑があり、これに対し森内閣総理大臣及び関係各大臣並びに速水日本銀行総裁から、「平成13年度末の国債残高は389兆円、地方債残高は132兆円に達する見込みで、財政は極めて厳しい状況にある。経済は、企業の設備投資が引き続き増加しているが、先行き懸念が見られるほか、個人消費が依然低迷を続けるなど、厳しい状況にある。株安は銘柄入れ替えや外国人売りも大きな要因と考える。株安が経済に与える影響も大きいので、株価対策については、景気対策の一環として今後検討していきたい。物価が2年連続して下落することは初めてで、決して正常な状況ではないが、現段階では物価下落と景気後退の悪循環というデフレ・スパイラルの状況ではない。

不良債権の処理額は、平成4年度以降今日までに、68兆円にのぼるが、新たに発生する不良債権にその処理が追いついていないのが実情である。今後は直接償却などによって、さらに不良債権処理を進めていきたい」、「日銀においては、昨年8月、ゼロ金利を解除したが、昨年末以降米国及び欧州諸国で景気が鈍化し始め、各国で金利引き下げの動きが出てきている。グローバル化した我が国経済は、海外の影響を受けやすく、企業マインド等への影響を考慮して、公定歩合引き下げ等の措置をとった」との答弁が行われた。

報償費横領事件について、「外務省の職員がいわゆる官房機密費の横領事件で逮捕されたことは、国民の怒りと不信を買っている。なぜ、6年間も不正が発見できなかったのか。厳正なチェック体制を早急に作るべきではないか。報償費は減額修正すべきではないか。外務省から内閣官房に報償費の一部が上納されているのではないかとされているが事実か」との質疑があり、これに対し森内閣総理大臣及び関係各大臣から、「外務省職員が国民の信頼を裏切る不祥事を起こしたことは極めて遺憾であり、心からお詫びしたい。6年間の間、報償費の事務を全て一人の職員に任せていたことが問題であった。再発防止のために、要人外国訪問支援室の廃止やクレジットカードによる支払いの禁止など、諸改革を進めている。報償費は内政、外交を円滑かつ効果的に遂行するため、その都度判断して機動的に使用する経費で、その用途等は公開しないこととなっているが、国政上必要不可欠な経費で現在の予算額を維持したい。なお、外務省報償費が内閣官房に上納されていたという事実はない」との答弁が行われた。

このほか、日米及び日ロ首脳会談の成果、水産高校実習船「えひめ丸」衝突・沈没事故への対応、沖縄米軍基地問題、特殊法人等行財政改革、地方分権推進状況、規制緩和への取組、教育改革、医療制度改革への取組と介護保険の実施状況等について質疑が行われた。

【国政調査等】

森内閣の退陣後、小泉内閣が4月26日に誕生したことを受け、小泉総理の所信に対し予算委員会が開かれ、5月21日及び22日の両日、総理以下全大臣出席の下、質疑が行われた。

また、5月30日には、経済対策及び外交問題等に関する集中審議が行われた。

質疑では、小泉内閣の政治姿勢、構造改革の中身、不良債権処理の進め方、ハンセン病訴訟判決への対応、田中外相の外交への取組方等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月7日（水）（第1回）

- 理事を選任した。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年2月23日（金）（第2回）

- 平成13年度総予算3案に関し、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団問題について村上正邦君を証人として出頭を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（予）
平成13年度特別会計予算（予）
平成13年度政府関係機関予算（予）
以上3案について宮澤財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年2月28日（水）（第3回）— 証人喚問 —

- 平成13年度一般会計予算（予）
平成13年度特別会計予算（予）
平成13年度政府関係機関予算（予）
以上3案に関し、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団問題について村上正邦君から証言を聴いた。

○平成13年3月6日（火）（第4回）— 基本的質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について森内閣総理大臣、扇国土交通大臣、河野外務大臣、宮澤財務大臣、麻生経済財政政策担当大臣、坂口厚生労働大臣、柳澤金融担当大臣、平沼経済産業大臣、高村法務大臣、福田内閣官房長官、橋本国务大臣、片山総務大臣、町村文部科学大臣、荒木外務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成13年3月7日（水）（第5回）— 基本的質疑 —

- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について森内閣総理大臣、谷津農林水産大臣、扇国土交通大臣、坂口厚生労働大臣、宮澤財務大臣、平沼経済産業大臣、麻生経済財政政策担当大臣、柳澤金融担当大臣、河野外務大臣、福田内閣官房長官、町村文部科学大臣、高村法務大臣、片山総務大臣、川口環境大臣、荒木外務副大臣、衛藤外務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成13年3月8日（木）（第6回）

- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について谷津農林水産大臣、町村文部科学大臣、坂口厚生労働大臣、扇国土交通大臣、片山総務大臣、高村法務大臣、斉藤防衛庁長官、宮澤財務大臣、平沼経済産業大臣、麻生経済財政政策担当大臣、橋本国务大臣、福田内閣官房長官、河野外務大臣、柳澤金融担当大臣、伊吹国家公安委員会委員長、川口環境大臣、荒木外務副大臣、金子会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成13年3月9日（金）（第7回）

- 平成13年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について片山総務大臣、扇国土交通大臣、谷津農林水産大臣、河野外務大臣、宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、福田内閣官房長官、坂口厚生労働大臣、平沼経済産業大臣、橋本国务大臣、高村法務大臣、麻生経済財政政策担当大臣、川口環境大臣、榎屋厚生労働副大臣、田中農林水産副大臣、大野文部科学副大臣、河村文部科学副大臣、松田経済産業副大臣、金子会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成13年3月12日（月）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について森内閣総理大臣、河野外務大臣、町村文部科学大臣、福田内閣官房長官、扇国土交通大臣、宮澤財務大臣、平沼経済産業大臣、片山総務大臣、斉藤防衛庁長官、麻生経済財政政策担当大臣、橋本国务大臣、谷津農林水産大臣、伊吹国务大臣、坂口厚生労働大臣、石破防衛庁副長官、根来公正取引委員会委員長及び津野内閣法制局長官に対し質疑を行った。

○平成13年3月15日（木）（公聴会 第1回）

- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

文京女子大学経営学部教授	菊池	英博君
日本労働組合総連合会事務局長	笹森	清君
沖縄大学教授	新崎	盛暉君

東京大学社会科学研究所教授 大沢 真理君
帝京大学理事長・総長 冲永 荘一君
多摩大学学長 グレゴリー・クラーク君

○平成13年3月16日（金）（第9回）— 集中審議 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について森内閣総理大臣、扇国土交通大臣、河野外務大臣、谷津農林水産大臣、福田内閣官房長官、坂口厚生労働大臣、平沼経済産業大臣、宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、杢掛環境副大臣、荒木外務副大臣、松田経済産業副大臣、増田厚生労働副大臣、榊屋厚生労働副大臣、河村文部科学副大臣、金子会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本中央競馬会理事長高橋政行君に対し質疑を行った。

○平成13年3月19日（月）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については3月22日の1日間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会については3月23日午前の半日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

- 以上3案について参考人の出席を求めることを決定した後、宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、高村法務大臣、町村文部科学大臣、福田内閣官房長官、扇国土交通大臣、坂口厚生労働大臣、伊吹防災担当大臣、片山総務大臣、河野外務大臣、谷津農林水産大臣、斉藤防衛庁長官、橋本国务大臣、坂井内閣府副大臣、小坂総務副大臣、泉国土交通副大臣、松田経済産業副大臣、榊屋厚生労働副大臣、金子会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行副総裁藤原作彌君に対し質疑を行った。

○平成13年3月21日（水）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について平沼経済産業大臣、宮澤財務大臣、河野外務大臣、谷津農林水産大臣、片山総務大臣、扇国土交通大臣、橋本国务大臣、柳澤金融担当大臣、坂口厚

生労働大臣、高村法務大臣、福田内閣官房長官、町村文部科学大臣、川口環境大臣、斉藤防衛庁長官、若林財務副大臣、松田経済産業副大臣、根来公正取引委員会委員長、政府参考人、最高裁判所当局、参考人財団法人日本情報処理開発協会会長井川博君及び日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成13年3月23日（金）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成13年度一般会計予算（衆議院送付）

平成13年度特別会計予算（衆議院送付）

平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案、平成13年度一般会計予算（衆議院送付）に対する修正案及び平成13年度特別会計予算（衆議院送付）に対する修正案について修正案提出者参議院議員戸田邦司君、同千葉景子君、同日下部禧代子君、森内閣総理大臣、平沼経済産業大臣、片山総務大臣、谷津農林水産大臣、福田内閣官房長官、河野外務大臣、宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、坂口厚生労働大臣、斉藤防衛庁長官、川口環境大臣、麻生経済財政政策担当大臣、松田経済産業副大臣、榊屋厚生労働副大臣、荒木外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月26日（月）（第13回）— 締めくくり質疑 —

○理事の補欠選任を行った。

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成13年度一般会計予算（衆議院送付）

平成13年度特別会計予算（衆議院送付）

平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案、平成13年度一般会計予算（衆議院送付）に対する修正案及び平成13年度特別会計予算（衆議院送付）に対する修正案について森内閣総理大臣、伊吹国務大臣、福田内閣官房長官、扇国土交通大臣、河野外務大臣、橋本国務大臣、柳澤金融担当大臣、麻生経済財政政策担当大臣、宮澤財務大臣、平沼経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成13年度総予算）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、社民、無会、自由、二連

○平成13年5月21日（月）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する件について小泉内閣総理大臣、片山総務大臣、森山法務大臣、坂口厚生労働大臣、石原国務大臣、田中外務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、福田国務大臣、遠山文部科学大臣、扇国土交通大臣、川口環境大臣及び平沼経済産業大臣に対し質疑を行った。

○平成13年5月22日（火）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について小泉内閣総理大臣、扇国土交通大臣、福田内閣官房長官、森山法務大臣、石原国務大臣、塩川財務大臣、武部農林水産大臣、川口環境大臣、竹中経済財政政策担当大臣、坂口厚生労働大臣、遠山文部科学大臣、田中外務大臣、村井国務大臣、尾身国務大臣、中谷防衛庁長官、平沼経済産業大臣、片山総務大臣、堀川参議院事務総長、政府参考人及び参考人住宅金融公庫総裁望月薫雄君に対し質疑を行った。

○平成13年5月30日（水）（第16回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について小泉内閣総理大臣、田中外務大臣、中谷防衛庁長官、坂口厚生労働大臣、福田内閣官房長官、片山総務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、石原国務大臣、塩川財務大臣、平沼経済産業大臣、扇国土交通大臣、武部農林水産大臣、森山法務大臣、尾身国務大臣、川口環境大臣、村井国務大臣、政府参考人及び参考人国際協力銀行総裁保田博君に対し質疑を行った。

○平成13年6月29日（金）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 予 算 （ 3 件 ）

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成13年度一般会計予算	13.1.31	13.1.31 (予備)	13.3.26 可決	13.3.26 可決	13.1.31 予算	13.3.2 可決	13.3.2 可決
		○13.1.31 衆・参 財政演説 ○13.3.26 千葉景子君外2名修正案提出 3.26 否決						
2	平成13年度特別会計予算	1.31	1.31 (予備)	3.26 可決	3.26 可決	1.31 予算	3.2 可決	3.2 可決
		○13.3.26 千葉景子君外2名修正案提出 3.26 否決						
3	平成13年度政府関係機関予算	1.31	1.31 (予備)	3.26 可決	3.26 可決	1.31 予算	3.2 可決	3.2 可決

【 決算委員会 】

(1) 審議概観

〔平成10年度決算外2件の審査〕

平成10年度決算及び国有財産関係2件は、第147回国会の召集日である平成12年1月20日に提出された。このうち、10年度決算については、12年5月29日の本会議において、大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された。また、国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された（10年度決算外2件の概要については『審議概要（第147回国会）』76ページ及び324ページ参照）。

委員会においては、12年5月29日、大蔵大臣から平成10年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成10年度決算検査報告及び平成10年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した後、第150回国会までに、全般的質疑2回、省庁別審査4回を行った。

第150回国会閉会後は、省庁別審査2回を行い、そして、第151回国会には、省庁別審査2回を行った後、締めくくりの総括的質疑に入り、第1回は各省大臣に対して、第2回は内閣総理大臣及び各省大臣に対して、それぞれ質疑を行った。

第150回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①決算審査の重要性、②財政再建、③内閣官房及び外務省報償費、④今後のODAの在り方、⑤中小企業金融安定化特別保証制度、⑥特殊法人改革、⑦経済財政諮問会議による基本方針、⑧特定財源の一般財源化、⑨国と地方の財源配分の在り方等である。

なお、13年6月18日の委員会において、締めくくりの総括的質疑（第1回）に先立ち、財務大臣から平成8・9年度決算に関する参議院の議決について内閣が講じた措置の内容の説明を聴取した外、内閣総理大臣から参議院議長に対して、文書による報告が行われた。

平成8・9年度決算に関する警告決議に対して内閣の講じた措置を、警告決議と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	警告決議に対し内閣の講じた措置
<p>(1) 国の一般会計において、平成9年度に1兆6,174億円と、戦後4回目の決算上の不足が生ずることとなったことは、誠に遺憾である。</p> <p>政府は、近年、税収決算額が予算で見込んだ額を下回る事態が生じていることを厳しく認識し、適切な税収見積りの確立に更に努力するとともに、国の財政が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、政府会計について貸借対照表の作成を検討するなど国民に対する財政情報の開示に一層努めるべきで</p>	<p>(1) 毎年度の税収見積りについては、その時点で判明している課税実績や政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、個別税目ごとに最大限の努力を傾注しているところである。</p> <p>適切な税収見積りに資するため、例えば、法人税について、主要な大法人に対する聴き取り調査の更なる充実、企業収益全体の見通しに関する資料の収集、民間調査機関からのヒアリングの実施など鋭意工夫を重ねてきているところである。</p>

<p>ある。</p>	<p>今後とも、様々な視点から創意工夫を加えていくほか、有効な資料の収集に努め、適切な収見積りを行うべく、より一層努力してまいり所存である。</p> <p>国の財政情報については、昨年10月に国の一般会計及び特別会計を対象とし、企業会計の手法を考慮した「国の貸借対照表（試案）」を公表するなど、その適切な開示に努めてきたところである。</p>
<p>(2) 神奈川県警察を始めとする各地の都道府県警察において不祥事案が相次いで発生し、しかも、一部事案についてその処理や対応に適正を欠き、警察に対する国民の信頼を著しく失墜させたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、都道府県警察における業務管理や警察職員の職業倫理教養等について指導を徹底し、この種事案の再発防止に努めるなど、警察に対する国民の早急な信頼回復に万全を期すべきである。</p>	<p>(2) 警察の不祥事案の再発防止策については、平成12年8月に取りまとめた「警察改革要綱」に基づき、警察における監察体制の整備、警察法の改正等による公安委員会の管理機能の強化、警察職員に対する教育の充実、懲戒事案の発表基準の策定等による透明性の確保等の施策を推進し、警察に対する国民の信頼の回復に努めているところである。</p> <p>今後とも、新たな治安情勢に対応した警察改革に積極的に取り組んでまいり所存である。</p>
<p>(3) 防衛装備品の調達において、契約企業により過大請求が行われ、しかも、その処理に際し、防衛庁幹部職員が不正に国への返還額を減額したことにより背任容疑等で逮捕・起訴され、また、組織的に証拠隠しを行っていたと受け取られてもやむを得ない事例があったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、職員の倫理意識の向上を図るとともに、防衛庁と契約企業との関係の適正化、原価計算に関する審査能力の向上、過払い事案処理に関する処理手続の明確化などの諸施策を着実に実施し、防衛装備品に関する調達業務の透明性・公正性の確保に努めるべきである。</p>	<p>(3) 防衛装備品に関する調達業務の透明性・公正性の確保については、平成11年4月に取りまとめた「調達改革の具体的措置」に基づき、競争原理の強化、原価計算に係る運用基準の明確化、企業側提出資料の信頼性確保、過払事案処理に関する統一かつ明確な基準の策定等の調達制度改革、職員教育の充実、調達実施本部の解体による原価計算部門と契約部門の組織的分離、防衛調達審議会の新設等の調達機構改革等及び自衛隊員の再就職手当の改正等、調達改革の推進に努めているところである。</p> <p>今後とも、調達改革を推進し、調達業務の一層の透明性・公正性の向上を図ってまいり所存である。</p>

(4) 本年9月、茨城県東海村の民間核燃料物質加工施設において、正規の手順と著しく異なる操業が行われた結果、我が国における初めての臨界事故が発生し、多数の被ばく者が生じたことは、極めて遺憾である。

政府は、かかる事故が周辺住民を始めとする国民の原子力の安全対策に対する信頼を大きく損ねたことを厳しく受け止め、事故原因の徹底究明と被害者の救済に全力を尽くすとともに、核燃料施設の安全規制強化等の抜本的な再発防止策の策定と原子力防災対策の強化に努めるべきである。

(4) 核燃料物質加工施設の事故の原因究明については、原子力安全委員会に設置されたウラン加工工場臨界事故調査委員会において検討を行い、臨界事故の原因を明らかにするとともに、再発防止のための提言を示した最終報告を取りまとめたところである。

さらに、核燃料物質加工施設の事故の再発防止と原子力防災対策の強化については、施設の運転管理段階における安全規制の強化を図るため、加工事業者に対する施設定期検査の受検等の追加、保安規定の遵守状況に係る検査（保安検査）制度の創設、加工事業者による保安教育の義務の明確化、従業員による申告制度の創設、原子力保安検査官の設置等を内容とした、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正が行われたところである。

また、原子力防災対策の抜本的強化を図るため、原子力災害対策特別措置法が制定され、原子力事業者に対して原子力防災資機材を整備すること、異常事象が発生した際の国等への通報を義務付けること、さらに国においては、緊急時に国、自治体、事業者等が情報の共有や連携した防災対策を行う施設（オフサイトセンター）の整備を推進すること、原子力事業所所在地域に原子力防災専門官を配置することなど、緊急事態に備え準備を進めているところである。

他方、核燃料物質加工施設の事故の被害者救済については、臨界事故に係る損害の賠償責任を早期に全うするよう事業者に対し指導するとともに、原子力損害賠償紛争審査会を設置し、損害の賠償に関し、万が一紛争が生じた場合にも対応できる体制を整えている

	<p>ところである。</p> <p>なお、周辺住民等の健康不安に適切に対応するため、関係地方自治体と連携・協力して、周辺住民に対して健康管理を行ってきているところである。</p> <p>今後とも、原子力行政に対する国民の信頼の早期回復を目指し、事故の再発防止等に努めてまいる所存である。</p>
<p>(5) 文部省の委嘱等事業について、平成8年度及び9年度の決算検査報告において、26府県教育委員会等が会計法令に違反した不正な経理を長期にわたり継続し、これにより捻出した資金を目的外の用途に使用するなど、適正を欠く経理を指摘されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、各都道府県教育委員会等に対して事業予算の適正な執行を行うよう指導するとともに、実地調査を含め、経理の処理状況を的確に把握するための改善措置をとるなど、再発防止に向けて万全を期すべきある。</p>	<p>(5) 各都道府県教育委員会等に対する事業予算の適正な執行については、委嘱等事業予算の不正経理の再発を防止するため、各都道府県教育委員会等に対し、予算の適正な執行について会議、文書を通じて指導を行うとともに、平成11年度より適宜、事業の実施状況及び経理処理状況の実地調査を行い、さらに、各都道府県教育委員会等から提出される報告書類について、経理の処理状況の内容がよりの確に把握できるよう、様式の変更を行ったところである。</p> <p>また、指摘を受けた26府県教育委員会等については、厳重に注意するとともに、目的外の用途に使用した金額について、返還の措置を講じ、既に返還させているところである。</p> <p>今後とも、このような事態が生じることのないよう、各都道府県教育委員会等に対し、十分指導を行うなどして、予算の適正な執行に努めてまいる所存である。</p>
<p>(6) 山陽新幹線において、本年6月にトンネルの内壁が剥落し、その後再発防止策を講じたにもかかわらず、10月に再度トンネル内において、コンクリートが落下する事故が発生したことは、遺憾である。</p> <p>政府は、事故の原因を究明するとともに、鉄道事業者に対し、構造物の点検方法等の見直しを含め安全確保策を</p>	<p>(6) 山陽新幹線のトンネルコンクリート剥落事故については、事故直後、全鉄道事業者に対しトンネルの安全点検を指示し、特にJR西日本に対しては、山陽新幹線トンネルの従来にない徹底した安全総点検を指示し、安全の確保に努めたところである。</p> <p>また、トンネル安全問題検討会を開催し、事故原因の究明と、点検方法、補</p>

講じるよう指導を徹底するなど、鉄道の安全輸送に対する国民の信頼回復に努めるべきである。

修方法等を含めた鉄道トンネルの保守・管理のあり方を取りまとめるとともに、全鉄道事業者に対し、これに基づき鉄道トンネルの保守・管理を実施すること等の指示を行ったところである。今後とも、鉄道トンネルの安全確保が図られるよう、適切な指導を行ってまいらる所存である。

また、6月25日の委員会において、締めくくりの総括的質疑（第2回）を終局した後、委員長より平成10年度決算の議決案が示された。その内容は「1. 平成10年度決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。（以下3項目<略>）」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成10年度決算について是認することに反対、平成10年度国有財産関係2件については是認することに賛成、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられ、自由民主党・保守党及び公明党より、決算外2件については是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられ、日本共産党より、決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書については是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書については是認することに賛成、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられ、社会民主党・護憲連合より、決算外2件については是認することに反対、内閣に対する警告案については賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成10年度決算外2件はいずれも多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、①内閣官房報償費の適正かつ厳正な執行の確保と報償費の在り方に対する抜本的見直しの検討、②日本体育・学校健康センター及び財団法人日本オリンピック委員会によるスポーツ振興補助事業に係る不当経理の再発防止、③財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団を始めとした公益法人に対する指導監督の徹底である（全文は本誌Ⅲの5【決算に対する議決】を参照されたい）。

〔予備費関係7件の審査〕

予備費関係7件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成10年6月から平成12年3月までの間の予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

予備費案件については、平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外2件は第145回国会の平成9年3月26日に、平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外1件は同国会の同年5月28日に提出され、衆議院において継続審査となっていた。また、平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外3件は第147回国会の12年3月28日に、平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件は、同国会の同年5月23日に提出された。しかし、これら予備費関係12件は、衆議院解散（第147回国会：12

年6月2日)のため廃案となった。その後、10年度及び11年度それぞれの子備費案件を一本化した平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外6件が、第150回国会の12年9月26日に再提出された。

平成10年度一般会計予備費の予算額(補正後)は1,500億円であり、このうち、10年6月9日から11年3月19日までの間に使用を決定した金額は39億円である。10年度各特別会計予備費の予算額(補正後)は2兆2,453億円であり、このうち、10年10月13日から11年3月23日までの間に使用を決定した金額は36億円である。10年度特別会計予算総則第13条の規定に基づき、10年10月13日に経費の増額を決定した金額は374億円である。

平成11年度一般会計公共事業等予備費の予算額(補正後)は5,000億円であり、このうち、11年9月29日に使用を決定した金額は4,999億円である。11年度一般会計予備費の予算額(補正後)は2,000億円であり、このうち、11年4月6日から12年3月21日までの間に使用を決定した金額は106億円である。11年度各特別会計予備費の予算額は2兆2,281億円であり、このうち、11年5月18日から12年3月31日までの間に使用を決定した金額は13億円である。11年度特別会計予算総則第13条に基づき、11年5月18日から12年2月22日までの間に経費の増額を決定した金額は5,684億円である。

予備費使用等の主な項目は、次のとおりである。

平成10年度一般会計の予備費使用は、①災害廃棄物処理事業に必要な経費、②矯正収容費の不足を補うために必要な経費、③金融再生委員会設置法の施行に伴い必要な経費などである。

平成10年度特別会計の予備費使用は、①農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、②国営土地改良事業特別会計における国営かんがい排水事業の推進に必要な経費などである。

平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費の増額は、①道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の進捗調整、連携調整及び推進に必要な経費の増額、②治水特別会計治水勘定における河川事業及び砂防事業の進捗調整、連携調整及び推進に必要な経費の増額などである。

平成11年度一般会計公共事業等予備費の使用は、①道路整備特別会計へ繰入れに必要な経費、②治水特別会計へ繰入れに必要な経費、③新幹線鉄道整備事業に必要な経費などである。

平成11年度一般会計の予備費使用は、①主要国首脳会議の開催準備に必要な経費、②ダイオキシン類対策特別措置法の制定に伴い必要な経費などである。

平成11年度特別会計の予備費使用は、①国営土地改良事業特別会計における沖縄特別振興対策に係る国営かんがい排水事業の推進に必要な経費、②食糧管理特別会計業務勘定における返還金の調整勘定へ繰入れに必要な経費などである。

平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費の増額は、①道路整備特別会計における道路事業、街路事業、日本道路公団出資及び優良道路整備資金貸付に必要な経費の増額、②道路整備特別会計における地域戦略プランに係る道路事業及び街路事業の推進に必要な経費の増額などである。

予備費関係7件は、衆議院において継続審査となっていたが、平成10年度一般会計使用総調書及び各省各庁所管使用調書外5件については、第151回国会の13年4月5日に衆議

院から送付され、また、平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書については、同国会の同年5月24日に衆議院から送付され、同年6月15日、併せて委員会に付託された。

委員会においては、13年6月18日、これら7件を一括して議題とし、まず、財務大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。その主な項目は、①主要国首脳会議に係る予備費使用、②公共事業等予備費使用の経済効果、③公共事業等予備費の予備費としての妥当性などである。

同月25日、質疑を終局し、討論に入ったところ、民主党・新緑風会より、予備費関係7件に反対、自由民主党・保守党及び公明党より、予備費関係7件に賛成、日本共産党より、平成10年度一般会計予備費、平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額、平成11年度一般会計予備費、平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費総額及び平成11年度一般会計公共事業等予備費については反対、その他の予備費関係2件については賛成、社会民主党・護憲連合より、予備費関係7件に反対の意見がそれぞれ述べられた。

討論を終わり、採決の結果、予備費関係7件は、いずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

(2) 委員会経過

○平成13年1月24日(水)(第150回国会閉会後第1回)

- 平成10年度決算外2件中、国会、会計検査院、大蔵省、金融再生委員会、金融監督庁、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行関係について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副大臣、金子会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成13年1月25日(木)(第150回国会閉会後第2回)

- 平成10年度決算外2件中、建設省、環境庁、国土庁及び住宅金融公庫関係について川口環境大臣、扇国土交通大臣、高橋国土交通副大臣、政府参考人及び参考人住宅金融公庫総裁望月薫雄君に対し質疑を行った。

○平成13年2月6日(火)(第1回)

- 理事を選任した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成10年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成13年4月2日(月)(第2回)

- 平成10年度決算外2件中、皇室費、内閣、総理府本府、外務省、防衛庁、沖縄開発庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について河野外務大臣、橋本国务大臣、斉藤防衛庁長官、福田内閣官房長官、荒木外務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年6月4日(月)(第3回)

- 平成10年度決算外2件中、通商産業省、総務庁、経済企画庁、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫関係について平沼経済産業大臣、片山総務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、古屋経済産業副大臣、松田経済産業副大臣、遠藤総務副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月18日(月)(第4回)

- 平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)
平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第150回国会提出)(衆議院送付)
- 平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)
- 平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)

(衆議院送付)

平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

以上7件について塩川財務大臣から説明を聴いた。

- 平成8年度決算及び平成9年度決算についての警告に対する政府の措置について塩川財務大臣から説明を聴いた。
- 平成10年度決算外2件及び予備費関係7件について中谷防衛庁長官、川口環境大臣、塩川財務大臣、武部農林水産大臣、遠山文部科学大臣、福田内閣官房長官、平沼経済産業大臣、石原国務大臣、扇国土交通大臣、坂口厚生労働大臣、松田経済産業副大臣、若林財務副大臣、植竹外務副大臣、山名総務大臣政務官、新藤総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

○平成13年6月25日(月)(第5回)

- 平成10年度決算外2件及び予備費関係7件について小泉内閣総理大臣、田中外務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、安倍内閣官房副長官、金子会計検査院長及び会計検査院当局に対し質疑を行い、

平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

以上7件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決し、

平成10年度決算外2件について討論の後、

平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書を議決し、

平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

福田内閣官房長官、遠山文部科学大臣及び坂口厚生労働大臣から発言があった。

(平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民、自由

(平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自保、公明、共産、無会

反対会派 民主、社民、自由

(平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書)

賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民、自由

(平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自保、公明、無会、自由

反対会派 民主、共産、社民

(平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自保、公明、共産、無会、自由

反対会派 民主、社民

(平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書)

賛成会派 自保、公明、無会、自由

反対会派 民主、共産、社民

(平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自保、公明、無会、自由

反対会派 民主、共産、社民

(平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民、自由

(警告決議)

賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由

反対会派 なし

(平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自保、民主、公明、無会

反対会派 共産、社民、自由

(平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会

反対会派 社民、自由

○平成13年6月27日(水)(第6回)

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 決算その他（3件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書	12. 1.20 (147回)	13. 1.31	13. 6.25 議決	13. 6.27 議決	13. 1.31 決算行監	継続審査	
	○第147回国会 12. 5. 29大蔵大臣報告 継続 ○第148・149・150回国会 継続						
平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書	12. 1.20 (147回)	1.31	6.25 議決	6.27 議決	1.31 決算行監	継続審査	
	○第147・148・149・150回国会 継続						
平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書	12. 1.20 (147回)	1.31	6.25 議決	6.27 議決	1.31 決算行監	継続審査	
	○第147・148・149・150回国会 継続						

・ 予備費等承諾を求めるの件（7件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9.26 (150回)	13. 6.15	13. 6.25 承諾	13. 6.27 承諾	13. 1.31 決算行監	13. 4. 4 承諾	13. 4. 5 承諾
平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	4. 4 承諾	4. 5 承諾
平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	4. 4 承諾	4. 5 承諾
平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	5.23 承諾	5.24 承諾
平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	4. 4 承諾	4. 5 承諾
平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	4. 4 承諾	4. 5 承諾
平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	4. 4 承諾	4. 5 承諾

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において、本委員会は、報償費問題及び公益法人の在り方を中心に調査を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

今国会においては、第147回国会以降長期的テーマとして調査を行ってきた「財政投融资対象機関の点検」及び短期的テーマとしてその時々が生じた時事的な問題の調査を従来通り行うこととし、当面、報償費問題及び公益法人の在り方について重点的に調査を行うこととした。

まず、4月2日に、行政監察活動実績の概要及び公益法人の現状等について片山総務大臣から説明を、遠藤総務副大臣から補足説明を聴取した。また、松尾元外務省室長による報償費の不正使用事件について荒木外務副大臣から説明を聴取した。さらに、財団法人中小企業経営者福祉事業団（KSD）及び関係法人に対する監督状況並びに「ものづくり大学」の運営について増田厚生労働副大臣から説明を聴取した。

その後、4月9日、6月4日及び11日に質疑を行った。質疑では、外務大臣の外交姿勢、松尾事件に対する内閣官房及び外務省の責任と今後の対応策、報償費に関する外務省改革要綱の内容、報償費減額の必要性、外務省の諸謝金の実態、沖縄サミットにおける報償費不正使用疑惑の調査の進捗状況、KSDに対するこれまでの厚生労働省の指導監督内容、公益法人の改革と情報公開の必要性、公益法人による政治献金の是非、公益法人等と関連政治連盟との関係、特殊法人改革への取組、水産庁の船舶燃料入札談合事件への対応策、刈羽村の電源立地促進対策交付金の不適正使用、中国に対する政府開発援助の在り方、ケニア及びミャンマーへの政府開発援助の是非、大規模ダムの建設計画段階からの住民参加の必要性、大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件における心のケア対策、石川銀行の融資問題に対する金融庁の対応、我が国のエネルギー政策の現状、北方領土問題に対する政府の姿勢等の諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月19日（月）（第1回）

- 理事を選任した。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年4月2日（月）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監察活動実績の概要及び公益法人の現状等に関する件について片山総務大臣から説明を、遠藤総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 松尾元外務省室長による事件に関する件について荒木外務副大臣から説明を聴いた。
- 財団法人中小企業経営者福祉事業団及び関係法人に対する監督状況並びにものづくり大学の運営に関する件について増田厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○平成13年4月9日（月）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政監察活動実績の概要及び公益法人の現状等に関する件、松尾元外務省室長による事件に関する件、財団法人中小企業経営者福祉事業団及び関係法人に対する監督状況並びにものづくり大学の運営に関する件等について河野外務大臣、福田内閣官房長官、坂口厚生労働大臣、片山総務大臣、荒木外務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人都市基盤整備公団理事田中正章君に対し質疑を行った。

○平成13年6月4日（月）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外務大臣の外交姿勢に関する件、報償費の適正な執行に関する件、公益法人改革に関する件、水産庁の船舶燃料入札談合事件への対応策等に関する件、刈羽村の電源立地促進対策交付金の不適正使用に関する件、全国宅地建物取引業協会等と全国不動産政治連盟との関係に関する件、中国に対する政府開発援助の在り方に関する件等について田中外務大臣、福田内閣官房長官、塩川財務大臣、石原規制改革担当大臣、中谷防衛庁長官、上野内閣官房副長官、松田経済産業副大臣、遠藤総務副大臣、西川経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年6月11日（月）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件に関する件、石川銀行の融資問題に対する金融庁の対応に関する件、外務省の諸謝金に関する件、ケニア及びミャンマーへの政府開発援助に関する件、報償費制度の改革に関する件、公益法人改革に関する件、司法改革に関する件、我が国のエネルギー政策に関する件、大規模ダム建設に関する件、公益法人等と関連政治連盟との関係に関する件、特殊法人改革に関する件等について柳澤金融担当大臣、田中外務大臣、石原国務大臣、森山法務大臣、遠山文部科

学大臣、平沼経済産業大臣、植竹外務副大臣、新藤総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月27日（水）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願1種類8件は保留とした。

〔法律案の審査〕

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、金融庁に国立国会図書館支部図書館を設置しようとするものである。

本法律案は、3月15日に衆議院から提出、同21日、本委員会に付託され、同23日に全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成13年1月30日（火）（第150回国会閉会後第1回）

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、参議院常任委員会調査室規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成13年度予定経費要求に関する件について決定した。

○平成13年1月31日（水）（第1回）

- 一、理事を選任した。
- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。
 - 自由民主党・保守党7人、民主党・新緑風会3人、公明党及び日本共産党各2人、社会民主党・護憲連合1人 計15人
 - なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。
- 一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、日取り 2月6日及び7日
 - ロ、時間 自由民主党・保守党45分、民主党・新緑風会60分、公明党20分、日本共産党30分、社会民主党・護憲連合20分、無所属の会及び自由党各10分
 - ハ、人数 自由民主党・保守党及び民主党・新緑風会各2人、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、無所属の会及び自由党各1人
 - ニ、順序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党・保守党 3 公明党 4 日本共産党 5 社会民主党・護憲連合 6 民主党・新緑風会 7 自由民主党・保守党 8 無所属の会 9 自由党
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年2月6日（火）（第2回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年2月7日（水）（第3回）

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。
- 一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年2月14日（水）（第4回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年2月21日（水）（第5回）

- 一、次の件について上野内閣官房副長官、増田厚生労働副大臣及び泉国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - イ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件
 - ロ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
 - ハ、航空事故調査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年2月26日（月）（第6回）

- 一、村上正邦君の議員辞職を許可することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年3月7日（水）（第7回）

- 一、岩瀬良三君の議員辞職を許可することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年3月9日（金）（第8回）

- 一、平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年3月14日（水）（第9回）

- 一、内閣総理大臣森喜朗君問責決議案（久保亘君外7名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年3月16日（金）（第10回）

- 一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。
- 一、本会議における平成13年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年3月23日（金）（第11回）

- 一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）を可決した。
（衆第10号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし
- 一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、さきがけ環境会議を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 一、本会議における内閣総理大臣の米国訪問及びえひめ丸衝突事故に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分
ロ、人 数 各派1人
ハ、順 序 大会派順
- 一、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時 間 民主党・新緑風会15分
ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年3月26日（月）（第12回）

- 一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（参第15号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分
ロ、人 数 各派1人
ハ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年3月28日（水）（第13回）

- 一、次の件について上野内閣官房副長官、坂井内閣府副大臣、遠藤総務副大臣、長勢法務副大臣、若林財務副大臣及び増田厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
イ、人事官の任命同意に関する件
ロ、会計検査院情報公開審査会委員の任命同意に関する件
ハ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件
ニ、情報公開審査会委員の任命同意に関する件
ホ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
ヘ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件
ト、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

チ、中央労働委員会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年3月30日（金）（第14回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年4月2日（月）（第15回）

一、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年4月4日（水）（第16回）

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年4月6日（金）（第17回）

一、連合参議院を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、社会民主党・護憲連合10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年4月11日（水）（第18回）

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年4月18日（水）（第19回）

一、京都議定書発効のための国際合意の実現に関する決議案（山崎正昭君外8名発議）

の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年4月26日（木）（第20回）

一、事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年5月7日（月）（第21回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 5月10日及び11日

ロ、時間 自由民主党・保守党45分、民主党・新緑風会60分、公明党25分、日本共産党30分、社会民主党・護憲連合20分

ハ、人数 自由民主党・保守党及び民主党・新緑風会各2人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人

ニ、順序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党・保守党 3 公明党 4 日本共産党 5 社会民主党・護憲連合 6 民主党・新緑風会 7 自由民主党・保守党

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年5月10日（木）（第22回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年5月11日（金）（第23回）

一、裁判官訴追委員及び国土審議会委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年5月16日（水）（第24回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年5月25日（金）（第25回）

一、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年5月28日（月）（第26回）

一、確定給付企業年金法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年5月30日（水）（第27回）

一、道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年6月1日（金）（第28回）

一、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年6月6日（水）（第29回）

一、次の件について村田内閣府副大臣、小坂総務副大臣、若林財務副大臣、青山文部科学副大臣、南野厚生労働副大臣及び佐藤国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ロ、預金保険機構理事及び同監事の任命同意に関する件

ハ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

ニ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ホ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ヘ、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

ト、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

チ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

リ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、航空・鉄道事故調査委員会委員の任命同意に関する件

一、水産基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、電気通信事業法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年6月8日（金）（第30回）

- 一、ハンセン病問題に関する決議案（山崎正昭君外八名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、短期社債等の振替に関する法律案、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年6月13日（水）（第31回）

- 一、行政機関が行う政策の評価に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、確定拠出年金法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年6月15日（金）（第32回）

- 一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年6月20日（水）（第33回）

- 一、土地収用法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、林業基本法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取

することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年6月22日（金）（第34回）

一、本会議において国際問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び共生社会に関する調査会の報告を聴取することに決定した。

一、少子化対策推進に関する決議案（久保亘君外8名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年6月27日（水）（第35回）

一、元議員小平芳平君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成13年6月29日（金）（第36回）

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【 庶務関係小委員会 】

○平成13年1月30日（火）（第150回国会閉会后第1回）

- 参議院の平成13年度予定経費要求に関する件について協議決定した。
-

○平成13年3月28日（水）（第1回）

次の件について協議決定した。

- イ、議員関係院内業者の営業許可の更新に関する件
- ロ、参議院内営業許可内規の一部改正に関する件

【 図書館運営小委員会 】

○平成13年1月30日（火）（第150回国会閉会后第1回）

- 国立国会図書館の平成13年度予定経費要求に関する件について協議決定した。
-

○平成13年3月22日（木）（第1回）

次の件について協議決定した。

- イ、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正に関する件
- ロ、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件

(3) 成立議案の要旨

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 1 国立国会図書館支部金融庁図書館の設置
金融庁に、国立国会図書館支部金融庁図書館を置く。
- 2 施行期日
この法律は、平成13年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
10	国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 藤井 孝男君 (13. 3. 15)	13. 3. 15	13. 3. 15	13. 3. 21	13. 3. 23 可決	13. 3. 23 可決			13. 3. 15 可決

【 懲 罰 委 員 会 】

(1) 委員会経過

○平成13年2月6日（火）（第1回）

○理事を選任した。

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院災害対策特別委員長提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願2種類30件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案は、阪神・淡路大震災により甚大な被害が生じたこと等を教訓に、平成7年に制定された地震防災対策特別措置法の実施の状況にかんがみ、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の有効期限を平成18年3月31日までとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長赤羽一嘉君から趣旨説明を聴取した後、地震防災緊急事業の進ちょく状況、次期5箇年計画策定に際しての国と地方公共団体との連携の強化、補助率かさ上げ対象施設の拡大等について質疑を行い、全会一致をもって可決した。

〔国政調査等〕

3月16日、伊吹防災担当大臣から災害対策の基本施策について所信を、また、坂井内閣府副大臣から平成13年度防災関係予算について説明をそれぞれ聴いた。

同月28日、平成13年芸予地震について伊吹防災担当大臣から報告を聴いた後、芸予地震による被害の復旧対策、激甚災害指定の見通し、大規模災害発生時の対応の在り方、危機管理と内閣府の役割、災害時の広域応援体制、避難活動に資する災害情報の提供、自主防災活動と被災情報の収集、東海豪雨災害の検証、地震の予知と発生のメカニズム、富士山の低周波地震等について質疑を行った。

5月16日、村井防災担当大臣から災害対策の基本施策について所信を聴いた。

同月23日、三宅島の火山活動に伴う避難住民対策等に関する実情調査のため、東京都庁内三宅村役場及び都営桐ヶ丘団地を視察した。

6月6日、質疑を行い、地震被害早期評価システム及び応急対策支援システムの概要、三宅島の火山活動に伴う避難住民対策、常設の一元的な危機管理機関設置の必要性、被災者の生活及び住宅の再建支援、原子力発電所の震災対策、サハリンの油田開発に伴う事故対策、危険物運搬車両事故による災害対策等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成13年3月16日（金）（第2回）

- 災害対策の基本施策に関する件について伊吹防災担当大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度防災関係予算に関する件について坂井内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成13年3月28日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年芸予地震について伊吹防災担当大臣から報告を聴いた後、内閣における危機管理体制に関する件、平成13年芸予地震の被害の復旧対策に関する件、地震保険の料率に関する件、地震発生の予知とメカニズムに関する件、東海豪雨災害の検証に関する件、消防機関の広域応援体制に関する件、富士山の低周波地震に関する件、防災対策における内閣府の役割に関する件等について伊吹防災担当大臣、坂井内閣府副大臣、高橋国土交通副大臣、山崎内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長赤羽一嘉君から趣旨説明を聴き、伊吹防災担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第12号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月16日（水）（第4回）

- 災害対策の基本施策に関する件について村井防災担当大臣から所信を聴いた。

○平成13年6月6日（水）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地震被害早期評価システム及び応急対策支援システムに関する件、三宅島の火山活動に伴う避難住民対策に関する件、常設の危機管理機関設置の必要性に関する件、被災者の生活及び住宅の再建支援に関する件、原子力発電所の震災対策に関する件、サハリンの油田開発に伴う事故対策に関する件、危険物運搬車両事故による災害対策に関する件等について村井防災担当大臣、松下内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月27日（水）（第6回）

- 請願第1721号外29件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第12号）

【要旨】

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況にかんがみ、地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業に係る国の負担又は補助の特例等の有効期限を平成18年3月31日までとする等の措置を講じ、地震防災緊急事業を引き続き促進しようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
12	地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案	災害対策特別 委員長 赤羽 一嘉君 (13.3.22)	13. 3.22	13. 3.22	13. 3.26	13. 3.28 可決	13. 3.30 可決			13. 3.22 可決

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案は、沖縄の観光の振興に資するため、旅客が空港内の旅客ターミナル施設内で輸入品を購入し、携帯して沖縄から出域する場合の関税について、現行の払戻し措置を免税措置に改めようとするものである。

委員会においては、3月27日に橋本沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴取し、翌28日、沖縄型特定免税店と観光戻税承認小売店との販売対象品目の競合、沖縄型特定免税店の市中展開の可能性、既存の沖縄観光振興地域制度を活用した総合的な観光施策の必要性、観光戻税制度の利用率の減少要因、ポスト第三次沖縄振興開発計画に向けた政府の取組などについて質疑が行われ、全会一致をもって可決した。

〔国政調査等〕

3月16日、沖縄及び北方問題に関しての施策について、河野外務大臣、橋本沖縄及び北方対策担当大臣から所信を聴取した。

また、5月29日、沖縄及び北方問題に関しての施策について、新たに発足した小泉内閣の尾身沖縄及び北方対策担当大臣、田中外務大臣から所信を聴取した。

6月20日、沖縄及び北方問題に関しての施策について質疑を行い、田中・パウエル日米外相会談の内容、第三次沖縄振興開発計画の総括、ポスト三次振興計画の在り方、今後の沖縄の産業振興の在り方、「東京宣言」第2項を北方領土交渉の基礎とすることの確認、今後の北方領土交渉の進め方、普天間飛行場代替施設問題、在沖海兵隊訓練を海外へ一部移転する可能性、中城湾泡瀬干潟の埋め立て計画の問題点、特別自由貿易地域における立地企業、普天間代替施設の15年使用期限問題などが取り上げられた。

なお、3月23日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度内閣府所管（北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫予算について審査を行い、その中で、北方基金の運用益が減少している状況への対処、沖縄の自立的発展に向けた担当大臣の決意、沖縄の雇用対策及び産業構造の転換と平成13年度予算におけるその位置づけ、内閣府に一括計上された沖縄振興開発事業費を各省に移替えを行うメリット、沖縄における高率補助の問題点、普天間飛行場の跡地利用などについて質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成13年3月16日（金）（第2回）

- 沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について河野外務大臣及び橋本沖縄及び北方対策担当大臣から所信を聴いた。

○平成13年3月23日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について橋本沖縄及び北方対策担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、荒木外務副大臣、仲村内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について橋本沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月28日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について橋本沖縄及び北方対策担当大臣、仲村内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第13号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由
反対会派 なし
欠席会派 無会

○平成13年5月29日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について尾身沖縄及び北方対策担当大臣及び田中外務大臣から所信を聴いた。

○平成13年6月20日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について田中外務大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月27日（水）（第8回）

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、沖縄の観光の振興に資するため、輸入品を携帯して沖縄から出域する場合における関税の払戻し措置を免税措置に改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 旅客が、空港内旅客ターミナル施設内で輸入品を購入し、携帯して沖縄から出域する場合の関税の扱いについて、輸入の際に関税を賦課して後に払い戻す措置を免税措置に改める。
- 2 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	衆	13. 2. 9	13. 3.26	13. 3.28 可決	13. 3.30 可決	13. 3.16 沖縄・北方	13. 3.21 可決	13. 3.22 可決

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

4月2日、第150回国会閉会後の1月16、17日の2日間で行われた国会等の移転に関する実情調査のための委員派遣（栃木県及び福島県）について派遣委員から報告を聴いた。

同日、国会等の移転に関して、参考人財団法人地方自治研究機構理事長石原信雄君、東京大学空間情報科学研究センター教授八田達夫君及び株式会社三菱総合研究所取締役人間環境研究本部長平本一雄君から意見を聴取し、各参考人に対し、移転先都市に必要な規模及び予算、首都機能移転の費用対効果、国会等移転に対する今日的な反対の理由、首都機能移転問題の早期決着、首都機能移転と東京の機能低下との関連性、「国土の均衡ある発展」の均衡の考え方、新総理大臣官邸建設に対する意見、少子高齢社会に与える国会移転の意義、震災に対するバックアップ機能としての国会移転等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成13年4月2日（月）（第2回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○国会等の移転に関する件について財団法人地方自治研究機構理事長石原信雄君、東京大学空間情報科学研究センター教授八田達夫君及び株式会社三菱総合研究所取締役人間環境研究本部長平本一雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月27日（水）（第3回）

○国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

3月9日に国会に提出された金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について、4月2日、柳澤金融担当大臣から説明を聴取し、引き続き同報告に関する質疑を行った。

報告の内容は、①特別公的管理が行われていた長銀及び日債銀に係る措置、②金融整理管財人による処分が命ぜられた金融機関に対する措置、③預金保険法に基づく金融機関の破綻処理、④破綻金融機関の処理に係る資金の使用状況などである。

質疑では、主に不良債権への対応に関する議論が集中した。その中で、大手行の中間期の不良債権処理額が当初計画の3倍になっており、計画を厳密にする必要があるとの指摘に対し、過去の例からみると、年度末の処理額が大きくなるが、不良債権の処理を急ぐという前向きな方向に進むということであれば評価に値するとの見解が政府より示された。

また、金融機関の自己資本比率の改善や不良債権の最終処理を促進するという観点から、公的資金注入の可能性が論点となったが、柳澤金融担当大臣から、日本の金融機関全般が過少資本に陥るといような事態になれば、金融危機対応の勘定が発動されるが、一行だけが過少資本となってもそれは早期是正措置で対応すべきであるとの答弁があった。

さらに、中小企業への影響や金融機関の資産査定の問題等について多岐にわたる議論が行われた。

一方、生保数社の相次ぐ破綻を受け、保険会社の健全化基準としてのソルベンシーマージン比率の妥当性が問われたが、柳澤金融担当大臣から、ソルベンシーマージン比率は一保険会社について時系列的に比較する意味はあるが、他社と比較するものではないとの答弁があった。

(2) 委員会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成13年4月2日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、宮澤財務大臣、村井内閣府副大臣、若林財務副大臣、遠藤総務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁山口泰君に対し質疑を行った。

○平成13年6月27日（水）（第3回）

- 金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（本院先議）であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類21件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準の改定を行おうとするものである。

委員会においては、執行経費改定額の妥当性と地方公共団体の負担状況、次期参議院通常選挙における制度改正に伴い必要となる選挙経費及び開票作業の見通し、電子投票導入への検討状況等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

6月27日、第42回衆議院議員総選挙及び第18回最高裁判所裁判官国民審査の執行状況について片山総務大臣から、第42回衆議院議員総選挙違反取締り状況について政府参考人から、それぞれ説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成13年3月30日（金）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第39号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連
反対会派 なし

○平成13年6月27日（水）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○第42回衆議院議員総選挙の執行状況等に関する件について片山総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

○請願第285号外20件を審査した。

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第39号) (先議)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費、事務費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 2 最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である労務賃その他の額を実情に即するよう見直し、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (1件)

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出 年月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
※ 39	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	参	13. 2. 20	13. 3. 26	13. 3. 30 可決	13. 4. 2 可決	13. 5. 31 倫理選挙	13. 6. 6 可決	13. 6. 7 可決

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※35	予防接種法の一部を改正する法律案	衆	13.2.20				13.6.7 厚生労働		継続審査
※36	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2.20				6.8 厚生労働		継続審査
			○13.6.8 衆本会議趣旨説明						
60	銀行法等の一部を改正する法律案	衆	3.6				6.15 財務金融		継続審査
			○13.6.15 衆本会議趣旨説明						
64	地方自治法等の一部を改正する法律案	衆	3.9				6.12 総務		継続審査
			○13.6.12 衆本会議趣旨説明						
65	地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案	衆	3.9				5.31 総務		継続審査
74	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案	衆	3.16				6.12 総務		継続審査
90	個人情報の保護に関する法律案	衆	3.27						継続審査 (内閣)

・本院議員提出法律案（16件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	政治資金規正法の一部を改正する法律案	池田 幹幸君 外5名 (13.1.31)	13.2.5		未了					
2	政党助成法を廃止する法律案	池田 幹幸君 外5名 (13.1.31)	2.5		未了					
3	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案	池田 幹幸君 外5名 (13.1.31)	2.5		未了					
4	解雇等の規制に関する法律案	小池 晃君 外7名 (13.2.16)	2.20		未了					

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
5	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	小池 晃君 外7名 (13.2.16)	2.20		未了					
6	長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	小池 晃君 外7名 (13.2.16)	2.20		未了					
7	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	宮本 岳志君 外2名 (13.2.28)	3.2		未了					
8	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案	吉川 春子君 外2名 (13.2.28)	3.2		未了					
9	認定特定非営利活動法人税制特例法案	吉川 春子君 外2名 (13.2.28)	3.2		3.21 撤回					
10	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	櫻井 充君 外5名 (13.3.1)	3.5		未了					
11	公職選挙法の一部を改正する法律案	山下 八洲夫君 外4名 (13.3.9)	3.13		未了					
17	刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案	江田 五月君 外10名 (13.4.27)	5.2		未了					
18	立候補休暇に関する法律案	山下 八洲夫君 外2名 (13.5.9)	5.14		未了					
20	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案	井上 美代君 外2名 (13.6.8)	6.12		未了					
21	地域金融の円滑化に関する法律案	櫻井 充君 外4名 (13.6.20)	6.22		未了					
22	被災者生活再建支援法及び災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	山下 芳生君 外2名 (13.6.22)	6.26		未了					

・衆議院議員提出法律案（52件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
2	特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案	岡田 克也君 外7名 (13.2.26)	13. 2.27					13. 2.27 財務 金融	未了	
3	特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案	岡田 克也君 外7名 (13.2.26)	2.27					2.27 総務	未了	
4	公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	菅 直人君 外12名 (13.3.2)	3.5					未了		
5	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案	山元 勉君 外4名 (13.3.6)	3.7					3.8 文部 科学	3.16 否決	3.22 否決
								○13.3.8 衆本会議趣旨説明		
6	犯罪被害者基本法案	細川 律夫君 外4名 (13.3.13)	3.13					3.14 内閣	継続審査	
11	農業者年金基金法の一部を改正する法律案	筒井 信隆君 外2名 (13.3.16)	3.19					3.22 農林 水産	4.4 否決	4.5 否決
								○13.3.22 衆本会議趣旨説明		
13	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案	中川 智子君 外8名 (13.3.30)	4.2						継続審査 (厚生労働)	
14	危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案	細川 律夫君 外2名 (13.4.5)	4.5					4.6 内閣	5.25 否決	5.29 否決
								○13.4.6 衆本会議趣旨説明		
15	国会法の一部を改正する法律案	上田 清司君 外4名 (13.4.6)	4.9					未了		
16	金融問題監視院法案	上田 清司君 外4名 (13.4.6)	4.9					未了		
17	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案	熊代 昭彦君 外4名 (13.4.6)	4.9					6.28 厚生 労働	継続審査	
18	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	太田 昭宏君 外5名 (13.4.6)	4.9					6.8 撤回		

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
19	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	海江田 万里君 外1名 (13.4.12)	4.12					6.8 撤回		
20	農業経営再建特別措置法案	小平 忠正君 外2名 (13.4.12)	4.13							継続審査 (農林水産)
22	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律を廃止する法律案	佐々木 秀典君 外3名 (13.5.8)	5.9					未了		
23	民法の一部を改正する法律案	枝野 幸男君 外7名 (13.5.8)	5.9							継続審査 (法務)
24	平成13年度から平成15年度までの間の各年度における公債発行額の限度に関する法律案	岡田 克也君 外2名 (13.5.11)	5.14					未了		
25	公職選挙法の一部を改正する法律案	中野 寛成君 外15名 (13.5.18)	5.21							継続審査 (倫理選挙)
31	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	太田 誠一君 外4名 (13.5.30)	6.1							継続審査 (法務)
32	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	太田 誠一君 外4名 (13.5.30)	6.1							継続審査 (法務)
33	証券取引委員会設置法案	海江田 万里君 外10名 (13.6.4)	6.4							継続審査 (財務金融)
36	公共事業基本法案	前原 誠司君 外1名 (13.6.5)	6.7							継続審査 (国土交通)
37	公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案	前原 誠司君 外1名 (13.6.5)	6.7							継続審査 (国土交通)
38	公共事業一括交付金法案	前原 誠司君 外1名 (13.6.5)	6.7							継続審査 (国土交通)
39	ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案	前原 誠司君 外1名 (13.6.5)	6.7							継続審査 (国土交通)
40	国会法の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外1名 (13.6.5)	6.7							継続審査 (議院運営)

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
41	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案	山花 郁夫君 外5名 (13.6.6)	6.7					6.8 厚生 労働	継続審査	
○13.6.8 衆本会議趣旨説明										
42	児童福祉法の一部を改正する法律案	金田 誠一君 外5名 (13.6.6)	6.7					6.8 厚生 労働	継続審査	
43	特殊法人の整理及び合理化に関する法律案	塩田 晋君 (13.6.7)	6.7					未了		
45	衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案	鹿野 道彦君 外3名 (13.6.8)	6.11						継続審査 (倫理選挙)	
48	機密費の使用に係る文書の作成、公表等に関する法律案	島 聡君 外3名 (13.6.12)	6.13					未了		
49	ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案	鍵田 節哉君 外9名 (13.6.14)	6.15						継続審査 (厚生労働)	
50	芸術文化振興基本法案	斉藤 鉄夫君 外2名 (13.6.14)	6.15						継続審査 (文部科学)	
51	税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案	河村 たかし君 外3名 (13.6.15)	6.18					未了		
52	住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案	河村 たかし君 外4名 (13.6.19)	6.20					未了		
53	少子化社会対策基本法案	中山 太郎君 外8名 (13.6.19)	6.20						継続審査 (内閣)	
54	民法の一部を改正する法律案	漆原 良夫君 外2名 (13.6.20)	6.21						継続審査 (法務)	
55	医療法の一部を改正する法律案	今野 東君 外12名 (13.6.25)	6.26						継続審査 (厚生労働)	
56	政治資金規正法等の一部を改正する法律案	鹿野 道彦君 外3名 (13.6.27)	6.28						継続審査 (倫理選挙)	
57	道路交通法の一部を改正する法律案	長妻 昭君 外1名 (13.6.27)	6.28						継続審査 (内閣)	

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
58	国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	石井 紘基君 外6名 (13.6.27)	6.28							継続審査 (総務)
59	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案	石井 紘基君 外6名 (13.6.27)	6.28							継続審査 (総務)
60	特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案	石井 紘基君 外6名 (13.6.27)	6.28							継続審査 (総務)
61	日本銀行法の一部を改正する法律案	石井 紘基君 外6名 (13.6.27)	6.28							継続審査 (財務金融)
62	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画 定審議会設置法の一部を改正する法律案	中井 洽君 (13.6.28)	6.28							継続審査 (倫理選挙)
63	道路交通法の一部を改正する法律案	西村 眞悟君 (13.6.28)	6.28							継続審査 (内閣)
64	防衛省設置法案	野田 毅君 (13.6.28)	6.28							継続審査 (内閣)
148 回 1	永住外国人に対する地方公共団体の 議会の議員及び長の選挙権等の付与 に関する法律案	冬柴 鐵三君 外1名 (12.7.5)						1.31 倫理 選挙		継続審査
148 回 2	永住外国人に対する地方公共団体の 議会の議員及び長の選挙権等の付与 に関する法律案	北橋 健治君 外6名 (12.7.5)						1.31 倫理 選挙		継続審査
150 回 18	国立国会図書館法の一部を改正する 法律案	鳩山 由紀夫君 外5名 (12.11.20)						1.31 議院 運営		継続審査
150 回 19	被災者生活再建支援法の一部を改正 する法律案	前原 誠司君 外2名 (12.11.20)						1.31 災害 対策		継続審査
150 回 20	災害弔慰金の支給等に関する法律の 一部を改正する法律案	前原 誠司君 外2名 (12.11.20)						1.31 災害 対策		継続審査

・条約（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件	衆	13. 3. 9				13. 6. 19 外務	継続審査	
5	投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 19				6. 19 外務	継続審査	
6	投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 19				6. 19 外務	継続審査	

・予備費等承諾を求めるの件（7件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	13. 3. 30						継続審査 (決算行監)
平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	13. 3. 30						継続審査 (決算行監)
平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	13. 3. 30						継続審査 (決算行監)
平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	13. 3. 30						継続審査 (決算行監)
平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	13. 5. 29						継続審査 (決算行監)
平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	13. 5. 29						継続審査 (決算行監)
平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	13. 5. 29						継続審査 (決算行監)

・決算その他（3件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度国税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書	13. 1. 31						継続審査 (決算行監)
平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書	13. 1. 31						継続審査 (決算行監)
平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書	13. 1. 31						継続審査 (決算行監)

・NHK決算（1件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	13. 2. 9						継続審査 (総務)

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第143回国会の平成10年8月31日に設置され、今期3年間にわたる調査テーマを「21世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」と決定した。第1年目においては、「アジアの安全保障」、「朝鮮半島情勢」、「国連の今日的役割」、「コソボ問題」及び「我が国外交の在り方」等について調査を進めた。第2年目においては、「国連の今日的役割」について多角的観点から重点的に調査を行うとともに、「東アジアの安全保障」についても引き続き調査を行った。

第3年目は、理事会等における協議の結果、「国連の今日的役割」、「東アジアの安全保障」、「我が国外交の在り方」について、更に論議を深める調査を多角的に行い、我が国国民及び国際社会に向けた情報発信と提言のとりまとめを行うこととした。

3年間の調査を取りまとめる第151回国会においては、7回の調査を行った。

「国連の今日的役割」においては、まず、「国連改革と我が国の対応」について2回の調査を行った。平成13年2月14日に、波多野敬雄（財団法人フォーリン・プレスセンター理事長）、原田勝広（日本経済新聞社編集委員）及び浅井基文（明治学院大学国際学部教授）の3参考人から意見を聴取し、質疑を行った。2月21日には、ラインハルト・ドリフテ（英国ニューカッスル大学教授）、川村亨夫（早稲田大学大学院教授）及び鈴木佑司（法政大学法学部教授）の3参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

次に、「新世紀の課題と国連」について、2月26日に、緒方貞子参考人（前国際連合難民高等弁務官）及び佐藤行雄政府参考人（特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤）から意見等を聴取し、質疑を行った。

「国連の今日的役割」についての3年間の調査の締めくくりとして、4月18日に、委員の意見表明及び委員間の意見交換を行った。

「東アジアの安全保障」については、3月5日に、高木誠一郎（防衛研究所第二研究部長）、中西寛（京都大学大学院法学研究科助教授）及び山岡邦彦（読売新聞社論説委員）の3参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、「我が国外交の在り方」については、3月7日に、枝村純郎（株式会社大和総研顧問・住友商事株式会社顧問・元駐ロシア大使）、添谷芳秀（慶應義塾大学法学部教授）及び寺島実郎（株式会社三井物産戦略研究所所長）の3参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

「東アジアの安全保障」及び「我が国外交の在り方」についての3年間の調査の締めくくりとして、5月23日に、委員の意見表明及び委員間の意見交換を行った。

3年間の調査を踏まえ、「国連の今日的役割」、「東アジアの安全保障」、「我が国外交の在り方」を柱に、それぞれ「主要論議」にまとめるとともに、19項目からなる「課題と提言」を盛り込んだ国際問題に関する調査報告を6月20日に議長に提出し、6月22日に本会

議において調査会長がその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

1. 国連の今日的役割

(1) 国連改革と我が国の対応

安保理改革や我が国の常任理事国入り問題などを中心に、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月14日の調査においては、常任理事国入りして執る日本のイニシアティブ、常任理事国入りと国連の軍事行動への参加、NATOによるユーゴ空爆と国連憲章との関係、国連改革及び安保理改革の可能性、日本の常任理事国入りとアジアの意見の反映、国際の平和と安全の維持を担う国連の限界、日本の常任理事国入りとPKOへの選択的参加、常任理事国入りに関する日本の姿勢、国会による国連改革論議への期待と日本の国連外交への影響、旧敵国条項の削除などについて質疑を行った。

2月21日の調査においては、国連改革の最優先課題と日本の果たすべき役割、国連改革へのNGOの活用、沖縄への国連機関の誘致、日本の常任理事国入りへの意思表示と国際社会の評価、日本の財政貢献と国際社会の評価、ドイツの常任理事国入りへの熱意や努力と国民の関心、日本外交における国連の重要性、日本が常任理事国入りして行うべきこと、日本が世界のルール設定者になるために必要な資質、日本の国連外交とアジア、顔の見える国連外交の重要性などについて質疑を行った。

(2) 新世紀の課題と国連

緒方貞子参考人から、「国連難民高等弁務官の勤務を終えて」をテーマに意見を聴取した後、国連の取り組む諸課題や国連外交における国会の役割、20世紀最後の10年及び21世紀最初の10年における日本の進路、国連改革及び日本の常任理事国入り、紛争予防としての「共生」プロジェクト、難民問題解決とPKO、現場の経験から必要と思われる国連憲章の改正、国内避難民問題への対応、アジア太平洋地域国際人道センター構想の現状、難民支援におけるUNHCRと国際赤十字との関係、国連への市民参加と開かれた国連づくりなどについて質疑を行った。

また、佐藤行雄政府参考人から、「国連外交の現場から」をテーマに説明を聴取した後、日本の常任理事国入りの可能性、国連外交に占める議員外交の役割、安保理の適切な拡大規模、国連外交の現場で感じる国際社会の日本に対する目、環境問題や資源問題の解決に果たすべき国連の多面的役割、日本の常任理事国入りに対する他国の支持、国連憲章の原則と目的に関する国連大使の所見、邦人職員増強策、国連外交の現場と日本国内との温度差などについて質疑を行った。

(3) 委員の意見表明及び委員間の意見交換

日本の常任理事国入りの意義とその是非、日本の常任理事国入りに向けた取組とそのスタンス、平和・安全のための取組と経済社会開発への取組との連携、人間の安全保障、東西冷戦終結による国連の役割の増大、地球環境を始めとする問題への取組に国連が果たす役割、文化分野の活動の重要性、拒否権の在り方、常任理事国入りに係る国民の理解、国連機関の日本への誘致、国際の平和と安全の維持における国連憲章の目的・原則・精神の重要性、NGOとの連携強化による国連の機能強化、国連の名の下での地域フォーラム設置による全世界的な平和と安全の確保、「国連待機軍」の

設置、ユネスコの重要性とその活動への支援、国連及び国連外交関連情報の国会への提供の必要性、外交の基本方針としての国連中心主義、「地球民族」を念頭に置いた国連への協力、国連総会への国会議員団派遣の構想などについての意見が示された。

2. 東アジアの安全保障

3月5日の調査において、高木誠一郎参考人から「東アジアの安全保障状況」について、中西寛参考人から「米国新政権のアジア政策」について、山岡邦彦参考人から「朝鮮半島情勢と日本の対応」について意見を聴取した後、米国新政権の対北朝鮮政策のもとでの日米韓3か国の連携、米国が望む日本の役割と日米関係の今後、日本にとってのTMD開発の意味合い、中国のWTO加盟の中国内における影響、中台間での武力衝突の可能性、日米関係と日中関係を両立させていくための方途、南北和解の潮流の継続可能性、NMD配備が東アジアの軍拡を招く危険性、集団的自衛権解除による紛争巻き込まれの危険性、日朝国交正常化の意味と日朝交渉継続の必要性、ASEANプラス3の動きに対する米国の見方などについて質疑を行った。

5月23日に行った委員の意見表明及び委員間の意見表明では、東アジアに集団安保メカニズムが存在しない理由、東アジア地域の安全保障の枠組み構築における日本の果たすべき役割、安全保障の前提となる諸条件の整備、柔軟かつ毅然とした北朝鮮政策の必要性、過去の過ちへの謝罪と補償、アーミテージ報告に対する考えの明確化の必要性、在日米軍基地の縮小、包括的二国間同盟から多国間協調体制への移行、今後の米中関係と日本の対応、日米韓の協力関係のもとでの対北朝鮮政策、東アジアの平和と安定に資する自由貿易圏あるいは経済共同体の創設、東アジア非核地帯の創設、東アジア平和研究所の設立、ARF及びASEANプラス3の重要性、台湾問題の平和解決、日朝国交正常化交渉の推進、北東アジア総合安全保障機構の構築、東アジアの安定にとっての経済協力と地域協力の重要性、東アジアの安全保障と米国の国益に基づく世界戦略との関係、日本の国益と米国の国益との不一致、関係諸国の信頼獲得と平和憲法の堅持の必要性などについて意見が示された。

3. 我が国外交の在り方

3月7日の調査においては、参考人から意見を聴取した後、ODAの理念、ミドルパワー論と日本の自画像、日本の対外的な魅力を向上させるための戦略、東アジアの安全保障と日米安保条約との関係、集団的自衛権、外交インフラの充実と政治家や外交官の役割、資源争奪戦争を回避する手段、21世紀の国家像を見据えた憲法改正、日米同盟を基軸とする日本外交、アジア外交と過去の侵略戦争及び植民地支配への反省、日本の対外発信力の向上の方途、日本的価値観の外交への生かし方などについて質疑を行った。

5月23日に行った委員の意見表明及び委員間の意見表明では、知的イニシアティブ発信の重要性、外交における文化の活用、パブリックディプロマシーの重要性、外交と経済外交との総合的なリンク、冷戦後の世界情勢の変化と問題点、我が国外交における理念・原則の明確化、ODAの戦略的活用、日米関係の質的変化と日本の自主性、日中友好関係強化への努力、歴史認識共同プロジェクト、北方領土問題、国連外交の重要性、国民の利益擁護の自主的外交、アジアに軸足をおいた外交、核兵器廃絶へのイニシアティブ、友好の基盤としての平和憲法に基づく外交、「志のある外交」の重要性などについて意見が示された。

(2) 調査会経過

○平成13年2月14日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について参考人財団法人フォーリン・プレスセンター理事長波多野敬雄君、日本経済新聞社編集委員原田勝広君及び明治学院大学国際学部教授浅井基文君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年2月21日（水）（第2回）

- 「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について参考人ニューカッスル大学教授ラインハルト・ドリフテ君、早稲田大学大学院教授川村亨夫君及び法政大学法学部教授鈴木佑司君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年2月26日（月）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「21世紀における世界と日本」のうち、新世紀の課題と国連について参考人前国際連合難民高等弁務官緒方貞子君から意見を聴いた後、同参考人及び佐藤特命全権大使に対し質疑を行った。

○平成13年3月5日（月）（第4回）

- 「21世紀における世界と日本」のうち、東アジアの安全保障について参考人防衛研究所第二研究部長高木誠一郎君、京都大学大学院法学研究科助教授中西寛君及び読売新聞社論説委員山岡邦彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月7日（水）（第5回）

- 「21世紀における世界と日本」のうち、我が国外交の在り方について参考人株式会社大和総研顧問・住友商事株式会社顧問・元駐ロシア大使枝村純郎君、慶應義塾大学法学部教授添谷芳秀君及び株式会社三井物産戦略研究所所長寺島実郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月18日（水）（第6回）

- 「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について意見の交換を行った。

○平成13年5月23日（水）（第7回）

- 「21世紀における世界と日本」のうち、東アジアの安全保障及び我が国外交の在り方について意見の交換を行った。

○平成13年6月20日（水）（第8回）

- 国際問題に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国際問題に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成10年8月31日に設置され、「21世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」のテーマのもと、調査を進めてきた。去る6月20日、3年間にわたる調査を踏まえ、「主要論議」及び「課題と提言」から成る調査報告書を取りまとめ、同日、議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

1 国連の今日的役割

冷戦終結後の世界で国連や国連機関が重要であるとの認識を踏まえ、国連の理念、国連による平和と安全の確保、国連の経済・社会・文化分野での取組、国連の機構及び財政、安保理改革と我が国の対応について調査を行った。

我が国の常任理事国入りについて、委員から、我が国は常任理事国になるべきであり、その意思を明確に表明すべきとの意見、常任理事国入りを最重要課題とせず中長期的な戦略とすべきとの意見、常任理事国入りには慎重な対応が必要であり、アジア太平洋諸国の合意を得ることが前提であるとの意見などが示された。また、我が国の常任理事国入りには反対であるとの意見が示された。

これらの調査を踏まえ、「課題と提言」にまとめた。その主な内容は以下のとおりである。

- (1) 我が国は、人間の安全保障に関し、政策概念を整理し、世界に通用する基準をつくり出すとともに、紛争の予防や解決のため、国連や各国、NGO等に代表される市民社会との間の建設的なパートナーシップを構築するなどの取組を更に拡充強化すべきである。
- (2) 紛争後の平和構築を組み込んだ国連の活動には、我が国も可能な限り協力を行うべきである。我が国は、UNHCRの共生プロジェクトなどに幅広い支援を継続すべきである。
- (3) 政府は、国連関連情報を、インターネット等を通じて広く国民に提供し、今後重要性を増す多国間外交の中核である国連に対する国民の理解を深める情報提供に努めるべきである。
- (4) 政府は、国際機関や基金等への資金提供に当たって、国民や国会への情報開示を積極的に行い、国会においても、これらの問題について関心を強め、納税者である国民への説明責任を果たすべきである。
- (5) アジア太平洋地域における国連活動の実効性を高めるとともに、国連の政策決定にアジアや日本の視点を反映させるため、国連側のニーズ及びバンコクのESCAPの活動との競合に配慮しつつ、沖縄に国連機関の事務所を設置することの検討を提唱する。

2 東アジアの安全保障

東アジアは、民族、宗教、領土など固有の様々な不安定要因を抱えているとの認識を踏まえ、同地域の安全保障環境、朝鮮半島情勢、中国をめぐる情勢、東アジアの安定と

安全保障政策について調査を行った。

東アジアの安全保障環境について、委員から、東アジアにはNATOやOSCEのような集団安全保障のメカニズムが存在しないが、その根本的な原因はアジアの多様性にあるとの見方、南北朝鮮の対峙、中台間の対立、ロシアの動向という要素に、唯一の超大国である米国の国益に基づく東アジア戦略が強く作用しているとの意見が示された。

これらの調査を踏まえ、「課題と提言」にまとめた。その主な内容は以下のとおりである。

- (1) 日朝国交正常化には、北東アジアの安定と繁栄、これまでの不正常な関係の改善、日朝間の様々な懸案における進展の意味合いがあり、国交正常化交渉を更に推進していくことが重要である。
- (2) 日中間の平和と発展のための友好協力パートナーシップを確固たるものにするため、あらゆる分野・レベルにおける対話を一層充実させ、両国民の間の真の意味での相互理解を深めることが求められる。

3 我が国外交の在り方

冷戦後の世界情勢は、地域紛争の多発や宗教、民族主義に根づく対立の激化による世界の不安定化、米国の力の突出と中国の躍進、グローバリゼーションの急速な進展など大きな変化が生じており、それに伴い、我が国外交を取り巻く問題も多様化、複雑化してきているとの認識のもと、我が国外交の基本、外交と安全保障、外交と文化、外交と市民社会などについて調査を行った。

委員から、外交の理念や原則を明確にし、国際社会に発信していくべきとの意見、「志のある外交」を進め、謙虚にして誇り高い国として繁栄を維持すべきであるとの意見、また、国民の立場に立ち、国民の利益を擁護する自主的な外交を行うことが重要であるとの意見が示された。

これらの調査を踏まえ、「課題と提言」にまとめた。その主な内容は以下のとおりである。

- (1) 我が国は、外交上の調査研究を充実し情報力を強化するための外交基盤の整備を図り、その成果を外交にいかしていくべきである。
- (2) 外交には文化の力を最大限に活用すべきである。我が国の伝統的な文化に、サブカルチャーや若者文化を加えた幅広い文化交流を行い、相互理解によって国際社会の信頼を得る努力をしていくべきである。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は平成10年8月に設置され、調査項目を「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成」として調査を開始したが、初年度目の調査の結果、調査項目を「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」に改め、平成11年8月に初年度目の中間報告書を、また、平成12年5月に提言を含む2年度目の中間報告書を、それぞれ議長に提出するなど、精力的に調査を進めてきた。最終年度に当たる本年においても、調査項目のうち、我が国の根幹にかかわり、総合的な施策を早急に確立しなければならない少子化問題を中心として、参考人からの意見聴取・質疑、政府からの説明聴取・質疑及び各会派意見表明・委員間意見交換によって調査を深めた。

今国会においては、少子化問題のうち、未調査の分野について、6名の参考人からの意見聴取・質疑を行った。①平成13年2月14日に慶應義塾大学商学部教授清家篤参考人及び株式会社キャリアネットワーク代表取締役社長河野真理子参考人から「少子化を視野に入れた生涯能力発揮社会の形成」について、②2月21日にセイコーエプソン株式会社人事部長中條利治参考人及び男も女も育児時間を！連絡会世話人田尻研治参考人から「育児と仕事の両立支援に関する企業の取組」について、③2月28日に日本大学経済学部教授・同人口研究所次長小川直宏参考人及び社団法人日本経済研究センター理事長・上智大学国際関係研究所教授八代尚宏参考人から「少子化問題の政策的対応の在り方」について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

また、2月23日に内閣府、厚生労働省、文部科学省及び国土交通省から、少子化対策に関する取組、平成13年度少子化対策関連予算及び本調査会が2年度目に行った提言の実施状況について説明を聴取し、質疑を行った。

さらに、3年間の調査を総括するため、4月18日に各会派意見表明・委員間意見交換を行った。

これらの3年間にわたる調査を踏まえ、6月20日、提言を含む最終報告書を取りまとめ、議長に提出した。また、「少子化対策推進に関する決議案」を本会議決議とすべく、本調査会の委員の発議により議長に提出した。なお、本決議案は6月22日の本会議において全会一致で可決された。

〔調査の概要〕

平成13年2月14日の清家参考人からは、人口構造の変化に合わせて社会や雇用の仕組みをドラスチックに変えなければならない、働く意思と能力のある高齢者が働き続けられる環境をつくることは社会保障制度を維持するためにも必要である、定年退職制度は能力発揮を妨げるので廃止する必要がある等の意見が述べられた。これに関し、実力主義の中での個人に対する国の支援の在り方、長寿化の中で65歳以上を高齢者とするものの是非、子育ての機会費用を社会全体で分担することの実現性、定年制に代わる有効な雇用調整方法、賃金のフラット化が少子化対策にもたらす影響等について質疑が行われた。

同日の河野参考人からは、今後は雇用の流動化や雇用形態及び就業コースの多様化が

ベースとなる、企業に求められる人材であり続けるため個人は能力開発しなければいけない、自己責任でキャリア開発を行う時代であり行政のサポートも求められる等の意見が述べられ、これに関し、生涯能力発揮社会の形成と少子化の進展との関係、雇用の流動化が進む中での税制等の社会制度の在り方、学校教育におけるキャリア開発の可能性、若い時期の働き方と高齢期の能力発揮の関連性等について質疑があった。

2月21日の中條参考人からは、育児休職をめぐる課題は取得期間中の代替要員の確保である、ファミリー・フレンドリー的な取組は就業中の優秀な従業員を確保するために有効であるという認識からスタートすべきである、短時間勤務者への社会保険の適用やパートタイマーに対する法定福利費の時間比例を検討していただきたい等の意見が述べられ、これに関し、夫婦ともに社員である場合の育児休職利用の在り方、仕事と子育ての両立支援策を拡充してきた動機とメリット、育児休職に対応するための人材派遣業利用の有無とメリット、育児休業や育児時間の取得による経済的な損失の有無等について質疑があった。

同日の田尻参考人からは、男女共同参画社会の形成に協力してほしいという国の意思を企業に伝えることが大事である、ファミリー・フレンドリー企業等に対して税制上の配慮や国等の仕事の発注などポジティブアクション的措置が必要である、夫婦が共働きをして1.5倍の収入で十分であり、その代わりに家庭責任を果たせる時間が欲しい等の意見が述べられ、これに関し、育児時間をとろうとした動機、日本の男性の育児休業取得を奨励する方策、国が意思を表明すべき範囲、育児休業取得の有無等による昇給格差等について質疑があった。

2月28日の小川参考人からは、既婚女性が理想の子ども数を産めるようにすれば出生率は問題ない水準まで回復する、出産期間を長くする政策が必要であり不妊治療対策もこの観点から必要である、女性の結婚志向は幼児期に父親がどのくらい育児や家事に参加したかに左右される等の意見が述べられ、これに関し、婚外子を差別しない社会システムをつくる必要性、出生率回復策は今後5年間でタイムリミットであると主張する根拠、20歳以上のすべての国民に年金保険料を負担してもらうことの是非等について質疑があった。

同日の八代参考人からは、子育てと仕事を両立させ子育ての機会費用を軽減することが最大の少子化対策である、子育てを終了した女性が良い条件で復職できる選択肢の多いシステムに変えることが必要である、できるだけ多くの保育施設に公的な資金が投入される仕組みが必要である等の意見が述べられ、これに関し、男女間就業率格差と出生率との関係、保育所と幼稚園の関係、保育切符制度の概要、少子化が景気回復に及ぼす影響等について質疑があった。

また、2月23日の対政府質疑での主な質疑は、少子化対策の政策としての評価方針、出生率等の定量的な目標を明確にする必要性、成績優秀者に対する奨学金返還免除の必要性、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給対策、短時間勤務者への厚生年金の適用方針、小児救急医療体制の整備方針、ファミリー・サポート・センター事業の拡充方針、ベビーホテルでの児童虐待死亡事故の再発防止策、保育所待機児童の解消に向けた取組状況、乳幼児医療費を国が助成する場合の必要額、幼稚園と保育所の連携、少子化対策基本法の必要性、男性も家事を行うという意識改革の必要性等であった。

さらに、4月18日の各会派意見表明・委員間意見交換では、少子化を改善するには夫婦が理想とする子ども数を持てるような環境を整備すべきである、少子化対策に当たっての

基本的考えとして男女共同参画社会の構築や社会全体で子育てを行える仕組みづくりが重要である、仕事と育児の両立支援のため男女差別のない雇用・職場環境づくりや保育施設等サービスの充実が必要である、子育て世帯への経済的負担の軽減策の推進を図るべきである、少子化問題は高齢社会と裏腹の問題であり国家の意思を明確に示すことが大事である等の意見が述べられた。

6月20日に提言を含む最終報告書を議長に提出したが、提言の主な内容は次のとおりである。

- ①育児休業取得者に対する不利益な取扱いの禁止など育児休業の取得がしやすい職場環境や、再就職しやすい雇用環境の形成等を図るべきである。
- ②ファミリー・フレンドリーな企業に対して、支援を行っていくべきである。
- ③父親の育児休業の取得促進に向けた取組を行うべきである。また、育児休業期間中の所得保障について、活用を図り、安心して子育てができるよう育児環境の経済的基盤の充実に努めるべきである。
- ④子育てのための短時間勤務制の導入を促進するとともに、短時間勤務の正社員制度を導入することについて検討すべきである。
- ⑤入所待機児童の実態を把握するとともに、認可保育所による受入れの大幅な拡大を図るべきである。
- ⑥認可保育所の増加を図るとともに、認可外保育施設の認可保育所への移行促進を図ることにより、良質な保育サービスの供給の確保を図るべきである。
- ⑦開発した能力を生涯にわたり発揮するには、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けての環境整備を図ることや性による差別が実質的に取り払われることが必要である。

同日は「少子化対策推進に関する決議案」も議長に提出されたが、その主な内容は次のとおりである。

- ①結婚や出産は個人の自由な選択に委ねられるべきものである。
- ②安心して子どもを産み育てることのできる社会の形成を目指し、総合的な施策を早急に確立することは、国会及び政府の責務である。
- ③政府においては、本院の意思を体し、仕事と育児の両立支援をはじめ子育てへの社会的支援の拡充、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進すべきである。
- ④乳幼児医療費の国庫助成等出産・育児にかかる経済的負担の軽減、小児医療・母子保健等医療体制の整備、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の拡充等男女がともに仕事と子育てを両立できる雇用・職場環境の整備、保育所待機児童の早期解消をはじめ多様な保育サービスの拡充、放課後児童の受け入れ体制の整備等地域の子育て支援環境の整備、子育てしやすい住環境等生活環境の整備については、重点的に取り組むべきである。
- ⑤子どもや家庭を支える施策に対して積極的な予算措置を講ずるべきである。

(2) 調査会経過

○平成13年2月14日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、少子化を視野に入れた生涯能力発揮社会の形成について参考人慶應義塾大学商学部教授清家篤君及び株式会社キャリアネットワーク代表取締役社長河野真理子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年2月21日（水）（第2回）

- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、育児と仕事の両立支援に関する企業の取組について参考人セイコーエプソン株式会社人事部長中條利治君及び男も女も育児時間を！連絡会世話人田尻研治君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年2月23日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、当調査会の提言の実施状況及び平成13年度少子化対策関連予算等について坂井内閣府副大臣、増田厚生労働副大臣、高橋国土交通副大臣及び池坊文部科学大臣政務官から説明を聴いた後、坂井内閣府副大臣、増田厚生労働副大臣、河村文部科学副大臣、榊屋厚生労働副大臣、高橋国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年2月28日（水）（第4回）

- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、少子化問題の政策的対応の在り方について参考人日本大学経済学部教授・同人口研究所次長小川直宏君及び社団法人日本経済研究センター理事長・上智大学国際関係研究所教授八代尚宏君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月18日（水）（第5回）

- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」について意見の交換を行った。

○平成13年6月20日（水）（第6回）

- 国民生活・経済に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告

【要旨】

平成10年8月に発足した本調査会は、最終年度に当たる本年においても、調査項目として決定した「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」のうち、我が国の根幹にかかわり、総合的な施策を早急に確立しなければならない少子化問題を中心に調査を行うこととし、参考人からの意見聴取・質疑等によって調査を深めてきた。調査の過程では、子育てと仕事を両立できる職場環境の整備、男女共同参画社会の形成、安心して子育てできる環境づくり等広範な課題について多くの意見が出された。これらの3年間にわたる調査を踏まえ、6月20日、提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

急激な少子化の進行を防ぐため、社会制度や慣行、その背後にある意識を見直し、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることのできる社会を構築することが求められている等の観点から、提言は、重要であり速やかな取組が求められる12項目について行われている。特に、出産や子育てを支援する施策を飛躍的に強化するとともに、所要の財政的措置を講ずるべきであることに言及した上で、政府並びに関係方面に対し、その実現に努めるよう要請している。提言の主な内容は次のとおりである。

1 男女共同参画社会の形成

女性の十分な能力発揮を妨げている社会の在り方を改め、男女が共に育児と仕事に喜びや生きがいを感じ、家庭、職場、地域で様々な責任を果たし、自己実現を図ることのできる社会を形成すべきである。

2 仕事と育児の両立を可能とする雇用・職場環境の形成

育児休業取得者に対する不利益な取扱いの禁止など育児休業の取得がしやすい職場環境の形成、再就職しやすい雇用環境の形成等を図るべきである。また、労働者が家庭責任を果たしやすい就業環境を形成している、「ファミリー・フレンドリー」な企業に対して、支援を行っていくべきである。

3 育児休業制度の拡充等

子どもの看護休暇制度の早期の導入・定着が図られるよう取組を進めるべきである。また、父親の育児休業の取得促進に向けた取組を行うべきである。さらに、育児休業期間中の所得保障について、活用を図り、安心して子育てができるよう育児環境の経済的基盤の充実に努めるべきである。子育てのための短時間勤務制の導入を促進するとともに、短時間勤務の正社員制度を導入することについて検討すべきである。

4 パートタイム労働等の就労環境整備

処遇や賃金面において正規労働者と非正規労働者との均衡を考慮した雇用管理の改善を促進する等、非正規労働が良好な就業機会となるよう積極的な取組を行うべきである。

5 保育所の待機児童の早期解消等

入所待機児童の実態を把握するとともに、認可保育所による受入れの大幅な拡大を図るべきである。

6 良質な保育サービスの確保

認可保育所の増加を図るとともに、認可外保育施設の認可保育所への移行促進を図る

ことにより、良質な保育サービスの供給を図るべきである。また、認可外保育施設の安全や保育の質を担保すべきである。

7 放課後児童健全育成事業の拡充

放課後児童クラブの普及を図るため、補助内容の改善により地域の实情に即した取組を行いやすいものとするべきである。また、開設時間の延長、内容や施設の充実、指導員の資質向上に努めるべきである。

8 地域における子育て環境の整備

地域における子育て支援活動の充実等を図り、子育てに関する悩みが解決できるようすべきである。また、良質の賃貸住宅の供給等子どもが健やかに成長できる地域社会づくりを推進すべきである。

9 乳幼児医療費の軽減等

乳幼児医療費について、国による負担、医療保険の自己負担割合の軽減等の措置を検討すべきである。

10 小児医療提供体制の整備

小児病棟の閉鎖や小児科病院の減少に対応するため、診療報酬の改善を含め小児科医の確保に向けた取組が求められる。また、小児救急医療体制の整備については、総合的な取組を一層推進すべきである。

11 不妊治療への支援

不妊相談やカウンセリング体制を整備すべきである。また、有効性、安全性、普及性等を有する生殖補助医療について医療保険の対象とする等経済的支援を講ずるべきである。

12 生涯能力発揮社会の形成

高等教育機関における職業教育や公共職業訓練の充実を図るべきである。また、労働時間の短縮や、教育研修のための休暇制度の定着を図る等、労働者が就業を継続しながら自己の職業能力の向上のための時間を確保できる労働環境を整備すべきである。さらに、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けての環境整備を図ることや性による差別が実質的に取り払われることが必要である。

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

第143回国会の平成10年8月31日に設置された本調査会は、「男女等共生社会の構築に向けて」を当面の調査テーマと定め、1年目は「女性に対する暴力」、2年目は「女性の政策決定過程への参画」について調査を進めてきた。今国会では3年目の調査テーマである「女性の自立のための環境整備」のうち「女性の経済・社会的自立支援」について、具体的な調査を行った。

平成13年2月14日、雇用関係について、日本女子大学人間社会学部教授大沢真知子君、日本経営者団体連盟常務理事矢野弘典君及び株式会社ベネッセコーポレーション人財組織部人事サービス課セクションチーフ北川美千代君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

平成13年2月19日には、女性の経済・社会的自立支援についての政府の取組の現状について、若林財務副大臣及び増田厚生労働副大臣から説明を聴取した後、両副大臣、榎屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

次いで、平成13年2月21日には、税制・社会保障制度について、中京大学経済学部教授都村敦子君及びお茶の水女子大学生生活科学部助教授永瀬伸子君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

また、平成13年4月2日には、現場の実情に精通した有識者として、株式会社ライフデザイン研究所研究開発部主任研究員前田正子君、保育園を考える親の会代表普光院亜紀君、淵野辺保育園園長松岡俊彦君及びイエルネット株式会社取締役アドミニストレーショングループジェネラルマネージャー松井香君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

平成13年5月14日、これまでの参考人からの意見聴取及び政府からの説明聴取を踏まえ、「女性の経済・社会的自立支援」についての意見を整理するため、委員間の自由討議を行った。

以上のような議論を踏まえ、女性の自立のための環境整備について、7項目からなる提言を取りまとめ、平成13年6月20日、その調査報告書を議長に提出することを決定した。

また、平成13年2月21日には、男女共同参画社会基本法に基づいて策定された「男女共同参画基本計画」について、坂井内閣府副大臣から説明を聴取した後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

さらに、本調査会が、「男女等共生社会の構築に向けて」のテーマの下、3年間にわたって進めてきた調査を締めくくる観点から、平成13年6月4日、男女共同参画担当大臣である福田内閣官房長官、松下内閣府副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

他方、1年目の提言において検討課題とされた、女性に対する暴力に関する法的対応策については、平成12年4月26日に理事会の下に「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」を設置し、30回にわたる調査を行った。シェルター関係者、婦人相談所関係者、

弁護士、学識経験者等からの意見聴取、総理府、警察庁、法務省及び厚生労働省からの説明聴取さらにはプロジェクトメンバー間での討議を行った。平成13年1月31日には、調査会に中間報告を行うとともに、4月2日の調査会において**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案**を各会派の総意をもって起草、提出を決定した。同法案は4日の参議院本会議で可決された後、衆議院法務委員会の審査を経て、6日衆議院本会議において、可決・成立した。

〔法律案提出の背景及び主な内容〕

女性に対する暴力については、国際的にも重要な課題として取り上げられてきており、1985年7月の『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議以降、女性に対する暴力の撤廃に向けての宣言や行動が打ち出されてきた。特に昨年6月のニューヨークで行われた「女性2000年会議」では、各国がとるべき行動として、夫やパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンスに対処するための法的措置が求められている。このような国際的動向を受け、国内的には平成8年12月に策定された「男女共同参画2000年プラン」において女性に対する暴力は人権問題として位置付けられるとともに、平成12年12月に策定された「男女共同参画基本計画」において、新たな法制度や方策などを含め幅広い検討が求められていた。しかし、ドメスティック・バイオレンスを始めとする女性に対する暴力は潜在化しており、その結果として被害が放置され、さらに潜在化するという実態にあった。

平成10年8月に設置された本調査会は、1年目の調査で「女性に対する暴力」を取りあげ、平成12年4月には理事会の下に「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」を設置し、その法的対応策について討議を重ねてきた。その結果、**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案**を調査会として取りまとめ、提出するに至った。

その主な内容は、ドメスティック・バイオレンスの状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するための施策を講じようとするものである。

〔調査の概要〕

平成13年2月14日の調査会では、参考人から、我が国の女性のパートタイム労働者の賃金は低く、安い労働力としてしか使われておらず、その能力が開発されていない、パートタイム労働者の賃金の上昇を抑制している税制・社会保障制度を見直す必要がある、女性が活躍するためには、仕事と家庭環境の両立支援が不可欠であり、そのためには保育サービスの拡充や企業が働き方の多様な選択を増やす必要がある等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①女性の復職、パートタイム労働者としての採用に関する企業の側の意見、②仕事と家庭を両立するための支援策の採用が会社経営に与える影響、③労働法制の規制緩和が女性の働き方に与える影響等について質疑が行われた。

平成13年2月19日の調査会では、①配偶者特別控除を廃止し、配偶者控除を段階的に廃止していくことの見解、②パートタイム労働者の処遇改善のための体制整備、③女性の就労に中立的、公平的な税制の在り方の検討内容等について質疑が行われた。

平成13年2月21日の調査会では、参考人から、女性の経済・社会的自立支援改革の方向としての、税制・社会保障制度における世帯単位から個人単位への組み替え、子育て家庭・

介護家庭に対する経済的支援の改革の必要性、一度離職した女性はパートタイム労働者として雇用市場に復帰することが多いが、正社員との賃金・昇進ルートに大きな格差があり、保育所も都市部に不足している等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①パートタイム労働者の103万円の壁による就労調整を解消する方策、②女性が出産後も働き続けることが可能となるような育児休業制度の改善策、③両立支援策としての保育施策に関する課題等について質疑が行われた。

平成13年4月2日の調査会では、参考人から、保育所の待機児解消のための量的な確保、保育の種類拡大及び質的な保障確保の必要性、社会全体の労働時間の短縮、男性の育児休業を促進する制度の創設等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①待機児解消のための抜本的な対応策、②長時間労働を是正するための労働法制の見直し、③地域における子育て支援一元化等について質疑が行われた。

平成13年5月14日の調査会では、①雇用については、男性を含めた働き方の見直しを行い、男女とも仕事と家庭のバランスを取れるようにするべきである、②育児休業を父親も取れるようなパパクォータ制度の導入等仕事と家庭の両立支援の見直しが必要である、③多様な働き方に合わせた保育の充実が必要であり、また、認可保育所と無認可保育所との格差是正のため、無認可保育所に関する届出制度を創設するとともに、学齢前の子どもへの社会的支援という視点から、保育所と幼稚園の連携を考えるべきである、④性に中立的に働くよう税制や社会保障制度を組み立てる必要がある、また、選択的夫婦別氏制度を含む民法の問題は、積極的に議論を進めて行くべきである等の意見が述べられた。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、女性の自立のための環境整備について、「女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを視座に入れた総合的な施策の充実」を始め7項目の提言を取りまとめた。

また、平成13年2月21日の調査会においては、「男女共同参画基本計画」について、①男女共同参画社会の実現の度合いを示す指標開発の必要性、②選択的夫婦別氏制度はこれまでの世論調査や社会の動きを見れば、実施すべき時期に来ていること等について質疑が行われた。

さらに、平成13年6月4日の調査会においては、保育所待機児ゼロ作戦の推進及び保育の質を確保するための方策、雇用の場の均等実現のため、パパクォータ制度導入等による男性の働き方の改革の提案等について質疑が行われた。

○ 女性の自立のための環境整備についての提言

男女等共生社会は、女性も男性も性別にかかわらずなく、すべての個人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮した多様な生き方を可能とする社会であり、その構築は21世紀の最重要課題である。今後は、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画基本計画を着実に実施していくとともに、社会経済システムのあらゆる分野において、男女共生の視点に立った施策の検討が求められている。

特に、女性が的確な自己決定に基づき、生涯を通じて健康を享受し、経済的にも社会的にも自立していくための環境整備は、真に男女が共生する社会の構築のための重要な要件となるものである。しかし、我が国においてはなお、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

の理念の浸透が十分ではなく、男女の多様な生き方に中立的でない社会制度の存在も指摘されているほか、女性は雇用面においても、仕事と育児・介護との両立支援の面においても、十分な環境の下に置かれているとは言い難い。

こうした観点から、本調査会は女性の自立のための環境整備について、広範な論議を行い、問題点の発掘やとるべき対策について理解を深めてきた。

これらの取組を経て、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

1 女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを視座に入れた総合的な施策の充実

- (1) 妊娠、出産等に対する女性の自己決定権を確立するため、避妊・不妊等に係る相談・情報窓口の増設を図るとともに、墮胎罪を始め、女性の健康に関する法制度について、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを保障する観点から新たな法整備を含め幅広い検討を行う必要がある。
- (2) 働きながら子どもを産み育てることのできる環境や、女性の生涯にわたる健康を支援する体制を構築するため、リプロダクティブ・ヘルス・ケアを行う専門家の増加と質の向上、養成プログラムの見直し、女性特有の疾病対策、女性労働者の健康対策、更年期以降の健康支援等の施策を充実させる必要がある。
- (3) リプロダクティブ・ヘルス／ライツを推進するため、学校及び社会における科学的で公正な情報の提供、ジェンダーによる差別の解消及び性の多様性の尊重を重視した適切な性教育の実施が必要である。また、十代の望まない妊娠を防ぐため、学校及び地域において避妊に関する情報提供やプライバシーに配慮した身近な相談体制の確立等適切な対応を行う必要がある。

2 雇用の分野における男女差別の解消

雇用の分野における実質的な男女平等を実現するために、同一労働同一賃金を前提とした男女間の賃金格差の解消、昇給差別の禁止、間接差別の禁止、グラス・シーリングの解消等のための施策を強力に推進すべきである。また、パートタイム均等待遇の確立を始めとして、社会保険や育児・介護休業法の適用等非正規雇用者と正規雇用者との均等待遇を図る必要がある。

3 家庭との両立を可能とする多様な働き方の実現

- (1) 労働者全体の労働時間の短縮を促進するとともに、育児・介護を行う労働者に対しては、不利益取扱いがないような短縮勤務の選択、時間外労働の免除、フレックスタイムの活用等柔軟な労働時間の選択が可能となるような施策を推進するほか、権利として取得できる看護休暇及び学校行事等への参加のための家族休暇制度の新設についても検討する必要がある。
- (2) 我が国社会にいままで根強く残る性別役割分担意識を改革し、男性の家事や子育てへの一層の参加を促進するため、パパクォータ制度の導入の検討など男性が育児・介護休業や出産休暇を取得しやすい環境整備を進めるべきである。

4 女性の経済・社会的自立の支援のための保育施策等の充実

- (1) 多様化する女性の働き方に合わせた保育の充実及び待機児童の解消が急務となっていることから、これらに対する公的助成の一層の拡大とゼロ歳児・低年齢児保育や延

長・休日・夜間保育等多様なニーズに対応したきめ細かな保育サービスの拡充を図る必要がある。また、待機児童ゼロ作戦の達成に向け、実効ある施策を早急に具体化し、推進するとともに、保育の質を確保する必要がある。

(2) 放課後児童健全育成事業の充実等、学童のための保育の拡充を図る必要がある。

(3) 児童虐待の解消や子どもの健全な発達のためにも、保育所等を開放し育児相談や情報交換を行う場とする地域子育て支援事業の拡充、一時保育の充実、地域子育て支援センターにおける相談支援の充実、地域社会における子育てネットワークの構築等、地域における子育ての支援体制を拡充すべきである。

5 女性の生き方・働き方の選択に中立となるような税制・社会保障制度改革

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除制度は、女性の就労に対して中立性を阻害する要因ともなっており、男女共同参画社会の実現や制度の簡明性の観点に立って見直していくことが必要である。

(2) 男女平等及び個人の生き方に中立的な立場から、世帯単位から個人単位への切替え等社会保障制度全般について検討を行うべきである。特に、年金制度は、被扶養配偶者に対する第三号被保険者制度が設けられていることなど、伝統的な女性の役割を反映した世帯単位の考え方を基本としており、女性の生き方や働き方に必ずしも中立的ではないので、個人単位の制度設計に改める必要がある。

(3) 育児や介護等に係る所得保障については、扶養控除や児童手当等税制・社会保障の両面から行われ、相互に密接にかかわっていることから、税制及び社会保障制度全般にわたり総合的に検討することが必要である。

6 選択的夫婦別氏制度の導入

個人の選択に対する中立性を確保し、性別による偏りのない社会システムを構築するためにも、選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けて努力すべきである。

7 無償労働の社会的評価の在り方に関する検討

育児、家事、介護等の無償労働の社会的評価の在り方について検討を行う必要がある。

(2) 調査会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 女性に対する暴力に関するプロジェクトチームの中間報告に関する件について委員から報告を聴いた。
- 共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年2月14日（水）（第2回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について参考人日本女子大学人間社会学部教授大沢真知子君、日本経営者団体連盟常務理事矢野弘典君及び株式会社ベネッセコーポレーション人財組織部人事サービス課セクションチーフ北川美千代君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年2月19日（月）（第3回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について若林財務副大臣及び増田厚生労働副大臣から説明を聴いた後、若林財務副大臣、増田厚生労働副大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年2月21日（水）（第4回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、男女共同参画基本計画に関する件について坂井内閣府副大臣から説明を聴いた後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について参考人中京大学経済学部教授都村敦子君及びお茶の水女子大学生生活科学部助教授永瀬伸子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月2日（月）（第5回）

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴き、国会法第54条の4において準用する第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、調査会提出の法律案として提出することに決定した。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について参考人株式会社ライフデザイン研究所研究開発部主任研究員前田正子君、保育園を考える親の会代表普光院亜紀君、渕野辺保育園園長松岡俊彦君及びイエルネット株式会社取締役アドミニストレーショングループジェネラルマネージャー松井香君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年5月14日（月）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について意見の交換を行った。

○平成13年6月4日（月）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 男女等共生社会の構築に向けてについて福田国务大臣、松下内閣府副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月20日（水）（第8回）

- 共生社会に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 共生社会に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

共生社会に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第143回国会の平成10年8月に設置された。

本調査会は、男女の共生を中心として調査を進めることとし、「男女等共生社会の構築に向けて」を当面のテーマと定め、1年目は「女性に対する暴力」、2年目は「女性の政策決定過程への参画」を具体的テーマとした。最終年となる3年目は、1年目の提言において検討課題とされた女性に対する暴力に関する法的対応策として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案」を起草・提出し、成立に至った。さらに、2年目の提言の中から「女性の自立のための環境整備」を取り上げ、これを「生涯にわたる女性の健康支援」及び「女性の経済・社会的自立支援」とに分けて具体的な調査を行うこととした。参考人からの意見聴取及び政府からの説明聴取並びに委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、本調査会として意見を集約し、提言として取りまとめ、去る20日、その調査報告書を議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の内容は、次のとおりである。

- 1 女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを視座に入れた総合的な施策の充実
 - (1) 女性の自己決定権を確立するため、避妊・不妊等の相談・情報窓口を増設するとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを保障する新たな法整備について墮胎罪を含めた幅広い検討が必要である。
 - (2) 女性の生涯にわたる健康支援体制の構築等のため、専門家の増加と質の向上、養成プログラムの見直し、女性特有の疾病対策、女性労働者の健康対策、更年期以降の健康支援等の施策の充実が必要である。
 - (3) 学校及び社会における科学的で公正な情報提供、ジェンダーによる差別の解消等を重視した性教育の実施が必要であり、十代の望まない妊娠を防ぐため、避妊に関する情報提供やプライバシーに配慮した相談体制の確立等が必要である。
- 2 雇用の分野における男女差別の解消

実質的な男女平等を実現するために、同一労働同一賃金を前提とした男女間賃金格差の解消、昇給差別の禁止、間接差別の禁止等の施策を強力に推進すべきである。また、パートタイム均等待遇の確立を始め、社会保険や育児・介護休業法の適用等非正規雇用者と正規雇用者との均等待遇を図る必要がある。
- 3 家庭との両立を可能とする多様な働き方の実現
 - (1) 労働者全体の労働時間の短縮を促進するとともに、育児・介護を行う労働者に対しては、不利益取扱いがないような短縮勤務の選択、時間外労働の免除等柔軟な労働時間の選択が可能となる施策を推進するほか、権利として取得できる看護休暇及び学校行事等への参加のための家族休暇制度の新設についても検討する必要がある。
 - (2) 性別役割分担意識を改革し、男性の家事や子育てへの一層の参加を促進するため、パパクォータ制度の導入の検討など男性が育児・介護休業や出産休暇を取得しやすい環境整備を進めるべきである。

4 女性の経済・社会的自立の支援のための保育施策等の充実

- (1) 多様化する女性の働き方に合わせ、ゼロ歳児・低年齢児保育や延長・休日・夜間保育等きめ細かな保育サービスの拡充と、そのための公的助成の一層の拡大を図る必要がある。また、待機児童ゼロ作戦の達成に向け、実効ある施策を早急に具体化・推進する必要がある。
- (2) 放課後児童健全育成事業の充実等、学童のための保育の拡充を図る必要がある。
- (3) 児童虐待の解消や子どもの健全な発達のためにも、保育所等を開放し育児相談や情報交換の場とする地域子育て支援事業の拡充、一時保育の充実、地域社会における子育てネットワークの構築等の支援体制を拡充すべきである。

5 女性の生き方・働き方の選択に中立となるような税制・社会保障制度の改革

- (1) 女性の就労に対して中立性を阻害する要因にもなっている配偶者控除・配偶者特別控除制度は、男女共同参画社会の実現や制度の簡明性の観点に立って見直す必要がある。
- (2) 伝統的な女性の役割を反映し被扶養配偶者に対する第三号被保険者制度が設けられている年金制度を始め、社会保障制度全般について世帯単位から個人単位への切替え等について検討すべきである。
- (3) 育児・介護等に係る所得保障については、税制及び社会保障制度全般にわたり総合的に検討する必要がある。

6 選択的夫婦別氏制度の導入

個人の選択に対する中立性の確保、性別による偏りのない社会システムの構築のためにも、選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けて努力すべきである。

7 無償労働の社会的評価の在り方に関する検討

育児、家事、介護等の無償労働の社会的評価の在り方について検討する必要がある。

(4) 成立議案の要旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案（参第16号）

【要旨】

本法律案は、配偶者からの暴力が、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかったこと、また被害者が多くの場合女性であり、配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっていること等にかんがみ、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。
- 2 都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。同センターは、被害者（心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）に対し、相談、カウンセリング、一時保護等を行うものとする。
- 3 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。医師その他の医療関係者は、配偶者からの暴力による傷病者を発見した場合には、その者の意思を尊重しつつ、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。
- 4 被害者が更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、6月間の被害者への接近禁止又は2週間の住居からの退去を命ずるものとする。この保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止等の活動を行う民間団体に対する必要な援助、配偶者からの暴力に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発等に努めるとともに、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修等を行うものとする。
- 6 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、配偶者暴力相談支援センターに係る規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 7 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(5) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
16	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案	共生社会に関する調査会長 石井 道子君 (13.4.2)	13. 4. 3	13. 4. 4			13. 4. 4 可決	13. 4. 3 法務 (予備)	13. 4. 6 可決	13. 4. 6 可決

4 憲法調査会審議経過

【憲法調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として平成12年1月20日（木）に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申し合わせによって、おおむね5年程度を目途とすることとされている。

なお、調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した論議を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指している。

平成12年中は、広く国民各界各層から意見を聴取するとともに、文明論・歴史論等も含めた広い観点から「この国のかたち」をテーマに、碩学より意見を聴取した後、質疑を行ってきた。今国会においては憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」、「平和主義と安全保障」の4つのテーマを取り上げ、まず、「国民主権と国の機構」から始めることとした。

平成13年2月21日（水）は、アメリカ合衆国における憲法事情について、海外派遣議員から報告を聴いた後、憲法をめぐる諸問題及び今後の調査会の進め方について、委員相互間の意見交換を行った。

そして、日本国憲法について「国民主権と国の機構」をテーマに、平成13年3月7日（水）に慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節氏及び政策研究大学院大学教授飯尾潤氏を、3月14日（水）には北海道大学大学院法学研究科教授中村陸男氏及び駿河台大学法学部教授・法学部長成田憲彦氏、4月4日（水）には上智大学名誉教授渡部昇一氏及び法政大学法学部教授江橋崇氏、4月18日（水）には埼玉大学教養学部教授長谷川三千子氏及び静岡大学人文学部教授小澤隆一氏、5月9日（水）には太平洋セメント株式会社相談役諸井虔氏及び駒沢大学法学部教授前田英昭氏、5月23日（水）には早稲田大学法学部教授浦田賢治氏及び慶應大学大学院政策・メディア研究科教授曾根泰教氏を、それぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

さらに、6月6日には憲法の国民主権と国の機構に関する政府の国会答弁について、内閣法制局第一部長阪田雅裕氏から説明を聴取した後、同氏及び内閣法制局第一部憲法資料調査室長横畠裕介氏に質疑を行った。

〔調査の概要〕

1. 委員間の自由討議

委員間の自由討議では、米国派遣議員の報告を踏まえた米国憲法に関する意見、今国会におけるテーマである国民主権と国の機構に関する意見等憲法をめぐる諸問題、今後の調査の進め方等について議論が行われた。

米国調査に関しては、米国憲法は人権、特に社会権に関する規定が希薄であるが、時代の進展、要請に応じ、法律で柔軟に対応している、米国では最高裁の判断こそが権利の根

源であり神聖なものであると考えられており、最高裁の判例は憲法修正に等しい効果を持つ、環境権等新しい権利は米国では法律によって確保され、特にそのための憲法修正は不必要とされている等が報告され、また、米国の場合、党議拘束がほとんど存在せず、党内は基本的な政治の在り方に関する哲学でつながり、その他のことは各個人の判断に任されることは参考にすべき等の意見が出された。

日本国憲法の国民主権と国の機構に関しては、首相公選制は議院内閣制と大統領制のメリット、デメリット含めて本格的に議論すべき、参議院のあり方は参議院自ら根本的に議論すべき、国と地方の役割分担を見直しながら日本の地方自治のあり方を議論すべき、憲法9条の理念は継承すべき、9条は世界をリードする哲学である等の意見が出された。

調査会の進め方に関しては、国民に関心を寄せてもらうためにも、期間を定めて結論を出し国民に調査会をアピールすべきとの意見や、本調査会は憲法改正調査会ではない、憲法を守る立場から現実とのゆがみをただすことが重要だ、参議院の在り方について分科会を作って集中的に議論してもよいのではないか等の意見が出された。

2. 学識経験者からの意見聴取

国民主権と国の機構をテーマに12人の学識経験者から意見を聴取した。

小林参考人は、国の三権の在り方は機能不全にあると国民は認識している、首相公選制、国民投票制の期待もあるが、これらは憲法改正の問題となる、参議院の在り方も検討すべきだが、一番よくないのは「第二衆議院」にすることである、司法は多数派から少数を守るという意味で非民主的な機関である点にも存在価値がある旨発言した。

飯尾参考人は、首相のリーダーシップの不足を原因として首相公選制が唱えられているが、議院内閣制を採用する英国政治の果敢な側面をみても少し誤解がある、憲法は内閣総理大臣を内閣の首長としており、本来、強いリーダーシップが予定されているものが内閣法の分担管理原則によって制限されているのであって、首相公選論の前に、議院内閣制、総理大臣の権能の強化が考えられるべき旨発言した。

中村参考人は、参議院改革には、大所高所に立った中長期的な審議に基づく権威や行政監視を含む再考の府としての機能を期待するとし、また、地域代表的な性格のものにすることも参議院の独自性と地方自治の強化に寄与すると考える、首相公選制は国会の国民の代表としての性格を弱める、憲法裁判所の設置等憲法裁判制度の活性化の方策を検討する必要がある旨発言した。

成田参考人は、ヨーロッパの第二次大戦後型憲法が、数だけでは民主主義は完成しないとして制度化された説明責任や相互チェック、憲法裁判所等の工夫をしているのに対し、日本国憲法は多数決で民主主義が完成するとした第一次大戦後型の憲法である、政府以外に憲法に規定しない与党という権力機構と統治プロセスがあって、国民にわかりにくくなっているため憲法で政府を定義し、政府一元論で統治すべき、首相公選制は象徴天皇制との整合性の面にも問題があり、議院内閣制の強化が基本である旨発言した。

渡部参考人は、明治憲法は世界全体に起こった社会主義化に対する歯止めが十分でなかった、財産の全てを分けてしまうという思想が税制にあるとすれば憲法違反であり、相続税の廃止等税金の上限を憲法で決めるべき、サンフランシスコ講和条約で独立を回復したときに条文は同じでも良いから新しい憲法を作るべきであった旨発言した。

江橋参考人は、歴史に責任を持つためにも現行憲法は本文は残し、不足部分を加える米

国型の増加型改正というアmendメント方式に注目して欲しい、国政調査権に関する法律は行政を尊重して及び腰で作られているので法律を強化すべき、在日朝鮮人・韓国人への地方参政権付与を急ぐべき、18歳以上の人間に選挙権と被選挙権を認め、社会の一員として自覚を促すべき旨発言した。

長谷川参考人は、主権が一番典型的に発揮されるのは憲法を制定する力としてである、国民主権が憲法の柱である以上、憲法は日本国民の力で制定されたという事実が不可欠だが、事実上GHQ主導であった点で矛盾を抱えてしまっている、主権とは力であり9条2項の国家として力を持たないという宣言が憲法にあるのはおかしい旨発言した。

小澤参考人は、主権者の国民と国会議員の関係において、公務員を「罷免する権利は国民固有の権利とする」とする憲法15条は、選挙された公務員が国民に対して責任を負って政治を行わなければならないという原理を表明している、全国民の代表を選ぶ選挙制度は多様な民意の正確な反映、投票価値の平等、制度趣旨のわかりやすさが不可欠である旨発言した。

諸井参考人は、これまでは行政主導型、分担管理、省庁間調整の形で国が運営されてきており、国民にも行政依存意識があった、世界的な大競争の時代では選挙を通じて政治主導で動いていくようにしなくてはならない、今後、教育、介護等地方行政の責任はますます重くなっていくが、これは全国画一的に決まる筋の話ではなくて地域の事情に即して処理すべきであり、法律より条例の方が適している部分もあると思う旨発言した。

前田参考人は、日本では民意を政策に反映させる回路を構築できていない、英国やドイツは、政党が選んだ首相候補に国民が総選挙で投票しており、実態は公選制である、憲法改正の手続について事前にルールを確認しておくことが必要、参議院は逐条審議や法律案の実施状況のフォローアップ、政令の事後審査等衆議院が行わないことを補完すべき、また政権争いの場になるのを避け、各会派の意見交換の場として世論の活性化に必要な情報発信源となるべき旨発言した。

浦田参考人は、現行憲法の改正には内容上の限界があり、判断基準として、平和的生存権、戦争放棄、軍備不保持に集約される世界平和主義が人類の将来に向けて優先的な価値を持つことを強調したい、憲法改正の3分の2の要件を緩和することはできない、憲法を改変する方式として修正条項を付加する増補方式がふさわしいが、まずは憲法の発展的な意味を積極的に実践すべき旨発言した。

曾根参考人は、首相公選制を導入すれば衆院選は政権選択ではなくなり、政党政治、議会というものが弱まる、他方、党首公選制の導入は党を強化し、議院内閣制のシステムも生かす、憲法の姿として、統治機構、政府と市場の関係、国内秩序とグローバルシステムとの接続等のガバナンスの構造を理解した柔軟かつ簡素な憲法的枠組みを想定する旨発言した。

3. 内閣法制局からの説明聴取

内閣法制局の所掌事務と組織について説明を受けた後、国の統治機構に関しこれまでに国会で議論となった主要な論点に対する政府見解について説明を聴取した。

天皇が元首に当たるかは現行憲法については規定がないが、元首の定義として、実質的な国家統治の大権を持たなくとも国家のいわゆるヘッドの地位にあるものとする見方もあることから、政府としては天皇は国の象徴であり、さらにごく一部であるが外交関係にお

いて国を代表する面を持っているため、元首であると言っても差し支えない旨説明した。

国会の予算修正権について、政府としては国会の予算修正は、内閣の予算提案権を損なわない範囲内において可能である旨説明した。

内閣総理大臣のリーダーシップに関して、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて行政各部を指揮監督する」とされており、大統領制と異なって、合議体である内閣の意思を離れて内閣総理大臣が自由自在に行政各部を指揮することはできない旨説明した。

憲法改正原案について、発議権のある国会の両院議員は当然として、内閣も改正原案を国会に提出できると考えている旨説明した。

地方自治について、機関委任事務が廃止された現在、自治体の事務は全て65条に言う行政権には含まれない、ただし、自治事務及び法定受託事務について地方自治法その他で国が一定の関与をできることになっているので、万が一、自治体が違法な行政を行っているにもかかわらず、指導、勧告、あるいは中止命令といった権限を行使せず放置し、その結果、違法な自治事務が行われた場合、国にも責任があるということになる旨説明した。

(2) 調査会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

- 会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 幹事の補欠選任を行った。

○平成13年2月21日（水）（第2回）

- アメリカ合衆国における憲法事情について海外派遣議員から報告を聴いた後、日本国憲法について意見の交換を行った。

○平成13年3月7日（水）（第3回）

- 国民主権と国の機構について参考人慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節君及び政策研究大学院大学教授飯尾潤君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月14日（水）（第4回）

- 国民主権と国の機構について参考人北海道大学大学院法学研究科教授中村睦男君及び駿河台大学法学部教授・法学部長成田憲彦君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月4日（水）（第5回）

- 国民主権と国の機構について参考人上智大学名誉教授渡部昇一君及び法政大学法学部教授江橋崇君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月18日（水）（第6回）

- 国民主権と国の機構について参考人埼玉大学教養学部教授長谷川三千子君及び静岡大学人文学部教授小澤隆一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年5月9日（水）（第7回）

- 国民主権と国の機構について参考人太平洋セメント株式会社相談役諸井虔君及び駒澤大学法学部教授前田英昭君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年5月23日（水）（第8回）

- 国民主権と国の機構について参考人早稲田大学法学部教授浦田賢治君及び慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授曾根泰教君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月6日（水）（第9回）

- 憲法の国民主権と国の機構に関する政府の国会答弁について参考人内閣法制局第一部長阪田雅裕君から説明を聴いた後、同参考人及び参考人内閣法制局第一部憲法資料調査室長横畠裕介君に対し質疑を行った。

1 議案審議概況

【 概 観 】

閣法は、新規提出99件（うち本院先議20件）のうち本院先議20件を含む92件が成立、個人情報保護法案等7件は衆議院において継続審査となった。また、衆議院において継続審査となっていた確定拠出年金法案は今国会において成立した。

参法は、提出された22件のうち共生社会に関する調査会提出に係る配偶者暴力防止法案が成立、20件は本院において審査未了となった（1件は撤回）。

衆法は、新規提出64件のうち商法改正案、フロン回収法案、ハンセン病補償金法案等17件が成立、3件が否決、31件が継続審査、11件は審査未了となった（2件は撤回）。また、衆議院で継続審査となっていた6件のうち特殊法人改革基本法案が成立、永住外国人地方参政権法案等5件は引き続き継続審査となった。

予算は、平成13年度一般会計予算外2件が提出され、成立した。

条約は、提出された11件のうち8件が承認、3件が衆議院において継続審査となった。

議決案件としては、国有財産法第13条第1項に基づき公共用財産を公用財産とすることについての議決案件が提出され、可決された。

承認案件としては、平成13年度NHK予算が提出され、承認された。

予備費は、平成12年度予備費等7件が提出されたが、いずれも衆議院で継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた平成10年度予備費等3件及び平成11年度予備費等4件は今国会において承諾された。

決算は、平成11年度決算及び平成11年度NHK決算が提出されたが、審査に入るに至らなかった。また、継続審査となっていた平成10年度決算は今国会において是認された。なお、平成10年度決算について、内閣に対し警告することを議決した。

決議案は、提出された4件のうち森総理問責決議案は否決、京都議定書決議案、ハンセン病決議案、少子化対策決議案は可決された。

このほか、参議院事務局職員定員規程改正案が可決された。

【 議案の審議状況 】

〔 予算の審議 〕

平成13年度一般会計予算外2件は、平成13年1月31日に提出され、同日の衆・参両院本会議における施政方針演説等4演説、2月5日及び6日衆議院、6日及び7日参議院の4演説に対する質疑の後審査に入り、3月2日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、3月26日の参議院本会議において可決された。なお、衆議院において撤回の上編制替えを求める動議、参議院において一般及び特別会計予算に対する修正案が提出されたが、いずれも否決された。

今回の予算は、新たな発展基盤の構築に資する施策の一層の重点化を図りつつ、公需から民需へのバトンタッチを円滑に行い、我が国経済を自律的回復軌道に乗せるとの観点から編制されたもので、歳出面では、一般歳出において前年度当初予算比1.2%増の48兆6,589億円を計上した反面、国債費の減などで、一般会計全体では2.7%減の82兆6,524億円となっている。また、歳入面では、税収増を見込むとともに、歳出減を受けて公債発行額を約

4兆3,000億円減額し、公債依存度を34.3%に抑えるものとなっている。

〔法律案の審議〕

— 閣 法 —

【成立した主な閣法】

政策評価法案（6月22日成立）

行政機関が自ら政策を評価し、その結果を政策に適切に反映させるため、事後に、政策によっては事前に評価を行うこととし、その政策評価に関する基本方針の策定など基本的事項について定める。〔衆議院修正〕法施行3年後の検討条項を加える。

短期社債振替法案、株式保管振替法改正案、地方税法改正案、租特法改正案 -緊急経済対策関連-（6月20日成立）

企業の資金調達の円滑化、証券市場の活性化などを推進することにより、我が国経済の持続的な発展を図るため、CPのペーパーレス化、所有期間1年超の上場株式を譲渡した場合の税制優遇などについて定める。

公立学校標準定数法改正案（3月30日成立）

地域の実情に応じ、40人を下回る人数で学級を編制できるようにするとともに、特定の教科について、教員の複数配置を認める。

地方教育行政法改正案（6月29日成立）

地方教育行政に地域住民や保護者の意向を的確に反映させるため教育委員会委員の構成に配慮するとともに、不適格教員の配置転換などについて定める。

学校教育法改正案、社会教育法改正案（6月29日成立）

学校や地域における多様な教育の実施を促進するため、体験活動の充実などについて定めるほか、学校教育法においては、小中学校の児童生徒に対する出席停止制度、高等学校から大学、大学から大学院への飛び入学制度などについて定める。〔衆議院修正〕両法案とも、社会奉仕体験活動の例としてボランティア活動を明示する。

雇用対策法改正案（4月18日成立）

産業構造の変化に伴い、リストラなどにより離職を余儀なくされる労働者に対して事業主が行う再就職支援を促進するとともに、これまで主に業種に着目して進められてきた雇用政策を、より地域に密着したものに転換する。

確定給付企業年金法案（6月8日成立）

労使が給付の内容を約し、高齢期において、その内容に基づいた給付を受ける企業年金制度を創設する。〔衆議院修正〕受給者に対する業務概況周知の努力義務を加える。

確定拠出年金法案（第150回国会提出 6月22日成立）

個人又は事業主が拠出した資金を、個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期において、その運用実績に基づいた給付（掛金の額及び運用により給付金額が変動する）を受ける年金制度を創設する。

水産基本法案（6月22日成立）

水産に関する基本理念及びこれに基づく基本的施策の枠組みを示し、これに必要な体制の整備及び水産基本計画の策定等について定める。〔衆議院修正〕水産動植物の生育環境

の保全等を図るための措置として「森林の保全及び整備」を加えるとともに水産業及び漁村の有する多面的機能に関する施策を、より積極的に規定する。

林業基本法改正案（6月29日成立）

森林の有する多様な機能を十全に発揮する持続的森林経営を推進するため、法律の題名を「森林・林業基本法」と改め、森林及び林業に関する基本理念を示し、基本計画の策定等について定める。【衆議院修正】林業生産活動が継続的に行われるよう定住の促進などの山村振興を図る旨の規定を加える。

石油備蓄法改正案（6月13日成立）

石油の安定的な供給を図るため、需給調整規制の撤廃により規制を緩和するとともに、緊急時に対応するための石油備蓄制度の強化などについて定める。【衆議院修正】検討条項において、法施行5年後の検討を3年後に短縮した。

土地収用法改正案（6月29日成立）

事業認定の透明性向上のため、公聴会の開催などを規定するとともに、収用手続の合理化を図るため、代表当事者制度、収用委員による仲裁制度の創設などについて定める。

PCB処理法案、環境事業団法改正案 -PCB処理対策関連-（6月15日成立）

PCB廃棄物の確実・適正な処理の推進を図るため、基本計画の策定、製造者に対する協力要請、事業者の責務などを定めるとともに、環境事業団の業務にPCB廃棄物の処理に関する事項を追加する。

【衆議院で継続審査となった主な閣法】

個人情報保護法案

個人情報についての個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いの基本原則を規定するとともに、事業者が遵守すべき義務などの基本的事項について定める。

銀行法改正案

銀行等の株式の20%を超える株式を保有するものを主要株主とし、株式取得を認可制とするなど一定のルールを整備するとともに、銀行の営業所の設置を届出制にするなどの規制緩和を行う。

一 参 法 一

【成立した参法】

配偶者暴力防止法案（4月6日成立）

配偶者からの暴力に関し、都道府県に配偶者暴力防止センターを設置し、被害者に対する相談、一時保護などを行うとともに、裁判所が接近禁止などの保護命令を発することができるなど暴力の防止と被害者の保護について定める。

一 衆 法 一

【成立した主な衆法】

特殊法人改革基本法案（第150回国会提出 6月20日成立）

特殊法人及び認可法人について、内閣総理大臣を本部長とする改革推進本部を設置し、整理合理化計画を定め、集中改革期間内に改革を実施する。

商法等改正案、同整備法案 -緊急経済対策関連-（6月22日成立）

会社経営の自由度を高め、経済構造改革を促進するため、自己株式の取得、保有を解禁するとともに、額面株式の廃止、単元株制度の創設などについて定める。

ハンセン病補償金法案（6月15日成立）

ハンセン病患者として強制隔離されていた者に対して補償金を支給するほか、名誉の回復、死没者に対する追悼などについて定める。

フロン回収法案（6月15日成立）

フロン類の大気中への排出を抑制するため、その回収・破壊に関して指針を示すとともに、業務用冷凍空調機器や自動車用エアコンディショナーなどの回収方法、費用負担などについて定める。

〔条約の審議〕

【承認された主な条約】

電気通信連合改正憲章・条約（京都及びミネアポリス）（4月18日承認）

国際電気通信連合の効率化、同連合の活動への民間事業者の参加の促進、参加する事業者の権利などについて定める。

児童労働禁止条約（ILO第182号）（6月6日承認）

児童を強制労働、買春、薬物取引、危険有害業務などに使用することを禁止するためにとるべき措置について定める。

日露文化交流協定（6月13日承認）

現在の協定を全面改正し、日露間における文化、教育、学術の分野における交流について定める。

〔決議案〕

【可決された決議案】

京都議定書決議案（4月18日可決）

地球温暖化防止のための国際的な取組について、京都議定書の発効が危ぶまれていることから、米国に対する継続的な交渉への参加、政府に対する京都議定書の2002年発効を目指した国際的なリーダーシップの発揮、世界各国に対するCOP6再開会合における合意を求める。

ハンセン病決議案（6月8日可決）

ハンセン病患者に対する隔離政策により患者が被った苦痛、苦難に対し、反省と謝罪の意を表し、隔離政策の継続を許してきた立法府の責任を認めて名誉回復と救済の立法措置を講ずる決意を明らかにし、政府に対する本問題の早期全面解決を求める。

少子化対策決議案（6月22日可決）

我が国が少子高齢社会を迎えるに当たり、最善の努力をもって本問題に取り組む決意を明らかにし、政府に対する子育てへの社会的支援の拡充や男女共同参画社会の実現に向けた取組を求めるとともに、国民各層の理解と協力を求める。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新規	99	92	0	0	0	7	0	0	
	衆 継	1	1	0	0	0	0	0	0	
参 法	新規	22	1	0	0	20	0	0	0	撤回 1
衆 法	新規	64	17	0	0	0	31	3	11	撤回 2
	衆 継	6	1	0	0	0	5	0	0	
予 算		3	3	0	0	0	0	0	0	
条 約	新規	11	8	0	0	0	3	0	0	
議 決	新規	1	1	0	0	0	0	0	0	
承 認	新規	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	7	0	0	0	0	7	0	0	
	衆 継	7	7	0	0	0	0	0	0	
決 算	新規	4	0	0	0	4				
その他	継続	3	3	0	0	0				
決 議 案		4	3	0	1	0				
規 程		1	1	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案(100件)(うち衆議院において前国会から継続1件)

●両院通過(93件)(うち衆議院において前国会から継続1件)

- 1 平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案
- 2 恩給法等の一部を改正する法律案
- 3 法人税法等の一部を改正する法律案
- 4 租税特別措置法等の一部を改正する法律案
- 5 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案
(修)
- 6 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
- 8 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案
- 9 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
- 10 高齢者の居住の安定確保に関する法律案
- 11 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案(修)
- 12 環境省設置法の一部を改正する法律案
- 13 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
- 14 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案
- 15 電波法の一部を改正する法律案
- 16 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案
- 17 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案
- 18 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 20 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案
- 21 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案
- 22 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
- 23 平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
- 24 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 25 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案
- 26 地方税法等の一部を改正する法律案
- 27 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 28 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

- 29 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
- 30 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 31 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案
- 32 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案
- 33 農業者年金基金法の一部を改正する法律案
- 34 確定給付企業年金法案（修）
- 37 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案
- 38 環境事業団法の一部を改正する法律案
- 39 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 40 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案
- 41 国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 42 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案
- 44 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案（修）
- 45 土地改良法の一部を改正する法律案
- 46 計量法の一部を改正する法律案
- 47 農住組合法の一部を改正する法律案
- 48 都市緑地保全法の一部を改正する法律案
- 49 宮内庁法の一部を改正する法律案
- 50 道路交通法の一部を改正する法律案
- 51 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案
- 52 商工会法の一部を改正する法律案
- 53 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案
- 54 土地収用法の一部を改正する法律案（修）
- 55 倉庫業法の一部を改正する法律案
- 56 気象業務法の一部を改正する法律案
- 57 水防法の一部を改正する法律案
- 58 刑法の一部を改正する法律案
- 59 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案
- 61 消防法の一部を改正する法律案
- 62 弁護士法の一部を改正する法律案
- 63 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 66 温泉法の一部を改正する法律案
- 67 電気通信役務利用放送法案
- 68 税理士法の一部を改正する法律案
- 69 民事訴訟法の一部を改正する法律案（修）
- 70 中間法人法案

- 71 学校教育法の一部を改正する法律案（修）
- 72 社会教育法の一部を改正する法律案（修）
- 73 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案
- 75 水産基本法案（修）
- 76 漁業法等の一部を改正する法律案
- 77 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 78 林業基本法の一部を改正する法律案（修）
- 79 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
- 80 森林法の一部を改正する法律案
- 81 浄化槽法の一部を改正する法律案
- 82 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案《修》
- 83 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案
- 84 農業協同組合法等の一部を改正する法律案《修》
- 85 農林中央金庫法案
- 86 漁船法の一部を改正する法律案
- 87 行政機関が行う政策の評価に関する法律案（修）
- 88 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 89 水道法の一部を改正する法律案
- 91 小型船舶の登録等に関する法律案
- 92 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案
- 93 不正競争防止法の一部を改正する法律案
- 94 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案
- 95 電気通信事業法等の一部を改正する法律案
- 96 短期社債等の振替に関する法律案
- 97 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案
- 98 地方税法の一部を改正する法律案
- 99 租税特別措置法の一部を改正する法律案

（第150回国会提出）

- 21 確定拠出年金法案（修）

●衆議院継続（7件）

- 35 予防接種法の一部を改正する法律案
- 36 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案
- 60 銀行法等の一部を改正する法律案
- 64 地方自治法等の一部を改正する法律案
- 65 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案

- 74 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案
- 90 個人情報の保護に関する法律案

◎本院議員提出法律案（22件）

●両院通過（1件）

- 16 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案

●本院未了（20件）

- 1 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 2 政党助成法を廃止する法律案
- 3 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案
- 4 解雇等の規制に関する法律案
- 5 解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 6 長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 7 国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案
- 8 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
- 10 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
- 11 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 12 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案
- 13 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案
- 14 特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
- 15 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案
- 17 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
- 18 立候補休暇に関する法律案
- 19 民法の一部を改正する法律案
- 20 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案
- 21 地域金融の円滑化に関する法律案
- 22 被災者生活再建支援法及び災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

●撤回（1件）

- 9 認定特定非営利活動法人税制特例法案

◎衆議院議員提出法律案（70件）（うち衆議院において前国会から継続6件）

●両院通過（18件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 1 平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
- 7 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

- 8 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
- 10 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 21 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 26 商法等の一部を改正する等の法律案
- 27 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 28 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 29 漁港法の一部を改正する法律案
- 30 特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案
- 34 行政書士法の一部を改正する法律案
- 35 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案
- 44 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案
- 46 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案
- 47 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案

(第150回国会提出)

- 16 特殊法人等改革基本法案

●衆議院継続 (36件) (うち衆議院において前国会から継続5件)

- 6 犯罪被害者基本法案
- 13 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案
- 17 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 農業経営再建特別措置法案
- 23 民法の一部を改正する法律案
- 25 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 31 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 32 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 33 証券取引委員会設置法案
- 36 公共事業基本法案
- 37 公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案
- 38 公共事業一括交付金法案
- 39 ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案
- 40 国会法の一部を改正する法律案
- 41 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案
- 42 児童福祉法の一部を改正する法律案

- 45 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 49 ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案
- 50 芸術文化振興基本法案
- 53 少子化社会対策基本法案
- 54 民法の一部を改正する法律案
- 55 医療法の一部を改正する法律案
- 56 政治資金規正法等の一部を改正する法律案
- 57 道路交通法の一部を改正する法律案
- 58 国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
- 59 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
- 60 特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案
- 61 日本銀行法の一部を改正する法律案
- 62 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 63 道路交通法の一部を改正する法律案
- 64 防衛省設置法案

(第148回国会提出)

- 1 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案
- 2 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案

(第150回国会提出)

- 18 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 19 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 20 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院否決（3件）

- 5 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案
- 11 農業者年金基金法の一部を改正する法律案
- 14 危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案

●衆議院未了（11件）

- 2 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案
- 3 特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
- 4 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 国会法の一部を改正する法律案
- 16 金融問題監視院法案
- 22 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律を廃止する法律案
- 24 平成13年度から平成15年度までの間の各年度における公債発行額の限度に関する法律案
- 43 特殊法人の整理及び合理化に関する法律案

- 48 機密費の使用に係る文書の作成、公表等に関する法律案
- 51 税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案
- 52 住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案

●撤回（2件）

- 18 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

◎予算（3件）

●両院通過（3件）

- 1 平成13年度一般会計予算
- 2 平成13年度特別会計予算
- 3 平成13年度政府関係機関予算

◎条約（11件）

●両院通過（8件）

- 1 国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）及び国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件
- 2 全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件
- 3 2001年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
- 7 文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 8 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件
- 9 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）の締結について承認を求めるの件
- 10 税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件
- 11 相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

●衆議院継続（3件）

- 4 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件
- 5 投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承

認を求めるの件

- 6 投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎議決を求めるの件（1件）

●両院通過（1件）

- 1 国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

◎承認を求めるの件（1件）

●両院通過（1件）

- 1 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（14件）（うち衆議院において前国会から継続7件）

●両院通過（7件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第150回国会提出）

- 平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
- 平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

●衆議院継続（7件）

- 平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

◎決算その他（7件）

●是認すると議決（3件）

（第147回国会提出）

- 平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書

○平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（4件）

○平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度
国税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書

○平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書

○日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する
説明書

◎決議案（4件）

●可決（3件）

2 京都議定書発効のための国際合意の実現に関する決議案

3 ハンセン病問題に関する決議案

4 少子化対策推進に関する決議案

●否決（1件）

1 内閣総理大臣森喜朗君問責決議案

◎規程案（1件）

●可決（1件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,892件（150種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願」207件、「食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願」205件、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願」131件などであった。

各委員会への付託件数は、内閣250件、総務65件、法務210件、外交防衛24件、財政金融309件、文教科学229件、厚生労働1,435件、農林水産1件、経済産業141件、国土交通138件、環境29件、議院運営8件、災害対策30件、倫理選挙21件であった。

取り下げられた請願は2件（付託前1件、付託後1件）であった。

請願者の総数は2,019万4,533人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、6月15日の議院運営委員会理事会において会期終了日の7日前の同月22日までと決定された。なお、最終回の付託請願については、特別委員会における請願審査が27日に行われることになったため、請願文書表の配付を待たず、26日午前中に原本付託した。

6月27日及び28日、各委員会において請願の審査が行われ、5委員会において264件（12種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで29日の本会議において「自然環境権の確立に関する請願」外263件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、9.1%であり、また、種類別の採択率（採択数／付託数）は、8.0%であった。

2 請願件数表

委員会名	委 員 会				本会議	備 考
	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	250	0	0	250	0	
総 務	65	0	0	65	0	
法 務	210	65	0	145	65	
外交防衛	24	13	0	11	13	
財政金融	309	0	0	309	0	
文教科学	229	0	0	229	0	
厚生労働	1,435	102	0	1,333	102	
農林水産	1	0	0	1	0	
経済産業	141	61	0	80	61	
国土交通	138	0	0	138	0	
環 境	29	23	0	6	23	
議院運営	8	0	0	8	0	
災害対策	30	0	0	30	0	
倫理選挙	21	0	0	21	0	
計	2,890	264	0	2,626	264	提出総数 2,892件 取下げ 2件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 法務委員会 65件
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願（第1438号外35件）
裁判所の人的及び物的充実にに関する請願（第2017号外28件）
- 外交防衛委員会 13件
女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願（第199号外12件）
- 厚生労働委員会 102件
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願（第7号外2件）
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第650号外73件）
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願（第1680号外20件）
肝がん再発予防薬等未承認のがん治療薬を使用可能とする制度の創設等に関する請願（第1685号外2件）
母子家庭に対する自立支援施策の一層の充実等に関する請願（第2612号）
- 経済産業委員会 61件
雪氷資源の活用促進に関する請願（第827号外21件）
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願（第877号外38件）
- 環境委員会 23件
自然環境権の確立に関する請願（第1187号）
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願（第1605号外21件）

質問主意書一覧

【第151回国会（常会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
1	商品先物取引被害の防止と商品取引所法に関する質問主意書	円 より子君	13. 1. 31	13. 2. 5	13. 3. 9	13. 2. 9 内閣から通知書受領(13. 3. 12まで答弁延期)
2	出版前記事の事前入手に関する質問主意書	櫻井 充君	2. 2	2. 7	2. 13	
3	米軍普天間飛行場における高出力電磁波事故に関する質問主意書	照屋 寛徳君	2. 2	2. 7	2. 27	2. 13 内閣から通知書受領(2. 28まで答弁延期)
4	遺伝子組換え飼料スターリンク再混入に関する質問主意書	櫻井 充君	2. 6	2. 14	3. 16	2. 20 内閣から通知書受領(3. 19まで答弁延期)
5	看護婦・士及び准看護婦・士の在り方に関する質問主意書	櫻井 充君	2. 6	2. 14	3. 13	2. 20 内閣から通知書受領(3. 16まで答弁延期)
6	米軍泡瀬通信施設の高周波・低周波等に関する質問主意書	照屋 寛徳君	2. 9	2. 14	3. 6	2. 20 内閣から通知書受領(3. 7まで答弁延期)
7	日出生台演習場における民間人による155ミリりゅう弾砲発射事件に関する質問主意書	照屋 寛徳君	2. 15	2. 19	3. 6	2. 23 内閣から通知書受領(3. 7まで答弁延期)
8	出版前記事の事前入手に関する再質問主意書	櫻井 充君	2. 16	2. 21	2. 27	
9	森喜朗首相のゴルフ会員権疑惑に関する質問主意書	照屋 寛徳君	2. 19	2. 21	2. 27	
10	高速横浜環状北線計画に関する質問主意書	福島 瑞穂君	2. 23	2. 28	3. 27	3. 6 内閣から通知書受領(3. 28まで答弁延期)
11	高レベル放射性廃棄物地層処分の研究開発に関する質問主意書	福島 瑞穂君	2. 26	2. 28	4. 13	3. 6 内閣から通知書受領(4. 16まで答弁延期)
12	C型肝炎の対策等に関する質問主意書	日笠 勝之君	3. 1	3. 5	4. 6	3. 9 内閣から通知書受領(4. 9まで答弁延期)
13	民間移送会社による精神障害者の移送に関する質問主意書	櫻井 充君	3. 1	3. 5	3. 27	3. 9 内閣から通知書受領(3. 28まで答弁延期)
14	日本政府の対ミャンマー（ビルマ）政策に関する質問主意書	竹村 泰子君	3. 29	4. 2	4. 20	4. 6 内閣から通知書受領(4. 23まで答弁延期)
15	外国人、母子家庭、障害者等の入居差別に関する質問主意書	高嶋 良充君	4. 4	4. 9	5. 18	4. 13 内閣から通知書受領(5. 21まで答弁延期)
16	富山県富山野川ダムからの取水事業に関する質問主意書	中村 敏夫君	4. 12	4. 16	6. 29	4. 20 内閣から通知書受領(7. 2まで答弁延期)
17	薬害エイズ問題に関する質問主意書	櫻井 充君	4. 12	4. 16	5. 29	4. 20 内閣から通知書受領(5. 30まで答弁延期)
18	東京都港区の米軍「赤坂プレスセンター」の臨時ヘリポートに関する質問主意書	緒方 靖夫君 外1名	4. 13	4. 18	5. 15	4. 24 内閣から通知書受領(5. 16まで答弁延期)
19	インフルエンザの治療薬に関する質問主意書	櫻井 充君	4. 13	4. 18	5. 25	4. 24 内閣から通知書受領(5. 28まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
20	「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」などを踏まえた日本の核軍縮政策に関する質問主意書	中村 敦夫君	13. 4. 18	13. 4. 23	13. 6. 1	13. 4. 25 内閣から通知書受領(13. 6. 4まで答弁延期)
21	不良債権の直接償却に関する質問主意書	櫻井 充君	5. 1	5. 7	5. 25	5. 11 内閣から通知書受領(5. 28まで答弁延期)
22	勝馬投票券発売税の新設に係る総務省の不同意に関する質問主意書	齋藤 勁君	5. 1	5. 7	5. 22	5. 11 内閣から通知書受領(5. 25まで答弁延期)
23	医療機関における医療行為以外のサービスの普及と向上に関する質問主意書	海野 義孝君	5. 7	5. 9	5. 25	5. 15 内閣から通知書受領(5. 28まで答弁延期)
24	診療放射線技師の業務範囲の在り方に関する質問主意書	櫻井 充君	5. 8	5. 14	6. 12	5. 18 内閣から通知書受領(6. 13まで答弁延期)
25	地方債発行に関する質問主意書	櫻井 充君	5. 8	5. 14	6. 8	5. 18 内閣から通知書受領(6. 11まで答弁延期)
26	年金福祉事業団に関する質問主意書	櫻井 充君	5. 10	5. 14	6. 15	5. 18 内閣から通知書受領(6. 18まで答弁延期)
27	国税通則法の更正請求期間の延長に関する質問主意書	齋藤 勁君	5. 14	5. 16	6. 5	5. 22 内閣から通知書受領(6. 6まで答弁延期)
28	被収容者の増加と刑務官等の労働条件に関する質問主意書	福島 瑞穂君	5. 21	5. 23		5. 29 内閣から通知書受領(7. 25まで答弁延期)
29	厚木基地デモフライト中止に関する質問主意書	福島 瑞穂君	5. 25	5. 30	6. 19	6. 5 内閣から通知書受領(6. 20まで答弁延期)
30	政府部内で交わされる「覚書」の国会提出に関する質問主意書	福山 哲郎君 外3名	6. 4	6. 6	6. 19	6. 12 内閣から通知書受領(6. 20まで答弁延期)
31	民法改正の世論調査に関する質問主意書	福島 瑞穂君	6. 5	6. 6	6. 22	6. 12 内閣から通知書受領(6. 25まで答弁延期)
32	刑事拘禁施設における懲罰の手続等に関する質問主意書	福島 瑞穂君	6. 8	6. 13		6. 19 内閣から通知書受領(9. 26まで答弁延期)
33	刑事拘禁施設における懲罰の内容等に関する質問主意書	福島 瑞穂君	6. 8	6. 13		6. 19 内閣から通知書受領(9. 26まで答弁延期)
34	被収容者に対する懲罰制度の運用等に関する質問主意書	福島 瑞穂君	6. 8	6. 13		6. 19 内閣から通知書受領(9. 26まで答弁延期)
35	少額訴訟手続等に関する質問主意書	海野 義孝君	6. 12	6. 18	6. 26	6. 22 内閣から通知書受領(6. 27まで答弁延期)
36	出入国管理及び難民認定法の旅券等証明書常時携帯義務違反の運用に関する質問主意書	福島 瑞穂君	6. 18	6. 20		6. 26 内閣から通知書受領(9. 28まで答弁延期)
37	タイ国ヒンクルート石炭火力発電所への経済協力問題に関する質問主意書	中村 敦夫君	6. 21	6. 25		6. 29 内閣から通知書受領(7. 30まで答弁延期)
38	起訴後の接見禁止に関する質問主意書	福島 瑞穂君	6. 21	6. 25	6. 29	
39	診療放射線技師の業務範囲の在り方に関する再質問主意書	櫻井 充君	6. 26	6. 29		7. 5 内閣から通知書受領(8. 1まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
40	日米地位協定の改定に関する質問主意書	齋藤 勁君	13. 6. 26	13. 6. 29		13. 7. 5 内閣から通知書受領(13. 7. 24まで答弁延期)
41	公正取引委員会の「著作物再販制度の取扱いについて」に関する質問主意書	大脇 雅子君	6. 28	6. 29		7. 5 内閣から通知書受領(8. 1まで答弁延期)
42	霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び説明等に関する質問主意書	加藤 修一君	6. 28	6. 29		7. 5 内閣から通知書受領(7. 23まで答弁延期)
43	横須賀港の原子力空母母港化問題に関する質問主意書	福島 瑞穂君	6. 28	6. 29		7. 5 内閣から通知書受領(8. 22まで答弁延期)
44	高レベル放射性廃棄物地層処分の研究開発に関する再質問主意書	福島 瑞穂君	6. 28	6. 29		7. 5 内閣から通知書受領(8. 27まで答弁延期)
45	民法改正の世論調査に関する再質問主意書	福島 瑞穂君	6. 28	6. 29		7. 5 内閣から通知書受領(7. 24まで答弁延期)
46	トラック輸送の安全確保と公正取引の確立に関する質問主意書	筆坂 秀世君 外3名	6. 28	6. 29		7. 5 内閣から通知書受領(7. 11まで答弁延期)

【第150回国会（臨時会）答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
7	建築基準法に関する質問主意書	櫻井 充君	12. 11. 13	12. 11. 15	12. 12. 15	12. 11. 21 内閣から通知書受領(12. 12. 18まで答弁延期)
9	小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問主意書	中村 敦夫君	11. 15	11. 20	12. 19	11. 24 内閣から通知書受領(12. 20まで答弁延期)
10	原子力エネルギーの経済性の再検討に関する質問主意書	清水 澄子君	11. 16	11. 20	12. 15	11. 24 内閣から通知書受領(12. 18まで答弁延期)
11	遺伝子組換え食品問題に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 20	11. 22	12. 22	11. 28 内閣から通知書受領(12. 25まで答弁延期)
12	シックハウス症候群に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 20	11. 22	12. 15	11. 28 内閣から通知書受領(12. 18まで答弁延期)
13	土地収用法等に関する質問主意書	福山 哲郎君	11. 27	11. 29	12. 19	12. 5 内閣から通知書受領(12. 20まで答弁延期)
14	東海地震と浜岡原発の耐震性等に関する質問主意書	福島 瑞穂君	11. 28	11. 29	12. 26	12. 5 内閣から通知書受領(12. 27まで答弁延期)
15	医療法における精神病床の人員配置基準に係る特例規定と社会権規約に関する質問主意書	朝日 俊弘君	11. 28	11. 29	12. 22	12. 5 内閣から通知書受領(12. 25まで答弁延期)
16	朝鮮人労働者等の未払金供託に関する質問主意書	福島 瑞穂君	11. 29	12. 1	12. 26	12. 5 内閣から通知書受領(12. 27まで答弁延期)
17	日本政府が認定した「北朝鮮による拉致の疑いのある事件」に関する質問主意書	清水 澄子君	11. 29	12. 1	13. 1. 16	12. 5 内閣から通知書受領(13. 1. 17まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
18	医療保険制度に関する質問主意書	櫻井 充君	12.11.29	12.12.1	13.1.16	12.12.5 内閣から通知書受領(13.1.17まで答弁延期)
19	医療の質に関する質問主意書	櫻井 充君	11.29	12.1	13.1.16	12.5 内閣から通知書受領(13.1.17まで答弁延期)
20	神奈川県内の米軍基地・施設における遊休部分の返還に関する質問主意書	小泉 親司君 外1名	11.30	12.1	12.12.19	12.5 内閣から通知書受領(12.12.20まで答弁延期)
21	外国人研修・技能実習制度に関する質問主意書	大脇 雅子君	11.30	12.1	13.1.16	12.5 内閣から通知書受領(13.1.17まで答弁延期)
22	代用心膜使用症例における遅発性皮下膿症及び縦隔炎の発生に関する質問主意書	櫻井 充君	11.30	12.1	13.1.30	12.5 内閣から通知書受領(13.1.31まで答弁延期)
23	遺伝子組換え飼料スターリンク混入問題に関する質問主意書	櫻井 充君	11.30	12.1	12.12.22	12.5 内閣から通知書受領(12.12.25まで答弁延期)

※ なお、第151回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第152回国会 参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

1 国会会期一覽

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第137回 (臨時会)	8. 9. 27(金)	—	8. 9. 27(金) 衆議院解散	—	—	1
第138回 (特別会)	8. 11. 7(木)	8. 11. 11(月)	8. 11. 12(火)	6	—	6
第139回 (臨時会)	8. 11. 29(金)	8. 11. 29(金)	8. 12. 18(水)	20	—	20
第140回 (常会)	9. 1. 20(月)	9. 1. 20(月)	9. 6. 18(水)	150	—	150
第141回 (臨時会)	9. 9. 29(月)	9. 9. 29(月)	9. 12. 12(金)	75	—	75
第142回 (常会)	10. 1. 12(月)	10. 1. 12(月)	10. 6. 18(木)	150	8	158
第143回 (臨時会)	10. 7. 30(木)	10. 8. 7(金)	10. 10. 16(金)	70	9	79
第144回 (臨時会)	10. 11. 27(金)	10. 11. 27(金)	10. 12. 14(月)	18	—	18
第145回 (常会)	11. 1. 19(火)	11. 1. 19(火)	11. 8. 13(金)	150	57	207
第146回 (臨時会)	11. 10. 29(金)	11. 10. 29(金)	11. 12. 15(水)	48	—	48
第147回 (常会)	12. 1. 20(木)	12. 1. 20(木)	12. 6. 2(金) 衆議院解散	150	—	135
第148回 (特別会)	12. 7. 4(火)	12. 7. 6(木)	12. 7. 6(木)	3	—	3
第149回 (臨時会)	12. 7. 28(金)	12. 7. 28(金)	12. 8. 9(水)	13	—	13
第150回 (臨時会)	12. 9. 21(木)	12. 9. 21(木)	12. 12. 1(金)	72	—	72
第151回 (常会)	13. 1. 31(水)	13. 1. 31(水)	13. 6. 29(金)	150	—	150

直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

第2次 森改造内閣（中央省庁再編後）

（平成12年12月5日認証式）

内閣総理大臣	森	喜朗（衆・自民）		
総務大臣	片山	虎之助（参・自保）	国務大臣	伊吹 文明（衆・自民） （国家公安委員会委員長） （防災担当大臣）
法務大臣	高村	正彦（衆・自民）	国務大臣	斉藤 斗志二（衆・自民） （防衛庁長官）
外務大臣	河野	洋平（衆・自民）	国務大臣	橋本 龍太郎（衆・自民） （行政改革担当） （沖縄及び北方対策担当大臣）
財務大臣	宮澤	喜一（衆・自民）	国務大臣	柳澤 伯夫（衆・自民） （金融担当大臣）
文部科学大臣	町村	信孝（衆・自民）	国務大臣	額賀 福志郎（衆・自民） （経済財政政策担当大臣） 13.1.23 辞任
厚生労働大臣	坂口	力（衆・公明）	国務大臣	麻生 太郎（衆・自民） （経済財政政策担当大臣） 13.1.23 就任
農林水産大臣	谷津	義男（衆・自民）	国務大臣	笹川 堯（衆・自民） （科学技術政策担当大臣）
経済産業大臣	平沼	赳夫（衆・自民）	内閣法制局長官	津野 修
国土交通大臣	扇	千景（参・自保）		
環境大臣	川口	順子		
国務大臣	福田	康夫（衆・自民） （内閣官房長官） （男女共同参画担当大臣）		

小泉内閣

（平成13年4月26日認証式）

内閣総理大臣	小泉	純一郎（衆・自民）		
総務大臣	片山	虎之助（参・自保）	国務大臣	村井 仁（衆・自民） （国家公安委員会委員長） （防災担当大臣）
法務大臣	森山	眞弓（衆・自民）	国務大臣	中谷 元（衆・自民） （防衛庁長官）
外務大臣	田中	眞紀子（衆・自民）	国務大臣	尾身 幸次（衆・自民） （沖縄及び北方対策担当大臣） （科学技術政策担当大臣）
財務大臣	塩川	正十郎（衆・自民）	国務大臣	柳澤 伯夫（衆・自民） （金融担当大臣）
文部科学大臣	遠山	敦子	国務大臣	竹中 平蔵 （経済財政政策担当大臣）
厚生労働大臣	坂口	力（衆・公明）	国務大臣	石原 伸晃（衆・自民） （行政改革担当） （規制改革担当大臣）
農林水産大臣	武部	勤（衆・自民）	内閣法制局長官	津野 修
経済産業大臣	平沼	赳夫（衆・自民）		
国土交通大臣	扇	千景（参・自保）		
環境大臣	川口	順子		
国務大臣	福田	康夫（衆・自民） （内閣官房長官） （男女共同参画担当大臣）		

4 本会議・委員会等傍聴者数

(会期終了日 13.6.29 現在)

回次	総計	内 訳	
		本会議	委員会等
137 (臨時会)	9	8	1
138 (特別会)	149	48	101
139 (臨時会)	424	267	157
140 (常会)	5,108	1,451	3,657
141 (臨時会)	1,668	410	1,258
142 (常会)	3,301	999	2,302
143 (臨時会)	1,621	665	956
144 (臨時会)	506	269	237
145 (常会)	6,108	1,837	4,271
146 (臨時会)	1,115	362	753
147 (常会)	4,497	1,340	3,157
148 (特別会)	45	32	13
149 (臨時会)	432	193	239
150 (臨時会)	2,028	902	1,126
151 (常会)	4,788	1,351	3,437

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

(会期終了日 13.6.29 現在)

年 (平成)	総計	参 観 内 訳				
		一般	小・中学	高校	外国人	特別参観
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9	180,885	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10	187,657	34,734	149,878	1,515	1,525	5
11	190,559	36,580	149,835	2,727	1,412	5
12	185,764	31,630	150,391	1,996	1,694	53
13	122,840	17,609	103,719	681	831	0

*特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

6 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
マレーシア上院議長 (13. 2. 14 招待状発送)	団長 (上院議長) マイケル・チェン・ウィンサム君 同夫人 ヘレン・クー・シアンキュー君 団員 (上院議員) アブドゥル・アジズ・アブドゥル・ ラーマン君 同 (同) マリムトゥ君 同 (同) ロン・ジディン君 同 (同) チャーリー・チャウラップ・ チャン君 随員 (上院議長秘書官) アブドゥラ・アブドゥル・ ワハブ君	13. 3. 20 ～ 3. 26
ポーランド共和国 上院議長 (13. 3. 19 招待状発送)	団長 (上院議長) アリツヤ・グジェシコヴィアック君 団員 (上院議員) クシシュトフ・マイカ君 同 (同) イエジ・チェシラク君 同 (同) ヤヌシ・オクシェシツク君 同 (同) マレク・ヴァシュコヴィアック君 随員 (上院事務局長) ボグダン・スクファルカ君 同 (議長補佐官) エルジビエタ・ボヤロフスカ君 同 (上院渉外局職員) ヨアンナ・バナシコフスカ君 同 (警護官) パヴェウ・チャイカ君	13. 4. 18 ～ 4. 24

7 参議院議員海外派遣一覧

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
アメリカ合衆国における憲法事 情に関する実情調査及び同国の 政治経済事情等視察 (12. 12. 5 議長決定)	アメリカ	13. 1. 7 ～ 1. 14	江田 五月君 岩城 光英君 清水 達雄君 大森 礼子君 小泉 親司君 大脇 雅子君 岩本 荘太君 島袋 宗康君	13. 6. 29 議院 運営委員会に 報告書提出
第9回アジア・太平洋議員フォー ラム(APPF)総会出席及び各 国の政治経済事情等視察 (12. 12. 19 議長決定)	アメリカ、 チリ、 ブラジル	13. 1. 12 ～ 1. 25	亀井 郁夫君 本田 良一君	13. 6. 29 議院 運営委員会に 報告書提出
第105回列国議会同盟(I P U) 会議出席及び各国の政治経済事 情等視察 (13. 3. 9 議長決定)	アメリカ、 キューバ、 メキシコ	13. 3. 29 ～ 4. 11	阿南 一成君 佐々木 知子君 広中 和歌子君	13. 6. 29 議院 運営委員会に 報告書提出
第21回日本・EU議員会議出席 及び各国の政治経済事情等視察 (13. 3. 16 議長決定)	ベルギー、 イギリス	13. 4. 8 ～ 4. 14	中川 義雄君 但馬 久美君 八田 ひろ子君	13. 6. 29 議院 運営委員会に 報告書提出

8 国会関係日誌 (12.12.2~13.6.29)

【第150回国会(臨時会)閉会后】

平成12年

- 12. 2(土) ○ 議会開設110年国会特別参観(～3日)
- 4(月) ○ 教育課程審議会答申(相対評価から絶対評価へ)
- 5(火) ○ 第2次森改造内閣認証式
 - 世界経済白書「IT(情報技術)時代の労働市場と世界経済」(企画庁)
- 7(木) ○ 瀬戸内海環境保全審議会答申
- 8(金) ○ 国語審議会答申
- 12(火) ○ 「規制改革についての見解」(規制改革委員会)
 - 「男女共同参画基本計画」閣議決定
 - 規制緩和と白書(総務庁)
- 13(水) ○ 来年度税制改正答申(政府税調)
 - 気象白書
- 14(木) ○ 選挙人名簿登録者数(自治省)
 - 「宇宙開発の中長期戦略」(宇宙開発委員会)
- 15(金) ○ 次期中期防衛力整備計画(次期防、平成13～17年度)
 - チェルノブイリ原発完全閉鎖
- 19(火) ○ 消防白書
 - 新行革本部設置を閣議決定
- 20(水) ○ 平成13年度予算大蔵原案内示(政府経済見通しは来年度1.7%成長)
 - 東京高裁、オレンジ共済組合事件控訴審判決で友部達夫被告の控訴棄却
- 21(木) ○ 金融審議会報告(異業種企業の銀行業参入ルールなど)
 - 電気通信審議会答申(通信市場を活性化する競争促進策)
 - 少年凶悪事件調査(警察庁)
- 22(金) ○ 教育改革国民会議最終報告「教育を変える17の提案」
 - 平成13年度予算閣僚折衝
- 23(土) ○ 「内外情勢の回顧と展望」(公安調査庁)
 - 「低年齢少年の価値観等に関する調査」(総務庁)
- 24(日) ○ 平成13年度予算政府案閣議決定
- 25(月) ○ 「日本経済の現況」(ミニ経済白書)
- 26(火) ○ 科学技術会議答申「第2期科学技術基本計画案」

平成13年

- 1. 6(土) ○ 中央省庁再編(1府12省庁)
 - 「大臣、副大臣及び大臣政務官規範」を閣議決定
- 7(日) ○ 森総理、南ア、ケニア、ナイジェリア及びギリシャ歴訪に出発(～15日)

- 8(月) ○ インドネシア味の素社長、消費者保護法違反(豚肉成分の使用)で逮捕
- 9(火) ○ 「行政評価プログラム」(総務省)
- 10(水) ○ 「公益事業分野における規制緩和と競争政策」(公正取引委員会・政府規制等と競争政策に関する研究会)
- 13(土) ○ アジア欧州会議(ASEM)財務相会合(神戸市、～14日)
 - エルサルバドルで大地震
- 15(月) ○ 村上正邦氏、自民党参議院議員会長を辞任
- 16(火) ○ 東京地検特捜部、小山孝雄参議院議員を受託収賄容疑で逮捕
 - 平成13年度税制改正要綱閣議決定
 - 日ロ外相会談(モスクワ、～17日)
- 18(木) ○ 総合科学技術会議第1回本会議
- 19(金) ○ 第151回国会(通常会)31日召集を閣議決定
- 20(土) ○ プッシュミ大統領就任式
 - エストラダ・フィリピン大統領が辞任、後任にはアロヨ副大統領
- 22(日) ○ アナン国連事務総長来日(～25日)
- 23(火) ○ 自民党参議院議員会長に竹山裕氏
 - 額賀経済財政相辞任、後任に麻生太郎衆議院議員
 - 世界雇用報告(ILO)
- 25(木) ○ 世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議、～30日)
 - 「21世紀教育新生プラン」(文部科学省)
 - 外務省、機密費流用で調査報告
- 26(金) ○ 日米外相会談
 - インド西部で大地震
- 28(日) ○ ドスサントス・アンゴラ大統領来日
 - 山形県知事選、高橋和雄氏3選
 - 岐阜県知事選、梶原拓氏4選
- 29(月) ○ 小山孝雄参議院議員辞職許可
- 30(火) ○ 司法制度改革審議会、「裁判員制」創設で一致

【第151回国会(常会)】

- 1. 31(水) ○ 第151回国会(常会)召集
 - 開会式
 - 参本会議(議席の指定、常任委員の選任、常任委員長の選挙、5特別委員会の設置、政府4演説)
 - 衆本会議(議席の指定、常任委員の選任、常任委員長の選挙、5特別委員会の設置、政府4演説)
- 2. 1(木) ○ 最高裁、株主代表訴訟に会社側の補助参加を認める判断

- 2(金) ○平成12年分政党交付金(総務省)
○「環境物品等の調達の推進に関する基本方針について」(閣議決定)
- 5(月) ○衆本会議(代表質問:鳩山由紀夫君、古賀誠君、上田清司君、神崎武法君)
- 6(火) ○参本会議(代表質問:久保亘君、竹山裕君)
○衆本会議(代表質問:山岡賢次君、石井郁子君、土井たか子君、野田毅君)
○イスラエル首相選挙、右派リクードのシャロン党首が当選
- 7(水) ○参本会議(代表質問:木庭健太郎君、市田忠義君、梶原敬義君、石田美栄君、星野朋市君、堂本暁子君、田村秀昭君)
○衆予算(平成13年度予算提案理由説明聴取)
- 8(木) ○衆予算(基本的質疑)
- 9(金) ○衆本会議
○衆予算(基本的質疑)
○ハワイ・オアフ島沖で米海軍原潜「グリーンビル」と宇和島水産高校のマグロはえ縄漁実習船「えひめ丸」が衝突し沈没
- 13(火) ○平成13年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
- 14(水) ○参本会議
○基本政策合同審査会(党首討論)第1回
○裁判官弾劾裁判所裁判員会議(裁判長に陣内孝雄君を互選)
- 16(金) ○衆本会議
○行政組織の新設改廃状況報告書
○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告
○平成11年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
○平成11年度日本国有鉄道清算事業団の債務の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
- 17(土) ○G7財務相・中央銀行総裁会議(イタリア・パレルモ)
- 19(月) ○参農林水産委委員派遣(有明海ノリ被害等調査)
○「シーガイア」を運営する第三セクター・フェニックスリゾートが会社更生法適用を申請
- 20(火) ○衆本会議
- 21(水) ○参本会議
○衆本会議(予算委員長野呂田芳成君解任決議案否決)
- 22(木) ○衆本会議
○米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、日本国債をダブルAプラスに格下げ
- 23(金) ○参予算委(村上正邦議員の証人喚問を決定、平成13年度予算趣旨説明聴取)
- 26(月) ○参本会議(村上正邦議員辞職許可)
○衆政倫審(額賀福志郎議員弁明聴取、質疑)
○EU加盟15か国、ニース条約に調印
- 27(火) ○衆予算委公聴会(～28日)
○韓口首脳会談(ソウル)
○ブッシュ米大統領、施政方針演説(上下両院合同本会議)
- 28(水) ○参予算委(村上正邦前参議院議員証人喚問)
3. 1(木) ○東京地検特捜部、村上正邦前参議院議員を受託収賄容疑で逮捕
- 2(金) ○衆本会議(平成13年度予算可決)
- 5(月) ○衆本会議(森内閣不信任決議案否決)
○中国第9期全国人民代表大会(全人代)第4回会議
○デンマーク国会議長一行来日(衆議院議長招待、～10日)
- 6(火) ○参予算委(基本的質疑)
- 7(水) ○参本会議
○参予算委(基本的質疑)
- 8(木) ○衆本会議
- 9(金) ○参本会議(国税3法趣旨説明)
○衆本会議
○破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
- 10(土) ○官房機密費(報償費)問題で松尾・外務省元要人外国訪問支援室長を逮捕
- 12(月) ○参予算委(森総理出席)
- 13(火) ○自民党大会
○経済協力評価報告書(外務省)
- 14(水) ○参本会議(森内閣総理大臣問責決議案否決)
○KSD問題で厚生労働省幹部処分
- 15(木) ○参予算委公聴会
○衆本会議(衆議院規則改正案可決、衆議院事務局及び法制局職員定員規程案可決)
- 16(金) ○参予算委(KSD問題等集中審議)
○参本会議(平成13年度地財計画、地方税法等改正案等趣旨説明)
○衆本会議
○月例経済報告、戦後初めて「緩やかなデフレ」を認める
○交通安全基本計画(中央交通安全対

- 策会議)
- 大阪府警、雪印乳業の乳製品による食中毒事件で石川前社長らを業務上過失傷害容疑などで書類送検
 - 最高裁、古川・福岡高裁判事の妻に関する捜査情報漏えい等の問題に関する分限裁判で福岡高裁長官と同高裁事務局長の戒告を決定
- 19(月) ○日米首脳会談(ワシントン)
○日銀、量的金融緩和を決定
- 20(火) ○マレーシア上院議長一行来日(参議院招待)
- 22(木) ○参予算委嘱審査(常任委員会)
○衆本会議
○公示地価、10年連続下落
○森総理、董建華香港行政長官と会談
- 23(金) ○参本会議(森総理の米国訪問及びえひめ丸衝突事故に関する報告、国立国会図書館支部図書館及びその職員に関する法律改正案可決、参議院事務局職員定員規程一部改正に関する件可決)
○衆本会議
○地方財政白書
- 24(土) ○瀬戸内海安芸灘沖で強い地震(平成13年芸予地震)
- 25(日) ○千葉県知事選、堂本暁子前参議院議員が当選
○日ロ首脳会談(イルクーツク)
○G8下院議長会議準備会合(ローマ)
- 26(月) ○参予算委(平成13年度予算可決)
○参本会議(平成13年度予算成立)
○裁判官弾劾裁判所裁判員会議(次期裁判長(4月1日就任)に葉梨信行君を互選、代理裁判長選定、裁判官弾劾裁判所規則の一部改正)
- 27(火) ○衆本会議(森総理の訪米・訪口報告)
○原子力安全白書
○「規制改革委員会」を「総合規制改革会議」に変更(閣議決定)
- 28(水) ○参本会議(平成13年度公債特例法案、法人税法改正案、租特法改正案、地方税法等改正案、地方交付税法等改正案、公害防止事業に係る財政上の特別措置に関する法律改正案成立)
○議員会館自治委員会
○営利企業への就職の承認に関する年次報告(天下り白書、人事院)
- 29(木) ○衆本会議
○女性労働白書(厚生労働省)
○e-Japan 重点計画(IT戦略本部)
- 30(金) ○参本会議(土地再評価法改正案、義務教育諸学校学級編制及び教職員定数標準法改正案、住宅金融公庫法改正案、高齢者居住安定確保法案成立)
- 衆本会議
○規制改革推進3か年計画(閣議決定)
○第2期科学技術基本計画(閣議決定)
○「政府調達における我が国の施策と実績」
○最高裁、分限裁判で古川・福岡高裁判事の戒告を決定
4. 1(日) ○南シナ海上空で米海軍のEP3偵察機と中国軍戦闘機が接触
- 2(月) ○参本会議(国会議員選挙等執行経費基準法改正案可決)
- 3(火) ○衆本会議
○大深度地下の公共的使用に関する基本方針(閣議決定)
- 4(水) ○参本会議(DV防止法案可決)
○基本政策合同審査会
- 5(木) ○衆本会議
○北朝鮮最高人民会議(平壤)
- 6(金) ○参本会議(犯罪被害者等給付金支給法改正案成立)
○衆本会議(DV防止法案成立)
○政府・与党、緊急経済対策を決定
○森総理辞意表明(閣僚懇談会)
○中海干拓問題で調停成立(公害等調整委)
- 8(日) ○日中韓3か国環境相会合
- 10(火) ○衆本会議
○農業白書
○世界経済見通し(国連)
○歴史教科書検定問題で駐日韓国大使が一時帰国
- 11(水) ○参本会議(農業者年金基金法改正案趣旨説明)
- 12(木) ○衆本会議
○政治団体収支報告書(総務省)
○中国、米中軍用機接触事故の米乗員24人全員を解放
- 13(金) ○団体規制法の観察処分に基づく立ち入り検査などの状況(法務省)
○林業白書
- 15(日) ○秋田県知事選、寺田典城氏
- 17(火) ○漁業白書
○セーフガード暫定発動を閣議決定(ネギ、生シイタケ、豊表の3品目、23日から200日間)
- 18(水) ○参本会議(京都議定書発効のための国際合意の実現に関する決議、雇用対策法等改正案成立)
○ポーランド共和国上院議長一行来日

- (参議院招待)
- 森総理が退陣会見
 - 19(木) ○衆本会議 (京都議定書発効のための国際合意の実現に関する決議)
 - 20(金) ○裁判官訴追委員会 (古川・福岡高裁判事の訴追を決定)
 - 中小企業白書
 - 21(土) ○地球温暖化問題に関する非公式閣僚級会合 (ニューヨーク、～22日)
 - 22(日) ○台湾の李登輝前総統が来日
 - ベトナム共産党大会、ノン・ドク・マイン国会議長を新書記長に指名
 - 23(月) ○米太平洋艦隊司令官、えひめ丸衝突事故で米海軍潜水艦「グリーンビル」艦長を懲戒
 - 24(火) ○自民党総裁選、小泉純一郎衆議院議員が当選
 - 外務省機能改革会議提言 (本省観察制度新設、機密費の減額など)
 - 26(木) ○森内閣総辞職
 - 参本会議 (小泉純一郎衆議院議員を総理大臣に指名)
 - 衆本会議 (小泉純一郎衆議院議員を総理大臣に指名)
 - 内閣総理大臣親任式、国務大臣認証式
 - 28(土) ○G7財務相・中央銀行総裁会議 (ワシントン)
 - 5. 1(火) ○副大臣認証式
 - 「さいたま市」発足
 - 2(水) ○EU代表団、北朝鮮で金正日総書記と会談
 - 4(金) ○北朝鮮の金総書記の長男と見られる男性を国外退去処分に
 - 日中韓・ASEAN経済担当相会議 (カンボジア・シエムレアプ)
 - 7(月) ○参本会議 (小泉総理所信表明演説)
 - 衆本会議 (小泉総理所信表明演説)
 - 大臣政務官任命
 - 8(火) ○外交青書
 - 都市再生本部の設置を閣議決定
 - 韓国外交通商相、日本の歴史教科書の再修正を要求
 - 英下院解散
 - 9(水) ○衆本会議 (代表質問: 鳩山由紀夫君、山崎拓君、枝野幸男君、神崎武法君)
 - マルハを関税法違反で強制捜査 (東京地検)
 - 10(木) ○参本会議 (代表質問: 勝木健司君、竹山裕君)
 - 衆本会議 (代表質問: 中井洽君、志位和夫君、土井たか子君、二階俊博君)
 - 11(金) ○参本会議 (代表質問: 浜四津敏子君、市田忠義君、谷本巍君、小林元君、月原茂皓君)
 - ハンセン病訴訟、熊本地裁は、国に賠償命じ原告勝訴の判決
 - 産業構造改革・雇用対策本部の設置を閣議決定
 - 13(日) ○インターアクション・カウンシル(OBサミット) 第19回総会 (淡路島、～15日)
 - 14(月) ○衆予算委 (基本的質疑、～15日)
 - イタリア総選挙、中道右派連合が勝利
 - 16(水) ○参本会議
 - OECD閣僚理事会 (パリ、～17日)
 - 高額納税者公示 (国税庁)
 - 18(金) ○衆本会議
 - 衆議院運営委 (中村喜四郎衆院議員に対する議員辞職勧告決議案の本会議への上程を否決)
 - 都市再生本部第1回会合
 - 通商白書
 - 19(土) ○児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で東京高裁裁判官を逮捕 (最高裁は28日に訴追請求)
 - 21(月) ○参予算委 (基本的質疑)
 - 陳水扁・台湾総統が訪米
 - 22(火) ○参予算委 (基本的質疑)
 - 23(水) ○ハンセン病訴訟の熊本地裁判決に控訴せずと政府決定
 - WTO年次報告
 - 24(木) ○衆本会議
 - アジア欧州会議 (ASEM) 第3回外相会合 (北京、～25日)
 - 25(金) ○参本会議
 - 衆本会議 (税理士法改正案成立)
 - 人権擁護推進審議会答申
 - 水島広雄・百貨店「そごう」前会長を強制執行妨害容疑で逮捕
 - 27(日) ○さいたま市長選、元浦和市長の相川宗一氏
 - 刈羽村住民投票でブルサーマル反対が過半数
 - 28(月) ○参本会議 (確定給付企業年金法案趣旨説明)
 - 衆予算委 (経済・外交等集中審議)
 - 最高裁、オレンジ共済事件で友部参議院議員の上告を棄却する決定
 - 29(火) ○衆本会議 (教育改革関連3法案趣旨説明)
 - 環境白書
 - 30(水) ○参本会議 (農業者年金基金法改正案)

- 成立)
- 31(木) ○衆本会議
○経済財政諮問会議、基本方針原案公表
6. 1(金) ○参本会議 (自動車NO_x (窒素酸化物) 法改正案可決、防衛庁設置法等改正案成立)
○高齢社会白書
- 4(月) ○衆憲法調査会地方公聴会 (神戸)
- 5(火) ○衆本会議
○首都圏白書
○日・メキシコ首脳会談
- 6(水) ○参本会議 (水産基本法案、電気通信事業法等改正案趣旨説明)
○APEC貿易担当閣僚会議 (上海、～7日)
○基本政策合同審査会 (小泉総理、初の党首討論)
○外務省改革要綱
○日・ベトナム首脳会談
○最高裁、友部参議院議員の異議申立てを棄却する決定
- 7(木) ○衆本会議 (ハンセン病問題に関する決議)
○英総選挙 (労働党が圧勝)
- 8(金) ○参本会議 (ハンセン病問題に関する決議、確定給付企業年金法案成立)
○衆本会議
○国家公務員白書 (人事院)
○観光白書
○大阪教育大付属池田小に刃物を持った男が乱入、児童8人が死亡、教師2人を含む15人が重軽傷
- 12(火) ○衆本会議
○交通安全白書
○司法制度改革審議会、最終意見書を小泉首相に提出 (裁判員制度、法曹人口の大幅増など)
- 13(水) ○参本会議 (行政機関政策評価法案、確定拠出年金法案趣旨説明、石油の安定的供給確保のための石油備蓄法等改正案、道交法改正案、自動車運転代行業適正化法案、債権管理回収業特措法改正案成立)
○基本政策合同審査会
- 14(木) ○衆本会議 (教育改革関連3法案可決)
○地方分権推進委員会、最終報告
- 15(金) ○参本会議 (教育改革関連3法案趣旨説明、環境事業団法改正案、JR法改正案、電気通信事業法等改正案成立)
○衆本会議
- 司法制度改革審議会意見に関する対処方針 (閣議決定、政府声明)
○防災白書
- 17(日) ○千葉市長選、鶴岡啓一氏 (前市助役)
- 19(火) ○衆本会議 (自動車NO_x 法改正案成立)
○平成8年度及び平成9年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告
○科学技術白書
○男女共同参画会議「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」最終報告
- 20(水) ○参本会議 (緊急経済対策関連法案成立)
○基本政策合同審査会
○裁判官訴追委、出張尋問 (東京拘置所)
- 21(木) ○経済・財政運営の基本方針 (経済財政諮問会議)
- 22(金) ○参本会議 (水産基本法案、行政機関政策評価法案、確定拠出年金法案、商法等改正案成立、3調査会報告、少子化対策推進に関する決議)
○衆本会議 (電気通信役務利用放送法案、農林中央金庫法案、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案成立)
○男女共同参画白書
- 25(月) ○参決算委 (平成10年度決算等議決)
○国連エイズ特別総会 (～27日)
- 26(火) ○衆本会議
○循環型社会白書
○ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づく年次報告
○今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針 (閣議決定)
○地球温暖化防止会議・非公式閣僚会合 (オランダ・ハーグ、～28日)
- 27(水) ○参本会議 (平成10年度決算議決、警告決議可決、民訴法改正案成立)
- 28(木) ○国会改革推進に関する報告 (与党3党国会改革推進協議会)
- 29(金) ○参本会議 (林業基本法改正案、土地収用法改正案、教育改革関連3法案成立)
○衆本会議
○公務員制度改革の基本設計 (行政改革推進本部)